

第1660回島根県教育委員会会議 議題書

令和7年3月26日(水)
日 時
13時30分～

第1660回教育委員会会議議題

期日 令和7年3月26日(水)

議題

一公開一

(議決事項)

- 第45号 市町村立学校の教職員の給与に関する規則等の一部改正について
(総務課) ━━━━ 1
- 第46号 しまね教育振興ビジョン(最終案)について
(総務課) ━━━━ 2
- 第47号 市町村立学校の会計年度任用職員の報酬等及び費用弁償の支給に関する規則の一部改正について
(学校企画課) ━━━━ 3
- 第48号 市町村立学校の教職員の勤務時間に関する規則の一部改正について
(学校企画課) ━━━━ 4
- 第49号 県立高校魅力化ビジョン後半期間の「具体的な取組」(案)について
(学校企画課) ━━━━ 5
- 第50号 江津地域の新設校開校準備委員会「I期まとめ」について
(学校企画課) ━━━━ 6
- 第51号 第2期しまねの学力育成推進プランについて
(教育指導課) ━━━━ 7
- 第52号 しまねの架け橋期の教育ガイド(案)について
(教育指導課) ━━━━ 8

(報告事項)

- 第82号 令和7年度教育委員会事務局等職員定期人事異動(事務職員等関連分)について
(総務課) ━━━━ 9
- 第83号 令和6年度優秀指導者表彰の受賞者について
(総務課) ━━━━ 10
- 第84号 令和6年度末市町村立学校の廃止及び令和7年度市町村立学校の設置について
(学校企画課) ━━━━ 11
- 第85号 令和7年度島根県公立高等学校入学者選抜における第2次募集の状況及び最終合格状況について
(教育指導課) ━━━━ 12
- 第86号 令和7年度使用特別支援学校高等部用教科用図書の採択結果について
(特別支援教育課) ━━━━ 13
- 第87号 令和6年度島根県児童生徒学芸顕彰(教育長顕彰・第2期分)について
(社会教育課) ━━━━ 14

—非公開—

(議決事項)

第53号 令和7年度島根県教科用図書選定審議会委員の選任及び諮問について

(教育指導課・特別支援教育課) ————— 15

(報告事項)

第88号 令和7年春の叙勲内示について

(総務課・保健体育課) ————— 16

議決第45号
総務課

市町村立学校の教職員の給与に関する規則等の一部改正について

1 改正理由

令和6年職員の給与等に関する報告及び勧告を受け、2月議会において「市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例」が議決されたこと等に伴い所要の改正を行う。

2 一部改正する規則

- (1) 市町村立学校の教職員の給与に関する規則（昭和32年教育委員会規則第11号）
- (2) 島根県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則（平成12年教育委員会規則第4号）
- (3) 島根県教育委員会の権限の一部を総務事務センター長に委任する規則（平成24年教育委員会規則第9号）
- (4) 市町村立学校の教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（令和4年教育委員会規則第18号）

3 改正内容

- (1) 市町村立学校の教職員の給与に関する規則

ア 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備に伴う改正

手当名	概要	該当条文
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> ○条例改正に伴い、支給に関し必要な事項は規則で定めることとされたことによる改正 ○経過措置期間（令和7年度）中における扶養手当の支給要件等に係る規定の整備 ○その他所要の改正 	第27条の2 第28条の2の2 改正規則附則第5項
住居手当	<ul style="list-style-type: none"> ○扶養手当の改正（配偶者に係る手当の廃止）に伴う改正 ○再任用教職員に対して支給することとなる規定の整備 ○その他所要の改正 	第28条の3 第28条の6
通勤手当	<ul style="list-style-type: none"> ○特別急行列車等に係る支給要件の緩和 <ul style="list-style-type: none"> ・高速道路利用者 60km→50km（経過措置あり） (特別急行列車利用者は60kmで変更なし) ・教職員又は配偶者の異動に伴い、配偶者と同居して子を養育する教職員を追加（経過措置あり） 	第29条の12の2 改正規則附則第6項 第29条の12の9 改正規則附則第6項

手当名	概要	該当条文
	<ul style="list-style-type: none"> ・異動等の直前の住居から転居する場合、経路の変更を認めることとする規定の整備 <p>○特別急行列車等の利用基準の廃止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別急行列車等利用による通勤時間 30 分以上短縮 ・高速道路利用する場合の通勤距離延長の基準（125%以内） <p>○通勤手当の適切な支給</p> <ul style="list-style-type: none"> ・月の初日に離職し、翌日から採用された場合の通勤手当を支給可能とする規定の整備 ・特別急行列車等利用に係る特別料金支給に関し、県教育委員会が定める基準に満たないときの不支給規定の整備 <p>○その他所要の改正</p>	第 29 条の 12 の 3 第 29 条の 12 の 7 第 29 条の 12 の 4 を削除 第 29 条の 12 第 29 条の 14
単身赴任手当	<p>○条例改正に伴い、規則で定めることとされている「権衡職員」の範囲に係る規定の整備</p> <p>○その他所要の改正</p>	第 31 条の 6
べき地手当に準ずる手当	<p>○再任用教職員に対して支給することとなる規定の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再任用に伴い転居した場合 ・手当を受けていた再任用教職員が再び同じ学校に再採用された場合 <p>○令和 7 年 4 月 1 日以降に異動等した再任用教職員に対して支給することを規定</p>	第 32 条の 4 改正規則附則第 10 項
管理職員特別勤務手当	<p>○平日深夜勤務に引き続き週休日等勤務を行った場合等の併給禁止規定の整備</p> <p>○その他所要の改正</p>	第 37 条の 2 の 2
初任給決定等	<p>○経験年数換算表の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・採用後の職務に直接役立つと認められる職務に従事していた期間（常時勤務等に限る。）については、10 割換算することを明示 	別表第 5

手当名	概要		該当条文											
	【参考】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>経歴</th> <th>換算率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国、地方公共団体等 又は民間企業、団体 職員等としての在職 期間</td> <td>教職員としての職務 にその経験が直接役立つと認められる職務に従事した期間 その他の期間</td> <td>10割</td> </tr> <tr> <td>学校又は学校に準ずる教育機関における 在学期間</td> <td></td> <td>10割以下</td> </tr> <tr> <td>その他の期間</td> <td>教職員として職務に その経験が直接役立つと認められる職務 に従事した期間 その他のもの</td> <td>10割以下 5割以下</td> </tr> </tbody> </table>		経歴	換算率	国、地方公共団体等 又は民間企業、団体 職員等としての在職 期間	教職員としての職務 にその経験が直接役立つと認められる職務に従事した期間 その他の期間	10割	学校又は学校に準ずる教育機関における 在学期間		10割以下	その他の期間	教職員として職務に その経験が直接役立つと認められる職務 に従事した期間 その他のもの	10割以下 5割以下	
経歴	換算率													
国、地方公共団体等 又は民間企業、団体 職員等としての在職 期間	教職員としての職務 にその経験が直接役立つと認められる職務に従事した期間 その他の期間	10割												
学校又は学校に準ずる教育機関における 在学期間		10割以下												
その他の期間	教職員として職務に その経験が直接役立つと認められる職務 に従事した期間 その他のもの	10割以下 5割以下												
その他	○行政職給料表8級以上の給料表の号給数の改正（大くり化）に伴う改正		第8条 別表第7の3											
	○給料表改正（初号近辺の号給カット）に伴う所要の改正		別表第2の3 別表第7の2 別表第11											

イ 諸手当の見直し

(ア) 管理職手当区分の見直しに伴う改正

3種に指定する学校 (別表第9の4)	4種に指定する学校 (別表第9の5)	5種に区分される学校 (別表第9の4、第9の5に掲げる学校以外の学校)
(新規指定なし)	松江市立川津小学校（現3種） 安来市立島田小学校（現5種） 出雲市立北陽小学校（現3種） 〃 朝陽小学校（現5種） 〃 旅伏小学校（新設校） 出雲市立河南中学校（現3種） 大田市立志学中学校（現5種） 益田市立匹見中学校（現5種）	松江市立来待小学校（現4種） 大田市立久手小学校（現4種） 安来市立第三中学校（現4種） 〃 広瀬中学校（現4種） 雲南市立三刀屋中学校（現4種） 浜田市立第二中学校（現4種） 益田市立東陽中学校（現4種）

(参考) 手当区分が見直しにより下がった場合、支給対象者がその学校から異動するまでは見直し前の手当を支給

(イ) へき地学校等の統廃合に伴う規定の改定

a へき地学校表（別表第10）から削除

(a) 奥出雲町立高尾小学校（奥出雲町条例である奥出雲町立小学校及び中学校の設置に関する条例の改正に伴い廃止）

(b) 出雲市立窪田小学校（出雲市条例である出雲市立小学校及び中学校設置条例の改正に伴い廃止）

b へき地学校に準ずる学校表（別表第10の2）から削除

奥出雲町立馬木小学校（奥出雲町条例である奥出雲町立小学校及び中学校の設置に関する条例の改正に伴い廃止）

ウ その他規定の整理

(2) 2(2)、(3)及び(4)の規則

市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の施行及び(1)アの改正に伴う規定の整理

4 施行日

令和7年4月1日

市町村立学校の教職員の給与に関する規則新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>市町村立学校の教職員の給与に関する規則 (昭和32年10月8日) 島根県教育委員会規則第11号</p> <p>第1条～第7条 [略]</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、市町村立学校の教職員の給与等に関する条例（昭和29年島根県条例第7号。以下「条例」という。）の規定に基づき、教職員の給与に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(用語の意義)</p> <p>第1条の2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 「教職員」、「教育職員」、「学校栄養職員」及び「事務職員」とは、条例第2条に定めるところによるものとする。 (2) 「給料月額」とは、教職員の属する職務の級について給料表に定められている号給又は給料表に定められていない月額の給料であって、条例第15条の2に規定する給料の調整額を含まないものをいう。 (3) 「昇格」とは、教職員の職務の級を同一給料表の上位の職務の等級に変更することをいう。 (4) 「降格」とは、教職員の職務の級を同一給料表の下位の職務の級に変更することをいう。 (5) 「経験年数」とは、教職員が教職員として在職した年数（この規則においてその年数に換算された年数を含む。）をいう。 (6) 「必要経験年数」とは、教職員の職務の級を決定する場合の資格として必要な経験年数をいう。 (7) 「在級年数」とは、教職員が同一の職務の級において引き続き在職した年数をいう。 (8) 「必要在級年数」とは、教職員が昇格する場合の資格として必要な在級年数をいう。 (9) 「正規の試験」とは、県人事委員会が行う採用試験又は県人事委員会がこれに準ずると認める試験をいう。 <p>第2条・第2条の2 [略]</p>

(級別資格基準表)

第3条 教職員の職務の級を決定する場合において必要とされる資格の基準は、この規則において別に定める場合を除き、次項に掲げる級別資格基準表によるものとする。

2 級別資格基準表の種類は次の各号に掲げるとおりとし、それぞれの級別資格基準表はその名称に表示されている給料表の適用を受ける教職員に適用する。

(1) 中学校・小学校等教育職給料表級別資格基準表（別表第2）

(2) 医療職給料表(2)級別資格基準表（別表第2の2）

(3) 行政職給料表級別資格基準表(別表第2の3)

3 級別資格基準表の職務の級欄に掲げる上記の数字は、当該職務の級に決定されるための1級下位の職務の級における必要在級年数を示し、次の数字は、学歴免許欄に掲げるそれぞれの学歴免許等の資格を有する者が当該職務の級に決定されるための必要経験年数を示すものとする。

第4条 級別資格基準表を適用する場合における教職員の経験年数は、同表において別に定めるものほか、前条第2項の規定の適用に当たって用いたその者の学歴免許等の資格を取得した時以後の経験年数による。

2 教職員の前条第2項の規定の適用に当たって用いたその者の学歴免許等の資格を取得した時以後における経験のうち教職員として同種の職務に在職した年数以外の年数については、経験年数換算表（別表第5）の定めるところにより経験年数として換算することができる。

第4条の2 [略]

第4条の3 正規の試験の結果に基づいて適用される別表第6から別表第6の3までに定める初任給基準表（以下「初任給基準表」という。）の職種欄又は試験欄の区分に対応する初任給欄の職務の級における在級年数は、事務職員がその試験の結果に基づいて当該職務の級の資格を取得した時以後の在級年数とする。

(職務の級の決定)

第5条 新たに教職員となった者の職務の級は、次に定めるところにより、その職務に応じて決定するものとす

る。

- (1) 正規の試験の結果に基づいて新たに教職員となった者の職務の級は、その者が新たに教職員となった日においてその者に適用される初任給基準表の職種欄又は試験欄の区分に対応する初任給欄の職務の級に決定するものとする。
- (2) 新たに教職員となった者の職務の級は、その者が新たに教職員となった日においてその者に適用される初任給基準表の職種欄又は試験欄の区分及び学歴免許欄の区分に対応する初任給欄の職務の級（次条第1項第2号に掲げる教職員にあっては、その者に適用される給料表の最下位の職務の級）を基礎としてその者の経験年数に相当する期間その者の職務と同種の職務に引き続き在職したものとみなして第11条第2項本文（特別の事情がある場合には、同項）の規定の例によるものとした場合に決定することができる職務の級の範囲内で決定しようとするときには、当該職務の級の範囲内でその者の職務の級を決定するものとし、当該決定することができる職務の級より上位の職務の級に決定しようとするときには、教育委員会の定めるところにより当該職務の級にその者の職務の級を決定するものとする。

（号給の決定）

第6条 新たに教職員となった者の号給は、次の各号に掲げる教職員の区分に応じ当該各号に定める号給とする。

- (1) 次号に掲げる教職員以外の教職員 次に掲げる教職員の区分に応じ、次に定める号給
 - ア 前条の規定により決定された職務の級の号給が初任給基準表に定められている教職員 当該号給
 - イ 前条の規定により決定された職務の級の号給が初任給基準表に定められていない教職員 初任給基準表に定める号給を基礎としてその者の属する職務の級に昇格し、又は降格したものとした場合に第12条の2第1項又は第12条の3第1項の規定により得られる号給
- (2) 初任給基準表の職種欄若しくは試験欄にその者に適用される区分の定めのない教職員又はその者に適用される同表のこれらの欄の区分に対応する学歴免許欄の最も低い学歴免許等の区分よりも下位の区分に属する学歴免許等の資格のみを有する教職員 その者の属する職務の級の最低の号給

第6条の2・第7条　〔略〕

(初任給の調整)

第8条 次の各号に掲げる経験年数を有する教職員については、その者の受けるべき第6条第1項の規定による号給（前条の規定による場合を含む。以下この項において「基準号給」という。）の号数に次の各号に掲げる経験年数の月数を12月（第1号又は第2号に掲げる者の当該各号に定める経験年数のうち5年を超える年数（決定された職務の級の号給が初任給基準表に定められていない者で教育委員会の定めるものについては、教育委員会の定める年数）及び第3号に掲げる者で必要経験年数が5年未満の年数とされている職務の級に決定されたもの（決定された職務の級の号給が初任給基準表に定められていない者で教育委員会の定めるものを含む。）の同号に定める経験年数のうち5年から当該必要経験年数を減じた年数を超える年数（決定された職務の級の号給が初任給基準表に定められていない者で教育委員会の定めるものについては、教育委員会の定める年数）のそれぞれの月数については、15月）で除して得た数（1に満たない端数は、切り捨てる。）に別表第7の3に定める昇格号給数表のアの表_____C欄の上段に掲げる号給数（行政職給料表の適用を受ける者でその職務の級が8級以上であるものにあっては、別表第7の3に定める昇給号給数表のイの表のC欄に掲げる号給数）を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号給（経験年数を考慮し教育委員会の定める者にあっては、当該号給の数に3を超えない範囲内で教育委員会の定める数を加えて得た数を号数とする号給）をもって、その者の初任給として受けるべき号給とすることができます。

(1)～(3)　〔略〕

第9条～第12条　〔略〕

(昇格の場合の号給)

第12条の2　〔略〕

(初任給の調整)

第8条 次の各号に掲げる経験年数を有する教職員については、その者の受けるべき第6条第1項の規定による号給（前条の規定による場合を含む。以下この項において「基準号給」という。）の号数に次の各号に掲げる経験年数の月数を12月（第1号又は第2号に掲げる者の当該各号に定める経験年数のうち5年を超える年数（決定された職務の級の号給が初任給基準表に定められていない者で教育委員会の定めるものについては、教育委員会の定める年数）及び第3号に掲げる者で必要経験年数が5年未満の年数とされている職務の級に決定されたもの（決定された職務の級の号給が初任給基準表に定められていない者で教育委員会の定めるものを含む。）の同号に定める経験年数のうち5年から当該必要絵験年数を減じた年数を超える年数（決定された職務の級の号給が初任給基準表に定められていない者で教育委員会の定めるものについては、教育委員会の定める年数）のそれぞれの月数については、15月）で除して得た数（1に満たない端数は、切り捨てる。）に別表第7の3に定める昇給号給数表の_____C欄の上段に掲げる号給数_____

_____を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号給（経験年数を考慮し教育委員会の定める者にあっては、当該号給の数に3を超えない範囲内で教育委員会の定める数を加えて得た数を号数とする号給）をもって、その者の初任給として受けるべき号給とすることができます。

(1)～(3)　〔略〕

第9条～第12条　〔略〕

(昇格の場合の号給)

第12条の2 教職員を昇格させた場合におけるその者の号給は、その者に適用される給料表の別に応じ、かつ、昇格した日の前日に受けている号給（中学校・小学校等教育職給料表の適用を受ける教育職員を職務の級特2級から3級へ昇格させた場合にあっては、特2級に昇格した日の前日に受けている号給に特2級に昇格した日以降に

	<p>昇給した号給数に相当する数を加えて得た号給)に対応する別表第7の2に定める昇格時号給対応表の昇格後の号給欄に定める号給とする。</p> <p>2～5 [略]</p>
<p>第12条の3～第15条 [略]</p> <p>(昇給区分及び昇給の号給数)</p> <p>第16条 [略]</p>	<p>第12条の3～第15条 [略]</p> <p>(昇給区分及び昇給の号給数)</p> <p>第16条 [略]</p> <p>2～4 [略]</p>
	<p>5 条例第12条第1項の規定による昇給の号給数は、昇給区分に応じて別表第7の3に定める昇給号給数表に定める号給数とする。</p> <p>6～10 [略]</p>
<p>(昇給号給数の抑制等に係る年齢の特例)</p> <p>第17条 条例<u>第12条第3項第1号</u>に規定する55歳以上の教職員で教育委員会規則で定めるものは、当該年齢に達した日の翌日以後の最初の4月1日以後に在職する教職員とする。</p>	<p>(昇給号給数の抑制等に係る年齢の特例)</p> <p>第17条 条例<u>第12条第3項</u>に規定する55歳以上の教職員で教育委員会規則で定めるものは、当該年齢に達した日の翌日以後の最初の4月1日以後に在職する教職員とする。</p>
<p>第18条～第26条の4 [略]</p>	<p>第18条～第26条 [略]</p>
	<p>(給料の調整額)</p> <p>第26条の2 条例第15条の2に定める給料の調整を行う職は、次の各号のいづれかに掲げる職とする。</p> <p>(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第81条に定める特別支援学級を担当し、特別支援教育に直接従事することを本務とする教育職員の職及び教育委員会がこれに準ずると認める教育職員の職</p> <p>(2) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第140条に定める障害に応じた特別の指導に直接従事することを本務とする教育職員の職</p> <p>2 教育職員（次項に掲げる教育職員を除く。）の給料の調整額は、調整基本額に調整数1.0を乗じて得た額とする。</p> <p>3 次の各号に掲げる教育職員の給料の調整額は、調整基本額にその者に係る調整数1.0を乗じて得た額に、当該各号に定める数を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年島根県条例第8号。以下「任期付職員条例」とい</p>

う。) 第4条の規定により採用された教育職員(次条及び第38条において「任期付短時間勤務教育職員」という。) 条例第22条第5項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数(次条及び第38条において「任期付短時間勤務に係る算出率」という。)

4～6 [略]

(管理職手当)

第26条の3 条例第15条の3第1項の規定により管理職手当を支給する教育職員は、次の表の左欄に掲げる職にある者とし、同欄に掲げる職に係る管理職手当の区分は、同欄の区分に応じ、同表右欄に定める区分とする。

職名	区分
(1) 別表第9の4に掲げる学校の校長	3種
(2) 別表第9の5に掲げる学校の校長	4種
(3) [略]	5種
(4) 別表第9の4及び別表第9の5に掲げる学校の教頭(校長が他の学校を兼務する学校の教頭にあっては、教育委員会が別に定めるものに限る。)	
(5) [略]	[略]

2 [略]

第26条の4 [略]

(扶養手当)

第27条 [略]

(1) 教職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)、兄弟姉妹等が受ける扶養手当又は民間事業所その他のこれに相当する手当の支給の基礎となっている者

(2) [略]

第27条 条例第16条第2項に規定する他に生計の途がなく主としてその教職員の扶養を受けている者には、次に掲げる者は含まれないものとする。

(1) 教職員の配偶者_____、兄弟姉妹等が受ける扶養手当又は民間事業所その他のこれに相当する手当の支給の基礎となっている者

(2) 年額130万円以上の恒常的な所得があると見込まれる者

第27条の2 新たに条例第16条第1項の教職員たる要件を具備するに至った教職員は、扶養親族届により、その旨を速やかに県教育委員会又はその委任を受けた者に届け出なければならない。扶養手当を受けている教職員の届

第27条の2 条例第17条第1項の規定による届出は、扶養親族届により行うものとする。

出に係る扶養親族の恒常的な所得の年間の見込額その他扶養の事実等に変更があった場合についても、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、県教育委員会又はその委任を受けた者において扶養の事実等を認定することができる場合として県教育委員会が定める場合には、同項の規定による届出を要しない。

3 県教育委員会は、第1項の規定による届出があったときは、その届出に係る事実及び扶養手当の月額を認定しなければならない。前項に規定する場合においても、同様とする。

4 [略]

5 県教育委員会は、第3項の認定を行う場合において必要と認めるときは、教職員に対し扶養の事実等を証明するに足る書類の提出を求めることができる。

第28条 県教育委員会は、現に扶養手当の支給を受けている教職員の扶養親族が条例第16条第2項の扶養親族たる要件を具備しているかどうか及び扶養手当の月額が適正であるかどうかを隨時確認するものとする。この場合においては、前条第5項の規定を準用する。

第28条の2 [略]

第28条の2の2 扶養手当の支給は、教職員が新たに条例第16条第1項の教職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、教職員が同項に規定する要件を欠くに至った日（県教育委員会が定める場合にあっては、当該要件を欠くに至った日以降の日で県教育委員会が定める日）の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、第27条の2第1項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

2 扶養手当を受けている教職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する

[新設]

2 県教育委員会は、前項に規定する届出があつたときは、その届出に係る事実及び扶養手当の月額を認定しなければならない _____ _____。

3 県教育委員会は、前項の規定により認定した教職員の扶養親族に係る事項その他の扶養手当の支給に関する事項を扶養手当台帳に記載するものとする。

4 県教育委員会は、第2項の認定を行う場合において必要と認めるときは、教職員に対し扶養の事実等を証明するに足る書類の提出を求めることができる。

第28条 県教育委員会は、現に扶養手当の支給を受けている教職員の扶養親族が条例第16条第2項の扶養親族たる要件を具備しているかどうか及び扶養手当の月額が適正であるかどうかを隨時確認するものとする。この場合においては、前条第4項の規定を準用する。

第28条の2 [略]

[新設]

[新設]

月) からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

第28条の2の3 [略]

(住居手当)

第28条の3 条例第17条の2第1項第1号に規定する教育委員会規則で定める教職員は、次に掲げる教職員とする。

(1) [略]

(2) 教職員の扶養親族たる者（教職員の配偶者で他に生計の途がなく主として当該教職員の扶養を受けているもの及び条例第16条第2項に規定する扶養親族をいう。以下この号において同じ。）が所有する住宅及び教職員の配偶者

、父母又は配偶者の父母で、教職員の扶養親族たる者以外のものが所有し、又は借り受け、居住している住宅並びに県教育委員会がこれらに準ずると認める住宅の全部又は一部を借り受けて当該住宅に居住している教職員

第28条の4～第28条の5の2 [略]

第28条の6 条例第17条の2第1項第2号の教育委員会規則で定める教職員は、第31条の6第2項に該当する教職員

で、同項第2号に規定する満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が居住するための住宅として、同号に規定する異動又は学校の移転（新たに

条例第5条第2項に規定する給料表（以下「給料表」という。）の適用を受ける教職員となった者にあっては、当該適用）の直前の住居であった住宅（市町村が設置する公舎並びに前条に規定する住宅を除く。）又はこれに準ずるものとして県教育委員会の定める住宅を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っているものとする。

第28条の2の2 [略]

(住居手当)

第28条の3 条例第17条の2第1項第1号に規定する県教育委員会規則で定める教職員は、次に掲げる教職員とする。

(1) [略]

(2) 教職員の扶養親族たる者（条例第16条に規定する扶養親族で条例第17条第1項の規定による届出がされている者に限る

。以下この号において同じ。）が所有する住宅及び教職員の配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）、父母又は配偶者の父母で、教職員の扶養親族たる者以外のものが所有し、又は借り受け、居住している住宅並びに県教育委員会がこれらに準ずると認める住宅の全部又は一部を借り受けて当該住宅に居住している教職員

第28条の4～第28条の5の2 [略]

第28条の6 条例第17条の2第1項第2号の県教育委員会規則で定める教職員は、第31条の6第2項に該当する教職員（法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された教職員（以下「定年前再任用短時間勤務教職員」という。）を除く。）で、同項第2号に規定する満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が居住するための住宅として、同号に規定する異動又は学校の移転（国家公務員、他の地方公共団体の公務員又は特定一般地方独立行政法人等の職員であった者から引き続き条例第5条第2項に規定する給料表（以下「給料表」という。）の適用を受ける教職員となった者にあっては、当該適用）の直前の住居であった住宅（市町村が設置する公舎並びに前条に規定する住宅を除く。）又はこれに準ずるものとして県教育委員会の定める住宅を借り受け、月額1万2,000円を超える家賃を支払っているものとする。

第28条の7

2 [略]

3 第1項の規定にかかわらず、県教育委員会において居住の実情を認定することができる場合として県教育委員会が定める場合には、同項の規定による届出を要しない。

第28条の8 県教育委員会は、教職員から前条第1項の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を確認し、その者が条例第17条の2第1項の教職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき住居手当の月額を決定し、又は改定しなければならない。前条第3項に規定する場合においても、同様とする。

第28条の9 [略]

第28条の10 住居手当の支給は、教職員が新たに条例第17条の2第1項の教職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、教職員が同項に規定する要件を欠くに至った日（県教育委員会が定める場合にあっては、当該要件を欠くに至った日以降の日で県教育委員会が定める日）の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、住居手当の支給の開始については、第28条の7第1項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

2 [略]

第28条の11～第29条 [略]

(通勤手当)

第29条の2 [略]

2 [略]

第28条の7 新たに条例第17条の2第1項の教職員たる要件を具備するに至った教職員は、当該要件を具備していることを証明する書類を添付して、住居届により、その居住の実情を速やかに所属長を経由して県教育委員会又はその委任を受けた者に届け出なければならない。住居手当を受けている教職員の居住する住宅、家賃の額等に変更があった場合についても、同様とする。

2 [略]

[新設]

第28条の8 県教育委員会は、教職員から前条第1項の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を確認し、その者が条例第17条の2第1項の教職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき住居手当の月額を決定し、又は改定しなければならない _____
_____。

第28条の9 [略]

第28条の10 住居手当の支給は、教職員が新たに条例第17条の2第1項の教職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、教職員が同項に規定する要件を欠くに至った日 _____

_____の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、住居手当の支給の開始については、第28条の7第1項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

2 [略]

第28条の11～第29条 [略]

(通勤手当)

第29条の2 [略]

2 [略]

3 条例第18条第1項及び第2項第3号に規定する通勤距離並びに同条第2項第2号及び第3号並びに第29条の10第1号に規定する自動車等の使用距離は、一般に利用しうる最短の経路の長さによるものとする。

第29条の3 [略]

(1)・(2) [略]

(3) 第29条の12の9第1項第2号の教職員たる要件を欠くに至った場合

(4) [略]

第29条の4 県教育委員会は、教職員から前条の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を通勤用定期乗車券（これに準ずるものを含む。以下「定期券」という。）の提示又は第29条の12の9第1項第2号の教職員たる要件を具備していることを証明する書類の提出を求める等の方法により確認し、その者が条例第18条第1項の教職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき通勤手当の額を決定し、又は改定しなければならない。

第29条の5 [略]

第29条の6 普通交通機関等（条例第18条第3項に規定する特別急行列車等（以下単に「特別急行列車等」という。）以外の交通機関等をいう。以下同じ。）に係る通勤手当の額は、運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法により算出するものとする。

第29条の7 [略]

第29条の8 条例第18条第2項第1号に規定する運賃等相当額（次項及び第29条の10第2号において「運賃等相当額」という。）は、次項に該当する場合を除くほか、次

3 条例第18条第1項及び第2項第3号に規定する通勤距離並びに同条第2項第2号及び第3号、第29条の10第1号並びに第29条の12の4第2号に規定する自動車等の使用距離は、一般に利用しうる最短の経路の長さによるものとする。

第29条の3 教職員は、新たに条例第18条第1項の教職員たる要件を具備するに至った場合には、通勤届によりその通勤の実情を速やかに県教育委員会又はその委任を受けた者に届け出なければならない。同項の教職員が次の各号のいずれかに該当する場合についても同様とする。

(1) 勤務学校を異動した場合

(2) 住居、通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があった場合
[新設]

(3) [略]

第29条の4 県教育委員会は、教職員から前条の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を通勤用定期乗車券（これに準ずるものを含む。以下「定期券」という。）の提示

を求める等の方法により確認し、その者が条例第18条第1項の教職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき通勤手当の額を決定し、又は改定しなければならない。

第29条の5 [略]

第29条の6 普通交通機関等（特別急行列車等

以外の交通機関等をいう。以下同じ。）に係る通勤手当の額は、運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法により算出するものとする。

第29条の7 [略]

第29条の8 条例第18条第2項第1号に規定する運賃等相当額（次項_____において「運賃等相当額」という。）は、次項に該当する場合を除くほか、次

の各号に掲げる普通交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

(1) 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等 通用期間が支給単位期間（条例第18条第8項に規定する支給単位期間をいう。以下同じ。）である定期券の価額。ただし、支給単位期間が第29条の13の3 第1項第1号括弧書に規定する期間である場合にあっては県教育委員会が定める額

(2) • (3) [略]

2 [略]

第29条の9 [略]

第29条の10 [略]

(1) 条例第18条第1項第3号に掲げる教職員（普通交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である教職員以外の教職員であって、その利用する普通交通機関等が通常徒歩によることを例とする距離内においてのみ利用しているものを除く。）のうち、自動車等の使用距離が片道2キロメートル以上ある教職員及びその距離が片道2キロメートル未満であるが自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である教職員 同条第2項第1号及び第2号に定める額

(2) 条例第18条第1項第3号に掲げる教職員のうち、運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額
(普通交通機関等が2以上ある場合において)、その合計額。以下「1箇月当たりの運賃等相当額等」という。) が同条第2項第2号に定める額以上である教職員(前号に掲げる教職員を除く。) 同項第1号に定める額

(3) [略]

の各号に掲げる普通交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

(1) 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等 通用期間が支給単位期間（条例第18条第7項に規定する支給単位期間をいう。以下同じ。）である定期券の価額。ただし、支給単位期間が第29条の13の3 第1項第1号括弧書に規定する期間である場合にあっては県教育委員会が定める額

(2) • (3) [略]

2 [略]

第29条の9 [略]

第29条の10　条例第18条第2項第3号に規定する同条第1項第3号に掲げる教職員の区分及びこれに対応する同条第2項第3号に規定する通勤手当の額は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 条例第18条第1項第3号に掲げる教職員（普通交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である教職員以外の教職員であつて、その利用する普通交通機関等が通常徒歩によることを例とする距離内においてのみ利用しているものを除く。）のうち、自動車等の使用距離が片道2キロメートル以上である教職員及びその距離が片道2キロメートル未満であるが自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である教職員 同条第2項第1号及び第2号に定める額（同項第1号に規定する1箇月当たりの運賃等相当額（以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）及び同項第2号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

(2) 条例第18条第1項第3号に掲げる教職員のうち、1箇月当たりの運賃等相当額（2以上の普通交通機関等を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあっては、その合計額。以下「1箇月当たりの運賃等相当額等」という。）が同条第2項第2号に定める額以上である教職員(前号に掲げる教職員を除く。) 同項第1号に定める額

(3) [略]

第29条の11・第29条の12 [略]

第29条の12の2 条例第18条第3項の教育委員会規則で定める教職員は、通勤の実情に変更を生ずる教職員で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 特別急行列車等を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が60キロメートル以上又は通勤時間が90分以上である教職員（特別急行列車等の利用により通勤事情の改善が認められるものに限り、次号に掲げる者を除く。）
- (2) 高速自動車国道等の有料の道路を利用しないで通勤するものとした場合における自動車等の使用距離が50キロメートル以上又は通勤時間が90分以上である教職員（高速自動車国道等の有料の道路の利用により通勤事情の改善が認められるものに限る。）
- (3) 前各号に掲げる者のほか、交通事情等に照らして通勤が困難であると県教育委員会が認めるもの

第29条の12の3 条例第18条第3項の教育委員会規則で定める住居は、学校を異にする異動又は在勤する学校的移転の日以後に転居する場合における次に掲げる

住居とする。

- (1) 通勤のため利用する特別急行列車等に係る経路に変更が生じないときの当該転居後の住居
 - (2) 通勤のため利用する特別急行列車等に係る経路に変更が生じるときの当該転居後の住居であって次に掲げるるもの
- ア 条例第18条第3項本文に規定する直前の住居から通勤する場合に利用する特別急行列車等に係る経路の起点となる駅等（イにおいて「旧最寄り駅等」という。）と、当該転居後の住居から通勤する場合に利用する特別急行列車等に係る経路の起点となる駅等（イにおいて「新最寄り駅等」という。）とが、

第29条の11・第29条の12 [略]

第29条の12の2 条例第18条第3項の県教育委員会規則で定める教職員は、通常の通勤の経路及び方法による場合には学校を異にする異動又は在勤する学校の移転前の通勤時間より長時間の通勤時間を要することとなること等の通勤の実情の変更を生ずる教職員で、特別急行列車等を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が60キロメートル以上若しくは通勤時間が90分以上であるもの又は交通事情等に照らして通勤が困難であると県教育委員会が認めるものとする。

[新設]

[新設]

[新設]

第29条の12の3 条例第18条第3項の県教育委員会規則で定める住居は、学校を異にする異動又は在勤する学校的移転の日以後に転居する場合において、特別急行列車等を通勤のため利用する経路に変更が生じないときの当該転居後の住居及び県教育委員会がこれに準ずると認める住居とする。

[新設]

[新設]

特別急行列車等に係る経路において隣接している場合における当該転居後の住居

- イ アに掲げるもののほか、旧最寄り駅等と新最寄り駅等との間の特別急行列車等に係る経路の距離が60キロメートルの範囲内にある場合における当該転居後の住居
- (3) 前2号に掲げる住居のほか、県教育委員会がこれらに準ずる住居であると認めるもの

[新設]

第29条の12の4 削除

第29条の12の4 条例第18条第3項の県教育委員会規則で定める基準は、次に掲げるものとする。

- (1) 特別急行列車等（高速自動車国道等の有料の道路を除く。）の利用により通勤時間が30分以上短縮されること又はその利用により得られる通勤事情の改善がこれに相当すると県教育委員会が認めるものであること。
- (2) 高速自動車国道等の有料の道路を利用して通勤するものとした場合における自動車等の使用距離が、当該道路を利用しないで通勤するものとした場合における自動車等の使用距離に100分の125を乗じて得た距離を超えないこと。

第29条の12の5 特別急行列車等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当の額は、運賃等、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる特別急行列車等を利用する場合における通勤の経路及び方法により算出するものとする。

- 2 第29条の7の規定は、特別急行列車等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当の額の算出について準用する。
- 3 第29条の8（第1項第3号を除く。）の規定は、条例第18条第3項第1号に規定する特別料金等相当額（第29条の12の12第4項において「特別料金等相当額」という。）の算出について準用する。この場合において、第29条の8第1項中「普通交通機関等の」とあるのは「特別急行列車等の」と、同項第1号及び第2号中「普通交通機関等」とあるのは「特別急行列車等」と、同項第2号中「運賃等」とあるのは「特別料金等」とあるのは「特別急行列車等」と、同条第2項中「普通交通機関等」とあるのは「特別急行列車等」とあるのは「特別急行列車等」と読み替えるものとする。

第29条の12の5 特別急行列車等

に係る通勤手当の額は、運賃等、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる特別急行列車等を利用する場合における通勤の経路及び方法により算出するものとする。

- 2 第29条の7の規定は、特別急行列車等に係る通勤手当の額の算出について準用する。
- 3 第29条の8（第1項第3号を除く。）の規定は、条例第18条第3項第1号に規定する特別料金等の額の2分の1に相当する額の算出について準用する。この場合において、第29条の8第1項中「普通交通機関等の」とあるのは「特別急行列車等の」と、同項第1号中「普通交通機関等」とあるのは「特別急行列車等」と、「価額」とあるのは「価額の2分の1に相当する額」と、同項第2号中「普通交通機関等」とあるのは「特別急行列車等」と、「運賃等の」とあるのは「特別料金等の額の2分の1に相当する」と、同条第2項中「普通交通機関等」とあるのは「特別急行列車等」と読み替えるものとする。

第29条の12の6 削除第29条の12の7 条例第18条第4項の教育委員会規則

で定める住居は、給料表の適用を受ける教職員となった日以後に転居する場合における次に掲げる

住居とする。

(1) 通勤のため利用する特別急行列車等に係る経路に変更が生じないときの当該転居後の住居

(2) 通勤のため利用する特別急行列車等に係る経路に変更が生じるときの当該転居後の住居であって次に掲げるもの

ア 条例第18条第4項に規定する直前の住居から通勤する場合に利用する特別急行列車等に係る経路の起点となる駅等（イにおいて「旧最寄り駅等」という。）と、当該転居後の住居から通勤する場合に利用する特別急行列車等に係る経路の起点となる駅等（イにおいて「新最寄り駅等」という。）とが、特別急行列車等に係る経路において隣接している場合における当該転居後の住居

イ アに掲げるもののほか、旧最寄り駅等と新最寄り駅等との間の特別急行列車等に係る経路の距離が60キロメートルの範囲内にある場合における当該転居後の住居

(3) 前2号に掲げる住居のほか、県教育委員会がこれらに準ずる住居であると認めるもの

第29条の12の8 条例第18条第4項の任用の事情等を考慮して教育委員会規則で定める教職員は、次に掲げる教職員で、第29条の12の2各号のいずれかに該当するものとする。第29条の12の6 条例第18条第4項第1号の県教育委員会規則で定める者とは、特定一般地方独立行政法人等の職員であった者とする。

第29条の12の7 条例第18条第4項第1号の県教育委員会規則で定める住居は、給料表の適用を受ける教職員となった日以後に転居する場合において、特別急行列車等を通勤のため利用する経路に変更が生じないときの当該転居後の住居及び県教育委員会がこれに準ずると認める住居とする。

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

第29条の12の8 条例第18条第4項第1号の任用の事情等を考慮して県教育委員会規則で定める教職員は、人事交流等により給料表の適用を受ける教職員となった者のうち、当該適用の直前の勤務地と所在する地域を異にする学校に在勤することになったことに伴い、通常の通勤の経路及び方法による場合には当該適用前の通勤時間より長時間の通勤時間を要することとなること等の通勤の実情の変更を生ずる者で、特別急行列車等を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が60キロメートル以上若しくは通勤時間が90分以上であるもの又は交通事情等に照らして通勤が困難であると県教育委員会が

- (1) 新たに給料表の適用を受ける教職員となった者 (国家公務員、他の地方公共団体の公務員又は特定一般地方独立行政法人等の職員であった者から人事交流等により給料表の適用を受ける教職員となった者 (次号において「人事交流等教職員」という。) を除く。) のうち、当該適用の直前の住居と所在する地域を異にする学校に在勤することとなった者
- (2) 人事交流等教職員のうち、当該適用の直前の勤務地と所在する地域を異にする学校に在勤することとなつたことに伴い、通勤の実情に変更を生ずる教職員

第29条の12の9 条例第18条第4項の同条第3項の規定による通勤手当を支給される教職員との権衡上必要があると認められるものとして教育委員会規則で定める教職員は、次に掲げる教職員 (特別急行列車等の利用により通勤事情の改善が認められるものに限る。) とする。

(1) 配偶者 (配偶者のない教職員にあっては、満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子) の住居に転居したことに伴い単身赴任手当が支給されないこととなった教職員のうち、特別急行列車等を利用して通勤するものとした場合における通勤距離が60キロメートル以上若しくは通勤時間が90分以上であるもの又は交通事情等に照らして通勤が困難であると県教育委員会が認める者

で、当該転居後の住居 (次項に規定する特定住居を含む。) からの通勤のため、特別急行列車等

を利用し、その利用に係る特別料金等を負担すること (次号において「特急等利用」という。) を常例とするもの

(2) 次に掲げるやむを得ない事情により住居を移転した教職員で、当該移転後の住居からの通勤のため、特急等利用を常例とするもの (当該住居の移転により、第29条の12の2各号のいずれかに該当するものに限り、前号に掲げる者を除く。)

認めるものとする。

[新設]

[新設]

第29条の12の9 条例第18条第4項第1号の同条第3項の規定による通勤手当を支給される教職員との権衡上必要があると認められるものとして県教育委員会規則で定める教職員は、次に掲げる教職員

とする。

(1) 配偶者 (配偶者のない教職員にあっては、満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子) の住居に転居したことに伴い単身赴任手当が支給されないこととなった教職員のうち、特別急行列車等を利用して通勤するものとした場合における通勤距離が60キロメートル以上若しくは通勤時間が90分以上であるもの又は交通事情等に照らして通勤が困難であると県教育委員会が認める者 (以下この条において「通勤困難者」という。) で、当該住居

からの通勤のため、特別急行列車等でその利用が第29条の12の4に規定する基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担すること (以下この条において「特急等利用」という。) を常例とするもの

(2) 定年前再任用 (法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定による採用であって、法の規定により退職した日の翌日におけるものに限る。第31条の6第2項第7号において同じ。) された教職員のうち、条例第18条第1項第1号又は第3号に掲げる教職員で、当該採用の直前の住居 (当該採用の日以後に転居する場合において、特別急行列車等を通勤のため利用する経路に変更が生じないときの当該転居後の住居及び県教育委員会がこれに準ずると認める住居を含む。) から

- の通勤のため、特急等利用を常例とするもの（当該採用の直前の勤務地と所在する地域を異にする学校に在勤することとなったことに伴い、通常の通勤の経路及び方法による場合には採用前の通勤時間より長時間の通勤時間を要することとなること等の通勤の実情の変更を生ずる教職員で、通勤困難者に限る。）
- ア 教職員が疾病等により介護を必要とする状態にある教職員又は配偶者の父母（教職員が住居を移転した後の住所と同一の市町村内に住所を有する者に限る。）を介護すること。
- イ 配偶者が、勤務する学校を異にする異動又は勤務する学校の移転（配偶者が教職員でない場合にあっては、これらに相当するものを含む。）に伴い、所在する地域を異にする学校に勤務すること（同居する教職員と配偶者が当該異動又は当該移転後も引き続き同居する場合に限る。）。
- ウ 教職員、配偶者又は教職員若しくは配偶者の扶養親族たる子（配偶者又は教職員若しくは配偶者の扶養親族たる子にあっては、教職員が住居を移転した後において同居する者に限る。）が特定の医療機関（教職員が住居を移転した後の住所と同一の市町村内に所在する医療機関に限る。）において疾病又は負傷の治療を受ける必要があること。
- エ 教職員又は配偶者の学校を異にする異動又は在勤する学校の移転（配偶者が教職員でない場合にあっては、これらに相当するものを含む。）に伴い、教職員及び配偶者の通勤を考慮した地域の住居に転居し、配偶者と同居して満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子を養育すること。
- オ 住居を移転したことがやむを得ないと県教育委員会が認める前4号に類する事情

[削除]

- (3) 採用（新たに給料表の適用を受けることとなる場合（人事交流等により給料表の適用を受けることとなる場合を除く。）をいう。第31条の6第2項第8号において同じ。）された教職員のうち、条例第18条第1項第1号又は第3号に掲げる教職員で、当該採用の直前の住居（当該採用の日以後に転居する場合において、特別急行列車等を通勤のため利用する経路に変更がないときの当該転居後の住居を含む。）からの通勤のため、特急等利用を常例とするもの（当該採用の直後に在勤する学校に通勤する教職員で、通勤困難者に限る。）

(3) [略]

2 「特定住居」とは、前項第1号に規定する転居（第2号において「単身赴任の解消」という。）の日以後に転居する場合における当該単身赴任の解消の日以後の転居後の住居（以下この項において「転居後の住居」といふ。）であって次に掲げるものをいう。

(1) 通勤のため利用する特別急行列車等に係る経路に変更が生じないときの当該転居後の住居

(2) 通勤のため利用する特別急行列車等に係る経路に変更が生じたときの当該転居後の住居であって次に掲げるもの

ア 単身赴任の解消の直前の住居から通勤する場合に利用する特別急行列車等に係る経路の起点となる駅等（イにおいて「旧最寄り駅等」といふ。）と、当該転居後の住居から通勤する場合に利用する特別急行列車等に係る経路の起点となる駅等（イにおいて「新最寄り駅等」といふ。）とが、特別急行列車等に係る経路において隣接している場合における当該転居後の住居

イ アに掲げるもののほか、旧最寄り駅等と新最寄り駅等との間の特別急行列車等に係る経路の距離が60キロメートルの範囲内にある場合における当該転居後の住居

(3) 前2号に掲げる住居のほか、県教育委員会がこれらに準ずる住居であると認めるもの

(4) [略]

[新設]

第29条の12の10及び第29条の12の11 削除

第29条の12の10 条例第18条第4項第2号の県教育委員会規則で定めるやむを得ない事情は、次に掲げる事情とする。

(1) 教職員が疾病等により介護を必要とする状態にある教職員又は配偶者の父母（教職員が住居を移転した後の住所と同一の市町村内に住所を有する者に限る。）を介護すること。

(2) 配偶者が、勤務する事業場を異にする異動又は勤務する事業場の移転に伴い、所在する地域を異にする事業場に勤務すること（同居する教職員と配偶者が当該異動又は当該移転後も引き続き同居する場合に限る。）。

(3) 教職員、配偶者又は教職員若しくは配偶者の扶養親族たる子（配偶者又は教職員若しくは配偶者の扶養親族たる子にあっては、教職員が住居を移転した後において同居する者に限る。）が特定の医療機関（教職員

第29条の12の12 通勤手当は、支給単位期間（第4項に規定する通勤手当に係るものを除く。）又は同項に定める期間（以下「支給単位期間等」という。）に係る最初の月の第21条に規定する給料の支給定日（以下この条において「支給日」という。）に支給する。ただし、支給日までに第29条の3の規定による届出に係る事実が確認できない等のため、支給日に支給することができないときは、支給日後に支給することができる。

2 支給単位期間等に係る通勤手当の支給日前において離職（教職員が離職の日又はその翌日（当該翌日が島根県の休日を定める条例（平成元年島根県条例第9号）第1条第1項に規定する県の休日に当たるときは、当該翌日後において当該翌日に最も近い県の休日でない日を含む。）に新たに給料表の適用を受けることとなる場合の離職を除く。以下同じ。）をし、又は死亡した教職員には、当該通勤手当をその際支給する。

3 [略]

4 条例第18条第6項の教育委員会規則で定める通勤手当は、1箇月当たりの運賃等相当額等（第29条の10第3号に掲げる教職員に係るものを除く。）、条例第18条第2項第2号に定める額（第29条の10第2号に掲げる教職員に係るものを除く。）及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（特別急行列車等が2以上ある場合においては、その合計額）の合計額（第29条

が住居を移転した後の住所と同一の市町村内に所在する医療機関に限る。）において疾病又は負傷の治療を受ける必要があること。

(4) 住居を移転したことがやむを得ないと県教育委員会が認める前3号に類する事情

第29条の12の11 条例第18条第4項第2号の県教育委員会規則で定める教職員は、通常の通勤の経路及び方法による場合には住居の移転前の通勤時間より長時間の通勤時間を要することとなること等の通勤の実情の変更を生ずる教職員で、特別急行列車等を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が60キロメートル以上若しくは通勤時間が90分以上であるもの又は交通事情等に照らして通勤が困難であると県教育委員会が認めるもの（いざれも前条各号に掲げる事情を有するものに限る。）とする。

第29条の12の12 通勤手当は、支給単位期間（第4項各号に掲げる通勤手当に係るものを除く。）又は当該各号に定める期間（以下この条及び第29条の14において「支給単位期間等」という。）に係る最初の月の第21条に規定する給料の支給定日（以下この条において「支給日」という。）に支給する。ただし、支給日までに第29条の3の規定による届出に係る事実が確認できない等のため、支給日に支給することができないときは、支給日後に支給することができる。

2 支給単位期間等に係る通勤手当の支給日前において離職し

、又は死亡した教職員には、当該通勤手当をその際支給する。

3 [略]

4 条例第18条第5項の県教育委員会で定める通勤手当は、次の各号に掲げる通勤手当とし、同項の県教育委員会規則で定める期間は、当該通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

の13の2第2項において「1箇月当たりの通勤手当算出基礎額」という。)が150,000円を超えるときにおける通勤手当とし、条例第18条第6項の教育委員会規則で定める期間は、その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間とする。

〔削る〕

〔削る〕

第29条の13 〔略〕

第29条の13の2 条例第18条第7項の教育委員会規則で定める事由は、通勤手当（1箇月の支給単位期間に係るもの）を支給される教職員について生じた次の各号のいずれかに掲げる事由とする。

(1)～(4) 〔略〕

2 条例第18条第7項の教育委員会規則

で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 1箇月当たりの通勤手当算出基礎額が150,000円

以下であった場合 前項第2号に掲げる事由が生じた場合にあっては当該事由に係る普通交通機関等又は特別急行列車等（同号の規定による改定後に1箇月当たりの通勤手当算出基礎額が150,000円を超えることとなるときは、その者の利用する全ての普通交通機関等及び特別急行列車等）、同項第1号、第3号又は第4号に掲げる事由が生じた場合にあってはその者の利用する全ての普通交通機関等及び特別急行列車等につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃等及び特別料金等の払戻しを、県教育委員会が定める月（以下この条

(1) 教職員が2以上の普通交通機関等を利用するものとして条例第18条第2項第1号に定める額の通勤手当を支給される場合（次号に該当する場合を除く。）において、1箇月当たりの運賃等相当額が55,000円を超えるときにおける当該通勤手当 その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間

(2) 教職員が条例第18条第2項第1号及び第2号に定める額の通勤手当を支給される場合において、1箇月当たりの運賃等相当額及び同号に定める額の合計額が55,000円を超えるときにおける当該通勤手当 その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間

第29条の13 〔略〕

第29条の13の2 条例第18条第6項の県教育委員会規則で定める事由は、通勤手当（1箇月の支給単位期間に係るもの）を支給される教職員について生じた次の各号のいずれかに掲げる事由とする。

(1)～(4) 〔略〕

2 普通交通機関等に係る通勤手当に係る条例第18条第6項の県教育委員会規則

で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 1箇月当たりの運賃等相当額等（第29条の10第1号に掲げる教職員にあっては、1箇月当たりの運賃等相当額及び条例第18条第2項第2号に定める額の合計額。以下この項において同じ。）が55,000円以下であった場合 前項第2号に掲げる事由が生じた場合にあっては当該事由に係る普通交通機関等（同号の 改定後に1箇月当たりの運賃等相当額等が55,000円を超えることとなるときは、その者の利用するすべての普通交通機関等）、同項第1号、第3号又は第4号に掲げる事由が生じた場合にあってはその者の利用するすべての普通交通機関等につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃等及び特別料金等の払戻しを、県教育委員会が定める月（以下この条

において「事由発生月」という。) の末日にしたものとして得られる額(支給単位期間が次条第1項第1号括弧書に規定する期間である場合にあっては通用期間の始期が事由発生月の翌月以後である定期券の価額を加えた額。) (次号において「払戻金相当額」といふ。)

- (2) 1箇月当たりの通勤手当算出基礎額が150,000円を超えていた場合 150,000円に事由発生月の翌月から支給単位期間等に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又は前項各号に掲げる事由に係る普通交通機関等及び特別急行列車等についての払戻金相当額の合計額並びに県教育委員会の定める額の合計額のいずれか低い額(事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあっては、0円)

〔削る〕

〔削る〕

〔削る〕

- 3 条例第18条第7項の規定により教職員に前項に定める額を返納させる場合において、返納に係る通勤手当の給料の支給義務者と事由発生月の翌月以降に支給される

において「事由発生月」という。) の末日にしたものとして得られる額(支給単位期間が次条第1項第1号括弧書に規定する期間である場合にあっては通用期間の始期が事由発生月の翌月以後である定期券の価額を加えた額。) (次号において「払戻金相当額」といふ。)

- (2) 1箇月当たりの運賃等相当額等が55,000円を超えていた場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定める額

ア イに掲げる場合以外の場合 55,000円に事由発生月の翌月から支給単位期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又は前項各号に掲げる事由に係る普通交通機関等についての払戻金相当額のいずれか低い額(事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあっては、0)

イ 第29条の12の12第4項第1号又は第2号に掲げる通勤手当を支給されている場合 55,000円に事由発生月の翌月から同項第1号若しくは第2号に定める期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又はその者の利用するすべての普通交通機関等についての払戻金相当額及び県教育委員会の定める額の合計額のいずれか低い額(事由発生月が当該期間に係る最後の月である場合にあっては、0)

- 3 特別急行列車等に係る通勤手当に係る条例第18条第6項の県教育委員会規則で定める額は、第1項第2号に掲げる事由が生じた場合にあっては当該事由に係る特別急行列車等、同項第1号、第3号又は第4号に掲げる事由が生じた場合にあってはその者の利用するすべての特別急行列車等につき、使用されるべき通用期間の定期券の特別料金等の払戻しを、事由発生月の末日にしたものとして得られる額(支給単位期間が次条第1項第1号括弧書に規定する期間である場合にあっては通用期間の始期が事由発生月の翌月以後である定期券の価額を加えた額。)の2分の1に相当する額とする。

- 4 条例第18条第6項の規定により教職員に前2項に定める額を返納させる場合において、返納に係る通勤手当の給料の支給義務者と事由発生月の翌月以降に支給される

給料の支給義務者が同一であるときは、県教育委員会の定めるところにより当該給与から当該額を差し引くことができる。

第29条の13の3 条例第18条第8項に規定する教育委員会規則で定める期間は、4月1日を基準とする6箇月の期間及び10月1日を基準とする6箇月の期間（以下「基準6箇月間」という。）につき、次の各号に掲げる普通交通機関等又は特別急行列車等の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

(1) 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等又は特別急行列車等当該普通交通機関等又は特別急行列車等において発行されている定期券の通用期間のうちそれぞれ6箇月を超えない範囲内で最も長いものに相当する期間（基準6箇月間において当該期間のみの組み合わせでは端数の期間が生じる場合は当該端数の期間については当該端数の期間）。ただし、特別急行列車等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当を支給されている場合であって、普通交通機関等に係る定期券及び特別急行列車等に係る定期券が一体として発行されているときにおける当該普通交通機関等にあっては、当該特別急行列車等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当に係る支給単位期間に相当する期間

(2) [略]

2 [略]

第29条の13の4 [略]

第29条の14 [略]

2 現に特別急行列車等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当の支給を受けている教職員について、月の初日から末日までの期間における特別急行列車等の利用の実情が県教育委員会の定める基準に満たないときは、その月の特別急行列車等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当又は特別料金等のうち往路若しくは帰路における相当額は支給することができない。

給料の支給義務者が同一であるときは、_____当該給与から当該額を差し引くことができる。

第29条の13の3 条例第18条第7項に規定する県教育委員会規則で定める期間は、4月1日を基準とする6箇月の期間及び10月1日を基準とする6箇月の期間（以下「基準6箇月間」という。）につき、次の各号に掲げる普通交通機関等又は特別急行列車等の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

(1) 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等又は特別急行列車等当該普通交通機関等又は特別急行列車等において発行されている定期券の通用期間のうちそれぞれ6箇月を超えない範囲内で最も長いものに相当する期間（基準6箇月間において当該期間のみの組み合わせでは端数の期間が生じる場合は当該端数の期間については当該端数の期間）。ただし、特別急行列車等_____に係る通勤手当を支給されている場合であって、普通交通機関等に係る定期券及び特別急行列車等に係る定期券が一体として発行されているときにおける当該普通交通機関等にあっては、当該特別急行列車等_____に係る通勤手当に係る支給単位期間に相当する期間

(2) [略]

2 [略]

第29条の13の4 [略]

第29条の14 条例第18条第1項の教職員が出張、休暇、欠勤その他の事由により、支給単位期間等に係る最初の月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなるときは、当該支給単位期間等に係る通勤手当は支給することができない。

[新設]

第30条・第31条 [略]

(単身赴任手当)

第31条の2 条例第18条の2第1項 の教育委

員会規則で定めるやむを得ない事情は、次に掲げる事
とする。

(1)～(5) [略]

第31条の3・第31条の4 [略]

第31条の5 削除

第31条の6 条例第18条の2第3項の教育委員会規則で定
めるやむを得ない事情は、第31条の2に規定するやむを
得ない事情とする。

2 [略]

(1)～(5) [略]

(6) 前各号の規定中「学校を異にする異動又は在勤する
学校の移転に伴い」とあるのを「新たに給料表の適用
を受ける教職員となったことに伴い」と、「第31条の
2」とあるのを「前項
_____」と、「異動又は学校の移
転」とあるのを「適用」と読み替えた場合に、当該各
号に掲げる教職員たる要件に該当することとなる教職
員

[削る]

[削る]

第30条・第31条 [略]

(単身赴任手当)

第31条の2 条例第18条の2第1項及び第3項の県教育委

員会規則で定めるやむを得ない事情は、次に掲げる事
とする。

(1)～(5) [略]

第31条の3・第31条の4 [略]

第31条の5 条例第18条の2第3項のその他県教育委員会
規則で定める者とは、特定一般地方独立行政法人等の職
員であった者とする。

第31条の6 条例第18条の2第3項の任用の事情等を考慮
して県教育委員会規則で定める教職員は、人事交流等に
より給料表の適用を受ける教職員となった者とする。

2 条例第18条の2第3項の同条第1項の規定による単身
赴任手当を支給される教職員との権衡上必要があると認め
られるものとして県教育委員会で定める教職員は、次に掲げる教職員とする。

(1)～(5) [略]

(6) 前各号の規定中「学校を異にする異動又は在勤する
学校の移転に伴い」とあるのを「国家公務員、他の地
方公共団体の公務員又は特定一般地方独立行政法人等
の職員であった者から引き続き給料表の適用を受ける
教職員となり、これに伴い」と、「異動又は学校の移
転」とあるのを「適用」と読み替えた場合に、当該各
号に掲げる教職員たる要件に該当することとなる教職
員（人事交流等により給料表の適用を受ける教職員と
なった者に限る。）

(7) 定年前再任用に伴い、住居を移転し、第31条の2に
規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶
者と別居することとなった教職員であって、当該採用
の直前の住居から当該採用の直後に在勤する学校に通
勤することが第31条の3に規定する基準に照らして困
難であると認められるもののうち、単身で生活するこ
とを常況とする教職員

(8) 採用に伴い、住居を移転し、第31条の2に規定する
やむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居
することとなった教職員で、当該採用の直前の住居か
ら当該採用の直後に在勤する学校に通勤することが第3

	<u>1条の3に規定する基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする教職員</u>
(7) [略]	
第31条の7 [略]	第31条の7 [略]
第31条の8 [略]	第31条の8 新たに条例第18条の2第1項又は第3項の教職員たる要件を具備するに至った教職員は、当該要件を具備していることを証明する書類を添付して、単身赴任届により、配偶者等との別居の状況等を速やかに所属長を経由して県教育委員会又はその委任を受けた者に届け出なければならない。単身赴任手当を受けている教職員の住居、同居者、配偶者等の住居等に変更があった場合についても、同様とする。
2 [略]	2 [略]
<u>3 第1項の規定にかかわらず、県教育委員会又はその委任を受けた者において配偶者等との別居の状況等を認定することができる場合として県教育委員会が定める場合には、同項の規定による届出を要しない。</u>	[新設]
第31条の9 県教育委員会は、教職員から前条第1項の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を確認し、その者が条例第18条の2第1項又は第3項の教職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき単身赴任手当の月額を決定し、又は改定しなければならない。 <u>前条第3項に規定する場合においても、同様とする。</u>	第31条の9 県教育委員会は、教職員から前条第1項の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を確認し、その者が条例第18条の2第1項又は第3項の教職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき単身赴任手当の月額を決定し、又は改定しなければならない
第31条の10 単身赴任手当の支給は、教職員が新たに条例第18条の2第1項又は第3項の教職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、教職員が同条第1項又は第3項に規定する要件を欠くに至った日（ <u>県教育委員会が定める場合にあっては、当該要件を欠くに至った日以降の日で県教育委員会が定める日</u> ）の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、単身赴任手当の支給の開始については、第31条の8第1項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する	第31条の10 単身赴任手当の支給は、教職員が新たに条例第18条の2第1項又は第3項の教職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、教職員が同条第1項又は第3項に規定する要件を欠くに至った日
	の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、単身赴任手当の支給の開始については、第31条の8第1項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する

月) から行うものとする。

2 [略]

第31条の11～第32条の3 [略]

月) から行うものとする。

2 [略]

第31条の11～第31条の13 [略]

(へき地手当等)

第32条 条例第19条の2 第1項に規定するへき地学校等を別表第10及び別表第10の2のとおり、条例第19条の3第1項に規定する特別の地域に所在する学校を別表第10の3のとおり指定する。

第32条の2 [略]

第32条の3 [略]

(1) 教職員がへき地学校、へき地学校に準ずる学校若しくは、条例第19条の3第1項の規定に基づき指定された学校（以下「へき地等学校」という。）以外の学校に異動した場合又は教職員の勤務する学校が移転等のためへき地等学校に該当しないこととなった場合 当該異動又は移転等の日の前日

(2) [略]

2 [略]

第32条の4 条例第19条の3第2項の規定によりへき地手当に準ずる手当を支給される教職員は、次に掲げる教職員とする。

(1) 新たにへき地等学校に該当することとなった学校に在勤する教職員のうち、そのへき地等学校に該当することとなった日（以下「指定日」という。）前に当該学校に異動し、当該学校に在勤することとなったことに伴って住居を移転した教職員で、指定日において当該異動の日から起算して3年を経過していないもの

(2) 新たにへき地等学校に該当することとなった学校に在勤する教職員のうち、指定日前に法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定による採用（法の規定により退職した日の翌日におけるものに限る。以下この条において同じ。）をされ、当該学校に在勤することとなったことに伴って住居を移転した教職員で、指定日において、当該採用の日から起算して3年を経過

第32条の4 条例第19条の3第2項の規定によりへき地手当に準ずる手当を支給された教職員は、新たにへき地等学校に該当することとなった日（以下この条において「指定日」という。）前に当該学校に異動し、当該異動に伴って住居を移転した者で、指定日において、当該異動の日から起算して3年を経過していないものとする。

[新設]

[新設]

していないもの

(3) 法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定による採用をされ、かつ、当該採用の日の前日に在勤していた学校に引き続き在勤することとなった教職員のうち、当該採用の日前から引き続き勤務していたものとした場合に、新たにへき地等学校に該当することとなった学校に在勤する教職員で、指定日前3年以内に当該学校に異動し、当該異動に伴って住居を移転したものとなるもの

(4) 前各号に掲げるもののほか、前各号に規定する教職員との権衡上必要がある教職員として県教育委員会が認めるもの

2 条例第19条の3第2項の規定によるへき地手当に準ずる手当の支給期間及び額は、次の各号に掲げる教職員の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 前項第1号に規定する教職員 当該教職員の指定日に在勤する学校が同号に規定する異動の日前にへき地等学校に該当していたものとした場合に、前2条の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額

(2) 前項第2号に規定する教職員 当該教職員の指定日在勤する学校が、法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定による採用をされた日前にへき地等学校に該当していたものとし、かつ、当該教職員がその日に当該学校に異動したものとした場合に、前2条の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額

(3) 前項第3号に規定する教職員 当該教職員が同号の採用の日前から定年前再任用短時間勤務教職員として引き続き勤務していたものとした場合に、前2条の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額

(4) 前項第4号に規定する教職員 県教育委員会が別に定める期間及び額

[新設]

[新設]

2 前項の教職員に支給するへき地手当に準ずる手当の支給期間及び額は、当該教職員の指定日に勤務する学校が同項に規定する異動の日前にへき地等学校に該当していたものとした場合に前条の規定により指定日以降に支給されることとなる期間及び額とする。

[新設]

[新設]

[新設]

[新設]

第32条の5～第37条 [略]

(管理職員特別勤務手当)

第37条の2 [略]

(1)・(2) [略]

第32条の5～第37条 [略]

(管理職員特別勤務手当)

第37条の2 条例第19条の7第3項第1号の教育委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる教育職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1)・(2) [略]

(3) 任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された教育職員（以下「特定任期付教育職員」という。）次に掲げる当該教育職員が受ける任期付職員条例第7条第1項の給料表の号給又は同条第3項（育児休業条例第18条（育児休業条例第22条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この号及び次条第1項第3号において同じ。）の規定による給料月額に応じ、それぞれ次に定める額

ア 6号給及び7号給並びに任期付職員条例第7条第3項

の規定による給料月額

12,000円

イ～エ [略]

2 条例第19条の7第3項の教育委員会規則で定める勤務は、同条第1項の勤務に従事した時間が6時間を超える場合の勤務とする。

第37条の2の2 [略]

(1)・(2) [略]

(3) 特定任期付教育職員 次に掲げる当該教育職員が受ける任期付職員条例第7条第1項の給料表の号給又は同条第3項の規定による給料月額に応じ、それぞれ次に定める額

ア 6号給及び7号給並びに任期付職員条例第7条第3項の規定による給料月額 6,000円

イ 5号給 5,000円

ウ 2号給から4号給まで 4,000円

エ 1号給 3,000円

2 次に掲げる場合には、条例第19条の7第2項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。この場合において、教育職員がした同条第2項の勤務は、同条第1項の勤務とみなす。

(1) 条例第19条の7第1項の勤務をした後、引き続いて同条第2項の勤務をした場合

(2) 条例第19条の7第2項の勤務をした後、引き続いて同条第1項の勤務をした場合

(3) 任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された教育職員 次に掲げる当該教育職員が受ける任期付職員条例第7条第1項の給料表の号給又は同条第3項（育児休業条例第18条（育児休業条例第22条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この号及び次条第1項第3号において同じ。）の規定による給料月額に応じ、それぞれ次に定める額

ア 6号給及び7号給並びに任期付職員条例第7条第3項（育児休業条例第18条（育児休業条例第22条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による給料月額 12,000円

イ 5号給 10,000円

ウ 2号給から4号給まで 8,000円

エ 1号給 6,000円

2 条例第19条の7第3項第1号の教育委員会規則で定める勤務は、勤務に従事した時間が6時間を超える場合の勤務とする。

第37条の2の2 条例第19条の7第3項第2号の教育委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる教育職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1)・(2) [略]

[新設]

2 条例第19条の7第1項の勤務をした後、引き続いて同条第2項の勤務をした管理職員には、その引き続く勤務に係る同項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。

第37条の2の3～第40条　〔略〕

(義務教育等教員特別手当)

第38条　〔略〕

第37条の2の3・第37条の3　〔略〕

(義務教育等教員特別手当)

第38条 義務教育等教員特別手当の月額は、教育職員の属する職務の級及びその者の受ける号給（その者が定年前再任用短時間勤務教育職員であるときは、その者の属する職務の級とする。）に対応する別表第11に掲げる額（定年前再任用短時間勤務教育職員にあってはその額に定年前再任用短時間勤務に係る算出率を、育児短時間勤務教育職員等にあってはその額に育児短時間勤務に係る算出率を、育児短時間勤務に伴う短時間勤務教育職員にあってはその額に育児短時間勤務に伴う短時間勤務に係る算出率を、任期付短時間勤務教育職員にあってはその額に任期付短時間勤務に係る算出率をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた額）とする。

2　〔略〕

第38条の2～第40条　〔略〕

(雑則)

第41条 第27条の2第1項に規定する扶養親族届、同条第4項に規定する扶養手当台帳、第28条の7第1項に規定する住居届、第29条の3に規定する通勤届、第31条の8第1項に規定する単身赴任届、第33条第1項に規定する命令簿、同条第2項に規定する週休日の振替簿及び第37条の3に規定する管理職員特別勤務記録簿の様式等に關し必要な事項並びに第28条の8に規定する確認、決定又は改定、第28条の11に規定する確認、第29条の4に規定する確認、決定又は改定及び第30条に規定する確認に關し必要な事項は、県教育委員会が別に定める。

附 則　〔略〕

別表第1～別表第2の2　〔略〕

別表第2の3（第3条関係）

行政職給料表級別資格基準表

(雑則)

第41条 第27条の2第1項に規定する扶養親族届、同条第3項に規定する扶養手当台帳、第28条の7第1項に規定する住居届、第29条の3に規定する通勤届、第31条の8第1項に規定する単身赴任届、第33条第1項に規定する命令簿、同条第2項に規定する週休日の振替簿及び第37条の3に規定する管理職員特別勤務記録簿の様式等に關し必要な事項並びに第28条の8に規定する確認、決定又は改定、第28条の11に規定する確認、第29条の4に規定する確認、決定又は改定及び第30条に規定する確認に關し必要な事項は、県教育委員会が別に定める。

附 則　〔略〕

別表第1～別表第2の2　〔略〕

別表第2の3（第3条関係）

行政職給料表級別資格基準表

〔表略〕

試験		職務 の級	〔略〕	3級	〔略〕
正規 の試験	学歴	免許			
	大学卒業程度	大学卒		4	
	短大卒業程度	短大卒		7	
	高校卒業程度	高校卒		4	
	その他	中学卒		10	
				4	
				12	
				4	
				16	

備考

1～3 〔略〕

〔削る〕

別表第3・別表第4 〔略〕

別表第5（第4条関係）

経験年数換算表

経歴の種類	教職員の職務との関係	換算率	備考
国家公務員、地方公務員、旧公共企業体職員、政府関係機関職員、外国政府職員又は民間における企業体、団体等の職員等としての在職期間	教職員としての職務にその経験が直接役立つと認められるもの	10割	當時勤務に服する者として職務に従事した期間又はこれに準ずる期間に限る。
	その他のもの	10割以下	

備考

1～3 〔略〕

4 教育委員会の定める者に対する本表の適用について
は、当分の間、職務の級3級欄に掲げる必要経験年数は、「高校卒業程度」にあっては11年とする。

別表第3・別表第4 〔略〕

別表第5（第4条関係）

経験年数換算表

経歴の種類	教職員の職務との関係	換算率	備考
国家公務員	職務の種類	10割	
地方公務員	が類似しているもの	以下	
旧公共企業体職員			
政府関係機関職員	その他のもの	8割	部内の他の教職員との均衡を著しく失する場合
外国政府職員	の	以下	はこの限りでない。
	としての在職期間		
民間における企業体、団体等の職員としての在職期間	直接関係があると認められるもの	10割以下	
	その他のもの	8割以下	

〔略〕

その他の期間

教職員としての職務に
その経験が
直接役立つ
と認められ
るもの

〔 略 〕

〔略〕

〔 略 〕

〕

学校又は学校に準
ずる教育機関にお
ける在学期間10割
以下在学期間
は正規の
修学年数
の範囲内
とする。

その他の期間

直接関係が
あると認め
られるもの

10割
以下

その他のもの

5割
以下

別表第6～別表第7 〔略〕

別表第7の2（第12条の2関係）

昇格時号給対応表

ア 中学校・小学校等教育職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の 前日に受け いた号給	昇格後の号給			
	2級	特2級	3級	4級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	2	1	1	1
11	3	1	1	1
12	4	1	1	1
13	5	1	1	1
14	6	1	1	1
15	7	1	1	1
16	8	1	1	1
17	9	1	1	1
18	10	1	1	1
19	11	1	1	1

別表第6～別表第7 〔略〕

別表第7の2（第12条の2関係）

昇格時号給対応表

ア 中学校・小学校等教育職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前 日に受けていた 号給	昇格後の号給			
	2級	特2級	3級	4級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	2	1	1	1
11	3	1	1	1
12	4	1	1	1
13	5	1	1	1
14	6	1	1	1
15	7	1	1	1
16	8	1	1	1
17	9	1	1	1
18	10	1	1	1
19	11	1	1	1

20	12	1	1	1
21	13	1	1	1
22	14	1	1	1
23	15	1	1	1
24	16	1	1	1
25	17	1	1	1
26	18	1	1	1
27	19	1	1	1
28	20	1	1	1
29	21	1	1	1
30	22	1	1	1
31	23	1	1	1
32	24	1	1	1
33	25	1	1	1
34	26	1	1	1
35	27	1	1	1
36	28	1	1	1
37	29	1	1	1
38	30	<u>1</u>	1	1
39	31	<u>1</u>	1	1
40	32	<u>1</u>	1	1
41	33	<u>1</u>	1	1
42	34	<u>1</u>	1	1
43	35	<u>1</u>	1	1
44	36	<u>1</u>	1	1
45	37	<u>1</u>	1	1
46	37	<u>1</u>	1	1
47	38	<u>1</u>	1	1
48	38	<u>1</u>	1	1
49	39	<u>1</u>	1	1
50	39	<u>2</u>	<u>1</u>	1
51	40	<u>3</u>	<u>1</u>	1
52	40	<u>4</u>	<u>1</u>	1
53	41	<u>5</u>	<u>1</u>	1
54	41	<u>6</u>	<u>1</u>	1
55	42	<u>7</u>	<u>1</u>	1
56	42	<u>8</u>	<u>1</u>	1
57	43	<u>9</u>	<u>1</u>	1
58	43	<u>10</u>	<u>1</u>	<u>1</u>
59	44	<u>11</u>	<u>1</u>	<u>1</u>

20	12	1	1	1
21	13	1	1	1
22	14	1	1	1
23	15	1	1	1
24	16	1	1	1
25	17	1	1	1
26	18	1	1	1
27	19	1	1	1
28	20	1	1	1
29	21	1	1	1
30	22	1	1	1
31	23	1	1	1
32	24	1	1	1
33	25	1	1	1
34	26	1	1	1
35	27	1	1	1
36	28	1	1	1
37	29	1	1	1
38	30	<u>2</u>	1	1
39	31	<u>3</u>	1	1
40	32	<u>4</u>	1	1
41	33	<u>5</u>	1	1
42	34	<u>6</u>	1	1
43	35	<u>7</u>	1	1
44	36	<u>8</u>	1	1
45	37	<u>9</u>	1	1
46	37	<u>10</u>	1	1
47	38	<u>11</u>	1	1
48	38	<u>12</u>	1	1
49	39	<u>13</u>	1	1
50	39	<u>14</u>	<u>2</u>	1
51	40	<u>15</u>	<u>3</u>	1
52	40	<u>16</u>	<u>4</u>	1
53	41	<u>17</u>	<u>5</u>	1
54	41	<u>18</u>	<u>6</u>	1
55	42	<u>19</u>	<u>7</u>	1
56	42	<u>20</u>	<u>8</u>	1
57	43	<u>21</u>	<u>9</u>	1
58	43	<u>22</u>	<u>10</u>	<u>2</u>
59	44	<u>23</u>	<u>11</u>	<u>3</u>

60	44	<u>12</u>	<u>1</u>	<u>1</u>
61	45	<u>13</u>	<u>1</u>	<u>1</u>
62	45	<u>14</u>	<u>2</u>	<u>2</u>
63	46	<u>15</u>	<u>3</u>	<u>3</u>
64	46	<u>16</u>	<u>4</u>	<u>4</u>
65	47	<u>17</u>	<u>5</u>	<u>4</u>
66	47	<u>18</u>	<u>6</u>	<u>4</u>
67	48	<u>19</u>	<u>7</u>	<u>4</u>
68	48	<u>20</u>	<u>8</u>	<u>4</u>
69	49	<u>21</u>	<u>9</u>	<u>5</u>
70	49	<u>22</u>	<u>10</u>	<u>5</u>
71	50	<u>23</u>	<u>11</u>	<u>5</u>
72	50	<u>24</u>	<u>12</u>	<u>5</u>
73	51	<u>25</u>	<u>13</u>	<u>5</u>
74	51	<u>26</u>	<u>14</u>	<u>6</u>
75	52	<u>27</u>	<u>15</u>	<u>6</u>
76	52	<u>28</u>	<u>16</u>	<u>6</u>
77	53	<u>29</u>	<u>17</u>	<u>6</u>
78	53	<u>30</u>	<u>18</u>	<u>6</u>
79	53	<u>31</u>	<u>19</u>	<u>7</u>
80	54	<u>32</u>	<u>20</u>	<u>7</u>
81	54	<u>33</u>	<u>21</u>	<u>7</u>
82	54	<u>34</u>	<u>22</u>	—
83	55	<u>35</u>	<u>23</u>	—
84	55	<u>36</u>	<u>24</u>	—
85	55	<u>37</u>	<u>25</u>	—
86	56	<u>38</u>	<u>26</u>	—
87	56	<u>39</u>	<u>27</u>	—
88	56	<u>40</u>	<u>28</u>	—
89	57	<u>41</u>	<u>29</u>	—
90	57	<u>42</u>	<u>30</u>	—
91	58	<u>43</u>	<u>31</u>	—
92	58	<u>44</u>	<u>32</u>	—
93	59	<u>45</u>	<u>33</u>	—
94	59	<u>46</u>	<u>34</u>	—
95	60	<u>47</u>	<u>35</u>	—
96	60	<u>48</u>	<u>36</u>	—
97	61	<u>49</u>	<u>37</u>	—
98	61	<u>50</u>	<u>38</u>	—
99	61	<u>51</u>	<u>39</u>	—

60	44	<u>24</u>	<u>12</u>	<u>4</u>
61	45	<u>25</u>	<u>13</u>	<u>5</u>
62	45	<u>26</u>	<u>14</u>	<u>6</u>
63	46	<u>27</u>	<u>15</u>	<u>7</u>
64	46	<u>28</u>	<u>16</u>	<u>8</u>
65	47	<u>29</u>	<u>17</u>	<u>9</u>
66	47	<u>30</u>	<u>18</u>	<u>10</u>
67	48	<u>31</u>	<u>19</u>	<u>11</u>
68	48	<u>32</u>	<u>20</u>	<u>12</u>
69	49	<u>33</u>	<u>21</u>	<u>13</u>
70	49	<u>34</u>	<u>22</u>	<u>14</u>
71	50	<u>35</u>	<u>23</u>	<u>15</u>
72	50	<u>36</u>	<u>24</u>	<u>16</u>
73	51	<u>37</u>	<u>25</u>	<u>17</u>
74	51	<u>38</u>	<u>26</u>	<u>18</u>
75	52	<u>39</u>	<u>27</u>	<u>19</u>
76	52	<u>40</u>	<u>28</u>	<u>20</u>
77	53	<u>41</u>	<u>29</u>	<u>20</u>
78	53	<u>42</u>	<u>30</u>	<u>20</u>
79	53	<u>43</u>	<u>31</u>	<u>20</u>
80	54	<u>44</u>	<u>32</u>	<u>20</u>
81	54	<u>45</u>	<u>33</u>	<u>21</u>
82	54	<u>46</u>	<u>34</u>	<u>21</u>
83	55	<u>47</u>	<u>35</u>	<u>21</u>
84	55	<u>48</u>	<u>36</u>	<u>21</u>
85	55	<u>49</u>	<u>37</u>	<u>21</u>
86	56	<u>50</u>	<u>38</u>	<u>22</u>
87	56	<u>51</u>	<u>39</u>	<u>22</u>
88	56	<u>52</u>	<u>40</u>	<u>22</u>
89	57	<u>53</u>	<u>41</u>	<u>22</u>
90	57	<u>54</u>	<u>42</u>	<u>22</u>
91	58	<u>55</u>	<u>43</u>	<u>23</u>
92	58	<u>56</u>	<u>44</u>	<u>23</u>
93	59	<u>57</u>	<u>45</u>	<u>23</u>
94	59	<u>58</u>	<u>46</u>	—
95	60	<u>59</u>	<u>47</u>	—
96	60	<u>60</u>	<u>48</u>	—
97	61	<u>61</u>	<u>49</u>	—
98	61	<u>62</u>	<u>50</u>	—
99	61	<u>63</u>	<u>51</u>	—

100	61	<u>52</u>	<u>40</u>	
101	62	<u>53</u>	<u>41</u>	
102	62	<u>54</u>	<u>42</u>	
103	62	<u>55</u>	<u>43</u>	
104	62	<u>56</u>	<u>44</u>	
105	63	<u>57</u>	<u>45</u>	
106	63	<u>58</u>	<u>46</u>	
107	63	<u>59</u>	<u>47</u>	
108	63	<u>60</u>	<u>48</u>	
109	64	<u>61</u>	<u>49</u>	
110	64	<u>62</u>	<u>49</u>	
111	64	<u>63</u>	<u>50</u>	
112	64	<u>64</u>	<u>50</u>	
113	65	<u>65</u>	<u>51</u>	
114	65	<u>65</u>	<u>51</u>	
115	65	<u>66</u>	<u>52</u>	
116	65	<u>66</u>	<u>52</u>	
117	66	<u>67</u>	<u>53</u>	
118	66	<u>67</u>	<u>54</u>	
119	66	<u>68</u>	<u>55</u>	
120	66	<u>68</u>	<u>56</u>	
121	67	<u>69</u>	<u>57</u>	
122	67	<u>70</u>	<u>57</u>	
123	67	<u>71</u>	<u>58</u>	
124	67	<u>72</u>	<u>58</u>	
125	68	<u>73</u>	<u>59</u>	
126		<u>74</u>	<u>59</u>	
127		<u>75</u>	<u>60</u>	
128		<u>76</u>	<u>60</u>	
129		<u>77</u>	<u>61</u>	
130		<u>77</u>	<u>61</u>	
131		<u>78</u>	<u>62</u>	
132		<u>78</u>	<u>62</u>	
133		<u>78</u>	<u>62</u>	
134		<u>78</u>	<u>62</u>	
135		<u>79</u>	<u>62</u>	
136		<u>79</u>	<u>62</u>	
137		<u>79</u>	<u>62</u>	
138		<u>79</u>	<u>62</u>	
139		<u>80</u>	<u>62</u>	

100	61	<u>64</u>	<u>52</u>	
101	62	<u>65</u>	<u>53</u>	
102	62	<u>66</u>	<u>54</u>	
103	62	<u>67</u>	<u>55</u>	
104	62	<u>68</u>	<u>56</u>	
105	63	<u>69</u>	<u>57</u>	
106	63	<u>70</u>	<u>58</u>	
107	63	<u>71</u>	<u>59</u>	
108	63	<u>72</u>	<u>60</u>	
109	64	<u>73</u>	<u>61</u>	
110	64	<u>74</u>	<u>61</u>	
111	64	<u>75</u>	<u>62</u>	
112	64	<u>76</u>	<u>62</u>	
113	65	<u>77</u>	<u>63</u>	
114	65	<u>77</u>	<u>63</u>	
115	65	<u>78</u>	<u>64</u>	
116	65	<u>78</u>	<u>64</u>	
117	66	<u>79</u>	<u>65</u>	
118	66	<u>79</u>	<u>66</u>	
119	66	<u>80</u>	<u>67</u>	
120	66	<u>80</u>	<u>68</u>	
121	67	<u>81</u>	<u>69</u>	
122	67	<u>82</u>	<u>69</u>	
123	67	<u>83</u>	<u>70</u>	
124	67	<u>84</u>	<u>70</u>	
125	68	<u>85</u>	<u>71</u>	
126		<u>86</u>	<u>71</u>	
127		<u>87</u>	<u>72</u>	
128		<u>88</u>	<u>72</u>	
129		<u>89</u>	<u>73</u>	
130		<u>89</u>	<u>73</u>	
131		<u>90</u>	<u>74</u>	
132		<u>90</u>	<u>74</u>	
133		<u>90</u>	<u>74</u>	
134		<u>90</u>	<u>74</u>	
135		<u>91</u>	<u>74</u>	
136		<u>91</u>	<u>74</u>	
137		<u>91</u>	<u>74</u>	
138		<u>91</u>	<u>74</u>	
139		<u>92</u>	<u>74</u>	

140		<u>80</u>	<u>62</u>	
141		<u>80</u>	<u>62</u>	
142		<u>80</u>	<u>62</u>	
143		<u>81</u>	<u>62</u>	
144		<u>81</u>	<u>62</u>	
145		<u>81</u>	<u>62</u>	
146		<u>81</u>	<u>62</u>	
147		<u>82</u>	<u>62</u>	
148		<u>82</u>	<u>62</u>	
149		<u>82</u>	<u>62</u>	
150		<u>82</u>	<u>62</u>	
151		<u>83</u>	<u>63</u>	
152		<u>83</u>	<u>63</u>	
153		<u>83</u>	<u>63</u>	
154		<u>84</u>	<u>63</u>	
155		<u>84</u>	<u>63</u>	
156		<u>84</u>	<u>64</u>	
157		<u>85</u>	<u>64</u>	

備考 特2級である教育職員を3級に昇格させた場合における本表の適用に当たっては、「昇格した日の前日に受けている号給」とあるのは、「特2級に昇格した日の前日に受けている号給にその者が特2級に昇格した日以降に昇給した号給数に相当する数を加えて得た号給」と読み替えるものとする。

イ 医療職給料表(2)昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けている号給	昇格後の号給			
	2級	3級	4級	5級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	1	1	1
11	1	1	1	1
12	1	1	1	1
13	1	1	1	1
14	1	1	2	1

140		<u>92</u>	<u>74</u>	
141		<u>92</u>	<u>74</u>	
142		<u>92</u>	<u>74</u>	
143		<u>93</u>	<u>74</u>	
144		<u>93</u>	<u>74</u>	
145		<u>93</u>	<u>74</u>	
146		<u>93</u>	<u>74</u>	
147		<u>94</u>	<u>74</u>	
148		<u>94</u>	<u>74</u>	
149		<u>94</u>	<u>74</u>	
150		<u>94</u>	<u>74</u>	
151		<u>95</u>	<u>75</u>	
152		<u>95</u>	<u>75</u>	
153		<u>95</u>	<u>75</u>	
154		<u>96</u>	<u>75</u>	
155		<u>96</u>	<u>75</u>	
156		<u>96</u>	<u>76</u>	
157		<u>97</u>	<u>76</u>	

備考 特2級である職員を3級に昇格させた場合における本表の適用に当たっては、「昇格した日の前日に受けている号給」とあるのは、「特2級に昇格した日の前日に受けている号給にその者が特2級に昇格した日以降に昇給した号給数に相当する数を加えて得た号給」と読み替えるものとする。

イ 医療職給料表(2)昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けている号給	昇格後の号給			
	2級	3級	4級	5級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	1	1	1
11	1	1	1	1
12	1	1	1	1
13	1	1	1	1
14	1	1	2	1

15	1	1	3	1
16	1	1	4	1
17	1	1	5	1
18	1	<u>1</u>	6	<u>1</u>
19	1	<u>1</u>	7	<u>1</u>
20	1	<u>1</u>	8	<u>1</u>
21	1	<u>1</u>	9	<u>1</u>
22	2	<u>2</u>	10	<u>2</u>
23	3	<u>3</u>	11	<u>3</u>
24	4	<u>4</u>	12	<u>4</u>
25	5	<u>5</u>	13	<u>5</u>
26	6	<u>6</u>	14	<u>6</u>
27	7	<u>7</u>	15	<u>7</u>
28	8	<u>8</u>	16	<u>8</u>
29	9	<u>9</u>	17	<u>9</u>
30	10	<u>10</u>	18	<u>10</u>
31	11	<u>11</u>	19	<u>11</u>
32	12	<u>12</u>	20	<u>12</u>
33	13	<u>13</u>	21	<u>13</u>
34	14	<u>14</u>	22	<u>14</u>
35	15	<u>15</u>	23	<u>15</u>
36	16	<u>16</u>	24	<u>16</u>
37	17	<u>17</u>	25	<u>17</u>
38	18	<u>18</u>	26	<u>18</u>
39	19	<u>19</u>	27	<u>19</u>
40	20	<u>20</u>	28	<u>20</u>
41	21	<u>21</u>	29	<u>21</u>
42	22	<u>22</u>	30	<u>22</u>
43	23	<u>23</u>	31	<u>23</u>
44	24	<u>24</u>	32	<u>24</u>
45	25	<u>25</u>	33	<u>25</u>
46	25	<u>26</u>	34	<u>25</u>
47	26	<u>27</u>	35	<u>26</u>
48	26	<u>28</u>	36	<u>26</u>
49	27	<u>29</u>	37	<u>27</u>
50	27	<u>30</u>	38	<u>27</u>
51	28	<u>31</u>	39	<u>28</u>
52	28	<u>32</u>	40	<u>28</u>
53	29	<u>33</u>	41	<u>29</u>
54	29	<u>34</u>	42	<u>29</u>

15	1	1	3	1
16	1	1	4	1
17	1	1	5	1
18	1	<u>2</u>	6	<u>2</u>
19	1	<u>3</u>	7	<u>3</u>
20	1	<u>4</u>	8	<u>4</u>
21	1	<u>5</u>	9	<u>5</u>
22	2	<u>6</u>	10	<u>6</u>
23	3	<u>7</u>	11	<u>7</u>
24	4	<u>8</u>	12	<u>8</u>
25	5	<u>9</u>	13	<u>9</u>
26	6	<u>10</u>	14	<u>10</u>
27	7	<u>11</u>	15	<u>11</u>
28	8	<u>12</u>	16	<u>12</u>
29	9	<u>13</u>	17	<u>13</u>
30	10	<u>14</u>	18	<u>14</u>
31	11	<u>15</u>	19	<u>15</u>
32	12	<u>16</u>	20	<u>16</u>
33	13	<u>17</u>	21	<u>17</u>
34	14	<u>18</u>	22	<u>18</u>
35	15	<u>19</u>	23	<u>19</u>
36	16	<u>20</u>	24	<u>20</u>
37	17	<u>21</u>	25	<u>21</u>
38	18	<u>22</u>	26	<u>22</u>
39	19	<u>23</u>	27	<u>23</u>
40	20	<u>24</u>	28	<u>24</u>
41	21	<u>25</u>	29	<u>25</u>
42	22	<u>26</u>	30	<u>26</u>
43	23	<u>27</u>	31	<u>27</u>
44	24	<u>28</u>	32	<u>28</u>
45	25	<u>29</u>	33	<u>29</u>
46	25	<u>30</u>	34	<u>30</u>
47	26	<u>31</u>	35	<u>31</u>
48	26	<u>32</u>	36	<u>32</u>
49	27	<u>33</u>	37	<u>33</u>
50	27	<u>34</u>	38	<u>33</u>
51	28	<u>35</u>	39	<u>34</u>
52	28	<u>36</u>	40	<u>34</u>
53	29	<u>37</u>	41	<u>35</u>
54	29	<u>38</u>	42	<u>35</u>

55	30	<u>35</u>	43	<u>30</u>
56	30	<u>36</u>	44	<u>30</u>
57	31	<u>37</u>	45	<u>31</u>
58	31	<u>38</u>	46	<u>31</u>
59	32	<u>39</u>	47	<u>32</u>
60	32	<u>40</u>	48	<u>32</u>
61	33	<u>41</u>	49	<u>33</u>
62	33	<u>42</u>	50	<u>33</u>
63	34	<u>43</u>	51	<u>33</u>
64	34	<u>44</u>	52	<u>34</u>
65	35	<u>45</u>	53	<u>34</u>
66	35	<u>46</u>	54	<u>34</u>
67	36	<u>47</u>	55	<u>35</u>
68	36	<u>48</u>	56	<u>35</u>
69	37	<u>49</u>	57	<u>35</u>
70	37	<u>49</u>	<u>57</u>	<u>36</u>
71	38	<u>50</u>	<u>58</u>	<u>36</u>
72	38	<u>50</u>	<u>58</u>	<u>36</u>
73	39	<u>51</u>	<u>59</u>	<u>37</u>
74	39	<u>51</u>	<u>59</u>	<u>37</u>
75	40	<u>52</u>	<u>60</u>	<u>37</u>
76	40	<u>52</u>	<u>60</u>	<u>37</u>
77	41	<u>53</u>	<u>61</u>	<u>38</u>
78	41	<u>53</u>	<u>61</u>	<u>38</u>
79	41	<u>53</u>	<u>62</u>	<u>38</u>
80	42	<u>54</u>	<u>62</u>	<u>38</u>
81	42	<u>54</u>	<u>63</u>	<u>39</u>
82	42	<u>54</u>	<u>63</u>	<u>39</u>
83	43	<u>55</u>	<u>64</u>	<u>39</u>
84	43	<u>55</u>	<u>64</u>	<u>39</u>
85	43	<u>55</u>	<u>65</u>	<u>39</u>
86		<u>56</u>	<u>66</u>	<u>40</u>
87		<u>56</u>	<u>67</u>	<u>40</u>
88		<u>56</u>	68	<u>40</u>
89		<u>56</u>	69	<u>40</u>
90		<u>56</u>	<u>69</u>	<u>40</u>
91		<u>57</u>	<u>70</u>	<u>41</u>
92		<u>57</u>	<u>70</u>	<u>41</u>
93		<u>57</u>	<u>70</u>	<u>41</u>
94		<u>57</u>	<u>70</u>	<u>41</u>

55	30	<u>39</u>	43	<u>36</u>
56	30	<u>40</u>	44	<u>36</u>
57	31	<u>41</u>	45	<u>37</u>
58	31	<u>42</u>	46	<u>37</u>
59	32	<u>43</u>	47	<u>38</u>
60	32	<u>44</u>	48	<u>38</u>
61	33	<u>45</u>	49	<u>39</u>
62	33	<u>46</u>	50	<u>39</u>
63	34	<u>47</u>	51	<u>40</u>
64	34	<u>48</u>	52	<u>40</u>
65	35	<u>49</u>	53	<u>41</u>
66	35	<u>50</u>	54	<u>41</u>
67	36	<u>51</u>	55	<u>41</u>
68	36	<u>52</u>	56	<u>42</u>
69	37	<u>53</u>	57	<u>42</u>
70	37	<u>53</u>	<u>58</u>	<u>42</u>
71	38	<u>54</u>	<u>59</u>	<u>43</u>
72	38	<u>54</u>	<u>60</u>	<u>43</u>
73	39	<u>55</u>	<u>61</u>	<u>43</u>
74	39	<u>55</u>	<u>61</u>	<u>44</u>
75	40	<u>56</u>	<u>62</u>	<u>44</u>
76	40	<u>56</u>	<u>62</u>	<u>44</u>
77	41	<u>57</u>	<u>63</u>	<u>45</u>
78	41	<u>57</u>	<u>63</u>	<u>45</u>
79	41	<u>57</u>	<u>64</u>	<u>45</u>
80	42	<u>58</u>	<u>64</u>	<u>45</u>
81	42	<u>58</u>	<u>65</u>	<u>46</u>
82	42	<u>58</u>	<u>65</u>	<u>46</u>
83	43	<u>59</u>	<u>66</u>	<u>46</u>
84	43	<u>59</u>	<u>66</u>	<u>46</u>
85	43	<u>59</u>	<u>67</u>	<u>47</u>
86		<u>60</u>	<u>67</u>	<u>47</u>
87		<u>60</u>	<u>68</u>	<u>47</u>
88		<u>60</u>	68	<u>47</u>
89		<u>60</u>	69	<u>47</u>
90		<u>60</u>	<u>70</u>	<u>48</u>
91		<u>61</u>	<u>71</u>	<u>48</u>
92		<u>61</u>	<u>72</u>	<u>48</u>
93		<u>61</u>	<u>73</u>	<u>48</u>
94		<u>61</u>	<u>73</u>	<u>48</u>

95		<u>57</u>	<u>70</u>	<u>41</u>
96		<u>58</u>	<u>70</u>	<u>42</u>
97		<u>58</u>	<u>70</u>	<u>42</u>
98		<u>58</u>	<u>70</u>	<u>42</u>
99		<u>58</u>	<u>70</u>	<u>42</u>
100		<u>58</u>	<u>70</u>	<u>42</u>
101		<u>59</u>	<u>70</u>	<u>43</u>
102		<u>59</u>	<u>70</u>	—
103		<u>59</u>	<u>70</u>	—
104		<u>59</u>	<u>70</u>	—
105		<u>59</u>	<u>70</u>	—
106			<u>70</u>	
107			<u>70</u>	
108			<u>70</u>	
109			<u>70</u>	
—			—	
—			—	
—			—	
—			—	

ウ 行政職給料表昇格時号給対応表

95		<u>61</u>	<u>74</u>	<u>49</u>
96		<u>62</u>	<u>74</u>	<u>49</u>
97		<u>62</u>	<u>74</u>	<u>49</u>
98		<u>62</u>	<u>74</u>	<u>49</u>
99		<u>62</u>	<u>74</u>	<u>49</u>
100		<u>62</u>	<u>74</u>	<u>50</u>
101		<u>63</u>	<u>74</u>	<u>50</u>
102		<u>63</u>	<u>74</u>	<u>50</u>
103		<u>63</u>	<u>74</u>	<u>50</u>
104		<u>63</u>	<u>74</u>	<u>50</u>
105		<u>63</u>	<u>74</u>	<u>51</u>
106			<u>74</u>	
107			<u>74</u>	
108			<u>74</u>	
109			<u>74</u>	
110			<u>74</u>	
111			<u>74</u>	
112			<u>74</u>	
113			<u>74</u>	

ウ 行政職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前 日に受けていた 号給	昇格後の号給			
	2級	3級	4級	5級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	1	1	2
11	1	1	1	3
12	1	1	1	4
13	1	1	1	5
14	1	1	1	6
15	1	1	1	7
16	1	1	1	8
17	1	1	1	9

昇格した日の前 日に受けていた 号給	昇格後の号給			
	2級	3級	4級	5級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	1	1	2
11	1	1	1	3
12	1	1	1	4
13	1	1	1	5
14	1	1	1	6
15	1	1	1	7
16	1	1	1	8
17	1	1	1	9

18	1	<u>1</u>	<u>1</u>	10
19	1	<u>1</u>	<u>1</u>	11
20	1	<u>1</u>	<u>1</u>	12
21	1	<u>1</u>	<u>1</u>	13
22	1	<u>2</u>	<u>2</u>	14
23	1	<u>3</u>	<u>3</u>	15
24	1	<u>4</u>	<u>4</u>	16
25	1	<u>5</u>	<u>5</u>	17
26	1	<u>6</u>	<u>6</u>	18
27	1	<u>7</u>	<u>7</u>	19
28	1	<u>8</u>	<u>8</u>	20
29	1	<u>9</u>	<u>9</u>	21
30	1	<u>10</u>	<u>10</u>	22
31	1	<u>11</u>	<u>11</u>	23
32	1	<u>12</u>	<u>12</u>	24
33	1	<u>13</u>	<u>13</u>	25
34	2	<u>14</u>	<u>14</u>	26
35	3	<u>15</u>	<u>15</u>	27
36	4	<u>16</u>	<u>16</u>	28
37	5	<u>17</u>	<u>17</u>	29
38	6	<u>18</u>	<u>18</u>	30
39	7	<u>19</u>	<u>19</u>	31
40	8	<u>20</u>	<u>20</u>	32
41	9	<u>21</u>	<u>21</u>	33
42	10	<u>22</u>	<u>22</u>	34
43	11	<u>23</u>	<u>23</u>	35
44	12	<u>24</u>	<u>24</u>	36
45	13	<u>25</u>	<u>25</u>	37
46	14	<u>26</u>	<u>26</u>	38
47	15	<u>27</u>	<u>27</u>	39
48	16	<u>28</u>	<u>28</u>	40
49	17	<u>29</u>	<u>29</u>	41
50	18	<u>30</u>	<u>30</u>	42
51	19	<u>31</u>	<u>31</u>	43
52	20	<u>32</u>	<u>32</u>	44
53	21	<u>33</u>	<u>33</u>	45
54	21	<u>33</u>	<u>34</u>	46
55	22	<u>34</u>	<u>35</u>	47
56	22	<u>34</u>	<u>36</u>	48
57	23	<u>35</u>	<u>37</u>	49

18	1	<u>2</u>	<u>2</u>	10
19	1	<u>3</u>	<u>3</u>	11
20	1	<u>4</u>	<u>4</u>	12
21	1	<u>5</u>	<u>5</u>	13
22	1	<u>6</u>	<u>6</u>	14
23	1	<u>7</u>	<u>7</u>	15
24	1	<u>8</u>	<u>8</u>	16
25	1	<u>9</u>	<u>9</u>	17
26	1	<u>10</u>	<u>10</u>	18
27	1	<u>11</u>	<u>11</u>	19
28	1	<u>12</u>	<u>12</u>	20
29	1	<u>13</u>	<u>13</u>	21
30	1	<u>14</u>	<u>14</u>	22
31	1	<u>15</u>	<u>15</u>	23
32	1	<u>16</u>	<u>16</u>	24
33	1	<u>17</u>	<u>17</u>	25
34	2	<u>18</u>	<u>18</u>	26
35	3	<u>19</u>	<u>19</u>	27
36	4	<u>20</u>	<u>20</u>	28
37	5	<u>21</u>	<u>21</u>	29
38	6	<u>22</u>	<u>22</u>	30
39	7	<u>23</u>	<u>23</u>	31
40	8	<u>24</u>	<u>24</u>	32
41	9	<u>25</u>	<u>25</u>	33
42	10	<u>26</u>	<u>26</u>	34
43	11	<u>27</u>	<u>27</u>	35
44	12	<u>28</u>	<u>28</u>	36
45	13	<u>29</u>	<u>29</u>	37
46	14	<u>30</u>	<u>30</u>	38
47	15	<u>31</u>	<u>31</u>	39
48	16	<u>32</u>	<u>32</u>	40
49	17	<u>33</u>	<u>33</u>	41
50	18	<u>34</u>	<u>34</u>	42
51	19	<u>35</u>	<u>35</u>	43
52	20	<u>36</u>	<u>36</u>	44
53	21	<u>37</u>	<u>37</u>	45
54	21	<u>37</u>	<u>38</u>	46
55	22	<u>38</u>	<u>39</u>	47
56	22	<u>38</u>	<u>40</u>	48
57	23	<u>39</u>	<u>41</u>	49

58	23	<u>35</u>	<u>37</u>	50
59	24	<u>36</u>	<u>37</u>	51
60	24	<u>36</u>	<u>38</u>	52
61	25	<u>37</u>	<u>38</u>	53
62	25	<u>38</u>	<u>38</u>	54
63	26	<u>39</u>	<u>39</u>	55
64	26	<u>40</u>	<u>39</u>	56
65	27	<u>41</u>	<u>39</u>	57
66	27	<u>41</u>	<u>40</u>	58
67	28	<u>42</u>	<u>40</u>	59
68	28	<u>42</u>	<u>40</u>	60
69	29	<u>43</u>	<u>41</u>	<u>60</u>
70	29	<u>43</u>	<u>41</u>	<u>60</u>
71	29	<u>44</u>	<u>41</u>	<u>60</u>
72	30	<u>44</u>	<u>42</u>	<u>60</u>
73	30	<u>45</u>	<u>42</u>	<u>61</u>
74	30	<u>45</u>	<u>42</u>	<u>61</u>
75	31	<u>45</u>	<u>43</u>	<u>61</u>
76	31	<u>45</u>	<u>43</u>	<u>61</u>
77	31	<u>45</u>	<u>43</u>	<u>61</u>
78	32	<u>46</u>	<u>44</u>	<u>62</u>
79	32	<u>46</u>	<u>44</u>	<u>62</u>
80	32	<u>46</u>	<u>44</u>	<u>62</u>
81	33	<u>46</u>	<u>45</u>	<u>63</u>
82	33	<u>46</u>	<u>45</u>	<u>64</u>
83	33	<u>47</u>	<u>45</u>	<u>65</u>
84	34	<u>47</u>	<u>45</u>	<u>66</u>
85	34	<u>47</u>	<u>46</u>	<u>67</u>
86	34	<u>47</u>	<u>46</u>	—
87	35	<u>47</u>	<u>46</u>	—
88	35	<u>48</u>	<u>46</u>	—
89	35	<u>48</u>	<u>47</u>	—
90	36	<u>48</u>	<u>47</u>	—
91	36	<u>48</u>	<u>47</u>	—
92	36	<u>48</u>	<u>47</u>	—
93	37	<u>49</u>	<u>47</u>	—
94		<u>49</u>	<u>47</u>	
95		<u>49</u>	<u>47</u>	
96		<u>49</u>	<u>48</u>	
97		<u>49</u>	<u>48</u>	

58	23	<u>39</u>	<u>42</u>	50
59	24	<u>40</u>	<u>43</u>	51
60	24	<u>40</u>	<u>44</u>	52
61	25	<u>41</u>	<u>45</u>	53
62	25	<u>42</u>	<u>45</u>	54
63	26	<u>43</u>	<u>45</u>	55
64	26	<u>44</u>	<u>46</u>	56
65	27	<u>45</u>	<u>46</u>	57
66	27	<u>45</u>	<u>46</u>	58
67	28	<u>46</u>	<u>47</u>	59
68	28	<u>46</u>	<u>47</u>	60
69	29	<u>47</u>	<u>47</u>	<u>61</u>
70	29	<u>47</u>	<u>48</u>	<u>62</u>
71	29	<u>48</u>	<u>48</u>	<u>63</u>
72	30	<u>48</u>	<u>48</u>	<u>64</u>
73	30	<u>49</u>	<u>49</u>	<u>65</u>
74	30	<u>49</u>	<u>49</u>	<u>66</u>
75	31	<u>49</u>	<u>49</u>	<u>67</u>
76	31	<u>49</u>	<u>50</u>	<u>68</u>
77	31	<u>49</u>	<u>50</u>	<u>68</u>
78	32	<u>50</u>	<u>50</u>	<u>68</u>
79	32	<u>50</u>	<u>51</u>	<u>68</u>
80	32	<u>50</u>	<u>51</u>	<u>68</u>
81	33	<u>50</u>	<u>51</u>	<u>69</u>
82	33	<u>50</u>	<u>52</u>	<u>69</u>
83	33	<u>51</u>	<u>52</u>	<u>69</u>
84	34	<u>51</u>	<u>52</u>	<u>69</u>
85	34	<u>51</u>	<u>53</u>	<u>69</u>
86	34	<u>51</u>	<u>53</u>	<u>70</u>
87	35	<u>51</u>	<u>53</u>	<u>70</u>
88	35	<u>52</u>	<u>53</u>	<u>70</u>
89	35	<u>52</u>	<u>54</u>	<u>71</u>
90	36	<u>52</u>	<u>54</u>	<u>72</u>
91	36	<u>52</u>	<u>54</u>	<u>73</u>
92	36	<u>52</u>	<u>54</u>	<u>74</u>
93	37	<u>53</u>	<u>55</u>	<u>75</u>
94		<u>53</u>	<u>55</u>	
95		<u>53</u>	<u>55</u>	
96		<u>53</u>	<u>55</u>	
97		<u>53</u>	<u>55</u>	

98		<u>50</u>	<u>48</u>	
99		<u>50</u>	<u>48</u>	
100		<u>50</u>	<u>48</u>	
101		<u>50</u>	<u>48</u>	
102		<u>50</u>	<u>48</u>	
103		<u>51</u>	<u>49</u>	
104		<u>51</u>	<u>49</u>	
105		<u>51</u>	<u>49</u>	
106		<u>51</u>	<u>49</u>	
107		<u>51</u>	<u>49</u>	
108		<u>52</u>	<u>49</u>	
109		<u>52</u>	<u>49</u>	
110		<u>52</u>	—	
111		<u>52</u>	—	
112		<u>52</u>	—	
113		<u>52</u>	—	
114		<u>52</u>		
115		<u>52</u>		
116		<u>52</u>		
117		<u>53</u>		
118		<u>53</u>		
119		<u>53</u>		
120		<u>53</u>		
121		<u>53</u>		
122		<u>53</u>		
123		<u>53</u>		
124		<u>53</u>		
125		<u>53</u>		

別表第7の3（第16条関係）

昇給号給数表

ア 行政職給料表7級以下教職員等昇給号給数表

〔表略〕

備考

- 1 この表は、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの以外、中学校・小学校等教育職給料表の適用を受ける教職員及び医療職給料表(2)の適用を受ける教職員であるものに適用する。

98		<u>54</u>	<u>55</u>	
99		<u>54</u>	<u>55</u>	
100		<u>54</u>	<u>56</u>	
101		<u>54</u>	<u>56</u>	
102		<u>54</u>	<u>56</u>	
103		<u>55</u>	<u>56</u>	
104		<u>55</u>	<u>56</u>	
105		<u>55</u>	<u>56</u>	
106		<u>55</u>	<u>56</u>	
107		<u>55</u>	<u>57</u>	
108		<u>56</u>	<u>57</u>	
109		<u>56</u>	<u>57</u>	
110		<u>56</u>	<u>57</u>	
111		<u>56</u>	<u>57</u>	
112		<u>56</u>	<u>57</u>	
113		<u>56</u>	<u>57</u>	
114		<u>56</u>		
115		<u>56</u>		
116		<u>56</u>		
117		<u>57</u>		
118		<u>57</u>		
119		<u>57</u>		
120		<u>57</u>		
121		<u>57</u>		
122		<u>57</u>		
123		<u>57</u>		
124		<u>57</u>		
125		<u>57</u>		

別表第7の3（第16条関係）

昇給号給数表

昇給区分	A	B	C	D	E
昇給の号	8以上	6	4	2	0
給数	2以上	1	0	0	0

備考

〔新設〕

2 この表に定める上段の号給数は条例第12条第3項
第1号の規定の適用を受ける教職員以外の教職員
に、下段の号給数は同号の規定の適用を受ける教職
員に適用する。

イ 行政職給料表8級以上教職員等昇給号給数表

昇給区分	A	B	C	D	E
昇給の号 給数	2	1	0	0	0

備考 この表は、行政職給料表の適用を受ける教職員で
その職務の級が8級以上であるものに適用する。

別表第8～別表第9の3の2 [略]

別表9の4（第26条の3関係）

管理職手当に関する指定学校表

学 校 名
[略]
[削る]
[略]
[削る]
[略]
[削る]
[略]

別表第9の5（第26条の3関係）

管理職手当に関する指定学校表

学 校 名
[略]
同 中央小学校
同 川津小学校
[略]
[削る]
[略]
安来市立十神小学校
同 島田小学校
[略]
同 高浜小学校
同 北陽小学校
[略]
同 荘原小学校
同 朝陽小学校

この表に定める上段の号給数は条例第12条第3項
の規定の適用を受ける教職員以外の教職員
に、下段の号給数は同項の規定の適用を受ける教職
員に適用する。

[新設]

別表第8～別表第9の3の2 [略]

別表9の4（第26条の3関係）

管理職手当に関する指定学校表

学 校 名
[略]
同 川津小学校
[略]
同 北陽小学校
[略]
同 河南中学校
[略]

別表第9の5（第26条の3関係）

管理職手当に関する指定学校表

学 校 名
[略]
同 中央小学校
[新設]
[略]
同 来待小学校
[略]
安来市立十神小学校
[新設]
[略]
同 高浜小学校
[新設]
[略]
同 荘原小学校
[新設]

同 <u>旅伏小学校</u> 〔略〕 〔削る〕 〔略〕 〔削る〕 〔削る〕 〔略〕 〔削る〕 <u>出雲市立河南中学校</u> 同 <u>平田中学校</u> 〔略〕 大田市立第二中学校 同 <u>志学中学校</u> 〔略〕 〔削る〕 〔略〕 〔削る〕 同 <u>匹見中学校</u> 〔略〕	〔新設〕 〔略〕 同 <u>久手小学校</u> 〔略〕 <u>安来市立第三中学校</u> 同 <u>広瀬中学校</u> 〔略〕 同 <u>三刀屋中学校</u> 〔新設〕 <u>出雲市立平田中学校</u> 〔略〕 大田市立第二中学校 〔新規〕 〔略〕 同 <u>第二中学校</u> 〔略〕 同 <u>東陽中学校</u> 〔新設〕 〔略〕
--	---

別表第9の6～別表第9の8 〔略〕

別表第10（第32条、第32条の2関係）

へき地学校表

学校名	級地区分
〔略〕	3級地
〔略〕	2級地
〔略〕	1級地
〔削る〕	
〔略〕	
〔削る〕	
<u>出雲市立佐田中学校</u>	
〔略〕	

別表第10の2（第32条、第32条の2関係）

へき地学校に準ずる学校表

〔略〕
〔削る〕
〔略〕

別表第10の3 〔略〕

別表第9の6～別表第9の8 〔略〕

別表第10（第32条、第32条の2関係）

へき地学校表

学校名	級地区分
〔略〕	3級地
〔略〕	2級地
〔略〕	1級地
<u>奥出雲町立高尾小学校</u>	
〔略〕	
<u>出雲市立窪田小学校</u>	
同 <u>佐田中学校</u>	
〔略〕	

別表第10の2（第32条、第32条の2関係）

へき地学校に準ずる学校表

〔略〕
<u>奥出雲町立馬木小学校</u>
〔略〕

別表第10の3 〔略〕

別表第11（第38条関係）

中学校・小学校等教育職給料表の適用を受ける教育職員に対する義務教育等教員特別手当の月額表

教育職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級
		円	円	円	円	円
1	2,000	2,100	4,000	4,900	7,400	
2	2,000	2,100	4,000	4,900	7,400	
3	2,000	2,100	4,000	4,900	7,400	
4	2,000	2,100	4,000	4,900	7,400	
5	2,000	2,300	4,300	5,100	7,500	
6	2,000	2,300	4,300	5,100	7,500	
7	2,000	2,300	4,300	5,100	7,500	
8	2,000	2,300	4,300	5,100	7,500	
9	2,100	2,400	4,500	5,200	7,600	
10	2,100	2,400	4,500	5,200	7,600	
11	2,100	2,400	4,500	5,200	7,600	
12	2,100	2,400	4,500	5,200	7,600	
13	2,200	2,500	4,700	5,400	7,700	
14	2,200	2,500	4,700	5,400	7,700	
15	2,200	2,500	4,700	5,400	7,700	
16	2,200	2,500	4,700	5,400	7,700	
17	2,300	2,600	4,900	5,500	7,900	
18	2,300	2,600	4,900	5,500	7,900	
19	2,300	2,600	4,900	5,500	7,900	
20	2,300	2,600	4,900	5,500	7,900	
21	2,400	2,800	5,100	5,700	8,000	
22	2,400	2,800	5,100	5,700	8,000	
23	2,400	2,800	5,100	5,700	8,000	
24	2,400	2,800	5,100	5,700	8,000	
25	2,600	2,900	5,300	5,900	8,000	
26	2,600	2,900	5,300	5,900	8,000	
27	2,600	2,900	5,300	5,900	8,000	
28	2,600	2,900	5,300	5,900	8,000	
29	2,700	3,000	5,400	6,000	8,000	
30	2,700	3,000	5,400	6,000	8,000	

別表第11（第38条関係）

中学校・小学校等教育職給料表の適用を受ける教育職員に対する義務教育等教員特別手当の月額表

教育職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級
		—	—	—	—	—
1	2,000	2,100	3,500	4,200	6,800	
	円	円	円	円	円	円
2	2,000	2,100	3,500	4,200	6,800	
3	2,000	2,100	3,500	4,200	6,800	
4	2,000	2,100	3,500	4,200	6,800	
5	2,000	2,300	3,700	4,400	6,900	
6	2,000	2,300	3,700	4,400	6,900	
7	2,000	2,300	3,700	4,400	6,900	
8	2,000	2,300	3,700	4,400	6,900	
9	2,100	2,400	3,800	4,500	7,100	
10	2,100	2,400	3,800	4,500	7,100	
11	2,100	2,400	3,800	4,500	7,100	
12	2,100	2,400	3,800	4,500	7,100	
13	2,200	2,500	4,000	4,900	7,200	
14	2,200	2,500	4,000	4,900	7,200	
15	2,200	2,500	4,000	4,900	7,200	
16	2,200	2,500	4,000	4,900	7,200	
17	2,300	2,600	4,300	5,100	7,400	
18	2,300	2,600	4,300	5,100	7,400	
19	2,300	2,600	4,300	5,100	7,400	
20	2,300	2,600	4,300	5,100	7,400	
21	2,400	2,800	4,500	5,200	7,500	
22	2,400	2,800	4,500	5,200	7,500	
23	2,400	2,800	4,500	5,200	7,500	
24	2,400	2,800	4,500	5,200	7,500	
25	2,600	2,900	4,700	5,400	7,600	
26	2,600	2,900	4,700	5,400	7,600	
27	2,600	2,900	4,700	5,400	7,600	
28	2,600	2,900	4,700	5,400	7,600	
29	2,700	3,000	4,900	5,500	7,700	
30	2,700	3,000	4,900	5,500	7,700	

	31	2,700	3,000	<u>5,400</u>	<u>6,000</u>	_____
	32	2,700	3,000	<u>5,400</u>	<u>6,000</u>	_____
	33	2,800	3,200	<u>5,600</u>	<u>6,100</u>	_____
	34	2,800	3,200	<u>5,600</u>	<u>6,100</u>	_____
	35	2,800	3,200	<u>5,600</u>	<u>6,100</u>	_____
	36	2,800	3,200	<u>5,600</u>	<u>6,100</u>	_____
	37	2,900	3,300	<u>5,700</u>	<u>6,300</u>	_____
	38	2,900	3,300	<u>5,700</u>	<u>6,300</u>	_____
	39	2,900	3,300	<u>5,700</u>	<u>6,300</u>	_____
	40	2,900	3,300	<u>5,700</u>	<u>6,300</u>	_____
	41	3,100	3,500	<u>5,800</u>	<u>6,400</u>	_____
	42	3,100	3,500	<u>5,800</u>	<u>6,400</u>	_____
	43	3,100	3,500	<u>5,800</u>	<u>6,400</u>	_____
	44	3,100	3,500	<u>5,800</u>	<u>6,400</u>	_____
	45	3,200	3,700	<u>6,000</u>	<u>6,600</u>	_____
	46	3,200	3,700	<u>6,000</u>	<u>6,600</u>	_____
	47	3,200	3,700	<u>6,000</u>	<u>6,600</u>	_____
	48	3,200	3,700	<u>6,000</u>	<u>6,600</u>	_____
	49	3,300	3,800	<u>6,100</u>	<u>6,800</u>	_____
	50	3,300	3,800	<u>6,100</u>	<u>6,800</u>	_____
	51	3,300	3,800	<u>6,100</u>	<u>6,800</u>	_____
	52	3,300	3,800	<u>6,100</u>	<u>6,800</u>	_____
	53	3,400	4,100	<u>6,300</u>	<u>6,900</u>	_____
	54	3,400	4,100	<u>6,300</u>	<u>6,900</u>	_____
	55	3,400	4,100	<u>6,300</u>	<u>6,900</u>	_____
	56	3,400	4,100	<u>6,300</u>	<u>6,900</u>	_____
	57	3,500	4,300	<u>6,400</u>	<u>7,000</u>	_____
	58	3,500	4,300	<u>6,400</u>	<u>7,000</u>	_____
	59	3,500	4,300	<u>6,400</u>	<u>7,000</u>	_____
	60	3,500	4,300	<u>6,400</u>	<u>7,000</u>	_____
	61	3,600	4,500	<u>6,500</u>	<u>7,100</u>	_____
	62	3,600	4,500	<u>6,500</u>	<u>7,100</u>	_____
	63	3,600	4,500	<u>6,500</u>	<u>7,100</u>	_____
	64	3,600	4,500	<u>6,500</u>	<u>7,100</u>	_____
	65	3,700	4,800	<u>6,700</u>	<u>7,200</u>	_____
	66	3,700	4,800	<u>6,700</u>	<u>7,200</u>	_____
	67	3,700	4,800	<u>6,700</u>	<u>7,200</u>	_____
	68	3,700	4,800	<u>6,700</u>	<u>7,200</u>	_____
	69	3,800	4,900	<u>6,800</u>	<u>7,300</u>	_____
	70	3,800	4,900	<u>6,800</u>	<u>7,300</u>	_____

	31	2,700	3,000	<u>4,900</u>	<u>5,500</u>	<u>7,700</u>
	32	2,700	3,000	<u>4,900</u>	<u>5,500</u>	<u>7,700</u>
	33	2,800	3,200	<u>5,100</u>	<u>5,700</u>	<u>7,900</u>
	34	2,800	3,200	<u>5,100</u>	<u>5,700</u>	<u>7,900</u>
	35	2,800	3,200	<u>5,100</u>	<u>5,700</u>	<u>7,900</u>
	36	2,800	3,200	<u>5,100</u>	<u>5,700</u>	<u>7,900</u>
	37	2,900	3,300	<u>5,300</u>	<u>5,900</u>	<u>8,000</u>
	38	2,900	3,300	<u>5,300</u>	<u>5,900</u>	_____
	39	2,900	3,300	<u>5,300</u>	<u>5,900</u>	_____
	40	2,900	3,300	<u>5,300</u>	<u>5,900</u>	_____
	41	3,100	3,500	<u>5,400</u>	<u>6,000</u>	_____
	42	3,100	3,500	<u>5,400</u>	<u>6,000</u>	_____
	43	3,100	3,500	<u>5,400</u>	<u>6,000</u>	_____
	44	3,100	3,500	<u>5,400</u>	<u>6,000</u>	_____
	45	3,200	3,700	<u>5,600</u>	<u>6,100</u>	_____
	46	3,200	3,700	<u>5,600</u>	<u>6,100</u>	_____
	47	3,200	3,700	<u>5,600</u>	<u>6,100</u>	_____
	48	3,200	3,700	<u>5,600</u>	<u>6,100</u>	_____
	49	3,300	3,800	<u>5,700</u>	<u>6,300</u>	_____
	50	3,300	3,800	<u>5,700</u>	<u>6,300</u>	_____
	51	3,300	3,800	<u>5,700</u>	<u>6,300</u>	_____
	52	3,300	3,800	<u>5,700</u>	<u>6,300</u>	_____
	53	3,400	4,100	<u>5,800</u>	<u>6,400</u>	_____
	54	3,400	4,100	<u>5,800</u>	<u>6,400</u>	_____
	55	3,400	4,100	<u>5,800</u>	<u>6,400</u>	_____
	56	3,400	4,100	<u>5,800</u>	<u>6,400</u>	_____
	57	3,500	4,300	<u>6,000</u>	<u>6,600</u>	_____
	58	3,500	4,300	<u>6,000</u>	<u>6,600</u>	_____
	59	3,500	4,300	<u>6,000</u>	<u>6,600</u>	_____
	60	3,500	4,300	<u>6,000</u>	<u>6,600</u>	_____
	61	3,600	4,500	<u>6,100</u>	<u>6,800</u>	_____
	62	3,600	4,500	<u>6,100</u>	<u>6,800</u>	_____
	63	3,600	4,500	<u>6,100</u>	<u>6,800</u>	_____
	64	3,600	4,500	<u>6,100</u>	<u>6,800</u>	_____
	65	3,700	4,800	<u>6,300</u>	<u>6,900</u>	_____
	66	3,700	4,800	<u>6,300</u>	<u>6,900</u>	_____
	67	3,700	4,800	<u>6,300</u>	<u>6,900</u>	_____
	68	3,700	4,800	<u>6,300</u>	<u>6,900</u>	_____
	69	3,800	4,900	<u>6,400</u>	<u>7,000</u>	_____
	70	3,800	4,900	<u>6,400</u>	<u>7,000</u>	_____

定年前 再任用 短時間 勤務教 育職員 以外の 教育職 員	71	3,800	4,900	6,800	7,300	
	72	3,800	4,900	6,800	7,300	
	73	3,900	5,100	6,900	7,400	
	74	3,900	5,100	6,900	7,400	
	75	3,900	5,100	6,900	7,400	
	76	3,900	5,100	6,900	7,400	
	77	4,000	5,300	6,900	7,500	
	78	4,000	5,300	6,900	7,500	
	79	4,000	5,300	6,900	7,500	
	80	4,000	5,300	6,900	7,500	
	81	4,100	5,400	7,000	7,500	
	82	4,100	5,400	7,000	—	
	83	4,100	5,400	7,000	—	
	84	4,100	5,400	7,000	—	
	85	4,100	5,500	7,200	—	
	86	4,100	5,500	7,200	—	
	87	4,100	5,500	7,200	—	
	88	4,100	5,500	7,200	—	
	89	4,200	5,600	7,200	—	
	90	4,200	5,600	7,200	—	
	91	4,200	5,600	7,200	—	
	92	4,200	5,600	7,200	—	
	93	4,300	5,800	7,200	—	
	94	4,300	5,800	7,200	—	
	95	4,300	5,800	7,200	—	
	96	4,300	5,800	7,200	—	
	97	4,400	5,900	7,300	—	
	98	4,400	5,900	7,300	—	
	99	4,400	5,900	7,300	—	
	100	4,400	5,900	7,300	—	
	101	4,400	6,100	7,300	—	
	102	4,400	6,100	7,300	—	
	103	4,400	6,100	7,300	—	
	104	4,400	6,100	7,300	—	
	105	4,500	6,200	7,300	—	
	106	4,500	6,200	—	—	
	107	4,500	6,200	—	—	
	108	4,500	6,200	—	—	
	109	4,500	6,300	—	—	
	110	4,500	6,300	—	—	
定年前 再任用 短時間 勤務教 育職員 以外の 教育職 員	71	3,800	4,900	6,400	7,000	
	72	3,800	4,900	6,400	7,000	
	73	3,900	5,100	6,500	7,100	
	74	3,900	5,100	6,500	7,100	
	75	3,900	5,100	6,500	7,100	
	76	3,900	5,100	6,500	7,100	
	77	4,000	5,300	6,700	7,200	
	78	4,000	5,300	6,700	7,200	
	79	4,000	5,300	6,700	7,200	
	80	4,000	5,300	6,700	7,200	
	81	4,100	5,400	6,800	7,300	
	82	4,100	5,400	6,800	7,300	
	83	4,100	5,400	6,800	7,300	
	84	4,100	5,400	6,800	7,300	
	85	4,100	5,500	6,900	7,400	
	86	4,100	5,500	6,900	7,400	
	87	4,100	5,500	6,900	7,400	
	88	4,100	5,500	6,900	7,400	
	89	4,200	5,600	6,900	7,500	
	90	4,200	5,600	6,900	7,500	
	91	4,200	5,600	6,900	7,500	
	92	4,200	5,600	6,900	7,500	
	93	4,300	5,800	7,000	7,500	
	94	4,300	5,800	7,000	—	
	95	4,300	5,800	7,000	—	
	96	4,300	5,800	7,000	—	
	97	4,400	5,900	7,200	—	
	98	4,400	5,900	7,200	—	
	99	4,400	5,900	7,200	—	
	100	4,400	5,900	7,200	—	
	101	4,400	6,100	7,200	—	
	102	4,400	6,100	7,200	—	
	103	4,400	6,100	7,200	—	
	104	4,400	6,100	7,200	—	
	105	4,500	6,200	7,200	—	
	106	4,500	6,200	7,200	—	
	107	4,500	6,200	7,200	—	
	108	4,500	6,200	7,200	—	
	109	4,500	6,300	7,300	—	
	110	4,500	6,300	7,300	—	

	111	4, 500	6, 300	_____		
	112	4, 500	6, 300	_____		
	113	4, 600	6, 400	_____		
	114	4, 600	6, 400	_____		
	115	4, 600	6, 400	_____		
	116	4, 600	6, 400	_____		
	117	4, 700	6, 500	_____		
	118	4, 700	6, 500			
	119	4, 700	6, 500			
	120	4, 700	6, 500			
	121	4, 700	6, 600			
	122	4, 700	6, 600			
	123	4, 700	6, 600			
	124	4, 700	6, 600			
	125	4, 800	6, 700			
	126		6, 700			
	127		6, 700			
	128		6, 700			
	129		6, 800			
	130		6, 800			
	131		6, 800			
	132		6, 800			
	133		6, 900			
	134		6, 900			
	135		6, 900			
	136		6, 900			
	137		6, 900			
	138		6, 900			
	139		6, 900			
	140		6, 900			
	141		6, 900			
	142		6, 900			
	143		6, 900			
	144		6, 900			
	145		7, 000			
	146		7, 000			
	147		7, 000			
	148		7, 000			
	149		7, 100			
	150		7, 100			

	111	4, 500	6, 300	<u>7, 300</u>		
	112	4, 500	6, 300	<u>7, 300</u>		
	113	4, 600	6, 400	<u>7, 300</u>		
	114	4, 600	6, 400	<u>7, 300</u>		
	115	4, 600	6, 400	<u>7, 300</u>		
	116	4, 600	6, 400	<u>7, 300</u>		
	117	4, 700	6, 500	<u>7, 300</u>		
	118	4, 700	6, 500			
	119	4, 700	6, 500			
	120	4, 700	6, 500			
	121	4, 700	6, 600			
	122	4, 700	6, 600			
	123	4, 700	6, 600			
	124	4, 700	6, 600			
	125	4, 800	6, 700			
	126		6, 700			
	127		6, 700			
	128		6, 700			
	129		6, 800			
	130		6, 800			
	131		6, 800			
	132		6, 800			
	133		6, 900			
	134		6, 900			
	135		6, 900			
	136		6, 900			
	137		6, 900			
	138		6, 900			
	139		6, 900			
	140		6, 900			
	141		6, 900			
	142		6, 900			
	143		6, 900			
	144		6, 900			
	145		7, 000			
	146		7, 000			
	147		7, 000			
	148		7, 000			
	149		7, 100			
	150		7, 100			

	151		7,100			
	152		7,100			
	153		7,100			
	154		7,100			
	155		7,100			
	156		7,100			
	157		7,100			
定年前 再任用 短時間 勤務教 育職員		3,200	3,800	4,500	5,100	6,400

市町村立学校の教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則 附則

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。
(切替日における昇格又は降格した教職員の号給の特例)
 - 2 令和7年4月1日（以下この項及び次項において「切替日」という。）に昇格又は降格（以下この項において「昇格等」という。）した教職員については、当該昇格等がないものとした場合にその者が切替日に受けることとなる号給を切替日の前日に受けていたものとみなしてこの規則による改正後の市町村立学校の教職員の給与に関する規則第12条の2又は第12条の3の規定を適用する。
(選考の結果に基づいて新たに教職員となった者の号給の調整)
 - 3 切替日前に選考（切替日に採用することを予定して行われたものであり、かつ、切替日に当該選考の結果に基づいて新たに教職員となった部内の他の教職員があるものに限る。）の結果に基づいて新たに教職員となった者でこの規則による改正前の市町村立学校の教職員の給与に関する規則第5条第2号の規定により職務の級を決定されたものその他県教育委員会の定めるこれに準ずる者の切替日における号給については、その者が切替日に新たに教職員となったものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、県教育委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

下「読み替え後の条例」という。)」と、改正後の規則第27条の2第1項中「新たに条例」とあるのは「新たに読み替え後の条例」と、改正後の規則第28条及び第28条の2の2第1項中「条例」とあるのは「読み替え後の条例」とする。

(通勤手当に関する経過措置)

6 施行日の前日までの間に改正後の規則第29条の12の2第2号又は第29条の12の9第2号エに規定する要件を具備した者に関する改正後の規則第29条の3及び第29条の13の規定の適用については、改正後の規則第29条の3中「速やかに」とあるのは「市町村立学校の教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（令和7年島根県教育委員会規則第3号。第29条の13において「改正規則」という。）の施行の日以後速やかに」と、改正後の規則第29条の13第1項ただし書中「これに係る事実の生じた日」とあり、及び同条第2項中「その事実の生じた日」とあるのは「改正規則の施行の日」とする。

7 改正後の規則第29条の12の7の規定は、施行日以後にされた転居について適用する。

(暫定再任用教職員へのべき地手当等に関する経過措置)

8 地方公務員法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年島根県条例第30号。第9項において「令和4年改正条例」という。）附則第47項に規定する暫定再任用教職員（以下「暫定再任用教職員」という。）に対する改正後の規則第32条の4の規定の適用については、同条第1項第2号中「法第22条の4第1項又は第22条の5第1項」とあるのは「令和4年改正条例附則第6項、第7項又は第11項から第16項まで」と、「退職した日」とあるのは「退職した日又は令和4年改正条例附則第6項、第7項又は第11項から第16項までの規定による採用に係る任期が満了した日」と、「この条において同じ」とあるのは「この条において「暫定再任用」という」と、改正後の規則第32条の4第1項第3号及び同条第2項第2号中「法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定による採用」とあるのは「暫定再任用」と、同項第3号中「定年前再任用短時間勤務教職員」とあるのは「暫定再任用教職員（地方公務員法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年島根県条例第30号。以下「令和4年改正条例」という。）附則第47項に規定する暫定再任用教職員をいう。）」とする。

(定年前再任用短時間勤務教職員及び暫定再任用教職員へのべき地手当に準ずる手当に関する経過措置)

9 改正後の規則第32条の4第1項第2号の規定は、施行日以後に法第22条の4第1項若しくは第22条の5第1項又は令和4年改正条例附則第6項、7項若しくは第11項から第16項までの規定（次項において「法第22条の4第1項又は第22条の5第1項等の規定」という。）による採用をされた定年前再任用短時間勤務教職員及び暫定再任用教職員について適用する。

10 改正後の規則第32条の4第1項第3号の規定は、施行日以後に法第22条の4第1項又は第22条の5第1項等の規定による採用をされ、当該採用の日前から引き続き勤務していたものとした場合に、同号に規定する異動をした日が施行日以後である定年前再任用短時間勤務教職員及び暫定再任用教職員について適用する。

(雑則)

11 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

島根県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則新旧対照表

改 正 後	改 正 前				
<p>島根県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則</p> <p style="text-align: center;">〔平成12年3月17日〕 島根県教育委員会規則第4号</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 [略]</p> <p>(市町村が処理する事務の範囲)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>[略] 市町村立学校の教職員の給与に関する規則（昭和32年島根県教育委員会規則第11号。以下「給与規則」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの ア 紙与規則<u>第27条の2</u>第3項の規定による届出に係る事実及び扶養手当の月額の認定、<u>同条第4項</u>の規定による扶養手当台帳への記載、<u>同条第5項</u>の規定による書類の提出の求め並びに紙与規則第28条の規定による扶養手当に係る随時の確認 イ～エ [略]</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、島根県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成12年島根県条例第34号。以下「特例条例」という。）に基づき、当該特例条例の定めるところにより市町村が処理することとされる事務のうち規則に基づく事務の範囲について定めることを目的とする。</p> <p>(市町村が処理する事務の範囲)</p> <p>第2条 次の表の左欄に掲げる事務はそれぞれ右欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">特 例 条 例</td><td>市町村立学校の教職員の給与に関する規則（昭和32年島根県教育委員会規則第11号。以下「給与規則」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの ア 紙与規則<u>第27条の2</u>第2項の規定による届出に係る事実及び扶養手当の月額の認定、<u>同条第3項</u>の規定による扶養手当台帳への記載、<u>同条第4項</u>の規定による書類の提出の求め並びに紙与規則第28条の規定による扶養手当に係る随時の確認</td></tr> <tr> <td>第 2 条 に 規 定 す る 市 町 村 立 学 校 の 教 職 員 の 紙 与 等 に 関 す る 条 例 (昭 和 29 年 島 根 県 條 例 第 7 号) の 施 行 に 係 る 事 务 の う ち 教 育 委 員 会 規 则 に 基 づ く 事 务 (島 根 県 教 育 庁 等 組 織</td><td>イ～エ [略]</td></tr> </table>	特 例 条 例	市町村立学校の教職員の給与に関する規則（昭和32年島根県教育委員会規則第11号。以下「給与規則」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの ア 紙与規則 <u>第27条の2</u> 第2項の規定による届出に係る事実及び扶養手当の月額の認定、 <u>同条第3項</u> の規定による扶養手当台帳への記載、 <u>同条第4項</u> の規定による書類の提出の求め並びに紙与規則第28条の規定による扶養手当に係る随時の確認	第 2 条 に 規 定 す る 市 町 村 立 学 校 の 教 職 員 の 紙 与 等 に 関 す る 条 例 (昭 和 29 年 島 根 県 條 例 第 7 号) の 施 行 に 係 る 事 务 の う ち 教 育 委 員 会 規 则 に 基 づ く 事 务 (島 根 県 教 育 庁 等 組 織	イ～エ [略]
特 例 条 例	市町村立学校の教職員の給与に関する規則（昭和32年島根県教育委員会規則第11号。以下「給与規則」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの ア 紙与規則 <u>第27条の2</u> 第2項の規定による届出に係る事実及び扶養手当の月額の認定、 <u>同条第3項</u> の規定による扶養手当台帳への記載、 <u>同条第4項</u> の規定による書類の提出の求め並びに紙与規則第28条の規定による扶養手当に係る随時の確認				
第 2 条 に 規 定 す る 市 町 村 立 学 校 の 教 職 員 の 紙 与 等 に 関 す る 条 例 (昭 和 29 年 島 根 県 條 例 第 7 号) の 施 行 に 係 る 事 务 の う ち 教 育 委 員 会 規 则 に 基 づ く 事 务 (島 根 県 教 育 庁 等 組 織	イ～エ [略]				

	規則（昭和43年島根県教育委員会規則第8号）第5条第1号から第4号までに規定する機関に勤務する者に係る事務を除く。）であって別に教育委員会規則で定めるもの
附 則 [略]	附 則 [略]

島根県教育委員会の権限の一部を総務事務センター長に委任する規則新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>島根県教育委員会の権限の一部を総務事務センター長に委任する規則</p> <div style="text-align: center; margin-left: 100px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 平成24年6月29日 島根県教育委員会規則第9号 </div> </div>	
<p>第1条 [略]</p> <p>(1) 職員の給与に関する規則（昭和27年島根県人事委員会規則第1号。以下「職員規則」という。）第8条第1項又は県立学校の教育職員の給与に関する規則（昭和32年島根県人事委員会規則第11号。以下「県立学校規則」という。）第34条の2第1項の規定による扶養親族がある場合等の届出を受理すること。</p> <p>(2) 職員規則第9条第1項又は県立学校規則第34条の3第1項の規定による届出に係る事実及び扶養手当の月額の認定をすること。</p> <p>(3)・(4) [略]</p> <p>(5) 職員規則第9条の2の規定による職員の給与に関する条例（昭和26年島根県条例第1号。以下「職員条例」という。）第8条第2項又は県立学校規則第35条の規定による県立学校の教育職員の給与に関する条例（昭和29年島根県条例第6号。以下「県立学校条例」という。）第18条第2項の扶養親族たる要件を具備しているかどうか等の確認をすること。</p> <p>(6)～(16) [略]</p>	<p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の7の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務のうち、市町村立学校の教職員の給与等に関する条例（昭和29年島根県条例第7号）第2条に規定する教職員以外の職員に係る次に掲げるものを知事の事務部局総務部総務事務センター長（以下「総務事務センター長」という。）に委任する。</p> <p>(1) 職員の給与に関する条例（昭和26年島根県条例第1号。以下「職員条例」という。）第9条第1項又は県立学校の教育職員の給与に関する条例（昭和29年島根県条例第6号。以下「県立学校条例」という。）第19条第1項の規定による扶養親族がある場合等の届出を受理すること。</p> <p>(2) 職員の給与の支給に関する規則（昭和27年島根県人事委員会規則第1号。以下「職員規則」という。）第9条第1項又は県立学校の教育職員の給与に関する規則（昭和32年島根県人事委員会規則第11号。以下「県立学校規則」という。）第34条の3第1項の規定による届出に係る事実及び扶養手当の月額の認定をすること。</p> <p>(3)・(4) [略]</p> <p>(5) 職員規則第9条の2の規定による職員条例</p> <p>_____ 第8条第2項又は県立学校規則第35条の規定による県立学校条例</p> <p>_____ 第18条第2項の扶養親族たる要件を具備しているかどうか等を確認すること。</p> <p>(6)～(16) [略]</p>
<p>第2条 [略]</p> <p>附 則 [略]</p>	<p>第2条 [略]</p> <p>附 則 [略]</p>

市町村立学校の教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表

改 正 後	改 正 前
市町村立学校の教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則 <div style="text-align: center;"><p>〔令 和 4 年 10 月 25 日〕 島根県教育委員会規則第18号</p></div> <p>〔略〕</p>	市町村立学校の教職員の給与に関する規則（昭和32年島根県教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。
〔略〕	〔略〕
附 則	附 則
1 ~ 8 〔略〕	(施行期日) 1 この規則は令和5年4月1日から施行する。 (定義) 2 この附則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 令和3年改正法 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）をいう。 (2) 令和5年旧法 令和3年改正法による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号）をいう。 (3) 令和4年改正条例 地方公務員法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年島根県条例第30号）をいう。 (4) 改正後の規則 この規則による改正後の市町村立学校の教職員の給与に関する規則をいう。 (5) 改正前の規則 この規則による改正前の市町村立学校の教職員の給与に関する規則をいう。 (6) 施行日 この規則の施行日をいう。 (7) 暫定再任用教職員 令和4年改正条例附則第47項に規定する暫定再任用教職員をいう。 (8)~(13) 〔略〕
〔削る〕	3 ~ 8 〔略〕 <u>(暫定再任用教職員の通勤手当に関する経過措置)</u>
9 ~ 12 削除	9 次に掲げる事由が生じた暫定再任用教職員のうち、条例第18条第1項第1号又は第3号に掲げる教職員であつて、市町村立学校の教職員の給与に関する規則第29条の12の9第1号に規定する常例にあるものは、条例第18条第4項の同条第3項の規定による通勤手当を支給される

教職員との権衡上必要があると認められるものとして教育委員会規則で定める教職員とする。

(1) 令和4年改正条例附則第6項、第11項、第13項又は第15項の規定による採用（令和5年旧法第28条の2第1項の規定により退職した日（令和5年旧法第28条の3又は令和3年改正法附則第3条第5項若しくは第6項の規定により勤務した後退職した日及び令和5年旧法第28条の4第1項、第28条の5第1項、第28条の6第1項若しくは第2項又は令和4年改正条例附則第6項、第11項、第13項若しくは第15項の規定による採用に係る任期が満了した日を含む。）の翌日におけるものに限る。）をされたこと。

(2) 令和4年改正条例附則第7項、第12項、第14項又は第16項の規定による採用（地方公務員法第28条の6第1項の規定により退職した日（同法第28条の7第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した日及び同法第22条の4第1項若しくは第22条の5第1項又は令和4年改正条例附則第7項、第12項、第14項若しくは第16項の規定による採用に係る任期が満了した日を含む。）の翌日におけるものに限る。）をされたこと。

10 令和4年改正条例附則第7項、第12項、第14項又は第16項の規定により採用され勤務した後退職した日の翌日に地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された教職員に対する改正後の規則第29条の12の9の規定の適用については、同条第2号中「退職した日」とあるのは、「退職した日（地方公務員法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年島根県条例第30号）附則第7項、第12項、第14項又は第16項の規定により採用され勤務した後退職した日を含む。）」とする。

（暫定再任用教職員の単身赴任手当に関する経過措置）

11 次に掲げる事由の発生に伴い、住居を移転し、市町村立学校の教職員の給与に関する規則第31条の2に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった教職員であって、当該事由の発生の直前の住居から当該事由の発生の直後に在勤する学校に通勤することが同規則第31条の3に規定する基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とするものとなった暫定再任用教職員は、条例第18条の2第3項の同条第1項の規定による単身赴任手当を支給される教職員との権衡上必要があると認められるものとして教育委員会規則で定める教職員とする。

[削る]

(1) 令和4年改正条例附則第6項、第11項、第13項又は第15項の規定による採用（令和5年旧法第28条の2第1項の規定により退職した日（令和5年旧法第28条の3又は令和3年改正法附則第3条第5項若しくは第6項の規定により勤務した後退職した日及び令和5年旧法第28条の4第1項、第28条の5第1項、第28条の6第1項若しくは第2項又は令和4年改正条例附則第6項、第11項、第13項若しくは第15項の規定による採用に係る任期が満了した日を含む。）の翌日におけるものに限る。）をされたこと。

(2) 令和4年改正条例附則第7項、第12項、第14項又は第16項の規定による採用（地方公務員法第28条の6第1項の規定により退職した日（同法第28条の7第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した日及び同条第22条の4第1項、第22条の5第1項又は令和4年改正条例附則第7項、第12項、第14項若しくは第16項による採用に係る任期が満了した日を含む。）の翌日におけるものに限る。）をされたこと。

12 施行日前に、令和5年旧法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定による採用をされた教職員については、改正前の規則第31条の6第2項第7号の規定は、この規則の施行後も、なおその効力を有する。

13～17 [略]

13～17 [略]

議決第46号
総務課

しまね教育振興ビジョン（最終案）について

1 策定経過等

令和6年3月18日 島根県総合教育審議会へ諮問

「今後を見通した島根県の教育の在り方について」

9月20日 答申

10月10日 答申を教育委員会会議へ報告

10月24日～11月25日 素案に対するパブリックコメント等を実施

11月13日 素案を教育委員会会議で協議

令和7年1月17日 案を県議会へ報告

1月24日 案を教育委員会会議で協議

3月6・7日 最終案を県議会へ報告

2 しまね教育振興ビジョン（最終案）

別紙のとおり

3 今後のスケジュール

教育委員会会議で議決後、公表・周知

別 紙

言佳もが、言佳かの、
たこからもの。

しまね教育振興ビジョン(最終案)

令和7年度 - 令和11年度

令和 年 月

島根県教育委員会

誰もが、誰かの、 たからもの。

どんなに時代が変わっても、受け継いでいきたい

それは、人のつながり、あたたかさ

さりげないけど、ほっとかない

互いの顔が見える、人間味あふれる関わりが心地いい

今を見つめ、未来に想いをはせる

そんな心を、ときに優しくつつみ、ときにそっと背中を押す

大切に育んできた“つながる力”は、

自分のサイズで、一生懸命生きる人を応援してくれる

未来への原動力

人が人のたからもの

誰もが誰かの応援団

いいけん、 島根県



目 次

I 計画の策定について	1
II 島根らしい魅力ある教育の推進	3
III 家庭・地域と連携・協働した学校教育の展開	4
IV 島根を愛する人づくり	6
V 全体構成	7
VI 基本目標	8
1 すべての子どもが学びの主人公～一人ひとりを尊重する学校～	8
2 実体験に根ざした本物の教育～地域とともにある学校～	8
3 挑戦心、探究心が育つ学びの環境～子どもも大人も学び成長する学校～	8
VII 育てたい資質・能力	9
1 学びの土台をなす人間力	9
2 学びの中核をなす学力	10
3 学びを展開する社会力	11
VIII 教職員の資質・能力が発揮される環境の整備	13
IX 基本目標を実現するための具体的施策	15
1 発達の段階に応じた学力の育成	16
2 教育上の配慮が必要な子どもの学びへの支援	30
3 地域との協働による学びの充実	38
4 教育の基盤となる環境の整備と充実	44

【参考資料】（「島根県総合教育審議会」関連）

1 諒問文	54
2 答申文	55
3 島根県総合教育審議会委員名簿	56
4 島根県総合教育審議会における審議等の経過概要	57

I 計画の策定について

1 計画策定の趣旨

島根県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）は、令和2年3月に、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とする「しまね教育魅力化ビジョン」を策定し、この中で示した島根県の教育が目指すべき姿に基づいて、本県の教育を推進してきました。

国においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大、度重なる自然災害、国際情勢の不安定化、人口減少、少子高齢化など、将来の予測が困難な時代に対応していくため、また、個人のみならず、地域や社会も幸せや豊かさを感じられる未来となるよう、「持続可能な社会の創り手の育成」と「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」の2つをコンセプトとした、第4期教育振興基本計画を令和5年6月に閣議決定しました。

さらに、同年12月には、こども基本法（令和5年4月1日施行）に基づく「こども大綱¹」が閣議決定され、全ての子ども・若者が自立した個人としてひとしく健やかに成長でき、将来にわたって幸せな生活を送ることができる社会を目指すこととされたところです。

本県においても、いじめや不登校、特別な支援が必要な児童生徒の増加、大量退職などに伴う教員不足など、教育を取り巻く環境は大きく変化するとともに、課題が複雑化・多様化しています。

こうした状況を踏まえ、今後の本県教育の方向性を示して、引き続き、学校・家庭・地域・行政が連携し、県民が一体となって本県の教育を進めていくため、しまね教育振興ビジョン（以下「教育ビジョン」という。）を策定しました。

2 計画の位置付け

教育ビジョンは、教育基本法第17条第2項の規定に基づく「地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画」に位置付けられるものです。

また、この策定に当たっては、「第2期島根創生計画」（令和7年3月策定）、次期「島根県教育大綱」（令和7年3月策定）との整合を図っています。

3 計画の期間

教育ビジョンの計画期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

4 計画の実施主体

教育ビジョンは、県教育委員会が主体性をもって進めていくとともに、市町村・市町村教育委員会（以下「市町村等」という。）、幼児教育施設、保護者そして、子どもたちに関わるすべての関係者が、それぞれの責任と役割のもとに、教育ビジョンの実現に向けて施策を進められるよう働きかけていきます。

¹ こども大綱とは、こども政策を総合的に推進するため、国が定めたこども施策の基本的な方針のこと。

5 計画推進の取組

教育ビジョンを着実に推進するため、次の取組を行います。

(1) 教育に関わる多様な主体との連携・協働

教育ビジョンを着実に推進するため、知事部局や市町村等と連携・協働して、施策に取り組みます。

また、学校・家庭・地域をはじめ、大学・企業・専門家・ボランティア・N P O・各種団体などの多様な主体と連携・協働して、県民一体となった施策の推進を図ります。

(2) 計画の周知と県民の意見の把握

教育関係者や保護者をはじめとする県民の理解を得るために、県教育委員会及び知事部局の広報媒体や各種会議を活用して積極的に情報提供を行い、教育ビジョンの周知を図ります。このうち、教職員に向けては、教育ビジョンの趣旨を理解し日々の教育活動に活かせるよう、研修などを通じて周知を図ります。

また、県の広聴制度や各種会議等を通じて県民の意見を的確に把握し、施策への反映を図ります。

(3) 計画の進捗状況の点検・評価と計画の見直し

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づく「教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価」や県の行政評価において、毎年、教育ビジョンの施策の進捗状況を把握し、施策の効果や課題を検証します。あわせて、その結果を踏まえて、施策の見直しを図ります。

また、教育ビジョンの計画期間中において、社会・経済情勢の大きな変化や国における教育制度の大幅な改正などが生じた場合は、必要に応じて適宜・適切に計画の内容を見直します。

II 島根らしい魅力ある教育の推進

1 「誰もが、誰かの、たからもの。」

島根では、他の地域に誇れる島根の良さや魅力である「人のつながり、あたたかさ」を「誰もが、誰かの、たからもの。」として発信しています。

家族に愛され、地域の人から大切にされて育つこと。そして、豊かな自然、歴史・文化、伝統、産業などの地域の資源を人から直接学び、経験することの中から、周囲の人々への感謝の気持ちが生まれ、生まれ育った地域を好きだと感じ、誇りに思う気持ちが育つこと。それらが自分の存在への感じ方に反映された結果、「自分も一人の人間として大切にされている」という自己存在感、自己肯定感が育まれます。

お互いの個性や多様性を認め合い、励まし合い、支え合いながら、子どもたち自身が、「自分が誰かのたからもの」であり、「誰もが自分のたからもの」であると思えるような教育を開展します。

2 人とのふれあい、つながりによる学び

島根には、人と人が直接ふれあい、つながりながら大人も子どももともに学び合う地域社会があります。子どもたちが、最も身近で、毎日当たり前に感じる地域を素材に学ぶことは、子どもたちの豊かな心を育むとともに、地域への愛着や誇りにつながっていきます。

また、人が人から学ぶ、人が人を育てる学びは島根の強みであり、こうした学びは、実社会で生きるために必要となる力になるとともに、育った地域や、住んでいる地域の将来に関わり、支えたいという想いにもつながります。

3 子どもたち一人ひとりの夢や希望の実現

島根には、豊かな自然や歴史・文化、人との関わりの中で、本物に触れる体験等を通して学ぶことができる恵まれた環境があります。こうした学びから、子どもたちの学びへの興味や関心が高まり、主体的に学びに向かう意欲が生まれます。

幼児教育施設²から小学校³、中学校⁴、高等学校、特別支援学校まで、学校種を超えた連携を図りながら学びをつなぎ、子どもたちの主体性や多様性を尊重しながら、一人ひとりの個性や能力、得意な分野を伸ばすことによって、子どもたちの将来の夢や希望の実現を支援します。

² 幼児教育施設とは、幼稚園、保育所、認定こども園、特別支援学校幼稚部、認可外保育施設等のこと。

³ 小学校には、義務教育学校前期課程を含む。

⁴ 中学校には、義務教育学校後期課程を含む。

III 家庭・地域と連携・協働した学校教育の展開

1 学校の役割

今日の教育は、単なる知識及び技能の習得だけでなく、一人ひとりの個性や能力を伸ばし、他者と協働しながら課題を解決していく力や、自分の良さや可能性を認識できる自己肯定感を育むことが重要となってきています。

学校は、子どもたち一人ひとりの夢の実現を支援し、自立して社会で生き、豊かな人生を送ることができるよう、その基礎となる力を育む場ですが、子どもたちは、学校だけで育まれるものではなく、地域社会における多様な人々との関わりや、それを通じた様々な経験を重ねていく中でも育まれます。

子どもたちに関わる大人の生きた言葉や活動によって、子どもたちは、現実に社会で起きていることや、伝えられていることなどを実感できたり、多様な生き方があることを学び、人生の選択肢を拡げたりしていくことができます。こうした地域とのつながりや大人との関わりを通して、自分を見守り、育ててくれていることへの感謝の気持ち、地域に恩返しをしたいという気持ちが育まれます。

また、地域にとっても、子どもたちの成長を軸にした学校との連携・協働は、新たな学びや生きがい、楽しみを得るなど、住民一人ひとりの活躍の場の創出や、地域文化を守っていく活力を生み出すことにつながっています。

学校は、子どもたちの学びや成長を保障する役割に加え、社会資源として地域や地域住民の社会生活の核にもなってきており、その役割は大きくなっています。

2 家庭との連携

家庭教育は全ての教育の出発点ですが、核家族化が進むなど家庭環境やライフスタイルが多様化していく中で、身近な地域における親を中心とする保護者への支援の必要性が大きくなっています。

子育ては保護者の責任であり義務ではありますが、保護者が安心して家庭教育を行うことができるよう、地域において、子育てに関する気づきの場や、保護者同士のつながりづくりの場などを提供していくことが必要となってきています。

学校においては、教職員が日々、教育に対する使命感や子どもたちに対する深い理解と愛情により子どもたちの成長を支えています。こうした教職員の姿を保護者の方々にも理解していただき、子どもたち一人ひとりが充実した学校生活を送ることができるように、学校と家庭が連携していくことが重要です。

3 地域との協働

県内の多くの小中学校、全ての県立学校においては、学校運営協議会⁵を設置しており、学校運営に地域の声を積極的に活かし、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めています。

また、県内のすべての市町村では、小中学校において地域学校協働活動⁶を通じた学校と地域の連携・協働が図られており、地域の方々が教育活動に参画することで児童生徒の学びの充実に繋がっています。

県立高校においては、教職員、保護者、市町村、大学、地元企業、地域住民など多様な主体が参画して、魅力ある高校づくりに取り組む協働体制である高校魅力化コンソーシアムが、令和3年度までに全ての県立高校に構築されました。

学校運営協議会の充実と、これらの協働体制における取組が一体となって推進されることにより、学校と地域の方々が、地域の子どもたちにどのように育ってほしいのか、何を実現していくのかといった目標やビジョンを共有し、「地域とともにあら学校」の実現に向けた取組を進めます。

⁵ 学校運営協議会とは、委員である保護者代表や地域住民が一定の権限と責任をもって学校運営に参画する協議会のこと。

⁶ 地域学校協働活動とは、幅広い地域住民の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、学校を核とした地域づくりを目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動のこと。

IV 島根を愛する人づくり

第2期島根創生計画に掲げる「人づくり」は、島根に住む若者を増やし、その若者が、生産や消費といった経済活動だけでなく、地域の活力の源になることをそのゴールとしています。

そのため、若者が家と職場の往復だけでなく、外へ出て、スポーツ、文化活動、国際交流などで、まずは「人と関わる」ことから始め、ボランティア活動や社会貢献活動を行うことで「社会と関わる」ことへ、そして、地域づくりに参加し、地域の課題に真剣に向き合うことを目指しています。

島根の教育では、子どもたちがふるさと教育⁷で、身近な地域から島根全体まで、自然や歴史・文化、伝統、産業、人物などをよく知り、体験します。そして、各学校段階での探究的な学びでは、地域をはじめ日本や世界にどのような課題があるのかをより広く知り、自分が将来、どのような立ち位置で、どのような役割を果たすのかなどに想いを馳せる学びを進めます。

その結果、まずは、どこに住んでいようと、自分の住んでいる地域の人々と関わりを持ち、地域社会に貢献する人に育ってほしいと考えています。

そして、学びの素材が島根であること、取り上げる地域課題が身近なものであることで、学習効果が高まり、結果として島根を愛し、島根に住み続けたい、一旦は県外に出ても島根に戻ってきてほしい、と思う若者が増えることを期待しています。

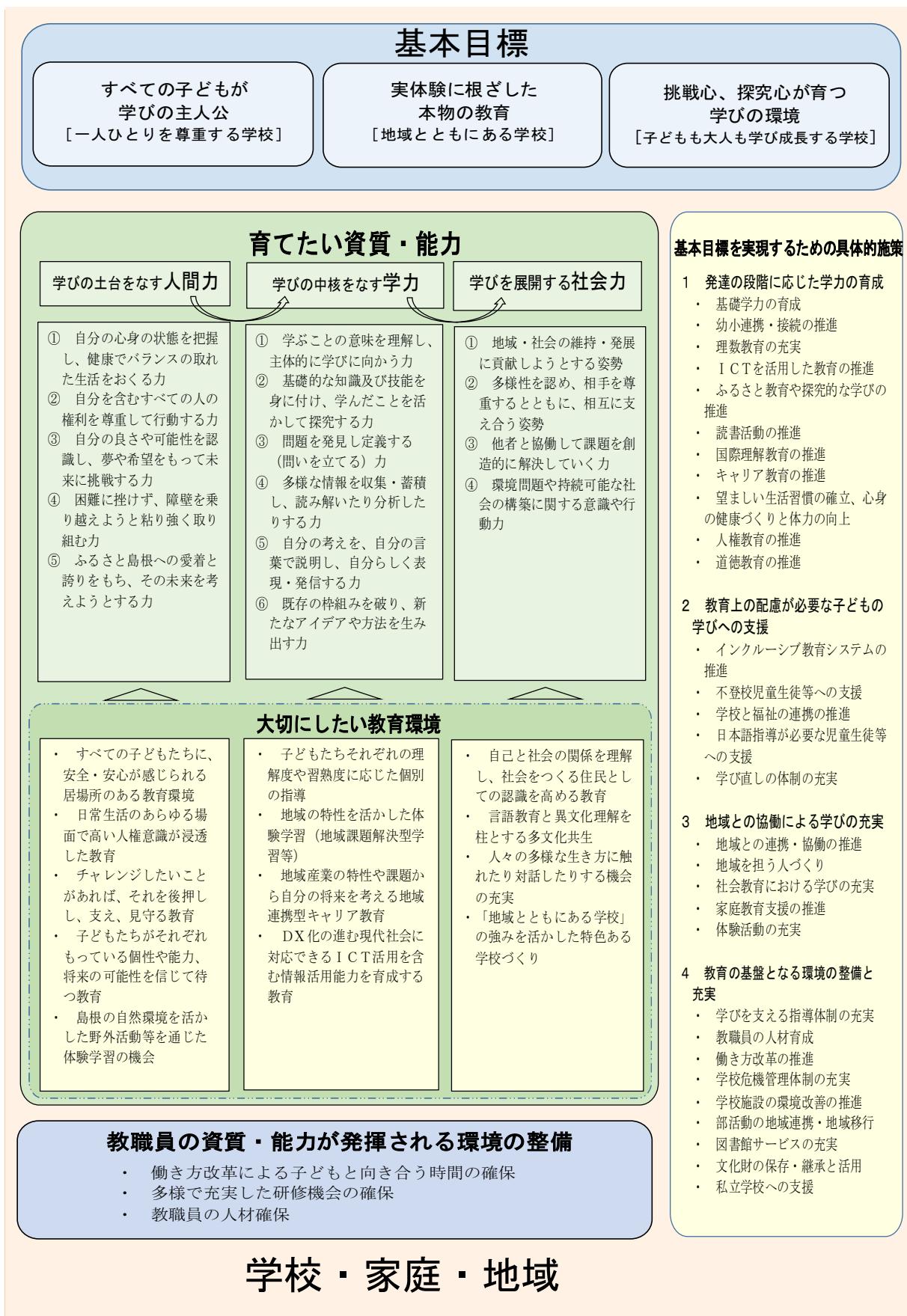
さらに、日本や世界を見渡す広い視野をもち、島根に想いを馳せながら活躍する若者も出てきてほしいと考えています。

そのためには、子どもたちの選択肢を拡げ、希望する道に進むために必要な資質・能力を身に付けることが大切です。

子どもたち一人ひとりの夢や希望の実現に向けて、学校と家庭・地域が連携・協働した学びを推進します。

⁷ ふるさと教育とは、義務教育段階における各教科や総合的な学習の時間において、身近なふるさとの「ひと・もの・こと」を教育資源として活用した教育活動のこと。この活動での体験や学びが、地域への「愛着・誇り」「貢献意欲」「実行力」を育むとともに、探究的な学びにもつながっていくもの。

V 全体構成



VI 基本目標

「しまね教育魅力化ビジョン」においては、島根の教育が目指すべき方向性として、「基本理念」(ふるさと島根を学びの原点に 未来にはばたく 心豊かな人づくり)を示していましたが、近年、学校教育に求められるものがますます複雑化、多様化している現状から、より具体的で、実情に即した「基本目標」を掲げることとしました。

以下に3つの基本目標と、それぞれの目標を実現するために必要な「学校の姿」を示します。

1 すべての子どもが学びの主人公 ~一人ひとりを尊重する学校~

こども基本法（令和5年4月1日施行）の理念を踏まえ、学びの主体としての子どもの人権が尊重される教育を行うことが何より重要です。

人権を尊重する学校として、すべての子どもがそれぞれの個性と能力を最大限に活かして、自分の夢や可能性を見出し、追求し、人との関わりの中で幸福に生きることができる教育環境を整えていく必要があります。そのためには、教職員、保護者、地域住民など私たち大人が、相互の人権を尊重する姿を子どもに示すことが大切です。

また、近年、学校の教職員に対する過度の要求やクレームなどが問題となっていることから、教職員の人権が尊重され、守られる学校であることも重要です。

2 実体験に根ざした本物の教育 ~地域とともにある学校~

島根が全国に先駆けて取り組み、実績を積み上げてきた「地域とともにある学校」の良さを活かす教育を推進します。

教育におけるＩＣＴ活用は時代の要請であり、これを推進する必要があることは言うまでもありませんが、そのような時代であるからこそ、特に子ども時代に豊かな自然や歴史・文化、風土など、ふるさとの特色を活かした実体験を通じて、自らの身体と感性で、物事の本質を読み解く力を育成することが重要です。

3 挑戦心、探究心が育つ学びの環境 ~子どもも大人も学び成長する学校~

求められる基礎的な知識及び技能は時代とともに変化しています。基礎学力の充実を図るとともに、子どもたち一人ひとりの個性や能力を活かし、柔軟に対応することを通じて、子どもの夢や挑戦心を育むことが重要です。

受動的に知識を身に付けるだけでなく、学んだことを使って現実の問題を考えたり、問題を発見したり、問い合わせ立てて探究したりする主体性が育まれるよう学びの環境を工夫する必要があります。また、自分が自分たちの生きる社会の未来を構築していく側の一員であることを自覚し、社会が必要としている改善や改革に関心をもち、社会に貢献する気持ちを醸成することも必要です。そのためには、自分は何のために学ぶのかを、子ども自身が自覚できる教育をめざすとともに、大人にとつても学び成長できる学校になることが必要です。

VII 育てたい資質・能力

「しまね教育魅力化ビジョン」においては、3つの育成したい人間像を掲げ、それらを「人間力」「学力」「社会力」と結びつけ、それぞれに含まれる具体的な資質・能力をさらに明示しました。

この教育ビジョンでも、こうした基本的な方向性に変わりはありませんが、子どもたちが自分の個性に応じて自ら育ち変わろうとする、そのような教育環境を整えることも重要です。

以下に、「人間力」「学力」「社会力」と、それぞれに含まれる具体的な資質・能力について、これから時代を見据えた際に、一定程度、必要と考えられる力や姿勢を示します。あわせて、これらの資質・能力の育成に向けて子どもたちの主体的な学びを促す適切な教育環境についても、「大切にしたい教育環境」として示しています。

1 学びの土台をなす人間力

ここでいう人間力とは、いわゆる学力の根底にある資質・能力を意味しています。

豊かな自然や風土をもち、長い歴史の中で引き継がれてきた文化が息づく、この島根で生まれ育ったことの強みを土台としながら、これから時代を生き抜くために必要な、基本的な資質・能力を育てたいと考えています。

家族に愛され、地域の人々から大切にされて育つこと、また豊かな自然、歴史・文化、伝統、産業など地域の資源を直接経験することの中から、周囲の人々や生まれ育った地域を好きだと感じ誇りに思う気持ちが育ち、それが自分の存在への感じ方に反映された結果、自己を肯定的に捉えようとする気持ちが育まれます。

こうした自己や他者に対する基本的な肯定感をベースに、自他に対する高い人権意識を早期から身に付けることは、これからますます国際化する社会を生きていく上でも重要です。

また、今日では、GDP等の経済的な豊かさでは測れない、生活の質やより広く心身の豊かさを表すウェル・ビーイング (Well-being 身体的、心理的、社会的に良好な状態) という概念が重視されるようになり、SDGsの目標3に掲げられたり、日本政府の「成長戦略実行計画（2021年）」でも言及されたりしています。

これから時代を生きていく子どもたちには、自らの心身の健康や生活を認識し、改善を図ろうとする力も大切です。もちろん子どもたちと共に生きていく大人の側（保護者や教職員など）が自らのウェル・ビーイングを高めていくことも重要です。

- (1) 自分の心身の状態を把握し、健康でバランスのとれた生活をおくる力
- (2) 自分を含むすべての人の権利を尊重して行動する力
- (3) 自分の良さや可能性を認識し、夢や希望をもって未来に挑戦する力
- (4) 困難に挫けず、障壁を乗り越えようと粘り強く取り組む力
- (5) ふるさと島根への愛着と誇りをもち、その未来を考えようとする力

【大切にしたい教育環境】

- ・ すべての子どもたちに、安全・安心が感じられる居場所のある教育環境
- ・ 日常生活のあらゆる場面で高い人権意識が浸透した教育
- ・ チャレンジしたいことがあれば、それを後押しし、支え、見守る教育
- ・ 子どもたちがそれぞれもっている個性や能力、将来の可能性を信じて待つ教育
- ・ 島根の自然環境を活かした野外活動等を通じた体験学習の機会

2 学びの中核をなす学力

ここでいう学力とは、1つには各教科の学力を意味しています。小学校に始まる教科学習によって基礎的な学力が育まれ、中学校から高等学校へと各教科の高い学力を育んでいくことは学校教育の中心的な取組であり、子どもたちが自分の個性や能力を活かしてその進路を選択し、進学へ、職業生活へと向かっていく上で、これから社会においても、その重要性に変わりはありません。

一方で、学校教育を生涯にわたる学習、自己実現、自己成長の視点から考えた場合、その主要な目的が各教科の学力育成にとどまるものではないこともまた明らかです。教科学習は、主体的に学ぼうとする姿勢、思考力・判断力・表現力など、子どもたちがその個性や能力を活かしながら一生を通じて学びを継続していく力の育成につながることで、子どもたちの力となります。

基礎学力や各教科の学力の延長線上に、未知の課題を発見したり、自分らしく課題を探究したり、より深く学ぼうとしたりする、より広い学びの力が育っていくことに加えて、子どもたちが主体的に自らの学びを組み立てたり、学びの意欲を維持し続けたり、自分に合った学びの方法を開発したりする「自立した学びの力」が育っていくことを重視しています。

また、これから社会で必要とされる学力の育成を考える際、その基盤となる知識及び技能とは何かを意識することが重要であり、ICTやAIが目まぐるしい速さで発達する今日の社会において、こうしたツールを適切に使いこなしたり、情報を収集・選択・蓄積・分析したりする力は必須のものとなります。

GIGAスクール構想のもと、一人一台端末等の教育環境が整備されつつありますが、子どもたちがそれらを真に使いこなして、自分の学びの力を高めていくに当たっては、ICTがもたらすクラウド環境を活かして、複数の他者の考えを同時に共有・参照しながら、自分の考えを更新したり、他者の考えを確認、質問する交流をしたりしながら学びを深め、主体的に学びに向かう力を育成することが重要となります。そのための教職員の専門的な指導力が必要となることに加えて、個々の子どもの置かれている、学校だけではなく地域社会や家庭の教育環境も含めた日常的な環境が大きな影響を及ぼします。

ICTは世界中どんな場所に住んでいても、自分の求める学習内容にアクセスし、自分に合った教育を受けることができる技術ではありますが、その活用に当たっては、家庭や地域と連携して、端末の適切な使用や情報モラルについて、指導していく必要があります。

- (1) 学ぶことの意味を理解し、主体的に学びに向かう力
- (2) 基礎的な知識及び技能を身に付け、学んだことを活かして探究する力
- (3) 問題を発見し定義する（問い合わせる）力
- (4) 多様な情報を収集・蓄積し、読み解いたり分析したりする力
- (5) 自分の考えを、自分の言葉で説明し、自分らしく表現・発信する力
- (6) 既存の枠組みを破り、新たなアイデアや方法を生み出す力

【大切にしたい教育環境】

- ・ 子どもたちそれぞれの理解度や習熟度に応じた個別の指導
- ・ 地域の特性を活かした体験学習（地域課題解決型学習等）
- ・ 地域産業の特性や課題から自分の将来を考える地域連携型キャリア教育
- ・ DX化の進む現代社会に対応できるICT活用を含む情報活用能力を育成する教育

3 学びを展開する社会力

ここでいう社会力には、大きく2つの意味があります。1つは、いわゆる社会性です。誰もが家族、地域社会、学校、職場など様々な社会集団に属しながら、他者との関係の中で生きていくことになるため、その際に必要な社会的規範を身に付けて、他者と協力しながら協働的に生きていくなどの集団適応力を一定程度身に付けたりすることが必要になります。

学校教育は、そうした社会性を育む場でもありますが、こうした従来から必要とされる社会性にも変化が生じつつあります。これまで当たり前と思われていた、例えば男らしさ、女らしさという意識などに含まれている問題点や矛盾が社会的に意識されるようになり、人々の多様な在り方や価値観を尊重していこうとする考えが広まっています。こうした流れは国際化による異文化理解の波と相まって、教育現場にも大きな意識改革が求められています。

学校は、これから社会を創造していく子どもたちが、こうした従来の当たり前を捉え直したり、多様性を認め合ったり、意見の異なる人々の中で相手を認めつつ自分の意見を主張したりといった、新たな社会性を身に付けていく場でもあります。

もう1つは、学びを社会に展開していく力という意味での社会力です。これまでには、ともすると学校で学ぶ教科の知識及び技能は、一歩、学校の外に出れば自分の普段の生活とは関わりのないものと捉えられる側面もありましたが、こうした状況を改善するために、現行の学習指導要領は小学校から「総合的な学習の時間」を設定し、高等学校での「総合的な探究の時間」につなげていこうとしています。

このような動向が生まれている背景として、習ったことを正確に憶え、再現したり応用したりするだけの知識、いわゆる受動的な知識では太刀打ちできないような社会がすでに到来していること、より複雑化する世界情勢・社会状況においては、まだ誰も出会ったことのない未知の課題に対峙し、これに果敢に挑戦し、既存の方

法を打ち破る新たなアプローチを創出し、新しい価値のある解を生み出すことが求められていることなど、大きな時代の流れがあることを捉えておく必要があります。

このように社会力は、学んだことを日常生活や社会に活かそうとする姿勢、自分の身近な課題に気づき、学んだ知識及び技能を活かして解決を模索する姿勢、やがてはこうした姿勢が社会的変革（イノベーション）をもたらすような発明・発見に結びついていく、そのような力のことを意味しています。

- (1) 地域・社会の維持・発展に貢献しようとする姿勢
- (2) 多様性を認め、相手を尊重するとともに、相互に支え合う姿勢
- (3) 他者と協働して課題を創造的に解決していく力
- (4) 環境問題や持続可能な社会の構築に関する意識や行動力

【大切にしたい教育環境】

- ・ 自己と社会との関係を理解し、社会をつくる住民としての認識を高める教育
- ・ 言語教育と異文化理解を柱とする多文化共生
- ・ 人々の多様な生き方に触れたり対話したりする機会の充実
- ・ 「地域とともにある学校」の強みを活かした特色ある学校づくり

VIII 教職員の資質・能力が発揮される環境の整備

学校教育の担い手であり人的教育環境の中核である教職員は、その持てる力を十分に発揮しながら、生き生きとした姿で自らの志す理想の教育を胸に抱き、子どもたちの前に立つことが重要です。そのためには、教職員が自分の資質・能力をより高めることで、教育をよりよいものに改善していこうとする、そのような方向に向かえるようにすることが重要です。

現在、教職員の働き方改革の取組を進めており、長時間勤務の状況を改善することは、喫緊の課題ですが、より本質的には、教職員がやりがいをもって教職に打ち込むことをどう実現するかが重要です。

本来、子どもが好きで、学校という職場が好きで、学校で子どもたちが学んで成長する姿が何よりの喜びである、このような教職員の普通の在り方を取り戻していくことが必要です。そのためには、教職員が教科指導の工夫・改善に取り組むことができる時間を優先的にどう確保するかが重要です。とりわけ基礎学力の定着を図る上で、また、子どもたちの主体的で探究的な思考を育む上でも、教職員の教え方（新たな教材や指導法の開発・実践、効果的なＩＣＴ活用など）は重要な鍵となります。教職員がそうした授業改善に取り組むことができるよう、多様で充実した研修機会と時間を確保することが必要です。

一方、生徒指導（生活指導、進路指導、教育相談などを含む）や学級経営など、教科指導を支える基盤となる教育についても、その知識及び技能を向上させることは重要です。また、特別な支援が必要な児童生徒の増加に伴い、特別支援教育に関する知識及び技能も多く求められるようになっています。しかし、こうした知識及び技能は多岐に渡っており、具体的な関わり方や支援方法等を習得するには一定の時間も必要です。

このような状況から、国においても、専門性をもった人材を教育現場にできるだけ配置するよう、取組が進められていますが、スクールカウンセラー⁸、スクールソーシャルワーカー⁹、スクールロイヤー¹⁰、退職した経験豊かな教職員、地域の人々、保護者など、さまざまな人的資源と学校が連携・協働すること、学校教育を学校内だけで閉じたものと考えず、開かれた場として構築していくことなど、様々な工夫や協働によって、個々の教職員が抱えている課題を軽減し、得意とする領域を伸ばしながら教育に取り組めるよう、教職員を支援する環境の充実を図る必要があります。

こうした領域の研修についても、教職員自身が知識及び技能を習得することに加えて、多様な職種との連携を図るための知識及び技能を身に付ける機会を設けてい

⁸ スクールカウンセラーとは、心理の専門的知識、技術を活用し、子どもたちや保護者の悩みや不安を受け止めて相談にあたり、関係機関と連携するなどして、必要な支援を行う専門家のこと。

⁹ スクールソーシャルワーカーとは、社会福祉の専門的な知識、技術を活用して、子どもたちを取り巻く環境に働きかけ、家庭、学校、地域をつなぎ、子どもたちや保護者への必要な支援を行う専門家のこと。

¹⁰ スクールロイヤーとは、学校を取り巻く問題に関して、法的側面から助言を行う弁護士のこと。学校や教育委員会からの相談に対して法に基づいた助言を行う。

く必要があります。

このようにして教職を魅力あるものに改善していくことにより、教職を目指す次世代を育み、さらに熱意のある人材が教職員となる好循環が生まれるよう取り組んでいきます。

IX 基本目標を実現するための具体的施策

基本目標を実現するため、県教育委員会は、市町村教育委員会をはじめ、学校・家庭・地域と連携・協働して、次の4つの柱により具体的な施策を推進します。

- 1 発達の段階に応じた学力の育成
- 2 教育上の配慮が必要な子どもの学びへの支援
- 3 地域との協働による学びの充実
- 4 教育の基盤となる環境の整備と充実

なお、この教育ビジョンにおいて、「学力」とは、以下の「育てたい資質・能力」を示しています。

育てたい資質・能力

学びを展開する社会力

- ① 地域・社会の維持・発展に貢献しようとする姿勢
- ② 多様性を認め、相手を尊重するとともに、相互に支え合う姿勢
- ③ 他者と協働して課題を創造的に解決していく力
- ④ 環境問題や持続可能な社会の構築に関する意識や行動力

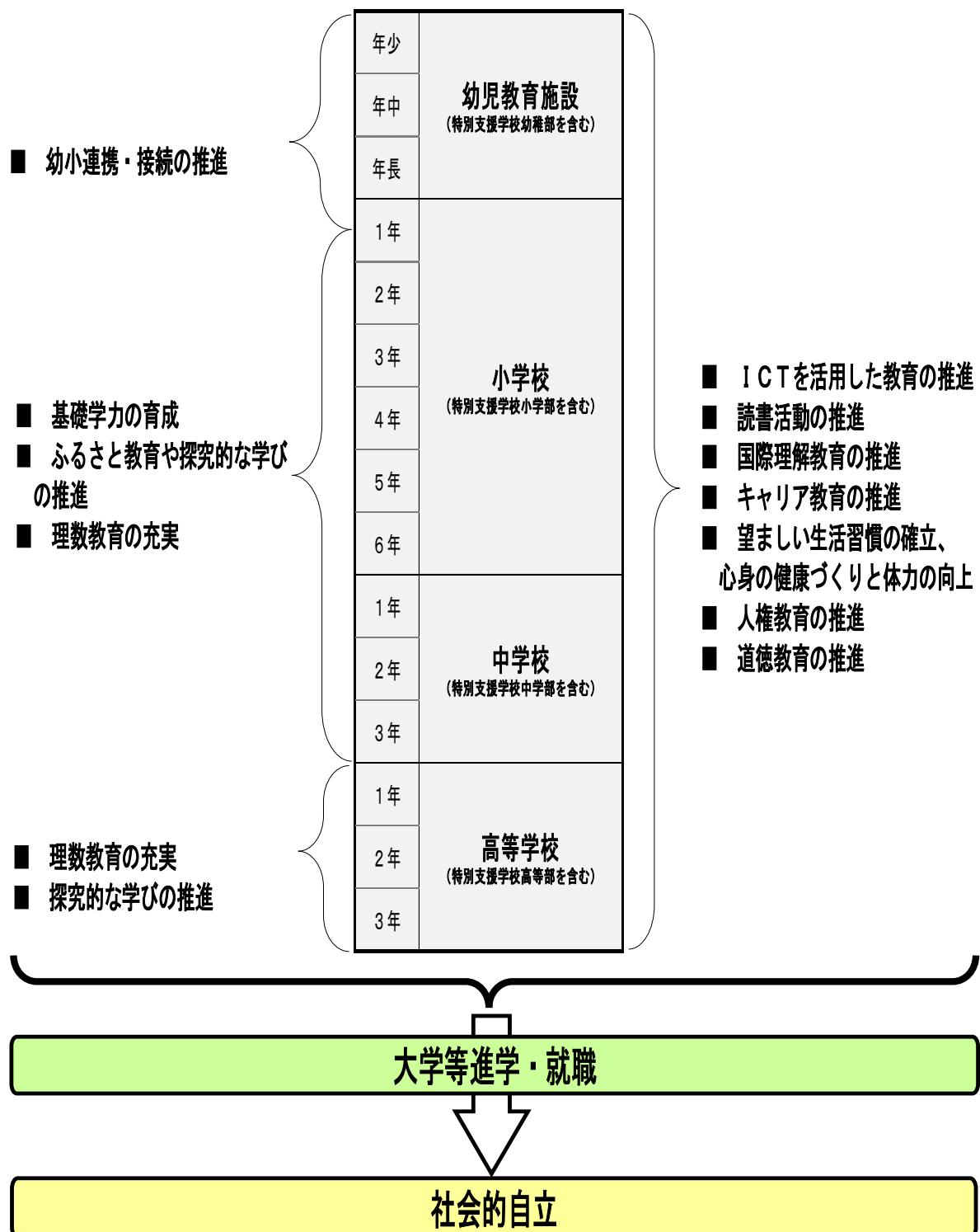
学びの中核をなす学力

- ① 学ぶことの意味を理解し、主体的に学びに向かう力
- ② 基礎的な知識及び技能を身に付け、学んだことを活かして探究する力
- ③ 問題を発見し定義する（問い合わせ立てる）力
- ④ 多様な情報を収集・蓄積し、読み解いたり分析したりする力
- ⑤ 自分の考えを、自分の言葉で説明し、自分らしく表現・発信する力
- ⑥ 既存の枠組みを破り、新たなアイデアや方法を生み出す力

学びの土台をなす人間力

- ① 自分の心身の状態を把握し、健康でバランスのとれた生活をおくる力
- ② 自分を含むすべての人の権利を尊重して行動する力
- ③ 自分の良さや可能性を認識し、夢や希望をもって未来に挑戦する力
- ④ 困難に挫けず、障壁を乗り越えようと粘り強く取り組む力
- ⑤ ふるさと島根への愛着と誇りをもち、その未来を考えようとする力

1 発達の段階に応じた学力の育成



(1) 基礎学力の育成

[現状と課題]

- 「しまねの学力育成推進プラン」（令和3年3月策定）を踏まえ、「授業の質の充実」「家庭学習の充実」「地域に関わる学習の充実」を3つの柱として、学力育成に取り組んできました。
- 令和6年度「全国学力・学習状況調査」の結果を全国と比較すると、
 - ・ 小学校算数、中学校数学の平均正答率が低い傾向
 - ・ 全ての教科において、高正答率者が少ない傾向
 - ・ 基礎的な知識及び技能の定着や活用力が身に付いていない可能性
 - ・ 中学校において家庭学習を1時間以上している生徒の割合が少ない傾向
 - ・ 小学校、中学校ともに、地域の行事に参加している児童生徒の割合が高い傾向などが見られます。
- 急激な情報技術の進展による情報化やグローバル化といった社会的な変容に対応するために、言語能力や情報活用能力、問題発見・解決能力等を、各学年を通じて体系的に育んでいくことが必要です。
- 小学校、中学校では「総合的な学習の時間」、高等学校では「総合的な探究の時間」を中心に探究的な学びを深めていますが、自ら問いを立て、主体的に学習する態度を育成する取組がまだ十分とは言えません。また、生活の中にある身近な課題を発見し、その解決に向けて、教科の枠を越えた教科等横断的な学習¹¹に取り組む授業が十分には展開されていません。

[今後の方向性]

- 「第2期しまねの学力育成推進プラン」（令和7年3月策定）における、「目指す授業像」に向けた取組により、児童生徒が「できた・わかった・やってみたい」と実感できる授業を展開します。
- 各教科等の学力の基盤になると考えられる「言葉、語彙」「数、形、量」「思考力、推論力」等¹²について、小学校低学年段階からの学習のつまずきの要因を把握し、児童生徒に対する学習を支援するとともに、「全国学力・学習状況調査」の課題を踏まえた評価問題及び授業プランを作成し、展開します。
- 児童生徒一人ひとりの理解度にあわせた学びの推進や主体的に学びに向かう力を育成するため、学習の場面や発達の段階に応じたデジタル教材や学習アプリ等、一人一台端末を活用した学びを推進します。

¹¹ 教科等横断的な学習とは、児童生徒が、ある教科等の学びを他の教科等の学びで活用したり関連づけたりすることで、学びが深まったり、活用できることを実感できたりするような学びのこと。

¹² 各教科等の学力の基盤になると考えられる「言葉、語彙」「数、形、量」「思考力、推論力」等とは、学力の基盤は、「ことばの知識」、「数・量・形などについて日常体験の中で子どもが自分で育んだ知識」、「学んだ内容を自分の知識に関連づけ、推論する力」であるという慶應義塾大学の今井むつみ教授の研究によるもの。

- 学校図書館を活用した授業や、学校で学んだ知識及び技能を地域社会の課題解決に役立てる活動等を通じ、言語能力や情報活用能力、問題発見・解決能力等を育成します。
- 授業と家庭学習を結びつけた指導等により、児童生徒が自主的に学習計画を立て、課題の探究に取り組むことができる「自立した学びの力」を育成します。
- 学習習慣の定着を図るため、放課後児童クラブにおいても、宿題や読書等に集中して取り組める環境を整備する市町村を知事部局と連携して支援します。
- 豊かな自然や歴史・文化、伝統、人との関わりの中で本物に触れる学びを通して、学びへの興味・関心を高め、主体的に学びに向かう意欲を醸成します。
- 小学校、中学校、高等学校を通じて、主体的に学習する態度の育成や教科等横断的な学習の推進に向け、授業改善の取組を引き続き行い、各学校の好事例を共有する機会を設けるなど、教員研修のより一層の充実を図ります。

(2) 幼小連携・接続の推進

[現状と課題]

- 幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、小学校以降の学びの基盤となる自立心や思考の芽生え、人と関わる力や豊かな感性などの資質・能力を育みます。
- 全県的に幼児教育の質の向上を図るためにには、市町村の幼小連携・接続に係る体制整備を進める中で、幼児教育施設、小学校、地域、保護者が幼児教育の重要性を認識することを土台として、連携して取り組むことが必要です。
- 幼児教育施設は多種多様であり、島根県幼児教育センターの令和6年度「幼小連携・接続に関する実態調査」によると、円滑な幼小連携・接続のためのカリキュラムを協働で作成しているのは、幼児教育施設で3割、小学校では3割に満たない状況です。

[今後の方向性]

- 「しまねの架け橋期の教育ガイド」(令和7年3月策定)に基づき、幼児教育施設及び小学校、地域、保護者が一体となった架け橋期¹³の教育の充実を図ります。
- 幼小合同会議や保育・授業研修会などを通して、幼児教育施設と小学校が教育内容や指導方法などの相互理解を深める取組により、小学校低学年段階の安定した学級づくりを推進します。
- 架け橋期の教育のつながりを意識しながら、「カリキュラムコーディネーター¹⁴」や「架け橋アドバイザー¹⁵」などを活用して幼小連携・接続に取り組む市町村を支援します。
- 幼児教育施設と小学校との協働により架け橋期のカリキュラムを編成できるよう、島根県幼児教育センターにおいて、市町村が実施する研修への支援や市町村幼児教育アドバイザー¹⁶等への指導・助言を行います。

¹³ 架け橋期とは、幼児教育と小学校教育をつなぐ、5歳児から小学校1年生までの2年間のこと。

¹⁴ カリキュラムコーディネーターとは、架け橋期のカリキュラムの作成や実践をサポートする者のこと。

¹⁵ 架け橋アドバイザーとは、小学校1年生の通常の学級において、カリキュラムの内容が十分に実践できるよう、架け橋期の子どもの発達の段階を考慮した学級づくりを支援する者のこと。

¹⁶ 幼児教育アドバイザーとは、幼児教育施設等を巡回し、教育内容や指導方法、環境の改善等について指導を行う者のこと。

(3) 理数教育の充実

[現状と課題]

- これからの中学校において、デジタルや理数の知識及び技能、思考力を備えた人材を育成していくことが求められますが、現状として、高校入学後、理数系の学科に進む生徒が少ない状況です。
- どのような職業に就いても、物事に対して、根拠をもって筋道を立てて考える論理的な思考力は非常に重要となります。理数の知識や技術が社会でどのような役割を果たしているのか、理数教科を学ぶことによって身に付くものの見方や考え方、社会生活の中でどれだけ重要であるかが理解されておらず、子どもたちの将来の選択肢を狭めている可能性があります。
- 令和6年度「全国学力・学習状況調査」によると、次の項目で全国平均を下回っています。
 - ・ 「算数の勉強は好きだ」「授業の内容はよく分かる」という児童の割合
 - ・ 小学校算数、中学校数学の平均正答率
 - ・ 算数の指導として、発展的な学習の指導に取り組んでいる学校の割合
 - ・ 各教科等で身に付けたことを、様々な課題の解決に生かすことができるような機会を意識的に設けている学校の割合

[今後の方向性]

- 各教科等の学力の基盤となると考えられる「言葉、語彙」「数、形、量」「思考力、推論力」等における、小学校低学年段階からの学習のつまずきの要因を把握した児童生徒の学習支援や、「全国学力・学習状況調査」の課題を踏まえた評価問題及び授業プランの作成等により、小学校における理数教育の充実を支援します。
- デジタル等、成長分野を支える人材育成のため、県立高校において、情報、数学、理科等の教育を重視するカリキュラムの実施や、ICTを活用した文理横断的・探究的な学びを強化します。
- 理系人材の育成のため、理数系・デジタル分野への進学を目指す生徒の資質・能力の育成に特化した高校独自の取組やDXハイスクール指定校¹⁷の先駆的な取組を開拓します。
- 専門高校（専門科系総合学科高校を含む）への理数教員の配置により、生徒の理数系分野への興味・関心や学びへ向かう意欲の喚起、進路の選択肢を広げるための取組を推進します。

¹⁷ DXハイスクール指定校とは、国の高等学校DX加速化推進事業を活用し、次の取組を実施する高校のこと。
 (1) 情報、数学等の教育を重視するカリキュラムの実施やICTを活用した文理横断的・探究的な学びを強化する学校の環境整備
 (2) 情報II等の履修に必要な設備等の環境整備、デジタルを活用した課外活動又は授業を実施するための設備を配備したスペースの整備等

(4) I C Tを活用した教育の推進

[現状と課題]

- 国においては、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実など、教育の質を向上させるために、「G I G Aスクール構想」を推進しており、一人一台端末などを活用した学習活動が一層促進されるよう求められています。本県でも、各学校において様々な取組により、一人一台端末の活用が進められています。
- 一方、令和6年度「全国学力・学習状況調査」によると、令和5年度の小中学校において I C T機器を授業で週3回以上活用する割合は、小学校6年生で45.9%（全国平均59.5%）、中学校3年生で40.0%（同66.2%）で全国平均を下回っている状況です。
- 高校においても、令和5年度の教員を対象としたアンケートによれば、一人一台端末を使った授業実践を「全く行っていない」教員が26%であり、十分に活用されているとは言えない状況です。
- 県内においては、IT人材やデジタル技術等、成長分野を支える人材が不足しており、小学校、中学校、高等学校の発達の段階に応じた育成が求められています。
- 中山間地域・離島等の高校において開設できない科目への対応、生徒の習熟度に応じた学習、安定して登校することが難しい生徒の学びの保障等、生徒のニーズに応じた学習支援が必要となっています。
- I C T活用スキル向上のための教員研修を実施していますが、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を実現するためには、授業デザイン及び教員の指導スキルの向上に向けた研修等の更なる充実が必要です。

[今後の方向性]

- 子どもたちの情報活用能力の育成に向けて、一人一台端末の日常的な活用を促すとともに、授業や家庭学習での効果的な活用について好事例を収集し、展開します。
- 児童生徒一人ひとりの理解度にあわせた学びの推進や主体的に学びに向かう力を育成するため、学習の場面や発達の段階に応じてデジタル教材や学習アプリ等による学習を行うなど、一人一台端末の活用を推進します。
- DXハイスクール指定校において、デジタル技術を活かした探究学習や、「情報Ⅱ」科目的開設による高度な情報教育の展開、専門高校における情報教育の充実を図ります。
- 多様な学習ニーズに対応するため、遠隔授業を実施する配信拠点センターを構築します。

- 授業や家庭学習における一人一台端末の更なる活用を図るため、研修等を通じて教職員のＩＣＴ活用スキルの向上を図るとともに、授業改善に向けた取組を推進します。

(5) ふるさと教育や探究的な学びの推進

[現状と課題]

- 本県では、ふるさと教育や、各学校段階での探究的な学びなど学校と地域が連携・協働した教育活動を行っており、子どもたちは、人々との関わりの中で地域の魅力を再発見し、主体的に学びに向かう意欲や思考力・判断力・表現力を育んでいます。
- ふるさと教育は、学校と地域が互いに目的を共有し、身近な「ひと・もの・こと」を本物の教材として活用しながら取り組んでいますが、学年進行を考慮した系統的・発展的な学びになっていない状況もみられることから、ふるさと教育の質を担保しながら、必要に応じて活動内容を見直しています。
- ふるさと教育をより充実した教育活動にするためには、学校と地域の担当者が情報共有する場の充実や、双方の連絡調整役のコーディネーター等の人材育成など、地域全体で子どもたちの成長を支える仕組みを充実させる必要があります。
- 各学校段階で実施されている探究的な学びは、小学校、中学校の「総合的な学習の時間」や高等学校の「総合的な探究の時間」を中心に実践されていますが、さらに各教科等における学びや、教科等横断的な学びを進めていく必要があります。
- 高校では、小中学校での学びを発展させ、各高校の特色を活かしつつ、地域だけでなく地元企業や大学等とも連携した取組を通して、自己の生き方や進路選択とのつながりを意識した探究的な学びを深めています。

[今後の方向性]

- ふるさと教育を通して育まれた地域への愛着や誇り、貢献意欲などと教科等の学びを結びつけることによって学習効果を高め、子どもたちの実行力を育成します。
- 中学校区で運営する、ふるさと教育ネットワーク会議により、学校と地域の連携・協働体制の充実を図ります。
- ふるさと教育の趣旨を踏まえた教育活動と各学校段階における探究的な学びを充実させるため、研修等を通じて教職員の理解を深めるとともに、コーディネーター人材を育成します。
- 高校において、主幹教諭や探究学習推進担当者を中心とした校内指導体制の充実を図るとともに、松江、出雲、石見エリアに配置した高大連携推進員などにより、県内大学との連携による学びや、「しまね探究フェスタ」の開催等、課題解決に向けた行動や視野が拡がる取組を推進します。

(6) 読書活動の推進

[現状と課題]

- 「第5次島根県子ども読書活動推進計画」（令和6年3月策定）に基づき、子どもたちの発達の段階に応じた読書活動を推進するため、乳幼児期からの読書習慣の定着を図るとともに、学校における読書活動や身近な市町村立図書館等における読書環境の充実に向けた支援を行う必要があります。
- 読書活動や授業等での学習活動において学校図書館を有効に活用し、子どもたちに、読む力や情報を収集する力、様々な情報を自らの課題解決に向け取捨選択する力を育む取組を推進しています。
- 全ての県立学校に学校司書を配置するとともに、小中学校の学校図書館を拠点に子どもたち一人ひとりに寄り添った学びの支援を行うための「学びのサポーター¹⁸」または「学校司書」を配置する市町村を支援しています。
- 令和5年度「全国学力・学習状況調査」によると、「読書は好き」と肯定的な回答をした割合は、中学校では全国平均並みであり、小学校では下回っています。また、平日に学校の授業以外で全く読書をしない児童生徒の割合が高く、30分以上読書をする児童生徒の割合が低いなど、依然として改善されていない状況にあり、年齢が進むにつれて読書離れの傾向もみられます。
- 県教育委員会の令和6年度「子ども読書アンケート」によると、小中学校の学校図書館を活用した学習は、国語や「総合的な学習の時間」を中心に取り組まれています。幅広い教科での更なる活用により、情報活用能力や思考力、判断力、表現力の育成を図る必要があります。

[今後の方向性]

- 子どもたちの豊かな感性や表現力、創造力や情操を育むため、発達の段階に応じた読書習慣を身に付けることができるよう、乳幼児期からの本に親しむ環境づくりを推進します。
- これからの中学生たちに求められる言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等を育むため、学校図書館を教科等横断的に授業で活用するとともに、ICTの活用を効果的に結び付けた学校図書館活用教育を推進します。
- 学校図書館活用教育の更なる推進のため、市町村及び学校における研修の機会を確保します。
- 障がいのある子どもや日本語能力に応じた支援が必要な子どもなど、多様な教育的ニーズのある子どもたちへの読書機会を確保するため、バリアフリー資料の充実や多文化サービスなどについての職員の理解促進を図ります。

¹⁸ 学びのサポーターとは、学校図書館を拠点として児童生徒一人ひとりの学びに寄り添う役割を担う者のこと。

(7) 国際理解教育の推進

[現状と課題]

- グローバル化が進展する社会において、異文化体験や外国人との相互コミュニケーションを通じて多様な価値観に触れることにより、国際的な視野をもち、自らが主体的に行動できる人材を育成することが求められています。
- 紛争や対立、感染症や環境問題といった様々な地球規模の課題について、自分のこととしてとらえ、その解決に向けて自分から行動を起こす力を身に付けるための教育が求められています。
- 外国語教育において、複数技能を統合した言語活動を通じて「聞くこと」「読むこと」「話すこと（やり取り）」「話すこと（発表）」「書くこと」の力をバランスよく育成し、実際のコミュニケーションにおいて適切に活用できる技能を身に付けられるよう、指導を工夫・改善する必要があります。
- 國際社会に生きる子どもたちが、将来、竹島について自分の考えを話すことができるよう、また、竹島問題を歴史的事実や国際法に基づいて平和的に解決し、韓国との眞の友好関係を実現できるよう、竹島問題に関する学習に積極的に取り組む必要があります。

[今後の方向性]

- 外国語指導助手（ALT）や国際交流員の活用、地域に住む外国人との交流等により、子どもたちが国際的な視野をもつことができる学習を推進します。
- 高校において、短期を含めた国外からの生徒の留学や、帰国・外国人生徒の受入体制の充実を図るとともに、海外先進校への教員の短期派遣や国内の先駆的な事例研究を通して、海外大学等への進学促進を見据えた教員の指導力向上を図ります。
- 教科学習や「総合的な学習の時間」等において、子どもたちが持続可能な社会づくりに関わる課題を見出し、その解決に向けた環境、経済、社会、文化等の各側面から総合的に取り組む活動を推進します。
- 我が国の国土や歴史に対する愛情、他国や他国の文化を尊重することの大切さについての意識を深め、国際的な視野に立って課題を解決しようとする意欲を育成します。
- 知事部局や関係機関と連携しながら、教科学習や学級活動等における竹島に関する学習の充実を図り、本県の課題を主権者として考え、解決を図る力を育む教育を推進します。

(8) キャリア教育の推進

[現状と課題]

- 子どもたちが自らの活動を記録・蓄積し、自分の学習状況の振り返りや、将来への見通しをもちながら主体的に学びに向かう力を育むために、キャリア・パスポート¹⁹を活用した教育活動に取り組んでいます。
- 子どもたちの振り返りの後に、新たな学習等への意欲につなげる取組が不足している状況が見受けられます。また、子どもたちに学ぶことと社会で生きていくことの関連性の理解を深める工夫が必要です。
- 子どもたちが社会的・職業的に自立していくためには、社会の激しい変化に流されることなく、将来直面するであろう様々な課題に柔軟かつたくましく対応する力を高めることが重要となっています。
- 令和6年度「全国学力・学習状況調査」によると、「地域や社会をよくするために何かしてみたいと思う」児童生徒の割合は、前年度に比べて増加し、中学校では、全国平均を上回っています。また、令和6年度の高校魅力化アンケートでは「地域や社会で起こっている問題やできごとに关心がある」に対する県内高校生の肯定的回答の割合も全国平均を上回るなど、全国と比較して高い水準であり、社会に能動的に関わろうとする意欲が喚起されつつあります。

[今後の方向性]

- 就学前から高校までの発達の段階に応じ、各学校等において、教育活動全体を通した系統的なキャリア教育を推進します。
- 教科学習と地域資源を活用した探究的な学びなどを結び付け、地域づくりに参画する学習等を通じて、子どもたちが自分らしい在り方や生き方を考える教育を推進します。
- 学校全体でキャリア教育の質の向上に取り組むことができるよう、教員の経験年数に応じた研修において、キャリア教育について学ぶ機会を設けるとともに、好事例の展開を図ります。

¹⁹ キャリア・パスポートとは、子どもたちが自らの活動を記録し蓄積する教材であり、自分の学習状況やキャリア形成を見通したり振り返ったりしながら、自身の変容や成長を自己評価するために活用するもののこと。

(9) 望ましい生活習慣の確立、心身の健康づくりと体力の向上

[現状と課題]

- 子どもたちを取り巻く環境は、少子化、地域とのつながりの希薄化に加え、価値観の多様化、メディアの急激な普及などの社会環境や生活環境の変化により、心身の不調や裸眼視力の低下など、現代的な健康課題が顕在化しています。
- 子どもたちが生涯にわたって健康な生活をおくるためには、望ましい生活習慣の確立とともに、日常的に起こる健康問題やストレスに適切に対処する力など、自らの健康保持・増進を図る知識や能力を身に付けることが必要です。
- 子どもたちのメディアに接する時間が長くなつたことも影響し、睡眠時間が6時間未満の割合が、小学生で増加しています。睡眠不足は、集中力や記憶力の低下につながり、学習や日常生活に支障がでることもあります。
- 生活習慣の乱れにより、朝食を欠食する子どもの割合は増加傾向にあり、また毎日食べている子どもでも、主食のみの割合が増加しています。
- 令和6年度「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」によると、本県の子どもたちの体力合計点は全国平均を上回る状況です。一方で、令和5年度しまねっ子！元気アップ・レポートによると、運動をする子としない子の二極化や、高校の女子における運動離れの割合が増加しています。

[今後の方向性]

- 学校、家庭、地域が一体となって、子どもたちに健康に関する知識や健康的な生活を実践していく力を育成するとともに、「学校保健計画策定の手引～しまねっ子元気プラン～」(令和7年3月改訂)に基づき、各学校の学校保健計画の策定や学校保健活動の取組を支援します。
- スマートフォンやタブレット等、メディアとの接触による健康への被害や睡眠の重要性について、学校だよりなどで啓発するとともに、保護者も参加する行事やメディア教室等を通じて、子どもや保護者の理解を深める取組を推進します。
- 「食の学習ノート」の活用などにより、子どもたちに食に関する正しい知識や食習慣を身に付けるとともに、地場産物を活用した給食を教材とするなど、栄養教諭を中心とした食育を推進します。
- 体力・運動能力の向上は、健全な体の発達だけでなく心の発達や学びの意欲の向上にもつながることから、幼児期の遊びや学校における運動・競技などを通じて、発達の段階に応じた体力づくりを推進します。

(10) 人権教育の推進

[現状と課題]

- こども基本法の理念²⁰を踏まえ、学びの主体としての子どもの人権が尊重される教育を行うことで、すべての子どもたちがそれぞれの個性と能力を最大限に活かせる教育環境の実現が求められています。
- デジタル社会における差別などの新たな人権課題や、いじめや不登校の認知件数が増加していることから、これまで以上に人権教育の充実を図り、子どもたちの生命と尊厳を守るための教育環境を実現することが求められています。
- すべての人々の人権が尊重され、相互に共存し得る平和で豊かな社会の実現に向けて、子ども自身が自らを権利主体として自覚し、自分や他者の生命と尊厳を守るための行動力を身に付けることが求められています。

[今後の方向性]

- 自分の人権とともに他者の人権を守るための行動力の育成をめざして、研修や学校訪問等を通じて教職員の理解を深めるとともに、自他の人権を尊重するロールモデルとしての教職員の姿を子どもたちに示すことなどにより、日常的に高い人権意識が浸透した教育環境づくりを推進します。
- すべての教育活動において、こども基本法の理念を踏まえた具体的な実践を積み重ねることで、子どもたち一人ひとりに権利の主体としての自覚を促すとともに、自他の生命と尊厳を守る積極的な態度や行動力を育む人権教育を推進します。
- 身近なことから、歴史的・国際的な人権侵害、デジタル社会における新たな形の差別に至るまで、様々な人権課題とその解決について、子どもたちが学び、考え、日常生活に活用することで、幸福な共生社会をつくりだすための行動につながる人権教育と人権学習を推進します。

²⁰ こども基本法の理念とは、すべての子どもについて、基本的な人権が守られること、平等に教育が受けられること、意見を言える機会が確保されること、その意見が尊重されることなど、こども施策の実施に当たっての考え方のこと。

(11) 道徳教育の推進

[現状と課題]

- 道徳教育では、学校の教育活動全体を通して、子どもたちが主体的な判断のもとに行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養う必要があります。
- 子どもたち一人ひとりが高い倫理観をもち、人間としての生き方や社会の在り方について、多様な価値観を認識しつつ、自ら感じ、考え、他者と対話し協働しながら、よりよい方向を目指す力を培うことが大切です。
- 互いに尊重し協働しながら社会を形成していく上で必要となる礼儀や、規範意識、思いやりの心などを育むためには、市町村との連携のもと、幼児教育施設や学校・家庭・地域が一体となった取組が必要です。
- 本県では、上記などの道徳性を育み、他者を意識した行動の表れを「ふるまい」と総称し、乳幼児から大人まで「しまねのふるまい」を定着させる取組を進めています。

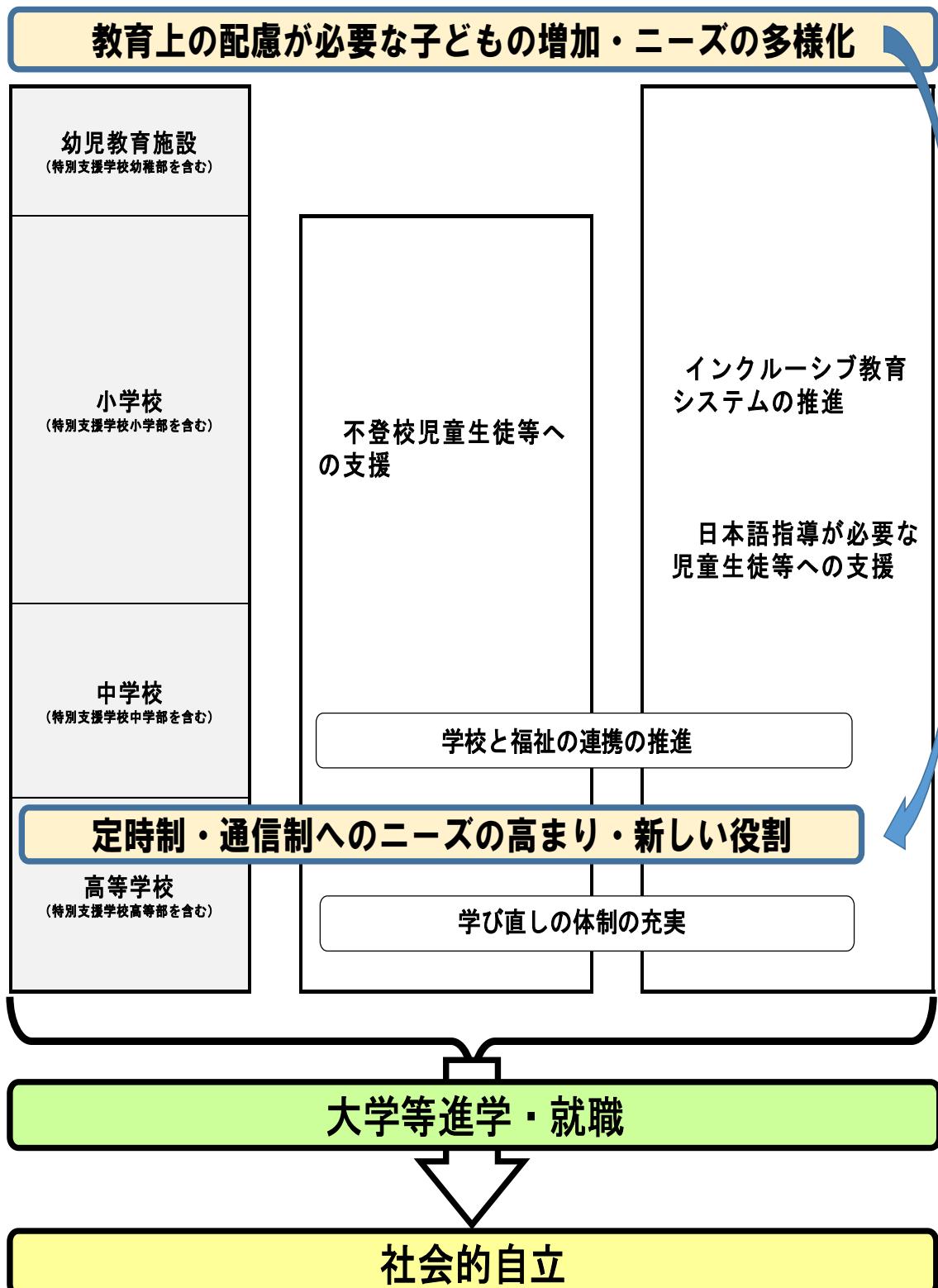
[今後の方向性]

- 小学校、中学校での「特別の教科 道徳」の計画的、発展的な実施や、高等学校における道徳教育推進教師²¹を中心とした、学校教育全体を通じた道徳教育を推進します。
- よりよい社会の形成に主体的に参画する意識が高まるよう、家庭や地域との連携によるボランティア活動や、自然体験などの体験活動を通して「しまねのふるまい」の推進に取り組みます。
- ふるまいの定着に向け、「ふるまい推進員²²」の派遣により幼児教育施設、小学校における幼児児童、保護者や保育者等への研修を支援します。

²¹ 道徳教育推進教師とは、道徳教育の全体計画を作成し、校長の方針の下に、道徳教育の推進を主に担当する教師のこと。

²² ふるまい推進員とは、「しまねのふるまい」の向上や定着を目指した研修を支援する指導者のこと。

2 教育上の配慮が必要な子どもの学びへの支援



(1) インクルーシブ教育システムの推進

[現状と課題]

- 特別な支援が必要な子どもたちは年々増加しており、障がいも多様化しています。また、幼児教育施設や小中学校、高校の通常の学級においても、発達障がいのある子どもやその可能性のある子どもが増加しています。
- 特別支援学校だけでなく、特別支援学級や通級による指導など、「多様な学びの場」における教育環境の充実が求められており、全ての教職員等が特別支援教育に対する理解を深め、適切に対応することが重要です。
- 子どもたち一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導と必要な支援を行ってきましたが、さらに教員の指導力を高め、個々の実態に応じた効果的な指導を進めていく必要があります。
- 特別な支援が必要な子どもたちが自立し社会参加していくためには、障がいの早期発見・早期支援が重要ですが、障がいに対する理解や関係機関との連携が不十分なために、支援が遅れるといった現状があります。
- 就学前から社会参加までの一貫した支援が必要ですが、情報共有や引継ぎが不十分なために支援につながらなかつたり、途切れたりする事例が見受けられます。
- 障がいのある子どもとない子どもが共に学ぶとともに、障がいのある子どもが地域活動等に参加し、社会の一員として豊かに生きることができる共生社会の実現に向け、障がいやインクルーシブ教育システム²³に関する理解をさらに進めていく必要があります。

[今後の方向性]

- 特別な支援が必要な子どもたちが、「多様な学びの場」で適切な指導と必要な支援を受けて、その個性と能力を最大限に伸ばし、自立し社会参加できるよう、市町村や関係機関と連携した教育を推進します。
- すべての教職員等が、特別支援教育に対する理解を深めることができるように、専門的、体系的な研修を実施するとともに、各学校における特別支援教育コーディネーターを中心として校内体制の充実を図ります。
- 特別支援教育のセンター的機能²⁴を担う特別支援学校の担当教員や教育事務所の特別支援教育支援専任教員²⁵により、幼児教育施設や小中学校、高校への巡回相談など、必要な助言・指導を行います。

²³ インクルーシブ教育システムとは、障がいのある者と障がいのない者がともに学ぶ仕組みのこと。

²⁴ 特別支援教育のセンター的機能とは、地域の幼児教育施設、小学校、中学校、高等学校からの要請に応じて障がいのある子どもに関する巡回教育相談などを行う特別支援学校が担う役割のこと。

²⁵ 特別支援教育支援専任教員とは、小中学校の教員が抱える特別な支援を要する児童生徒の学習指導や学級経営等の課題の迅速な解決を図るために各教育事務所に1名配置されている相談業務を担う教員のこと。

- 小中学校の通常の学級における学びにくさのある児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた学びを実現するため、市町村教育委員会や各学校のLD（学習障がい）のある児童生徒への指導・支援に関する研修や助言指導を実施します。
- 子どもたち一人ひとりの教育的ニーズ、障がいの状態や特性に応じた適切な指導を行うため、非常勤講師の配置等により支援体制の充実を図ります。
- 早期からの支援をより充実させるため、市町村、医療、保健、福祉などの関係機関が連携した相談支援体制づくりを地域の実情に応じて進めるとともに、保護者や支援者に対して相談窓口の周知を図ります。
- 子どもの成長記録や指導内容等に関する情報を、関係機関が共有し、支援を引き継ぐことができるよう、個別の教育支援計画²⁶の更なる活用を図ります。
- 特別支援学校において、体験的な学習や遠隔授業などにICTを活用し、障がいの状態や特性に応じた効果的な学習を推進します。
- 特別支援学校高等部において、合同学習等により生徒の就業に向けた意欲や職業スキルの向上を図るとともに、企業等との連携により生徒の希望や適性に応じた進路先の確保や就職後の定着のための支援を行います。
- 特別支援学校と地域の学校等との交流や、特別支援学校の子どもたちの地域活動やスポーツ文化活動などへの参加を通して、障がいのない子どもたちや地域に対し、障がいや障がい児・者への理解促進を図ります。
- 令和12年に開催を予定している全国障害者スポーツ大会が、特別支援学校の子どもたちのスポーツに対する興味・関心の高まりや、スポーツを通じた地域とのつながり、社会への参加・貢献意欲につながるよう、スポーツに親しむ機会を確保します。

²⁶ 個別の教育支援計画とは、障がいのある児童生徒の一人ひとりのニーズを把握し、長期的な視点で乳幼児期から学校卒業後までを通じて一貫した教育的支援を行うために作成する計画のこと。

(2) 不登校児童生徒等への支援

[現状と課題]

- 県内の不登校児童生徒数は増加傾向にあり、千人あたりの割合も全国平均より高い状況が続いています。「いじめ防止対策推進法」（平成25年6月28日施行）を踏まえたいじめの積極的な認知により、いじめの認知件数も増加傾向にあります。
- 「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針」（平成29年3月策定）においては、不登校というだけで問題行動であると受け取られないように配慮することや、学校に登校するという結果のみを目標とせず、子どもたちが自らの進路を主体的に考えられるように支援することなどが明記されています。
- 県教育委員会の「不登校に関するアンケート調査」（令和6年3月実施）の結果によると、不登校の主たる要因として、「いじめ」、「いじめを除く友人関係をめぐる問題」、「教職員との関係をめぐる問題」など、人間関係に起因するものが多い傾向にあります。
- 近年の社会環境の変化に伴い、子どもたちの抱える課題が複雑化・多様化していることから、学校は子どもたち一人ひとりの状況に応じた支援が求められており、関係機関からの助言を受けるなどしながら、教育相談体制を充実させる必要があります。
- スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門家を配置し、学校内での組織的な支援体制を推進するとともに、教育センター等での来所相談や24時間対応の電話相談、SNSを活用した相談など、学校外での相談体制を整備し、子どもたちや保護者が相談しやすい環境となるよう、相談窓口の充実を図っています。
- いわゆるフリースクールをはじめとした民間機関と、学校や教育関係機関との相互理解に基づく連携・協働を推進することを目的として、フリースクール等連絡協議会を令和6年10月に設置しました。

[今後の方向性]

- 専門家の効果的な活用などによる組織的な支援体制の充実を図るとともに、相談しやすい環境を充実させることにより、子どもや家庭の状況に応じたきめ細かな支援につなげます。
- 生徒指導や教育相談担当の教職員に対して、子どもたちの不登校の背景に人間関係の悩みが隠れている可能性があるなどの視点をもつことの大切さを伝えるため、県教育委員会や各学校が実施する研修の充実を図ります。

- 学校の空き教室や図書室などを活用した不登校児童生徒の校内での居場所の提供や支援員の配置に取り組む市町村を支援します。
- 不登校児童生徒の社会的自立への支援を行う公的機関である教育支援センター²⁷について、設置する市町村に対する支援を行うとともに、設置が難しい市町村の独自の取組に対する支援を行います。
- 子どもたちの多様な学びの場の選択肢のひとつであるフリースクールなど、民間機関との連携により、多様な学習活動の実情を把握するなど、学校や児童生徒への情報提供を行います。
- 中学校在学中に長期にわたって欠席した生徒等を対象に、一般入学者選抜及び第2次募集において、個人調査報告書を選抜の資料として用いない選抜方式を全日制・定時制課程のすべての学科において導入します。
- 高校において、安定して登校することが難しい生徒の学びの保障のため、宍道高校を拠点として、各学校が行う通信教育の支援を行います。

²⁷ 教育支援センターとは、市町村教育委員会が設置する、主に不登校児童生徒に対して、「学校に登校する」という結果のみを目標とはしないものの、社会的自立に向けて、学校生活への復帰も視野に入れた支援を行うための機関のこと。

(3) 学校と福祉の連携の推進

[現状と課題]

- 子どもたちを取り巻く環境は複雑化・多様化してきており、例えば不登校の背景に生活困窮や発達上の課題、友人関係の悩み等、様々な実態があります。
- 令和6年度「島根県子どもの生活に関する実態調査」によると、生活困難層²⁸に該当する世帯の割合が小学校5年生で39.4%（5年前30.1%）、中学校2年生で42.7%（同32.5%）と、5年前に実施した調査と比較して増加している現状があります。
- これまで学校においては、家庭への支援として各種奨学金や就学援助制度を周知する等の取組を行ってきましたが、近年では学校だけでは対応が難しい事例が多く、社会福祉の視点からの支援の必要性が高まっています。
- 子どもたち一人ひとりの学びの機会を確保するためには、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを含む全ての教職員が連携して子どもたちを支えるとともに、学校・家庭・地域・関係機関が連携・協働した支援の充実が求められています。

[今後の方向性]

- 島根県社会福祉士会等との連携による教職員研修や学校への巡回訪問により、教職員の社会福祉に対する理解を深めるとともに、学校と社会福祉の関係機関をつなぐスクールソーシャルワーカーの更なる活用を図ります。
- 教職員の気づきが早期の連携につながり、効果的な支援が速やかに実現できるよう、「学校・福祉連携のための手引」（令和6年3月策定）などを活用するとともに、「気づく・つなぐ・支える」ためのスクールソーシャルワーカーや学校・福祉連携推進教員²⁹を含めた校内の組織体制の充実を図ります。
- 教職員が子どもたちの困難さに速やかに気づくことができるよう、また、子どもたちが自らの困難さを大人に相談したり助けを求めたりできるよう、日常的に子どもが意見を表す権利を尊重し、子どもの最善の利益を保障する教育環境を実現するために、研修等を通じてこども基本法の理解と実践を推進します。
- 地域における子どもの居場所の選択肢を増やすため、教育と社会福祉の両面から支援が必要な子どもたちを対象に学習支援を行う市町村の取組を支援します。

²⁸ 生活困難層とは、「島根県子どもの生活に関する実態調査」において、3つの要素（低所得、家計の逼迫、子どもの体験や所有物の欠如）の2つ以上の要素に該当する「生活困窮層」と、いずれか1つの要素に該当する「周辺層」を合わせた分類のこと。

²⁹ 学校・福祉連携推進教員とは、島根県内の県立学校4校に配置され、管内の県立学校等からの相談を受け、学校と福祉の連携を推進する教員のこと。

(4) 日本語指導が必要な児童生徒等への支援

[現状と課題]

- 県内の小学校、中学校では、日本語指導が必要な児童生徒が年々増加しており、幼児教育施設においても、日本語指導が必要な幼児や海外から帰国した幼児が在籍しています。
- 日本語指導が必要な児童生徒に対しては、日本語指導はもとより、生活面の指導や個別の教科学習への支援など、多岐にわたる支援が必要です。
- 高校などへの進学を希望している生徒の中には、学習言語としての日本語の習得が十分でないなどの理由により、進学を断念せざるを得ないケースがあります。
- 県立学校に入学する日本語指導が必要な生徒も増加しており、卒業時の進路実現に向けた支援体制の充実を図る必要があります。
- 宮道高校定時制課程においては、令和3年度から日本語指導の重点受入校として、「日本語理解」や「社会生活基礎」の科目を設定することなどにより、生徒の社会的自立のための支援を行っています。

[今後の方向性]

- 日本語指導が必要な児童生徒に対する教育の充実を図るため、日本語指導員等の配置や初期集中指導教室³⁰の設置等、市町村が行う日本語指導や体制整備等を支援します。
- 幼児期については、支援事例などを情報収集、展開することなどにより、子どもたち一人ひとりに応じた支援を行います。
- 小学校、中学校における日本語指導の一層の充実のため、子どもたち一人ひとりの状況に応じた「特別の教育課程」を編成する市町村を支援します。
- 県立学校において、高校入学者選抜における特別措置³¹を実施するとともに、日本語でのコミュニケーションが困難な保護者に対し文書翻訳や通訳等により支援します。
- 宮道高校において、日本語指導を担当する教員等の配置により、日本語指導が必要な生徒への教育と、卒業後の進路実現に向けた支援の充実を図ります。

³⁰ 初期集中指導教室とは、学校生活を送る上で必要な最低限の初期日本語の習得や学校生活に向けた事前指導など行う教室のこと。設置する市町村によって、名称は様々である。

³¹ 高校入学者選抜における特別措置とは、検査教科の一部免除、受験時間の延長、検査問題の漢字へのルビ振りなどのこと。

(5) 学び直しの体制の充実

[現状と課題]

- 高校の定時制・通信制課程では、中学校から進学してきた生徒、他の高等学校から転学してきた生徒、学び直しのために編入した生徒など多様な生徒が学んでいます。また、進学や就労に向けて高校卒業資格の取得を目指す生徒のほか、科目履修生³²など自己の教養を高めようと学ぶ生徒が在籍するという特徴もあります。
- これらの課程は、働きながら学ぶ勤労青少年の学びの場だけでなく、生活リズムや興味・関心など生徒一人ひとりのスタイルに合った学びの場となっており、近年では、集団での学びに馴染めない生徒や、日本語指導など少人数指導が必要な生徒等、教育上の配慮が必要な生徒も増加傾向にあります。

[今後の方向性]

- 生徒の興味・関心や能力、適性など、一人ひとりの成長の過程に寄り添うとともに、多様な学習形態へのニーズに対応したきめ細かな学びを推進し、社会での自立に必要となる一般的教養や専門的な知識及び技能を身に付けた、地域や社会の担い手を育成します。
- 宍道高校において、学び直しに寄与する基礎的な科目の一層の充実や、学びに向かう意欲を喚起する魅力ある教育内容、日々の教育相談や将来を見通した進路指導など、多様な教育機会を提供します。
- 宍道高校定時制課程午前部において、少人数指導や日本語指導など、きめ細かな指導や支援を行うために必要な体制や環境を整備します。

³² 科目履修生とは、高等学校の卒業資格取得を目的とせず、自分の興味関心に応じて一部の科目の学習をする者のこと。

3 地域との協働による学びの充実

(1) 地域との連携・協働の推進

[現状と課題]

- 地域や学校と良好な関係をつくりながら地域学校協働活動を円滑かつ効果的にコーディネートする地域学校協働活動推進員³³や、コーディネート機能を有する公民館等が大変重要な存在となっています。
- 高校と地域住民や地元企業などをつなぐ人材は、高校における探究的な学びの質の向上を図る上で重要となっています。
- 教職員、保護者、市町村、大学、地元企業、地域住民など多様な主体が参画して、魅力ある高校づくりに取り組む協働体制である高校魅力化コンソーシアムが、全ての県立高校に構築されましたが、その活動内容がよりよい教育活動とよりよい地域を創ることにつながるよう、さらに活動の充実を図る必要があります。

[今後の方向性]

- 学校運営協議会で議論された、目指す子どもの姿や地域の姿が地域学校協働活動で具現化されるよう、地域総がかりで子どもの成長を支える活動を支援します。
- 学校と地域をつなぐコーディネート機能の充実を図るため、コーディネーター等の更なる人材育成に向けた研修などを市町村等と連携して実施します。
- 高校魅力化コンソーシアムの活動が、各高校や地域の特色を活かした生徒の学びの充実や地域の活性化につながるよう、伴走等を通じて支援するとともに、高校生と教職員を対象とした高校魅力化アンケートの有効活用により、学校運営の基本方針であるグランドデザイン³⁴の実現を図ります。

³³ 地域学校協働活動推進員とは、地域学校協働活動を円滑かつ効果的に実施するために活動するコーディネートの役割を担う者のこと。

³⁴ グランドデザインとは、各高校が自校の目指す学校像や育成したい生徒像、特色ある教育課程及び求める生徒像等を示した基本構想のこと。

(2) 地域を担う人づくり

[現状と課題]

- 地域の活性化を図るためにには、Uターン・Iターン者や外国人、関係人口などを含め地域に関わる様々な人々が課題を共有し、協働することが必要であり、地域の人々には、多様性を受け入れてお互いを認め合い、よりよい関係をつくることが求められます。
- 子どもや若者が地域社会の一員として活躍することに期待が高まっていますが、子どもが地域で活動する機会や、就職や進学を機に県外へ出た若者が地元に関わり、貢献できるきっかけや場はできつつあるものの、その範囲は限定的となっています。
- 公民館等を核として地域づくりを担うリーダーの人材確保や育成が十分でないことや、主体的に地域づくりに向かう地域住民が高齢化、固定化している状況があります。
- 県内の産業は、人口減少に伴う市場の縮小や働き手の不足、エネルギー・原材料価格の高騰などの厳しい経営環境にあるため、生産性向上と競争力強化等につながる先進的な知識及び技能をもつ、地域や産業界を支える人材の育成が求められています。

[今後の方向性]

- 「しまね社会教育師認証制度³⁵」「しまね社会教育サポーター登録制度³⁶」(令和6年11月創設)によるネットワークの構築や学びの場の創出などにより地域のリーダーとなる人づくりを推進します。
- 公民館等が実施する、子どもや若者が主体的に地域活動に参画し、地域とつながり続けることができる取組を支援します。
- 人づくりの拠点となる公民館等の機能強化や活動の充実を支援します。
- ふるさと教育等を通して、地域への愛着や誇り、貢献意欲を育むとともに、教科等の学びを深め、子どもたちの実行力を育成します。
- 高校では、大学や企業と連携した探究的な学びや、将来を見据えたキャリア教育を行うことにより、地域や産業界を支える人材育成を推進します。特に、専門高校（専門科系総合学科高校を含む）においては、地域のニーズに応じた即戦力となる人材の育成にも取り組みます。

³⁵ しまね社会教育師認証制度とは、社会教育に取り組む社会教育主事有資格者をしまね社会教育師として認証し、島根県の社会教育人材の活躍の活性化や意識づけ、ネットワークの構築を進めるとともに、社会教育機能を活かしながらしまねを創る人づくりを目的とする制度のこと。

³⁶ しまね社会教育サポーター登録制度とは、社会教育活動に取り組む地域住民をしまね社会教育サポーターとして登録し、しまね社会教育師認証者とのネットワークの構築を進めながら、社会教育機能を活かしたしまねを創る人づくりを推進するとともに、社会教育人材の裾野を広げることを目的とする制度のこと。

(3) 社会教育における学びの充実

[現状と課題]

- 人口減少や少子高齢化など多様な課題が顕在化する中、地域社会においては住民主体でこれらの課題や変化に対応することが求められています。
- 住民主体の取組を進めるためには、「人づくり・つながりづくり・地域づくり」が重要であり、取組を牽引するコーディネート能力、ファシリテート能力、マネジメント能力などを有した社会教育の専門的人材が必要となります。
- 高等教育機関等と連携して社会教育主事講習を開催し、社会教育士³⁷を養成するための機会を確保しており、安定的に養成しています。一方で、社会教育士の活動内容や専門性が理解されておらず、その役割が十分に活かされていない場合もあります。
- 公民館等を拠点とした地域住民による活動に関わる子どもが増え、それを支える体制や環境を整える地域も見られますが、その取組には地域差があります。
- デジタル社会における差別などの新たな人権課題が増加していることから、安心して暮らせる社会の実現のために、一人ひとりの人権意識をさらに高めていく必要があります。
- 文化芸術は人々に感動や喜び、安らぎをもたらすとともに、創造力や表現力、豊かな感性を養うものであり、子どもたちの教育においても重要です。

[今後の方向性]

- 社会教育士の活動内容や成果についての理解促進を図るため、高等教育機関等と連携した情報発信を行うとともに、社会教育士の知識・技術の向上に努め、地域課題解決に取り組む社会教育士等の養成・育成を図ります。
- 「しまね社会教育師認証制度」「しまね社会教育サポーター登録制度」（令和6年11月創設）により、社会教育人材の育成を推進するとともに、ネットワークの充実を図ります。
- 社会教育研修センター等において、地域における住民の学びや実践活動を支援する指導者を育成するとともに、社会教育の振興や生涯学習の推進を図る市町村等への支援や、情報提供や相談対応等の取組を推進します。
- 地域づくりを担う人づくりの基盤となる市町村等の社会教育基盤強化を図るため、社会教育に関わる人材のスキルアップに取り組む市町村等を支援するとともに、取組の成果等を展開します。

³⁷ 社会教育士とは、令和2年度以降の社会教育主事講習の修了者が「社会教育士（講習）」、社会教育主事養成課程の修了者が「社会教育士（養成課程）」と称することができる称号のこと。社会教育士には、講習や養成課程の学習成果を活かし、NPOや企業等の多様な主体と連携・協働して、社会教育施設における活動のみならず、環境や福祉、まちづくり等の社会の多様な分野における学習活動の支援を通じて、人づくりや地域づくりに携わる役割が期待される。

- 様々な人権課題に対して、関係機関と連携しながら、幅広い年代に対する学習機会の充実を図ります。
- 児童生徒の文化・芸術活動に対する顕彰制度等により、青少年の文化活動の推進を図るとともに、文化庁や文化団体と連携して、児童生徒に多様かつ優れた文化芸術に親しむ機会を提供します。

「しまね社会教育師認証制度」と「しまね社会教育サポーター登録制度」の詳細は、以下のとおり。

この指とまれ! しまねの社会教育人材 認証・登録制度




ふたつの制度!

- ①しまね社会教育師認証制度
- ②しまね社会教育サポーター登録制度

島根県教育委員会は、今後ますます社会教育人材が活躍することを期待し、しまね社会教育師認証制度、しまね社会教育サポーター登録制度の運用を開始します。

積極的にご参加いただき、しまねの社会教育と一緒に盛り上げていきましょう!

①しまね社会教育師認証制度

[期待される役割]

- ・活動の場において、社会教育的な視点を持ちながら、「師」が意味する「教え」、「尊く」役割を期待します

[対象となる人]

- ・社会教育主事有資格者
- ・社会教育主事講習を修了した人（新旧制度問わない）
- ・大学の社会教育主事養成課程修了者（例）
- ・現在社会教育主事の発令者
- ・過去、社会教育主事の発令者
- ・講習を修了した公民館等職員
- ・社会教育士の称号を取得した人など



②しまね社会教育サポーター登録制度

[期待される役割]

- ・社会教育的な視点を持ちながら、地域の中で人々と活動を「紡ぐ」役割を期待します

[対象となる人]

- ・島根県において社会教育のノウハウやスキルを生かして人づくりや地域づくりに関わっている人
- ・しまねの社会教育事業や活動に関わっている人、これから関わりたいと思っている人（例）
- ・社会教育委員、コーディネーター
- ・公民館、コミセン、まちセン職員
- ・親子ファシリテーターなど



ロゴ 認証後使用いただけます。名刺などに印刷してご活用ください!



ご縁の国しまねの社会教育導き人

登録 二次元コードを読み取り、必要事項を記入して申請してください
※認証制度は社会教育主事講習の終了を証明する書類が必要です



ロゴ 登録後使用いただけます。名刺などに印刷してご活用ください!



ご縁の国しまねの社会教育紡き人

登録 二次元コードを読み取り、必要事項を記入して申請してください




(4) 家庭教育支援の推進

[現状と課題]

- 家庭教育は、子どもたちが基本的な生活習慣、人に対する信頼感、豊かな情操、他者への思いやりや善惡の判断などの基本的倫理観などを身に付ける上で重要な役割を担っています。また、人生を自ら切り拓いていく上で重要な職業観、人生観なども家庭教育の基礎の上に培われるものです。
- 核家族化が進むなど、家庭環境やライフスタイルが多様化していく中で、地域社会のつながりが希薄になり、親をはじめとする保護者が身近な人から子育てを学ぶ機会が減ったり、悩みを気軽に相談できる人がいなかったりすることなどから、地域における保護者への支援の必要性が大きくなってきています。
- 本県では、家庭教育を支援するツールのひとつとして、保護者としての役割や子どもとの関わり方についての気づきを促す「親学プログラム」、わが子だけでなく、“ よその子・よその親・学校・地域等との関係性 ” も考える「親学プログラム2」を作成し、参加型研修等により県内全域でその普及に努めてきましたが、支援が必要な家庭に必ずしも行き届いていない、あるいは参加者が固定化しているといった課題が見られます。

[今後の方向性]

- 幼児教育施設、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校やP T A等と連携した「親学プログラム³⁸」、「親学プログラム2³⁹」の活用により、子育てに関する学習機会の場としてだけでなく、保護者の学びの場やつながりづくりの場の充実を図ります。
- 市町村や社会教育施設と連携しながら、親子での参加型行事やボランティア活動、体験活動等のプログラムを展開します。
- 「親学プログラム」を進行する親学ファシリテーターや、保護者に関わる活動に参加してきた地域住民が「親学プログラム」にとどまらず、新たな家庭教育支援の取組に向かうことができるよう、市町村の取組に対して支援するとともに好事例を展開します。

³⁸ 親学プログラムとは、わが子との関係性の中で子育てに関する気づきを促し、親同士のつながりづくりを目的としたプログラムのこと。

³⁹ 親学プログラム2とは、わが子だけでなく、よその子・よその親・学校・地域との関係性も考えるなど、家庭外や地域社会における気づきによる学びや親同士のつながりづくり、地域全体で家庭教育を支援するネットワークづくりを目的としたプログラムのこと。

(5) 体験活動の充実

[現状と課題]

- 子どもたちの好奇心や規範意識の高まり、コミュニケーション力等の形成のためには、自然体験や異年齢の友だちとの遊び、地域活動等の体験が重要です。
- 様々な体験を重ねていくことは、子どもたちが地域社会とのつながりを深めるとともに自己肯定感を高めます。こうした体験は、探究的な学びに活かされ、子どもたちが社会の中で自立していくための力につながります。
- 生活環境の変化や家族形態の多様化などにより、子どもたちが置かれている状況は様々であり、体験活動の機会が得られずに、その個性や能力を十分に伸ばすことができない状況も考えられることから、すべての子どもたちが学びを深めることができる環境づくりが求められています。

[今後の方向性]

- 県立青少年の家や県立少年自然の家において、幼児期から発達の段階に応じた多様な自然体験活動や集団宿泊体験の充実を図り、実施方法や周知を工夫するとともに、国立三瓶青少年交流の家の利用を促進し、すべての子どもたちが体験活動を経験する機会を確保します。
- 子どもたちにとって身近な場所で体験活動ができるよう、公民館や関係団体等に対し、活動の場の創出や好事例の横展開への支援、体験プログラム作成等に関する指導助言等を行います。

4 教育の基盤となる環境の整備と充実

(1) 学びを支える指導体制の充実

[現状と課題]

- 近年、公立学校の教員配置において年度当初から欠員が生じる状況が起きており、教員採用試験の受験者数も減少しています。その根本的な原因は教員志望者数の減少であると考えられます。
- 学校と保護者の信頼関係のもと、子どもたち一人ひとりに応じたきめ細かな指導を行うことにより、基礎学力の定着や、個性や能力を活かした教育の充実を図る必要があります。
- いわゆる「小1プロブレム」や「中1ギャップ」など環境が大きく変化する学年段階の子どもたちに対して、きめ細かく支援する必要があります。
- いじめや不登校等、不安や悩みを誰にも相談できずにいる子どもたちに対しては、周囲の大人が子どもたちのSOSに気付き、組織的な対応を行ったり、関係機関等と積極的に連携して対応したりするなど、きめ細かな対応が必要です。

[今後の方向性]

- 高校生を対象に教職の魅力を伝える「教員志望セミナー」の開催や、大学1、2年生を対象とした学校体験・実習の実施、県外の大学との連携、「しまねの先生ナビ⁴⁰」を活用した教員の魅力発信等により、教員志望者の裾野拡大の取組を推進します。
- 教員採用試験の実施時期の早期化や年度途中での特別選考試験の実施等、教員確保に向けた直接的な取組と、働き方改革及び若手教員へのサポート強化等をあわせて推進します。
- 教員が子どもたち一人ひとりの状況を丁寧に把握し、組織的にきめ細かな指導が実現できるよう、少人数学級編制を実施するとともに、非常勤講師やサポート人材を配置します。
- スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門家の効果的な活用により、組織的な支援体制の充実を図ります。

⁴⁰ しまねの先生ナビとは、教員という仕事のやりがい・魅力を発信することを目的とした島根県教員採用情報提供サイトのこと。



(2) 教職員の人材育成

[現状と課題]

- 教職員には、探究心をもって新しい知識及び技能を学び続け、子どもたちの主体的な学びを支援する指導力や、複雑化・多様化する様々な教育課題に対応できる専門性を高めることが求められています。
- 学校を取り巻く課題が複雑化・多様化する状況において、個々の教職員の指導力を高めていくだけでなく、多様な専門性をもつ人材と効果的に連携・協力し、チームの一員として組織的・協働的に対応する力が一層必要となっています。そのためには、管理職だけでなく、全ての教職員が学校マネジメントを理解し、その重要性を意識しながら教育を実践していく必要があります。
- 本県では、どの校種においてもミドルリーダーとしての経験を有する中堅層の教員（40歳前後）が少なく、経験豊富で知見があるベテラン層の教員（50歳以上）が多いなど、教員の年齢構成に偏りがあります。このため、若手を指導できる力量をもった中堅層の教員を育成するとともに、ベテラン層の中から、学校の運営・指導体制の構築に積極的に参画する教員を育成することが大きな課題となっています。

[今後の方向性]

- 全ての教職員に対し、「島根県公立学校教育職員人材育成基本方針」（令和6年4月改定）や「島根県公立小・中・義務教育学校事務職員人材育成基本方針」（令和6年2月改定）の周知を図るとともに、キャリアステージごとに育成すべき姿を示した育成指標をもとに、採用段階から系統的かつ一貫性のある人材育成を推進します。
- 教職員が探究心をもって学び続け、子どもたちの主体的な学びを支援する指導力や様々な教育課題に対応できる専門性を高めることができるよう、教職員研修の内容や研修方法の工夫・改善を図ります。
- 採用時からミドルリーダー、主幹教諭、副校長・教頭、校長まで、教職員に段階的に実施する学校マネジメント研修の一層の充実を図ります。
- 「学校管理職等育成プログラム」（令和6年3月改定）を踏まえた、学校マネジメントを中心とした研修の実施により、管理職等の育成を推進します。

(3) 働き方改革の推進

[現状と課題]

- 社会の変化に伴い学校が抱える課題が複雑化・多様化する中、教職員の長時間勤務の是正及び、ワーク・ライフ・バランスの適正化を図ることにより教育の質の向上等を図るため、平成31年3月に「教職員の働き方改革プラン」を策定しました。
- 業務改善事例集や各学校の取組事例の広報、働き方改革リーダー教員の養成や、多様な働き方に向けた実践研究などの業務改善のための研修等により教職員の意識改革に取り組むとともに、スクール・サポート・スタッフ⁴¹、スクールロイヤー等の外部人材の活用や、環境整備等の外部委託を推進しています。
- 本県の状況は以下のとおりであり、「教職員の働き方改革プラン」で掲げる3つの数値目標（※）は一部未達成です。
 - ・ 時間外勤務の月平均は34.6時間、年415時間（令和5年度）
 - ・ 年次有給休暇の年5日以上取得は93.2%、取得日数は13.6日（令和5年）
 - ・ ワーク・ライフ・バランスがとれていると感じる教職員の割合は61.3%（令和6年度）
- ※ 働き方改革の数値目標
 - (1) 時間外勤務の上限の目安 月45時間（年360時間以内）
 - (2) 年次有給休暇の取得日数 全教職員が年5日以上、全校種の平均13日以上
 - (3) ワーク・ライフ・バランスがとれていると感じる教職員の割合 90%以上
- 令和5年12月に県教育長と全ての市町村教育長が保護者や地域住民をはじめ広く県民に対して、「共同メッセージ」を発出しました。

[今後の方向性]

- 個々の学校の実態をきめ細かに把握するとともに、教員にしかできない業務、教員でなくてもできる業務の精査など、学校が担う業務の適正化や平準化の取組を推進することにより、教職員が子どもたちと向き合う時間を確保します。
- 県立高校においては、入学者選抜におけるインターネットを活用した出願システムの導入やデジタル採点システムの活用などにより、教職員の負担軽減を図ります。
- 部活動における地域人材や、教頭マネジメント支援員など、外部サポート人材の更なる活用に取り組むとともに、年次有給休暇や男性の育児休業等の取得促進など多様な働き方を検討・推進します。

⁴¹ スクール・サポート・スタッフとは、小学校、中学校において、教員の負担軽減を図り、教員が児童生徒への指導や教材研究等により注力できるよう、事務作業等の業務支援を行う支援員のこと。

- 学校及び教員が担う業務の3分類、「基本的には学校以外が担うべき業務」「学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務」「教師の業務だが、負担軽減が可能な業務」や「共同メッセージ⁴²」の内容を広く県民に広報、啓発することで、保護者や地域に理解と協力を求めていきます。

⁴² 共同メッセージとは、令和5年12月22日、県及び全19市町村の教育長が、保護者・地域の皆さんにお願いしたいことを具体的にまとめ、「共同メッセージ」として採択し、発表したもののこと。

島根県内教育長 共同メッセージ — 保護者・地域の皆さんへ —

言葉もか、言葉かの、
たからもの。

教職員の「働き方改革」に ご理解・ご協力をお願いいたします。



教職員には、豊かな人間性や使命感、教育的愛情といった資質を胸に抱き、子どもたちのために全力を尽くす責任があります。そして、その責任を全うするため、教職員の心身の健康は不可欠です。

一方、教職員の働き方の状況を見ると、改善途上にあるものの、今なお長時間の時間外勤務が発生しており、若手の中途退職も増えています。さらに、小学校を中心に、配慮すべき数の教職員を確保できない事態も生じています。

「働き方改革」によって、こうした状況を打開するとともに、生み出した時間を使って、前の授業を踏まえた次の授業の準備やプリント等の添削、個別の学習支援、教育相談など、子どもたち一人ひとりに丁寧に向き合える環境をつくりたいと思っています。

このため、県・市町村が協力して「働き方改革」に取り組みますので、何卒ご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

ご協力いただきたいこと

(実施する取組や時期は、市町村・学校によって異なることもあります。)



学校へのお電話は、緊急時を除き、可能な限り勤務時間内にお願いします。

教職員の勤務時間は、学校によって異なりますが、概ね午前8時頃から午後5時頃までです。なお、学校からの電話連絡は保護者さまに連絡が取れる時間に行なうことがあります。



登下校については、引き続き、ご家庭・地域での見守りにご協力をお願いします。

子どもたちの安全な登下校のため、引き続き、皆さまのご協力をお願いします。また、校外生活についても、家庭でのご指導をお願いします。



地域・学校の連携を推進するためにも、学校へ参加を求める会合・行事のうち可能なものについては、平日・勤務時間内の開催もご検討ください。

学校によっては、学校が開催する会合についても、参加者証もが参加しやすい時間・方法の工夫を進めます。

島根県教育委員会教育長
大田市教育委員会教育長
安来市教育委員会教育長
川木町教育委員会教育長
海士町教育委員会教育長

松江市教育委員会教育長
安来市教育委員会教育長
江津市教育委員会教育長
宍道町教育委員会教育長
西ノ島町教育委員会教育長

浜田市教育委員会教育長
江津市教育委員会教育長
邑阳町教育委員会教育長
知夫村教育委員会教育長

出雲市教育委員会教育長
奥出町教育委員会教育長
浜田町教育委員会教育長
石原町教育委員会教育長

令和5年12月22日 共同メッセージ 於：島根県民会館

お問い合わせ：島根県教育庁学校企画課 TEL 0852-22-6671

(4) 学校危機管理体制の充実

[現状と課題]

- 地震、豪雨などの自然災害、記録的な猛暑による熱中症などの厳しい気象条件による被害、集団で歩道を歩行中の交通事故といった子どもたちの安全を脅かす事件・事故などの危機管理事案が全国で発生しています。
- 様々な危機に対して適切かつ迅速な対応ができるよう、「学校危機管理の手引」を随時改訂し、県立学校や市町村教育委員会へ周知しています。また、学校においても、この手引を踏まえた危機管理マニュアルを作成し、緊急時の連絡体制強化のほか、迅速な連絡手段を確保するなど、危機管理体制の整備に取り組んでいます。
- 学校においては、危機管理マニュアルに基づいて、事故発生の未然防止に努めるほか、事故等が発生した場合は迅速かつ適切な対応を図るとともに、事故等を教訓とした再発防止に向けた取組が必要です。
- 大きな事件、事故、災害等により、児童生徒や教職員に強いストレスによる心の健康問題が生じることがあるため、日頃からきめ細かな健康観察等を実施し、事故等が発生した場合には、心身の健康状態の変化を的確に把握できるようにしておく必要があります。

[今後の方向性]

- 様々な危機管理事案が発生することを想定して「学校危機管理の手引（改訂版）」（令和6年7月改訂）の点検や見直しを行うとともに、学校においては、外部の専門家を招いての実地訓練の実施、警察や消防、医療機関などの関係機関と連携することによる危機管理体制の充実を図ります。
- 子どもたちや保護者が安全点検に参加することなどにより、身近な生活における安全行動の能力の向上に向けた取組を推進します。
- 通学路等における、学校・警察・地域等との連携による危険箇所の把握や、交通安全の取組を推進します。
- 校内における相談体制の充実を図るとともに、必要に応じてスクールカウンセラー等の専門家と連携しながら児童生徒や教職員の心のケアに努めます。

(5) 学校施設の環境改善の推進

[現状と課題]

- 建築後 30 年以上経過した学校施設が増えてきたことによる老朽化対策等に加えて、トイレ洋式化やエアコン設置などの環境改善が必要となっています。また、照明器具のLED化など、脱炭素化社会の実現に貢献する環境に配慮した施設整備を推進していく必要があります。
- 小中学校では、統廃合の検討などのために校舎等の耐震化工事に着手できず、管内の学校の耐震化率が 100%に達していない市町村があります。
- 在籍者が増加する県立学校において、教室不足・狭隘化への対応や、多様化する生徒の特性等に対応した施設整備を進めていく必要があります。
- 江津地域の子どもたちにとって望ましい教育環境を将来にわたって維持できるよう、令和 10 年度を目指として県立高校を新たに設置することとしています。

[今後の方向性]

- 小中学校において、耐震化などの防災対策や特別教室等へのエアコン設置などの必要な整備が推進されるよう、補助要件の緩和等の財政支援の充実について、国への要望を行うなど市町村の取組を支援します。
- 県立学校において、老朽化した施設の改修に加え、トイレ洋式化や特別教室等へのエアコン設置、照明器具のLED化などの環境改善を、優先度を判断しながら計画的に実施します。
- 浜田養護学校について、校舎の老朽化や狭隘化の解消、実習施設の充実に向けた施設整備を実施します。
- 宍道高校について、教室不足の解消や多様な学びへの対応のための施設整備を実施します。
- 江津地域の県立高校の設置に向け、新設校開校準備委員会における議論等を踏まえた校舎や寄宿舎の施設整備を実施します。

(6) 部活動の地域連携・地域移行

[現状と課題]

- 部活動は、顧問の指導の下、学校教育の一環として行われ、体力や技術等の向上を図る目的以外にも、異年齢との交流の中で、生徒同士や、生徒と教員等との好ましい人間関係の構築を図り、学びに向かう意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感を育成するなどの教育的意義を有しています。
- ほとんどの地域が中山間地域や離島である本県では、少子化による部員数の減少により学校単独での大会参加が困難なことや、教員の負担、指導者の確保など多くの課題があります。これまででは、教員の献身的な勤務のもとで部活動の指導や運営が行われてきましたが、教員の実務的・精神的負担は大きく、部活動を従前と同様の体制で運営することは難しくなってきています。
- 国から「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」（令和4年12月策定）が示され、令和5年度から令和7年度までの3年間を「改革推進期間」として、公立中学校の部活動の段階的な地域連携・地域移行に取り組みつつ、地域の実情等に応じて可能な限り早期の実現を目指すこととされるなど、部活動を取り巻く環境は大きく変化しています。

[今後の方向性]

- 将来にわたり、生徒がスポーツ・文化芸術に継続して親しむことができる機会を確保するとともに、部活動における教員の負担を軽減するために地域人材の活用を進め、「部活動指導員⁴³」、「地域連携指導員⁴⁴」、「地域指導者⁴⁵」を県立学校へ配置するとともに、公立中学校に配置する市町村を支援します。
- 「島根県公立中学校における部活動の地域連携・地域移行に係る方針」（令和7年3月策定）に基づいて、具体的な検討や取組を実施する市町村を支援します。

⁴³ 部活動指導員とは、部活動の顧問の役割を担い、単独で技術指導や大会等への引率を行う者のこと。

⁴⁴ 地域連携指導員とは、単独で技術指導を行い、大会等の引率は部活動の顧問と協力して行う者のこと（単独での引率も可能）。

⁴⁵ 地域指導者とは、部活動の顧問とともに技術指導を行う者のこと（引率業務は行わない）。

(7) 図書館サービスの充実

[現状と課題]

- 県立図書館には、従来からの資料の貸出しやレファレンス等の読書支援、調査・研究支援に加えて、様々な地域の課題解決に役立つ情報提供など、多様化する県民ニーズに対応する情報の拠点となることが求められています。
- 現在では、県内すべての市町村に図書館等が整備されていますが、蔵書数などは市町村によって差があるため、県立図書館には市町村立図書館等への図書の相互貸借や図書館職員の人材育成などの役割が求められています。

[今後の方向性]

- 市町村立図書館等と連携し、多様化する県民ニーズに対応した情報提供により、地域や住民が抱える様々な課題を解決するための支援の充実や、知的財産の拠点として調査・研究を支援します。
- 身近な場所で多くの図書に触れることができるよう、市町村立図書館等の図書の貸出支援や、図書館職員の人材育成支援などによる読書環境の整備を推進します。
- 読書ボランティアと連携した乳幼児期から本に親しむ環境づくりや、バリアフリー資料の整備等により、県民の読書機会の充実を図ります。

(8) 文化財の保存・継承と活用

[現状と課題]

- 本県には、荒神谷遺跡や加茂岩倉遺跡の青銅器群をはじめ、全国で唯一完本として伝わる「出雲国風土記」⁴⁶や出雲大社、松江城、石見銀山などの世界に誇りうる歴史文化遺産が数多くあり、その価値や魅力を、広く情報発信することが必要です。
- 歴史文化遺産を次世代に継承していくための保存修理や技術の伝承、後継者の育成とともに、それらを活用し学びを深め、県民の郷土に対する愛着と誇りの醸成を図ることが必要です。

[今後の方向性]

- 歴史・文化への興味・関心や学びに向かう意欲が高まるよう、体系的な調査研究を進め、その成果を展覧会や県内外での講演会開催・オンライン配信などにより発信します。
- 文化財の指定等により保護を図り、所有者等による保存修理や伝統文化の継承活動を支援するとともに、地域の文化財の価値を分かりやすく伝えることにより、学校での学びや地域住民による利活用を促進します。
- 令和9年に発見500年・世界遺産登録20周年を迎える石見銀山について、大田市等と連携した魅力化や持続化の取組を推進します。

⁴⁶ 全国で唯一完本として伝わる「出雲国風土記」

奈良時代に諸国で編纂された風土記は、いずれも原本が残っておらず、5カ国（常陸・出雲・播磨・豊後・肥前）の風土記のみ写本で伝えられている。このうち全体が残るのは『出雲国風土記』のみである。

(9) 私立学校への支援（総務部総務課）

[現状と課題]

- 建学の精神と独自の教育方針の下、公教育の一翼を担う私立学校の教育環境・教育水準の維持向上や、私立学校ならではの特色ある教育活動を展開するため、私立学校に対する支援が必要です。
- 少子化の影響により、多くの学校において入学生の確保が課題となっていきます。
- 子どもたちの修学の継続や、教育環境・教育水準の維持向上には、保護者負担の軽減のための支援が必要です。

[今後の方向性]

- 私立学校に対して、子どもたちに対する教育環境・教育水準の維持向上などのための経常費助成などを支援します。
- 私立高等学校や専修学校の経営健全化を確保するために、学校自らが行う魅力的な教育環境の整備や生徒確保の取組に対して支援します。
- 私立高等学校等に在籍する生徒の保護者負担を軽減するための取組に対して支援します。

参考資料 1

(諮問文)

島教総第959号

島根県総合教育審議会

会長 肥後 功一 様

島根県教育の一層の振興を図るため、今後を見通した島根県の教育の在り方について、別紙の理由を添えて諮問します。

令和6年3月18日

島根県教育委員会

(諮問理由)

島根県教育委員会は、令和2年3月に、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とする「しまね教育魅力化ビジョン」を策定し、この中で示した島根県の教育が目指すべき姿に基づいて、本県の教育を推進してきました。

「ふるさと島根を学びの原点に 未来にはばたく 心豊かな人づくり」という基本理念には、ふるさと教育などを通して、島根での学びを自らの原点にもち、県内に留まり島根の未来を創る人や、どこに住んでいても、地域の人々と関わりをもって、地域の発展を支えていく心豊かな人を育てたいとの想いを込めています。

国においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大、度重なる自然災害、国際情勢の不安定化、人口減少、少子・高齢化など、将来の予測が困難な時代に対応していくため、また、個人のみならず、地域や社会も幸せや豊かさを感じられる未来となるよう、「持続可能な社会の創り手の育成」と「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」の2つをコンセプトとした、第4期教育振興基本計画が昨年6月に閣議決定されました。

さらに、昨年12月には、こども基本法に基づく「こども大綱」が閣議決定され、全ての子ども・若者が自立した個人としてひとしく健やかに成長でき、将来にわたって幸せな生活を送ることができる社会を目指すこととされたところです。

本県においても、いじめや不登校、特別な支援が必要な児童生徒の増加、基礎学力の低下、大量退職などに伴う教員不足など、教育を取り巻く環境は大きく変化するとともに、課題が複雑化しています。

こうした中、本県教育の基本理念や施策の方向性を次期計画にまとめ、引き続き、学校・家庭・地域・行政が連携し、県民が一体となって本県の教育を進めていくことが重要と考えています。

そのため、次期計画の根幹をなす今後を見通した本県教育の在り方について、ご提示をお願いします。

(答申文)

島根県教育委員会様

今後を見通した島根県の教育の在り方について（答申）

本審議会は、令和6年3月18日付けで、島根県教育委員会から今後を見通した島根県の教育の在り方について諮問されました。

慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおり結論を得ましたので、ここに答申します。

令和6年9月20日

島根県総合教育審議会
会長 肥後 功一

国連は2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標として、17のゴール・169のターゲットからなる取組（SDGs）を掲げ、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓い、人類の平和と協調を推進しようとしている。わが国も含め、加盟各国が努力を続けているところであるが、その一方、前回、島根県総合教育審議会が現行の教育ビジョン策定のために答申を出して（2020年1月）以降、世界ではいくつもの紛争や対立が生じ、その長期化も懸念されている。またこの5年間には、新型コロナウィルスのパンデミック、世界各地における大規模な森林火災や洪水など地球温暖化の深刻化を示す現象の増加など、われわれは地球規模で進行する厄災を経験し、まさに未知の課題に直面する中で国を超えた人類としての叡智が試されている。また高度な性能を備えたロボットや人工知能の開発、無線操縦で飛行する小型無人機（ドローン）の実用化、治療法のなかつた病気に対する新薬の開発、ChatGPTなどの生成AIの登場と日常化、無人運転車や空飛ぶ車の開発など、各分野の技術革新も著しく、これから時代を生きていく子どもたちの仕事を想像することさえ難しいような状況が生じている。

こうした奔流の中に子どもは生まれ、あっという間の教育期間を過ごし、そして18年後には成人として未来の社会を担うこととなる。もちろん人生100年時代といわれる長寿社会においては、教育期間も長期化し、生涯学び続ける力が求められることになろう。しかしそれでもやはり、幼児教育に始まり初等・中等教育へと続く人格形成期の学校教育の時代が、子どものその後の人生にとって、特別な意味を伴って重要であることに変わりはない。

島根県総合教育審議会（以下、審議会という）は、令和6年3月18日付で島根県教育委員会より、今後を見通した島根県の教育の在り方について諮問を受け、以来、上述のような現在、近未来の教育の動向や、島根県が進めてきた教育の特質を踏まえ、6回に及ぶ議論を重ねてきた。この答申においては審議の結果を総括し、3つの基本目標（及び、学校の姿）、3つの育成したい資質・能力（及び、大切にしたい教育環境）を提示するとともに、新たな項目として「教職員の資質・能力が発達し發揮される環境の整備」を設け、今後およそ5年を目途として島根県の教育がめざすべき姿を示した。

本答申が次期しまね教育ビジョンの策定に役立てられることを願う。

参考資料3

島根県総合教育審議会委員名簿

任期：令和5年8月9日～令和7年8月8日

氏 名	職 業 等	備 考
宇谷 留美	元 出雲養護学校 P T A会長	
大野 貴代美	島根県高等学校 P T A連合会 副会長	
小川 静香	元 日の丸保育所所長	
香川 奈緒美	島根大学 教育学部 准教授	
川中 淳子	島根県立大学 人間文化学部 教授	副会長
坂手 洋介	島根県 P T A連合会 会長	
谷本 祐一郎	株式会社ベネッセコーポレーション 教育情報センター センター長	
野津 浩一	隠岐の島町教育委員会教育長	
肥後 功一	島根大学 名誉教授	会長
前田 幸二	島根日日新聞松江支局 論説委員	

(敬称略、五十音順)

参考資料4

島根県総合教育審議会における審議等の経過概要

開催日	会議の主な内容
令和6年3月18日	<p>1 「今後を見通した島根県の教育の在り方について」を諮問 2 現行ビジョンの概要と主な施策の成果等 3 島根県の教育における令和6年度の主な取組 4 諮問事項に係る意見交換</p>
5月13日	県教育委員会が取り組んでいる教育の姿を議論
6月11日	<p>1 関係者からの意見聴取</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 島根県社会教育委員 大地本 由佳 氏 ・ 島根県臨床心理士・公認心理師協会会长 和田 葉子 氏 ・ 島根県社会福祉士会理事（副会長） 太田 桂子 氏 ・ 島根県放課後児童支援スーパーバイザー 江角 千絵 氏 <p>2 答申に関する意見交換</p>
7月8日	<p>1 関係者からの意見聴取</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 島根県市町村教育委員会連合会会長 杉谷 学 氏（出雲市教育委員会教育長） ・ 島根県都市教育長会会长 藤原 亮彦 氏（松江市教育委員会教育長） ・ 島根県町村教育長会会长 宇山 廣繁 氏（川本町教育委員会教育長） ・ 島根県都市教育長会副会長 岡田 泰宏 氏（浜田市教育委員会教育長） <p>2 答申に盛り込む項目の検討</p>
8月8日	答申（案）の審議
9月17日	答申の審議
9月20日	「今後を見通した島根県の教育の在り方について」答申

議決第47号
学校企画課

市町村立学校の会計年度任用職員の報酬等及び費用弁償の支給に関する規則の一部改正について

1 改正事由

2月4日の教育委員会会議で報告した「市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の一部改正」について、令和7年2月定例議会において原案のとおり可決され、常勤の教職員に支給される通勤手当の額が令和6年人事委員会勧告に基づいて改正されることとなった。

市町村立学校の会計年度任用職員については、報酬として通勤手当に相当する額が支払われていることから、当該額について同様の改正を行う。

また、知事部局及び県立学校等の会計年度任用職員について、国の規則改正に準じて私傷病休暇の取得期間を有給とし、勤勉手当の算定上の勤務期間から除算しない旨の改正がなされることから、市町村立学校の会計年度任用職員についても同様の取り扱いとするための改正を行う。

2 改正する規則

市町村立学校の会計年度任用職員の報酬等及び費用弁償の支給に関する規則（令和元年教育委員会規則第4号）

3 改正内容

(1) 特急列車又は高速道路を利用し、特別料金等を負担して通勤する者の通勤手当相当額について、新たに特別料金等を支給対象とする。（第3条）

【要件】高速道路利用の場合は通勤距離50km以上又は通勤時間90分以上
特急利用の場合は通勤距離60km以上又は通勤時間90分以上

(2) 通勤手当相当額の支給上限額を月150,000円に引き上げる。なお、上限額は、基礎月額に特別料金等の額を加えたものである。（第3条）

(3) 勤勉手当の支給額の算定基礎となる勤務期間について、私傷病休暇の取得期間を除算対象としない。（第19条）

4 新旧対照表

別紙のとおり

5 施行期日

令和7年4月1日

市町村立学校の会計年度任用職員の報酬等及び費用弁償の支給に関する規則新旧対照表

改 正 後	改 正 前
市町村立学校の会計年度任用職員の報酬等及び費用弁償の支給に関する規則 <div style="text-align: center; margin-top: 10px;"> 令 和 元 年 11 月 15 日 島根県教育委員会規則第4号 </div>	
第1条・第2条 [略]	(趣旨) 第1条 この規則は、会計年度任用職員の報酬等及び費用弁償支給条例（平成31年島根県条例第9号。以下「条例」という。）の規定に基づき、市町村立学校の教職員の給与等に関する条例（昭和29年島根県条例第7号。以下「給与条例」という。）第2条に定める教職員のうち地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員である者（以下「教職員」という。）の報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当の支給に関し必要な事項を定めるものとする。
(通勤手当に相当する報酬の額)	第2条 [略]
第3条 [略]	(通勤手当に相当する報酬の額) 第3条 条例第2条第4項に規定する通勤手当に相当する報酬（以下「通勤手当に相当する報酬」という。）は、1箇月を単位として支給するものとし、その額については、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。 (1) 給与条例第18条第1項第1号に掲げる教職員の要件に該当する者 1箇月の勤務日（会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和元年島根県人事委員会規則第6号。以下「休暇等規則」という。）第3条の規定により割り振られた勤務日をいう。以下同じ。）に係る通勤の回数（以下「1箇月の通勤所要回数」という。）に応じて、給与条例第18条第2項第1号の規定に準じて算出した額 (2) 給与条例第18条第1項第2号に掲げる教職員の要件に該当する者 市町村立学校の教職員の給与に関する規則（昭和32年島根県教育委員会規則第11号。以下「給与規則」という。）第29条の9第1項の規定に準

(3) 給与条例第18条第1項第3号に掲げる教職員の要件に該当する者 前2号に定める額を合計した額

2 新たに任用された教職員のうち、前項第1号又は第3号に掲げる教職員で、当該任用の直前の住居からの通勤のため、給与条例第18条第3項に規定する特別急行列車等（以下この項において「特別急行列車等」という。）を利用し、その利用に係る特別料金等（給与条例第18条第3項に規定する額をいう。第1号において同じ。）を負担することを常例とする者であって、常勤教職員との権衡を考慮して任命権者が定めるものの通勤手当に相当する報酬の額は、前項の規定にかかわらず次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 特別急行列車等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当に相当する報酬 月の初日から末日までの期間の利用実績等により任命権者が決定する額

(2) 前号に掲げる通勤手当に相当する報酬以外の通勤手当に相当する報酬 前項の規定による額

3 前2項の規定により算出した額（前項各号のいずれにも該当する場合は、同項各号の額を合計した額）は、1箇月の通勤所要回数を考慮して150,000円以内で任命権者が定める額（以下この条において「限度額」という。）を上限とし、これを超える場合は、限度額を通勤手当に相当する報酬の額とする。

4 [略]

5 教職員が、欠勤、無給の休暇、休職処分（法第28条第2項又は市町村立学校の教職員の休職の事由を定める条例（昭和47年島根県条例第5号）第3条第1号若しくは第2号の規定による休職処分をいう。第8条第1項第2号において同じ。）、停職処分（法第29条第1項の規定による停職処分をいう。以下同じ。）、専従許可（法第55条の2第1項ただし書の規定による許可をいう。以下同じ。）及び育児休業（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条の規定による育児休業をいう。以下同じ。）（以下この項及び次項において「欠勤等」という。）により1日の勤務時間の全てについて勤務しなかった場合は、第1項に規定する支給額から、次の各号に

じて算出した額を21で除して得た額に、1箇月の通勤所要回数（21回を上限とする。）を乗じて得た額

(3) 給与条例第18条第1項第3号に掲げる教職員の要件に該当する者 前2号に定める額を合計した額（55,000円を超えるときは、55,000円）

[新設]

[新設]

2 教職員が、出張、休暇、欠勤その他の事由により、月の全日数にわたって通勤しないこととなるときは、その月に係る通勤手当に相当する報酬は、支給しない。

3 教職員が、欠勤、無給の休暇、休職処分（法第28条第2項又は市町村立学校の教職員の休職の事由を定める条例（昭和47年島根県条例第5号）第3条第1号若しくは第2号の規定による休職処分をいう。第8条第1項第2号において同じ。）、停職処分（法第29条第1項の規定による停職処分をいう。以下同じ。）、専従許可（法第55条の2第1項ただし書の規定による許可をいう。以下同じ。）及び育児休業（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条の規定による育児休業をいう。以下同じ。）（以下この項_____において「欠勤等」という。）により1日の勤務時間の全てについて勤務しなかった場合は、第1項に規定する支給額から、次の各号に

掲げる教職員の区分に応じ当該各号に定める額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を減額する。

- (1) 第1項第1号に掲げる教職員 同号に定める額（限度額を超えるときは、限度額）を1箇月の通勤所要回数で除して得た額に、当該通勤所要回数のうち欠勤等により通勤しなかった回数を乗じて得た額
- (2) [略]

- (3) 第1項第3号に掲げる教職員 前2号に定める額を合計した額（限度額を超えるときは、限度額）

6 第2項第2号の適用を受ける教職員が欠勤等により1日の勤務時間の全てについて勤務しなかった日があった場合は、同項第1号に定める額と同項第2号に定める額から次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める額を減額した額とを合計した額（限度額を超えるときは、限度額）を支給する。

(1) 交通機関等（給与条例第18条第1項第1号に規定する交通機関等をいう。）を利用する場合 第2項第2号に定める額（交通機関等に係る運賃等（給与条例第18条第1項第1号に規定する運賃等をいう。）に係るものに限る。）を1箇月の通勤所要回数で除して得た額に、当該通勤所要回数のうち欠勤等により通勤しなかった回数を乗じて得た額

(2) 自動車等（給与条例第18条第1項第2号に規定する自動車等をいう。）を利用する場合 給与規則第29条の9第1項の規定に準じて算出した額を21で除して得た額に、1箇月の通勤所要回数のうち欠勤等により通勤しなかった回数を乗じて得た額

7 給与条例第18条第1項第3号に掲げる教職員の要件に該当する者のうち、給与規則第29条の10第1号に掲げる教職員の要件に該当しないものの通勤手當に相当する報酬については、同条第2号又は第3号の規定の適用を受ける教職員の例により、第1項第1号又は第2号に定める額を支給し、及び第5項第1号又は第2号に定める額を減額する。

第4条～第18条 [略]

掲げる教職員の区分に応じ当該各号に定める額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を減額する。

(1) 第1項第1号に掲げる教職員 同号に定める額（限度額を超えるときは、限度額）を1箇月の通勤所要回数で除して得た額に、当該通勤所要回数のうち欠勤等により通勤しなかった回数を乗じて得た額

(2) 第1項第2号に掲げる教職員 給与規則第29条の9第1項の規定に準じて算出した額を21で除して得た額に、1箇月の通勤所要回数のうち欠勤等により通勤しなかった回数を乗じて得た額

(3) 第1項第3号に掲げる教職員 前2号に定める額を合計した額（55,000円を超える場合にあっては、55,000円）

[新設]

4 給与条例第18条第1項第3号に掲げる教職員の要件に該当する者のうち、給与規則第29条の10第1号に掲げる教職員の要件に該当しないものの通勤手當に相当する報酬については、同条第2号又は第3号の規定の適用を受ける教職員の例により、第1項第1号又は第2号に定める額を支給し、及び前項 第1号又は第2号に定める額を減額する。

第4条～第18条 [略]

(勤勉手当の支給割合)

第19条 [略]

2～4 [略]

5 [略]

(1)～(3) [略]

[削る]

(4)～(11) [略]

6 [略]

第20条～第22条 [略]

附 則 [略]

(勤勉手当の支給割合)

第19条 [略]

2 [略]

3 前項に規定する勤務期間は第13条第1項各号に規定する職員として在職した期間とし、その計算についてはこれらの期間（同一の期間内に2以上の職に在職した期間については、これらの職に在職した期間のうち一の期間）を通算する。ただし、基準日前1箇月以内にこれらの職を退職し、勤勉手当を支給されている場合には、その職に在職した期間は算入しない。

4 [略]

5 第3項の規定による勤務期間の計算については、次に掲げる期間を除算する。

(1)～(3) [略]

(4) 休暇等規則第6条第2項第13号に規定する私傷病休暇の承認を受けて勤務しなかった全期間

(5)～(12) [略]

6 [略]

第20条～第22条 [略]

附 則 [略]

議決第48号
学校企画課

市町村立学校の教職員の勤務時間に関する規則の一部改正について

1 改正事由

2月4日の教育委員会会議で報告した「市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の一部改正」について、令和7年2月定例議会において原案のとおり可決されたことから、関連する島根県教育委員会規則の一部改正を行う。

2 改正する規則

市町村立学校の教職員の勤務時間に関する規則（平成元年島根県教育委員会規則第3号。以下「勤務時間規則」という。）

3 改正内容

市町村立学校の教職員の給与等に関する条例（昭和29年島根県条例第7号）が令和7年4月1日に改正され、請求により時間外勤務が免除される教職員の範囲が「3歳に満たない子のある教職員」から「小学校就学の始期に達するまでの子のある教職員」に拡大されることとなった。

勤務時間規則では、免除を請求した期間が満了したとみなされる場合として「請求期間中に子が3歳に達した場合」を規定していることから、上記改正に伴い、「小学校就学の始期に達した場合」に改める。

4 新旧対照表

別紙のとおり

5 施行期日

令和7年4月1日

市町村立学校の教職員の勤務時間に関する規則新旧対照表

改 正 後	改 正 前
市町村立学校の教職員の勤務時間に関する規則 平成元年3月25日 島根県教育委員会規則第3号	(趣旨) 第1条 この規則は、市町村立学校の教職員の給与等に関する条例（昭和29年島根県条例第7号。以下「条例」という。）の規定に基づき、教職員の勤務時間に關し必要な事項を定めるものとする。
第1条～第16条 [略]	第2条～第16条 [略]
第17条 [略]	第17条 条例第22条の9第2項又は第3項の規定による請求がされた後時間外勤務制限開始日とされた日の前日までに、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、当該請求はされなかつたものとみなす。 (1)～(5) [略]
2 [略]	2 時間外勤務制限開始日から起算して条例第22条の9第2項又は第3項の規定による請求に係る期間を経過する日の前日までの間に、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、同項の規定による請求は、時間外勤務制限開始日から当該事由が生じた日までの期間についての請求であったものとみなす。 (1) [略] (2) 当該請求に係る子が、 <u>条例第22条の9第2項の規定による請求にあっては3歳に、同条第3項の規定による請求にあっては小学校就学の始期に達した場合</u>
(1) [略]	(1) [略]
(2) 当該請求に係る子が _____ _____ 小学校就学の始期に達した場合	(2) 当該請求に係る子が、 <u>条例第22条の9第2項の規定による請求にあっては3歳に、同条第3項の規定による請求にあっては小学校就学の始期に達した場合</u>
3・4 [略]	3・4 [略]
第18条・第19条 [略]	第18条・第19条 [略]
附 則 [略]	附 則 [略]

県立高校魅力化ビジョン後半期間の「具体的な取組」（案）について

1 県立高校魅力化ビジョン後半5年間

次期上位計画との整合性などを考慮しながら、教育行政を取り巻く環境の変化、前半の取組の成果、達成状況等を反映する。（期間：令和7年度～令和11年度）

- 章立て：現行ビジョンを維持
- 方向性：時点修正
- 具体的な取組：「島根創生計画」、「島根県教育大綱」、「しまね教育振興ビジョン」と当初予算案をもとに作成

計画名	位置付け	策定年	計画期間	H31	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
島根創生計画	最上位行政計画	R2.3	5年							現行計画				次期計画
しまね教育魅力化ビジョン (次期しまね教育振興ビジョン)	県教育振興基本計画 (最上位教育行政計画)	R2.3	5年							現行ビジョン				しまね教育振興ビジョン
県立高校魅力化ビジョン	「県立高等学校再編成基本計画」(H21～H30)を前身とする計画	H31.2	10年 ↓ 11年							当初ビジョン				前半（5年→6年）

2 後半5年間の「具体的な取組」（案）

案は、別紙のとおり

別紙

言佳もが、言佳かの、
そこからもの。

県立高校魅力化ビジョン

後半5年間の「具体的な取組」（案）

令和7年度 - 令和11年度

令和 年 月

島根県教育委員会

誰もが、誰かの、 そこからもの。

どんなに時代が変わっても、受け継いでいきたい

それは、人のつながり、あたたかさ

さりげないけど、ほっとかない

互いの顔が見える、人間味あふれる関わりが心地いい

今を見つめ、未来に想いをはせる

そんな心を、ときに優しくつつみ、ときにそっと背中を押す

大切に育んできた“つながる力”は、

自分のサイズで、一生懸命生きる人を応援してくれる

未来への原動力

人が人のたからもの

誰もが誰かの応援団

い い け ん、 島 根 県



目次

はじめに	-1-
第1章 「生きる力」を育む魅力ある高校と地域づくりの推進		
－地域に根ざした小さな高校が魅けた大きな教育効果を全県に広げ、 全國に誇れる島根らしい魅力ある高校づくりを進める－		
1	学校と地域の協働体制の充実	-2-
2	地域資源を活用した特色ある教育課程の推進	-4-
3	多様な学びの保障	-7-
4	「学びの成果」の捉え方・示し方の開発と、学校評価の改善	-10-
5	「しまね留学」による県外からの生徒の受入れ	-12-
第2章 生徒自らが選び、学び、夢を叶える高校づくりの推進		
－主体的な学習を促し、個性、適性、志向性に応じた多様な学びを 生徒一人ひとりが追求できる、魅力ある高校づくりを進める－		
1	「求める生徒像」の確立と入学者選抜方法の改善	-13-
2	特色ある学科・コースの設置による、主体的な学びの推進	-14-
3	生徒の主体性が發揮される高校づくりの推進	-20-
4	教育上の配慮が必要な生徒の学びへの支援	-21-
5	I C Tを活用した授業改善の推進	-24-
第3章 将来を見通した教育環境の整備		
－将来を見通した各高校・指導の在り方の実現に向けた環境整備を推進する－		
1	地域別の高校の在り方	-26-
2	教職員の働き方改革、教員の確保と育成	-30-
参考資料		-34-

はじめに

県教育委員会では、「今後の県立高校の在り方検討委員会」（肥後功一会長）からの提言「2020年代の県立高校の将来像について」（平成30年3月）を受けて、平成31年2月「県立高校魅力化ビジョン」を策定し、向こう10年間の県立高校における教育の基本的な方向性と、前半5年間の具体的な取組を示した。

前半の期間では、県教育委員会において各県立高校に期待される社会的役割等をスクール・ミッションとして再定義し、全ての県立高校においてはグランドデザインを策定するとともに、高校魅力化コンソーシアムを設置し、高校と地域との協働体制を構築した。

加えて、総合選抜の導入などの入学者選抜制度の改善による生徒の主体的な高校の選択を実現した。

さらに、教職員の働き方改革について、「教職員の働き方改革プラン」を策定し、令和元年度から令和3年度までの3年間を重点期間として取組を進めてきた。

「後半5年間の具体的な取組」については、前半の成果と課題を振り返り、取組を次の段階に進めるべきもの、引き続き取り組むべきもの、さらには、教育環境や社会のニーズの変化を踏まえ、追加・改正していくものなどを整理・検討した。

この検討に当たっては、上位計画である「第2期島根創生計画」や「島根県教育大綱」、「しまね教育振興ビジョン」との整合性を踏まえるとともに、それらの計画期間とあわせ、令和7年度から令和11年度までの向こう5年間の具体的な取組とした。

なお、章立ては「県立高校魅力化ビジョン」を引き継ぐこととしたが、方向性については教育行政を取り巻く環境の変化やこれまでの成果、達成状況等を反映させたものとなっている。

第1章 「生きる力」を育む魅力ある高校と地域づくりの推進

—地域に根ざした小さな高校が魅けた大きな教育効果を全県に広げ、
全国に誇れる島根らしい魅力ある高校づくりを進める—

島根県では、これまで、中山間地域・離島の小さな高校を中心に高校魅力化プロジェクトを推進し、地域と連携・協働した教育活動に取り組み、その結果、高校や地域の活性化、生徒による地域の魅力の再発見、主体的に学習に向かう姿勢の醸成など、様々な効果が生まれてきた。

このような取組の成果をベースにし、高校と地域とが連携・協働しながら島根らしい魅力ある高校づくりを引き続き進めていく。

1 学校と地域の協働体制の充実

＜方向性＞

「生きる力」は、学校だけで育まれるものではなく、多様な人々との関わりや様々な経験を重ねていく中で育まれるものであり、地域とのつながりや信頼できる大人との関わりを通して、子供たちは心豊かにたくましく成長していくことができる。一方、地域は、子供の成長を軸に、学校と連携・協働し学び合うことにより、大人の活躍の場も創出し、活力を生み出すことができる。

前半期間の取組により、生徒にどのように育ってほしいのか、何を実現していくのかという目標やビジョンを、地域の住民や市町村、小・中学校、大学、社会教育機関、地元企業等と高校とが主体的・創造的な対話を行いながら協働で策定し、地域と一体となって生徒を育み、魅力ある学校・地域づくりに取り組む協働体制（以下「高校魅力化コンソーシアム※1」という。）が全ての高校に構築され、併せて学校運営協議会※2も設置されている。

※1 高校魅力化コンソーシアム

学校と地域で設置する共同組織体。学校運営協議会での協議内容等を踏まえながら、各校で策定したグランドデザインの実現に向けて、また学校と地域との協働による魅力ある地域づくりに向けて、学校地域連携活動を実施するための協議を行い、実際の活動につなげていく。

※2 学校運営協議会

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の6に規定された、「当該学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関」。役割は、校長が作成する学校運営の基本方針（グランドデザイン）の承認、学校運営に関して教育委員会又は校長への意見具申、教職員の任用について教育委員会への意見具申、学校関係者評価の実施がある。

この高校魅力化コンソーシアムの取組は、地域で担い手が不足している行事やボランティア活動への生徒の参加につながるなど、地方創生・地域活性化の観点からも重要なものとなっている。

今後も、学校運営協議会での協議内容等を踏まえながら、高校魅力化コンソーシアムの取組が、より良い教育活動の展開とより良い地域を創ることにつながるよう、その活動の充実を図っていく。また、高校魅力化コンソーシアムの持続可能な運営が図られるよう、経営的機能の強化について研究していく。

<具体的な取組（R7～R11）>

(1) 学校と地域との協働の推進

- 学校運営協議会で承認された学校運営方針を実現するために、高校魅力化コンソーシアムがP D C Aサイクルを回しながら、充実した取組を行うことができるよう支援する。
- 地域での実体験や多様な人々との交流など社会とつながる学びを通じて、自ら課題を見出し解決に向かう人材を育成するため、高校・地域の特色を生かした高校魅力化コンソーシアムの取組を支援する。

(2) 高校魅力化コンソーシアムの持続可能な運営

- 高校魅力化コンソーシアムの経営的機能を強化し、運営が持続可能なものとなるよう、社会資源の確保・活用等の事例を収集し、法人化を含めた体制の在り方について研究する。

(3) 卒業生とのつながりづくり

- 卒業後も母校や高校時代を過ごした地域と関わりたいと思う卒業生がつながりを持ち続けることができるよう、探究学習や進路学習等において高校や地域と関わる機会を提供するなど、つながりづくりを進める。

2 地域資源を活用した特色ある教育課程の推進

＜方向性＞

学習指導要領では「どのように学ぶか」が特に重視されており、その具体的な在り方として「主体的・対話的で深い学び」が求められている。そのためには、学んでいることと社会とのつながりを意識しながら教科等横断的、探究的に学びを深めることができるように、教育課程において地域資源を有効に活用する工夫が重要である。

島根県には各地域に豊かな自然、歴史・伝統、文化、産業があり、生徒を温かく支え育てようとする地域社会が今なお残っている。県内の小・中学校ではこうした地域資源を活用した教材が作成され、ふるさと教育が進められてきた。また、高校においては、ふるさと教育の学びを土台として、地域課題解決型学習を推進する中で、各校の特色を生かした教材の開発や指導方法の研究を進めてきた。

これにより、各高校において、地域の課題に限らず、実社会・実生活の事象や社会課題などの中から、生徒が自身の在り方生き方と関連付けながら、自らにとって価値ある課題を主体的に発見し、地域の素材や学習環境を積極的に活用して、探究的な学びを深める姿も見られるようになってきている。

このような学びを通じて、生徒は、ふるさとへの愛着や誇りだけでなく、将来実社会で生きるために必要な力を身に付け、この力が、将来どこでどのように発揮されるのかイメージをもつことは、どこにいようと、自分の住んでいる地域に暮らす人々と関わりをもって、地域社会に貢献する意欲や力につながるものである。

「興味のあるこのテーマについて、もっと深く取り組みたい」、「この課題を解決するにはどうすればよいのだろうか」といった関心や疑問から、多様な立場の人々と対話しながら情報を収集、整理分析し、考えを広げ、深めていくといった探究的に学ぶ取組を、地域住民、地元企業や大学等と連携しながらしていく。

また、地域住民や地元企業などと学校とをつなぐ人材(以下「コーディネーター」という。)の役割は、「総合的な探究の時間」等の探究学習の質の担保やさらなる向上を図る上で、重要なものとなっており、市町村や関係機関と連携し人材の確保・育成を図っていく。

<具体的な取組（R7～R11）>

(1) 各高校における探究的な学びの推進

- 「総合的な探究の時間」等の探究学習において、次に挙げる内容をはじめ各高校の特色を生かした取組を推進する。
 - ・ 地域課題や身近な社会問題の発見・解決を目指した学び
 - ・ 自らの興味・関心領域をさらに深める学び
 - ・ 自らのキャリア形成に生かすことができる学び
- 基礎的な知識・技能を活用したより発展的な学びや教科等横断的な学び、「学び方を学ぶ」ための取組など、「総合的な探究の時間」等の探究学習と教科学習とのつながりを意識した探究的な学びを推進する。
- 総合型選抜、学校推薦型選抜枠の拡大などの大学入試改革やこれからの産業人材に求められる力なども見据えながら、生徒自らが自己の在り方生き方や進路とのつながりを見出せる探究的な学びを推進する。
- 小・中学校におけるふるさと教育との有機的なつながりを含め、行政機関、企業・団体など地域の関係機関と連携・協働して探究的な学びを推進する。
- 大学等研究機関、他地域との連携・協働による学びの機会や県内外の高校とつながり、高校生同士が学びを共有する機会を、オンライン等を活用して確保する。
- 主幹教諭や探究学習推進担当者などを中心とした「総合的な探究の時間」等の探究学習に係る校内指導体制の充実を図る。

(2) 探究的な学びの更なる普及・充実に向けた支援

- 「総合的な探究の時間ガイドブック」などの指導資料等を活用した効果的な指導方法の研究や教材の開発を支援する。
- しまね探究フェスタ等の研究成果発表会の充実など、学びの成果を他校や地域などへ発表・共有する場を設定する。
- 実践研究指定校などの先駆的な取組の成果を広く普及する。

(3) 各高校におけるキャリア教育の更なる充実

- 学ぶことと自己の将来や社会とのつながりを見通しながら、主体的に自己の在り方生き方を決定していく力を育むことができるような探究的な学びを推進する。
- 就業体験活動（インターンシップ）や大学等の学びの先にある社会への理解を深めるアカデミックインターンシップ、職業人との対話など生徒の実態を踏まえた多様な体験学習の充実を図る。
- 「キャリア・パスポート」の活用などを通じて、生徒が学校、家庭及び地域における学びを見通したり振り返ったりしながら自己のキャリア形成に生かそうとする態度を育てるとともに、生徒に関わる大人が生徒理解を深め、生徒のキャリア形成の支援の充実を図る。

(4) 高大連携の更なる推進

- 大学での学びについて理解を深め、大学進学への進路選択の幅を広げるため、県内大学との連携を推進する。
- 探究心や学びに向かう力の育成を図るため、大学と協働して高校の探究的な学びの充実を図る。
- 県内大学各学部の学びについて、生徒の理解・関心を深める機会を県内大学と連携して創出するため、県内大学のキャンパスが所在する松江、出雲、石見の各エリアに高大連携推進員を配置する。
- 高校における探究的な学びの成果が充分に評価され、大学での学びへ効果的に接続できるよう、連携の在り方について、県内大学と検討する。

(5) 地域資源を活用した教育活動に関わる各主体間の役割最適化

- 地域資源を活用した教育活動を進めるにあたり、教職員のほか、地域住民、コーディネーター等の教育活動に関わる多様な立場の人材が、求められる役割を理解し、より良く協働するため、それぞれの役割の整理及び明確化を行う。

(6) コーディネート人材^{※3}の確保・育成

- 島根大学との連携による社会教育主事講習の内容検討など大学や市町村等との連携・協働を図る。
- 社会教育士養成講座受講者等への求人情報の提供やコーディネート人材への研修の実施など人材の確保・育成に向けた取組を行うとともに、ネットワーク化することで、人材間の有機的な結びつきを促進する。
- コーディネーターを安定的に確保・育成するため、配置・育成の在り方や待遇の改善に向けた方策、国への働きかけなどの手法を検討する。
- 小・中学校と地域や市町村・企業・大学等と高校の連携に関する事例及び協働体制の運営や社会資源の確保などのモデルとなる事例を収集し、情報提供を行う。

※3 コーディネート人材

高校魅力化コーディネーターやコンソーシアム運営マネージャーなど、関係者をつなぎ、調整し、協働を促進する役割を担う人材のこと。

3 多様な学びの保障

＜方向性＞

一人ひとりの進路実現に向け、学習内容を確実に身に付ける観点から、これまで、各高校では希望する進路に応じた科目選択、習熟度別学習や補習、専門学科における少人数実習などに取り組んできた。Society5.0^{※4}時代の到来と言われるほど産業構造や社会システムは急激に変化しており、生徒の能力・適性、興味・関心、進路希望等は多様化しているため、生徒一人ひとりの能力や個性を最大限引き出し、これからの中学校に必要となる資質・能力を育むという観点から、生徒の多様性を尊重しつつ、個に応じた教育に引き続き取り組んでいくことが重要である。

また、中山間地域・離島の小規模校においては、教職員が一人ひとりの生徒に目が行き届き、きめ細かな指導を行うことができるといった特長がある一方で、「公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律」により、各教科・科目等の教員を十分に確保できず、多様な科目開設に制限があるとともに、部活動の指導者確保が難しいなどの課題がある。

このような状況に対して、多様な学びを保障するための対応を進めていく。

＜具体的な取組（R7～R11）＞

（1）各高校における生徒が主体となる授業デザインを目指した授業改善の推進

- 粘り強い取組を行おうとする力や自らの学習を調整しようとする力といった「学びに向かう力」の育成を通して、「自律的な学習者」を育むことを目指し、知識伝達に偏った一斉講義型の授業から、生徒一人ひとりの主体的な学びを支援する授業への転換を図るなど、生徒主体の授業づくりを推進する。
- 小・中学校や学校外の教育諸機関との連携や一人一台端末の活用などを通じて、授業における学習内容について家庭学習を含む学校外学習に結び付けるための取組を推進する。

※4 Society5.0

狩猟社会（Society1.0）、農耕社会（Society2.0）、工業社会（Society3.0）、情報社会（Society4.0）に続く、新たな社会を指すもので、サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会

- 「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実^{※5}を図るため、A I 型学習アプリ、クラウド環境を使った協働学習アプリ等を、場面に応じて適切に活用する。

(2) 教員の指導力向上に向けた取組の推進

- 協調学習をはじめ様々な教育手法の授業実践研究を行う取組の継続を通した教員の指導力向上を図る。
- ベテラン教員から若手教員への教科指導技術の伝達を目的とした非常勤講師任用を継続的に検討する。

(3) これからの社会を生きるために資質・能力の育成に向けた教育の充実

- 理数系・デジタル系人材育成に向けて、これまでの取組の継続的な検証と改善を行うとともに、D Xハイスクール^{※6}など先駆的な取組の成果を広く普及する。
- 国際性を備えた人材の育成に向けて、英語ディベートや短期を含めた海外留学の促進などこれまでの取組の継続的な検証と改善を行うとともに、海外先進校への教員の短期派遣や国際バカロレア（I B）^{※7}認定校など国内の先駆的な事例研究を通して、海外大学等への進学促進を見据えた教員の指導力向上を図る。
- 各高校において、短期を含めた国外からの留学生や帰国・外国人生徒の受け入れ体制の充実を図る。
- 各高校において、海外を含む研修旅行における他校の高校生・大学生等との交流や県内外の高等学校への単年留学の促進に向けた取組により、生徒の多様な越境体験の機会を創出する。

※5 「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実

『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申）」（令和3年1月26日中央教育審議会、「令和3年答申」と言われる）の中で、I C Tを最大限活用しながら、多様な子供たちを誰一人取り残すことなく育成する「個別最適な学び」と、子供たちの多様な個性を最大限に生かす「協働的な学び」の一体的な充実を図ることが求められるとされた。

※6 D Xハイスクール

参考資料61ページに掲載

※7 国際バカロレア（I B）

国際バカロレア（I B、International Baccalaureate）はスイスで開発された教育プログラムであり、多様な文化の理解と尊重の精神を通じて、より良い、より平和な世界を築くことに貢献する、探究心、知識、思いやりに富んだ若者の育成を目的とした世界標準の教育プログラムとして発達した。P Y P（3～12歳）、M Y P（11～16歳）、D P（16～19歳）、C P（16～19歳の職業教育）の4つのプログラムがあり、通常日本の高校2・3年で履修するD P（Diploma Programme）の日本国内での認定校数は69校（令和6年6月現在）となっている。

(4) 小規模校等における多様な学びの保障に向けた取組の推進

- 中山間地域・離島の高校へ多様な科目開設のための教員加配を継続的に検討する。
- 教員配置が困難な教科・科目における特別免許状の交付による任用・配置、特別非常勤講師の任用・配置を継続的に検討する。
- 多様な科目開設やよりきめ細かな習熟度別指導の実現を目指し、配信拠点センターからの遠隔授業※8など先駆的な取組を行い、その成果の共有と普及を図る。

(5) 地域における学びの場づくり

- 学校外の場における多様な活動から学ぶ機会を提供するため、子どもたちが主体的に、公民館などを中心とした地域活動に参画し、地域とつながる取組を支援する。

(6) 部活動の充実

- 部活動指導員、地域連携指導員、地域指導者などの地域人材を活用する学校を支援する。
- 地域人材の幅広な確保及び段階的な養成を推進する。
- 各学校において、生徒数減少等の実情を踏まえ、生徒の活動の機会が損なわれることがないよう、合同部活動等の取組を推進する。
- 各学校において、学校の指導体制や地域の協力体制等に応じて、競技力や技能等の向上、大会やコンクール等で好成績を収めること以外にも、気軽に友達と楽しめる、適度な頻度で行える等、生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる環境づくりに努める。
- 運動部活動においては、令和12年に島根県で開催が予定されている国民スポーツ大会に向けて、競技ごとに「島根かみあり国スポ強化指定校」を指定し、競技力の向上の取組を推進する。

※8 遠隔授業

平成27年4月の制度改正により、高校段階において、先進的な内容の学校設定科目や相当免許状を有する教師が少ない科目的開設、小規模校等における幅広い選択科目的開設等、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、生徒の学習機会の充実を図ることを目的として、受信側に当該教科の免許状を持った教員がいなくても、同時に双方向型の遠隔授業を正規の授業として行うことが可能となった。

4 「学びの成果」の捉え方・示し方の開発と、学校評価の改善

＜方向性＞

一人ひとりの学びの成果の捉え方については、「知識・技能」「思考・判断・表現」「主体的に学習に取り組む態度」の3つの観点ごとに生徒の学習状況を分析し、生徒が身に付けた幅広い資質・能力を多面的に評価していくことが求められている。県教育委員会では、各高校におけるこれまでの実践を踏まえ、様々な先進的手法を取り入れながら、どのような資質・能力を、どのような手法や指標で捉え示すか等の調査研究を引き続き進める。また、その知見を各高校における生徒の学習評価や高校入学者選抜の評価方法の改善にも活用していく。

また、各高校は、教育活動等の成果を検証し、生徒がよりよい高校生活を送ることができるよう、学校運営の改善と発展を目指すための取組として学校評価を行っている。「目指す学校像」を踏まえ、高校魅力化コンソーシアムや学校運営協議会における深い対話により、地域社会に開かれた学校評価を行う。

あわせて、全ての高校において実施する高校魅力化の取組の評価について、効果的な活用の促進を図る。

＜具体的な取組（R7～R11）＞

(1) 各高校における観点別学習状況の評価を通じた指導方法の改善、生徒の学習意欲の向上

- 「主体的に学習に取り組む態度」の評価手法に係る継続的な研究など、生徒の幅広い資質や能力を評価する手法の開発を行う。
- 生徒の学習意欲の向上や学習習慣の定着を図るための形成的評価^{※9}に基づいた指導の在り方について継続的な研究と実践に取り組む。

※9 形成的評価

教育活動の途中に行う評価のことを指し、机間指導における主に観察による評価や、数時間のまとまりごとにペーパーテストやワークシート等で行う評価が含まれる。この評価では、生徒の学習活動が当初の目的を達成しつつあるのか、どのような点で軌道修正が必要であるのかについての情報を指導の途中で入手することが必要となり、そこには生徒がどの内容についてどこまで目標を実現しているのか、どこでつまずいているのかの情報も含まれる。

なお、生徒の学習評価は、大きく診断的評価、形成的評価、総括的評価の3つに区別され、診断的評価とは、学年初めや単元の指導に入る前に、その学年やその単元の内容を習得するのに必要な資質・能力を生徒が身に付けているかどうかをテストなどによって診断する評価（事前評価）のことを指し、総括的評価とは、ある一定期間の学習が終了したあと、生徒の目標の実現状況を総括的に明らかにする評価（通知表や生徒指導要録の評定などに用いる評価）のことを指す。

- 単元ごとのループリック^{※10}の作成など客観性のある評価手法の開発と実践を行う。

(2) 「指導と評価の一体化」^{※11}の推進に対する支援

- 生徒の学びの状況を客観的に把握する手法や各種の教育データの活用方法について研究する。
- 主幹教諭や教務主任等を対象としたカリキュラム・マネジメント^{※12}や「指導と評価の一体化」等に関する研修を引き続き行う。
- 指導主事による学校訪問や情報共有ツール等を通じて県内外の好事例を共有する。

(3) 実効性の高い学校評価の推進、地域への情報発信

- 「目指す学校像」や「育てたい生徒像」を明確化し、これらに基づいた評価項目を設定し、実効性の高い学校評価を行う。
- 学校評価の結果の公表など積極的な情報発信を進め、高校の課題を生徒、保護者、地域住民、地元市町村等と共有し、意見を学校運営に反映する。

(4) 高校魅力化の取組に係る評価の効果的な活用の促進

- 各高校が設定したグランドデザインの評価指標として高校魅力化評価アンケートの結果を活用できるよう、研修を実施する。
- 高校魅力化評価アンケートの結果を活用した取組として、各高校、高校魅力化コンソーシアム、学校運営協議会、市町村が行う好事例を収集し、情報提供する。

※10 ループリック

達成の度合いを示す数段階の尺度と、それぞれの段階に対応する達成状況等の特徴を示す評価表

※11 指導と評価の一体化

学習指導と学習評価を別々のものと捉えるのではなく、評価の結果によって、その後の指導を改善し、さらに新たな指導の成果をもって再度評価するという一体的なサイクルとして捉えること

※12 カリキュラム・マネジメント

学習指導要領に示された「社会に開かれた教育課程」の理念の実現に向けて、学校教育に関わる様々な取組を、教育課程を中心に据えながら、組織的かつ計画的に実施し、教育活動の質の向上につなげていくこと。「教師が連携し、複数の教科等の連携を図りながら授業をつくる」「学校教育の効果を常に検証して改善する」「地域と連携し、よりよい学校教育を目指す」の3つの側面がある。

5 「しまね留学」による県外からの生徒の受入れ

＜方向性＞

島根県では、少子化による生徒数の減少に対して、「しまね留学」により県外から意欲の高い生徒を受け入れることで、県内生徒にとって、県外からの生徒との触れ合いを通し、これまでの限られた人間関係の中では経験できなかった多様な価値観との出会いや切磋琢磨を通しての視野の広がり、コミュニケーション力の向上、地元の魅力・課題の再発見などにつながる効果を生み出している。

また、県外からの生徒にとっても島根県の小さな高校での3年間は、地域の人々に支えられながら、一人ひとりを大切にする教育を受け、島根の文化や自然環境の中で伸び伸びと成長し、自立心や豊かな心を育むことができる期間となっている。

こうした「しまね留学」の取組を進めたことにより、近年は、約200人の県外からの生徒を安定的に受け入れている。今後は、価値観の多様性を更に高めるため、国外から目的意識をもって「しまね留学」を希望する生徒の受入れも目指していく。

なお、県外からの生徒の受入れの目的は、県内外の生徒へ質の高い教育を提供し、地域にもよい効果を与えるというものであり、単に高校の生徒数を増やすことが目的ではないことに十分留意するとともに、県外からの生徒の入学者数の上限については、県内生徒の進路を保障するという観点に配慮しなければならない。したがって、どの程度県外からの生徒を受け入れるかは、各地域における県内生徒とのバランスを考慮し、地元市町村の意見も聞きながら進めていく必要がある。

＜具体的な取組（R7～R11）＞

(1) 県外からの生徒の受入れ

- 県外からの生徒の受入れについて、引き続き各高校と地元市町村等との協働により進める。
- 意欲ある県外からの生徒にとって、魅力的な選択肢となるため、各高校のグランドデザイン等を丁寧に説明するとともに、募集にあたっては高校の魅力だけでなく、高校所在地域の魅力や生活がイメージできるよう広報を工夫する。
- 海外の異文化を体験した生徒とともに学ぶことを通じ、生徒へ他者の自己とは異なる価値観を尊重する機会やより質の高い教育を提供するため、国際交流関係機関等と連携し、異文化を体験している在外教育施設等からの生徒の受入れについて研究する。

(2) 県外からの生徒受入れ施設等を市町村等と連携して確保・整備

- 既存の寄宿舎に加え、市町村の交流・研修施設や民間施設などの地域資源を活用して確保・整備する。

第2章 生徒自らが選び、学び、夢を叶える高校づくりの推進

—主体的な学習を促し、個性、適性、志向性に応じた多様な学びを
生徒一人ひとりが追求できる、魅力ある高校づくりを進める—

グローバル化の進展や人口の減少、絶え間ない技術革新等により、社会は急速に変化しており、先行きを見通すことが一層難しい時代となっている。このような時代にあって、一人ひとりが持続可能な社会の担い手として、その多様性をもとに、新たな価値を生み出していくことが期待されている。

こうした状況の中で、いずれの高校を目指すかは、子供たちが人生で初めて主体的に判断すべき進路選択である。県内の中学生が自らの個性、適性等を見つめ、将来のなりたい自分に向かって夢を叶える大切な一歩となる学びの場を、できるだけ多様な選択肢の中から積極的に選ぶことができる環境を整えることが重要である。

そのため、全ての高校において、それぞれの高校の魅力化・特色化を明確に打ち出し、主体的な学びを促す体制を整えてきた。そして、それぞれの高校において、生徒一人ひとりの資質・能力を存分に引き出し、進路実現に必要な支援を丁寧に行い、国内外を問わず活躍する人材、地域社会と積極的に関わり地域課題を解決できる人材などを育成する魅力ある高校づくりを進める。

1 「求める生徒像」の確立と入学者選抜方法の改善

＜方向性＞

大学入学者選抜において、総合型選抜、学校推薦型選抜の導入や拡大が進む中、県立高校においても、令和7年度入学者選抜から、中学生の主体的な高校選択を可能にし、生徒一人ひとりの資質・能力を多面的・総合的に評価することを目的とした選抜方法への改善を行った。

この入学者選抜方法の改善に当たっては、全ての高校において、「育てたい生徒像」に基づいた教育課程を編成することにより魅力化・特色化の取組を進めてきており、その上で、その教育課程によって学ぼうとする生徒に対して「求める生徒像」を明確にしてきた。

今後も各高校において、「求める生徒像」を踏まえた選抜方法の工夫を引き続き進めいくことが必要であり、例えば、各校独自の選抜方法の実施についても、検討を進めることが必要である。

<具体的な取組（R7～R11）>

(1) 各高校における特色選抜に係る新たな選抜方法の導入や出願要件に関する継続的な検証と改善

- 総合選抜における多様な選抜枠の設定やグループディスカッション、英語プレゼンテーションなど特色ある検査方法の導入など各校独自の選抜方法の導入に向けて継続的に研究する。
- 中学生の主体的な高校選択を促す内容となるよう、総合選抜及びスポーツ特別選抜の出願の要件について、継続的に検証と改善を行う。

(2) 高校入学者選抜の在り方に係る継続的な検証と改善

- 総合選抜の募集人員（入学定員に対する割合）、一般選抜における個人調査報告書等と学力検査の比率等について継続的な検証と改善を行う。
- 学力検査において「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」を適切に評価できるものとなるよう継続的な検証と改善を行う。
- 出願書類についてワープロソフト等での入力を可能とすることやインターネット出願システムの導入など出願手続き全体の簡素化・デジタル化に向けて取り組む。
- 中学校在学中に長期にわたって欠席した者等を対象に、一般選抜及び第2次募集において個人調査報告書を選抜の資料として用いない選抜方式を、全日制・定時制課程の全ての学科において導入する等、特定の条件を有する受験生への対応について継続的に研究する。

2 特色ある学科・コースの設置による、主体的な学びの推進

(1) 普通科高校

<方向性>

高等教育につながる基礎的・基本的な内容の確実な定着を図りながら、生徒が学習内容を人生や社会の在り方と結びつけて深く理解し、自らの将来を主体的に描いていくことができる高校づくりを目指す。

普通科高校に学ぶ生徒の進路は、大学、短大、専修学校などへの進学や就職など多岐にわたっている。こうした生徒のニーズや社会の変化に応じた学びを保障するため、学科・コースの設置や教育課程の編成・実施において、一層の特色化や工夫を図る。

<具体的な取組（R7～R11）>

① 各高校の実情や生徒進路に対応した教育課程の編成、新たな学科・コース設置や学校設定教科・科目の開設検討

- 各高校の実情、生徒の進路等に対応した教育課程の編成を推進する。その際、新たな学科・コースの設置や学校設定教科・科目の開設についても検討する。
 - ・ S S H（スーパーサイエンスハイスクール）^{※13}のように、先進的な理数教育を推進することで高い自然科学的知識・技能を育成し、将来、科学技術の分野において国際的に活躍する人材を育成する学科・コース
 - ・ 高度な語学力と国際的視野を身に付け、将来、海外の大学で学ぶなど大学段階での留学を志向する人材を育成する学科・コース
 - ・ これまでの文系・理系の区分を廃し、文理融合型の探究的な学習を行うことができる教育課程を持つ学科・コース
 - ・ 大学や企業、地元市町村等の地域教育資源と連携した、課題発見・解決学習を通じた地域社会に貢献できる人材を育成する学科・コース
- 主幹教諭を中心として生徒の進路等に対応した学力向上のための授業改善等の取組を引き続き推進する。

② 単位制の導入検討

- 多様な選択科目を開設できる単位制の導入を検討する。

③ 新たな魅力ある取組の研究

- 高校魅力化コンソーシアム等を通じた高校間の連携による、共同課題研究などの新たな魅力ある取組について研究する。

^{※13} S S H（スーパーサイエンスハイスクール）

先進的な科学技術、理科・数学教育を通じて、生徒の科学的な探究能力等を培うことで、将来社会を牽引する科学技術人材を育成する取組を行う学校として文部科学省が指定した高等学校等。S S Hでは、大学や研究機関等とも連携して先進的な理数系教育を実施し、魅力的なカリキュラムを開発するなど、科学技術に夢と希望を持つ、創造性豊かな科学技術人材の育成や地域への成果の普及などを行っている。

(2) 専門高校

<方向性>

経済のグローバル化や国際競争の激化、産業構造の変化、技術革新・情報化、科学技術の進展等に伴い、職業人として必要とされる専門的な知識・技術は拡大・高度化している。

専門高校においては、今後も地域産業、社会においてどのような人材が求められているのかを把握し、その需要に応えていく必要がある。専門分野の基礎的・基本的な知識・技術を確実に身に付けた上で、職業人としての自己学習力や社会の中で自らのキャリア形成を計画・実行できる力等を育成する教育を推進していく。また、地域社会との連携・交流を一層深め、大学や地域、産業界の人材など外部人材の協力を得ながら実践的な教育活動を推進するとともに、地域社会の担い手を育成する専門高校であり続けるための高校づくりを目指す。

【工業に関する学科】

地域社会や産業界と連携した、実践的・体験的な学習活動を通して、工業技術の変化や課題に応じて主体的に活用することができる知識や技術を習得し、自ら課題を発見し、科学的な根拠に基づいて解決策を発想し、創造的に解決する力などを身に付けた人材を育成する。

【商業に関する学科】

商業の各分野に関する知識や技術を体系的・系統的に理解するとともに、ビジネスの様々な場面で役立つ知識や技術を身に付ける学習活動を更に推進する。また、地域資源を活用した商品開発、模擬的な企業経営など、実践的・体験的な学習に主体的・協働的に取り組むことで、豊かな創造性をもち地域の発展を担う人材を育成する。

【農業に関する学科】

農業の各分野に関する知識や技術を体系的・系統的に理解し、関連する技術を身に付けた、グローバル化や環境保全を考慮した持続可能な農業の発展に寄与する人材を育成する。あわせて農産品を活用した商品開発、地域産業に関する提案など、将来地域産業を担う当事者としての意識を醸成する。

【水産に関する学科】

実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通し、体系的・系統的な知識や技術を身に付けるだけにととまらず、水産や海洋に関する課題を発見し、合理的かつ創造的に解決することができる人材を育成する。また、水産業は自然環境の保全・海難救助など多面的な役割も担っているため、地域や社会の持続的な発展に主体的・協働的に関わる態度を育成する。

<具体的な取組（R7～R11）>

① 地域や社会のニーズなど時代に応じた学科の設置や教育課程の編成を検討

- 更なる少子化の進展などによって変化する社会が求める人材や学びについての研究を進め、新たな学科の設置や特色ある教育課程の編成について検討する。

② 施設・整備の更新・充実、専門科目担当教員の確保検討

- 教育課程上必要な施設・設備の更新・充実を図るとともに、専門科目担当教員の確保を検討する。

③ 先進的で高度な知識・技術の体験による専門的職業人の育成

- 大学、企業等との連携による先進的で高度な知識・技術の体験を通して、社会の第一線で活躍できる専門的職業人を育成する。

④ 探究的な学びを通じた地域社会との関わり

- 各高校においては、探究的な学びを通じて地域社会と関わることで、地域に必要とされている人的・物的資源に気付いたり、知識の習得にとどまらない問題解決力が養成されることを目指す。また、進学を希望する生徒に対応した多様な科目開設を図るとともに、個別指導等を通じて理数系分野への興味・関心や学びへの意欲を喚起する。

⑤ 近隣高校との連携等による、新たな魅力ある取組の研究

- 高校魅力化コンソーシアム等を通じた近隣高校との連携等による、新たな魅力ある取組を研究する。
 - ・ 6次産業等について実践的に学ぶことのできる共同課題研究
 - ・ A I 技術等に関する授業の共同開講

(3) 総合学科高校

<方向性>

総合学科高校には普通科系と専門学科系の総合学科がある。総合学科は、生徒が学びたい科目を自分で選択し、自己の進路への自覚を深めるとともに、個性を生かした主体的な学習を通して、学ぶことの楽しさや成就感を体験できる多様な教育課程が特長である。

今後も、基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着を図りながら、将来的に社会に貢献する基盤を培うためのキャリア教育を一層推進するとともに、社会の変化に対応できる資質・能力を引き出し、生涯にわたって学習に取り組む意欲や、職業選択に必要な能力を育成するなど、特色ある高校づくりを目指す。

<具体的な取組（R7～R11）>

① 教育課程を工夫し、新たな系列の設置等について研究

- 社会や生徒のニーズに応じた教育課程を工夫し、新たな系列の設置等について研究する。
 - ・ 地域の文化、伝統工芸・芸能、豊かな自然など、地域資源を活用した探究的な学びを実践できる系列
 - ・ 高等教育への進学を希望する生徒に対応できる系列
 - ・ スポーツや芸術、情報処理、プログラミングなどに特化した系列

(4) 定時制・通信制高校（課程）

<方向性>

現在の定時制・通信制高校は、働きながら学ぶ勤労青少年の学習の場としての役割だけでなく、多様な学習形態、生活スタイル、進路希望等、様々な背景を抱えた生徒の学習の場にもなっている。また、日本語指導が必要な生徒や対人関係に不安を感じている生徒、発達障がい等の教育上の配慮を必要とする生徒への対応なども検討していくべき課題となっている。

島根県では、平成22年度に独立定時制・通信制高校である宍道高校を設立し、平成24年度に浜田高校を定時制・通信制課程を併設した西部の拠点校として整備して、県東部・西部において定時制・通信制教育の充実を図ってきた。

今後も、様々な事情を抱えた生徒が学んでいる実態にきめ細やかに対応するため、義務教育段階からの学び直しを支える体制の強化に加え、日々の生活指導や教育相談、将来を見通した進路指導のサポート、生涯学習社会への対応など幅広い支援を行う高校づくりを目指す。

<具体的な取組（R7～R11）>

① きめ細かな教育活動の推進及びキャリア教育の充実

- 生徒のニーズに対応した多様な学習スタイルを可能とする、きめ細かな教育活動を推進する。
 - ・ 様々な背景を抱えた生徒に対応するための少人数指導
 - ・ 通級による指導・支援の充実
- 一般的教養や専門的な知識及び技能を身に付けるとともに、社会的自立を目指すキャリア教育を充実させることにより、地域社会の一員として貢献できる人材を育成する。
- 少人数指導や個別指導、通級による指導を充実させるための教育環境整備を進める。

② 新たな学校設定教科・科目の開設など教育課程を研究

- 各高校において、日本語指導や学び直しを支える場としてのニーズを踏まえ、新たな学校設定教科・科目の開設など教育課程を研究する。

③ 通信制高校の添削指導におけるデジタル教材の活用に向けた研究

- 添削課題等のデジタル化、学習アプリを用いた学習など端末を用いた添削指導の方について研究する。

④ 通信制高校のオンデマンド教材などメディアを利用した教育の研究、面接指導における対話的・協働的な学びの推進

- 生徒の学習意欲を喚起する指導方法や教材開発について研究する。
- 面接指導においてペアワークやグループ学習などの対話的・協働的な学習活動を取り入れながら、生徒一人ひとりの学びを深める指導の工夫をする。
- クラウド環境を使った協働学習アプリ等を活用した対話的・協働的な学びを推進する。

(5) 中高一貫教育校

<方向性>

中高一貫教育校には、「中等教育学校」、「併設型」、「連携型」という3つの実施形態がある。島根県では、中山間地域の2地域において、設置者の異なる町立中学校と県立高校が「連携型」の中高一貫教育を実施しており、それぞれが地域の特徴を生かした取組により一定の成果をあげている。今後も「連携型」の成果と課題を検証しつつ、教育内容の充実と課題の改善に努め、より一層、地域や生徒のニーズに応じた教育を展開できる高校づくりを目指す。

なお、将来的に「中等教育学校」及び「併設型」の中高一貫教育校の設置について検討する場合は、中高一貫教育の当該地域におけるメリットや目標を明らかにするとともに、法律上の本来の学校設置者を変更する点に関する評価や小学校、中学校、高校それぞれが果たすべき役割、生徒間の学力差への対応、近隣中学校に与える影響、地域内に選択肢となる高校が複数校あるかといった様々な課題についての丁寧な検証が必要である。

<具体的な取組 (R7～R11) >

① 校種間のよりよい連携の在り方の検討

- 「連携型」の中高一貫教育校での成果や課題等について、各種研修会等において情報共有を図るとともに、高校魅力化コンソーシアム等において校種間のよりよい連携の在り方について検討する。

② 地域課題を解決できる人材の育成

- 地域の歴史や文化、自然、産業を生かした学びや地域人材の活用など、地域資源を活用した学びを6年間の一貫した軸に据えて展開することにより、地域社会と積極的に関わり、地域課題を解決できる人材を育成する。

3 生徒の主体性が發揮される高校づくりの推進

<方向性>

生徒にとって真に魅力的な高校をつくり、生徒の主体的な学びを促し、生徒一人ひとりに、自らの人生と地域や社会の未来を切り拓くために必要となる「生きる力」を育んでいくため、生徒自身も高校や学びの課題を考え、目指すべき在り方について対話し、解決や改善に向けて取り組む過程に主体的に参画できる機会を保障すべきである。それを実現するために、各高校においても引き続きその機会を保障するための取組を進めていく。

また、これから社会を担う主体となる若者を育んでいくため、18歳選挙権が導入されたことを踏まえ、各高校において、選挙制度の基礎的な知識を習得し、選挙権行使との意味を考え、実際の投票行動につながる実践的な学びを深める主権者教育を進める等、生徒の積極的な社会参画を促し、その自覚を高める取組を引き続き進めていく。

<具体的な取組 (R7～R11) >

(1) 各高校における実践的な主権者教育

- 市町村選挙管理委員会等と連携した講演や講義、模擬選挙の実施など実践的な主権者教育の取組を推進する。

(2) 各高校における積極的な生徒会活動

- 校則の見直し、地域連携・ボランティア活動への参加、学園祭の主体的な運営等に関する生徒の取組を支援する。

(3) 各高校における生徒の学校運営への参画

- 地域とともに高校の魅力を高めていくよう、学校運営協議会や高校魅力化コンソーシアムへの高校生の参画等を推進する。

4 教育上の配慮が必要な生徒の学びへの支援

(1) 学びのセーフティネットの構築

＜方向性＞

各高校において、グランドデザインを構築し、魅力化・特色化を積極的に推進していく中で、入学後に学習内容と生徒自身の適性や能力との間のミスマッチが判明したり、途中で進路希望の変更が生じたりすることが想定される。このほかにも、家庭環境や社会環境の変化等によって生徒が進路変更を希望することもあり得る。

また、島根県内において、コロナ禍以降、小・中学校、高校の不登校児童・生徒の数は増加傾向にあり、高校においては、生徒の進級や卒業に向け、生徒一人ひとりの実情に応じた柔軟な履修及び単位修得の認定等により、個に応じたきめ細かな対応が求められている。同時に、今後ニーズがより一層高まることが見込まれる定時制・通信制高校における教育の質の向上についても検討していくかなければならない。

さらに、島根県内の帰国・外国人児童・生徒の数も増加傾向にあり、今後、ますます多国籍化・多言語化が見込まれることから、高校における日本語指導が必要な生徒への教育を引き続き充実させていく必要がある。

＜具体的な取組（R7～R11）＞

① 各高校における生徒一人ひとりの実情に応じた柔軟な履修及び単位修得認定

- 不登校生徒に対する通信教育^{※14}による学びや自宅等における遠隔授業の受講^{※15}による学びを活かす取組など、生徒一人ひとりの実情に応じた柔軟な科目履修や単位修得認定について実践を重ね、継続的に改善を図る。

※14 不登校生徒に対する通信教育

令和6年2月13日付け文部科学省初等中等教育局長「高等学校等における多様な学習ニーズに対応した柔軟で質の高い学びの実現について（通知）」により、学校生活への適応が困難であるため、相当の期間高校を欠席し引き続き欠席すると認められる生徒等を対象として、教育上有益と認めるときは、高校は授業に代えて通信教育（高校の通信制の課程において提供されるような、添削指導、面接指導及び試験の方法による教育）を行うことが可能となった。

※15 自宅等における遠隔授業の受講

令和6年2月13日付け文部科学省初等中等教育局長「高等学校等における多様な学習ニーズに対応した柔軟で質の高い学びの実現について（通知）」により、学校生活への適応が困難であるため、相当の期間高校を欠席し引き続き欠席すると認められる生徒が学修の継続のために自宅その他特別な場所で履修する遠隔授業については、先進的な学校設定科目や相当免許状を有する教員が少ない科目の開設、小規模校等における幅広い選択科目の開設等を目的とした現行の遠隔授業とは別に36単位まで修得することができることとなった。

- 高2留学等において通信制高校の科目履修を全日制及び定時制課程での科目履修として認定する学校間連携^{*16}を推進する。

② 帰国・外国人生徒等への日本語指導の充実

- 宍道高校定時制課程における学校設定教科・科目的設置による日本語指導の充実を図る。
- 日本語指導を担当する教員の加配や日本語指導員等の配置について継続的に検討するとともに、日本語指導のできる教員の採用・育成について研究する。
- 帰国・外国人生徒等への学習活動や日常生活における支援等について、研修等を通じて各高校に情報共有を図る。
- 帰国・外国人生徒等をサポートする各機関・団体と連携しながら、卒業後のキャリア支援などサポート体制の充実を図る。
- 日本語によるコミュニケーションが困難な保護者に対する学校からの通知文書の翻訳や保護者面談の通訳など必要に応じて支援する。

③ 生徒一人ひとりの「学ぶ権利」を保障するための学校づくり

- 登校はできるが教室に入りづらい生徒に対して、校内の教室以外の場所での個別の対応を進めるほか、オンデマンド教材等を用いた学習の方法や仕組みづくりを研究する。
- 心理や福祉の専門家と連携した、学ぶ意欲を支える教育相談体制の充実を図る。
- 個々の状況に応じた支援の充実を図るため、教育相談員を配置する。

(2) インクルーシブ教育システムの推進

<方向性>

県内の高校では、全生徒数に対する特別な支援を必要とする生徒の割合が、平成29年度の3.1%に対し、令和5年度は4.5%と増加している。^{*17}また、中学校で、通級による指導を受けていた生徒や特別支援学級に在籍していた生徒が高校へ進学するケースも増加している。

*16 学校間連携

学校教育法施行規則第97条第1項及び第2項により、生徒の在学する高校での学習成果に加えて、生徒が在学する高校以外の高校において単位を修得したときは、当該修得した単位数を当該生徒の在学する高校が定めた全課程の修了を認めるに必要な単位数のうちに加えることができる制度

*17 「特別な支援の必要な幼児児童生徒数調査」(基準日 5月1日) 出典:島根県教育庁特別支援教育課
なお、本調査の回答は、担任等の主観による。

<https://www.pref.shimane.lg.jp/education/kyoiku/tokubetsu/sesaku/>

これまでにも高校において、校内委員会の設置や特別支援教育コーディネーターの指名などによる校内支援体制を整備してきており、更に、平成30年度より通級による指導を県立高校に導入して以降、順次通級による指導を拡充してきた。現在は自校通級、ろう学校による難聴通級、5圏域の各拠点校から巡回による通級を実施し、すべての県立高校で通級による指導が受けられる体制を整備した。

また、各圏域の拠点校5校をインクルーシブ教育システム推進センター校とし、圏域の高校間のネットワーク作りと、特別支援教育の推進にも取り組んでいる。

今後も、インクルーシブ教育システムを推進し、これまでの取組を進めながら、より効果的な通級による指導体制を研究するとともに、障がいのある生徒一人ひとりの状態や特性に応じた指導を充実させるなど、特別支援教育を推進していく。

<具体的な取組（R7～R11）>

① 合理的配慮の更なる理解啓発

- 管理職研修、職務研修等において合理的配慮についての内容を取り上げる。
- 合理的配慮アドバイザーの定期的な学校訪問、相談及び指導助言を実施する。
- 「高等学校における合理的配慮事例集」の掲載事例の収集、追補版の作成及び周知を行う。

② 生徒個々の教育的ニーズに応じた個別最適な学びの実践

- 各高校におけるユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業づくりを推進する。
- 各高校において、障がいの特性に応じたICTの効果的な活用を推進する。

③ 通級による指導の更なる充実

- 研修会や説明会等で通級による指導の意義や指導内容等について引き続き周知を行う。
- 通級による指導体制の充実に向けて、効果的な巡回指導の在り方や希望生徒の増加への対応などについて研究する。
- 通級担当教員育成のため、集合型及びオンライン・オンライン型研修や個々のニーズに応じた事例検討・教材研究などの実践的研修機会を提供する。
- 各高校において、生徒の将来を見据えて、医療・福祉・労働等の関係機関と連携した進路指導を進め、圏域内の特別支援教育コーディネーターの会等で通級担当者と協働した実践モデルを共有する。
- 各高校において、通級担当教員と担任などの関係教職員で指導の目標や内容等の情報共有を行うとともに、通級による指導と教科等学習指導や学校生活全般における指導の連携を進める。

④ 高校間及び中学校・高校間での連携強化

- センター校を中心とした圏域における高校間のネットワーク構築し、圏域のニーズに応じた研修を実施する。
 - 各高校において、中学校と高校間の切れ目ない支援が行われるように個別の教育支援計画の引継ぎや連絡会を実施する。
-

5 ICTを活用した授業改善の推進

＜方向性＞

情報収集やコミュニケーションだけでなく、買い物などの日常生活においても、ごく当たり前にICTを活用する時代となった。更にはSociety5.0時代の到来と言われるこれから社会には「情報の使い手」としてだけでなく「情報の創り手」としての資質・能力も問われてくる。「主体的・対話的で深い学び」を実現し、これからの時代に必要となる資質・能力を育む今後の高校教育において、ICTを存分に活用できる環境を整え、情報活用能力を育んでいくことは、進展する情報化社会を生き抜いていくための重要な課題である。

県内全ての小・中学校においては、国のGIGAスクール構想^{※18}のもとで児童・生徒一人一台端末環境が整備されており、県教育委員会においては、令和4年度入学生から、通信制課程を除く全ての県立高等学校で生徒一人一台端末の導入及び購入費用の一部支援や、教職員へ一人一台の指導者用端末の整備、学校内の大容量通信環境の整備などを行ってきた。今後は、小・中学校での学びを土台としながら、これらのICT機器の活用により、一層の学習効果の向上と授業の効率化を図っていく。

あわせて、「主体的・対話的で深い学び」を実現するためには、生徒自身がICT機器やクラウド環境を利用した学習アプリを積極的に活用し、情報を検索・選択・収集、整理・分析し、それをもとに意見交換し、その成果を共有・蓄積あるいは発信するスキルを身に付けることが必要である。そのため、教科の学習や探究的な学びなどにおいて、より進んだICTを活用した授業改善を研究するとともに、必要なICT環境の整備を引き続き行っていく。

さらに、ICTは教員の授業力と相まって、その特性や強みが生かされるため、ICTを効果的に活用し、学びの質を高めるため、教員自身のICT活用におけるスキル向上を図る。

※18 GIGAスクール構想

令和元年12月の文部科学大臣メッセージで打ち出された、令和時代のスタンダードとしての一人一台端末と、高速大容量通信ネットワークを一体的に整備することで、多様な子供たちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育ICT環境を実現することを目指した構想。「GIGA」は「Global and Innovation Gateway for All（全ての児童・生徒のための世界につながる革新的な扉）」の略

<具体的な取組（R7～R11）>

(1) I C T を活用した情報活用能力の育成と教員の指導力向上

- 学習の基盤となる資質・能力の1つである情報活用能力の育成に向け、学習活動においてインターネットを通じた各種データの活用や生成A I^{※19}の効果的な利用など先駆的な取組成果の普及を図る。
- 教職員経験者研修や能力開発研修におけるI C T活用研修を引き続き実施する。
- 指導主事による学校訪問を通じた県内外の好事例の収集及び共有を行う。
- DX推進運営支援センターの設置等によるクラウド環境全般の運用管理やI C T機器のトラブル等への対応を行う。
- 教育用ネットワーク環境の安定性評価、専門家を交えたコンサルティングなどにより各高校に対する支援及び伴走を行う。

(2) 各高校におけるI C T 活用教育の推進

- 各高校のI C T活用推進リーダーやI C T基盤管理担当者を中心としたI C T活用教育推進体制を構築する。
- 知識伝達に偏った一斉講義型の授業から、生徒一人ひとりの学習意欲を喚起し、主体的な学びを支援する授業への転換を図るため、一人一台端末の活用を推進する。
- 「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を図るため、A I型学習アプリ、クラウド環境を使った協働学習アプリ等を、場面に応じて適切に活用する。

※19 生成A I

アメリカのOpenAI社が2022年に公開したチャットG P Tなど、プロンプト（指示・質問）に従って、画像・動画・テキスト・映像など新しいコンテンツを作成できる人工知能の技術

第3章 将来を見通した教育環境の整備

—将来を見通した各高校・指導の在り方の実現に向けた環境整備を推進する—

1 地域別の高校の在り方

(1) 県立高校の在り方について

＜方向性＞

県教育委員会において、令和5年3月に各県立高校の社会的役割等であるスクール・ミッション^{※20}を再定義し公表した。

県内の中学校等卒業者は、平成31年3月の6,014名に対して令和6年3月は5,757名と250名以上減少しており、令和7年度以降も更なる少子化の進展が見込まれている。

それぞれの地域における県立高校の配置数や中学校等卒業者の減少状況等は大きく異なっており、県教育委員会においては、高校と地域が一体となった魅力化・特色化の取組や成果を踏まえ、中学校等卒業者数や入学定員に対する志願者数、入学者数の状況等を注視しながら、地域における高校・学科の在り方や配置について検討し、県立高校の入学定員を定めてきた^{※21}。

今後も、地域の実情に応じた県立高校の在り方や配置について引き続き研究していくとともに、更なる少子化に対応した望ましい地域における高校教育の在り方について地域の意見を踏まえながら検討していく。

※20 普通科高校、専門高校、定時制・通信制高校ごとに策定。参考資料39ページに掲載

※21 前半期間における学科の変更及び入学定員の増減

- H31 松江東高校、大社高校、益田高校普通科を各1学級減
- R2 島根中央高校普通科の1学級当たりの定員を35人とすることで15人の定員増
矢上高校産業技術科の定員を35人とすることで5人の定員増
- R3 横田高校普通科の1学級当たりの定員を30人とすることで30人の定員減
浜田高校普通科を1学級減
- R4 隠岐島前高校普通科の1学級を地域共創科に学科転換
- R5 出雲高校普通科を1学級減
- R6 松江工業高校の電気科と電子科を学科改編し電気電子工学科を設置することで1学級減
松江工業高校の情報技術科を情報クリエイター学科に学科改編
矢上高校普通科、産業技術科の1学級当たりの定員を36人とすることで13人の定員増
大東高校普通科の1学級当たりの定員を30人とすることで30人の定員減
- R7 津和野高校普通科を未来共創科に学科転換

<具体的な取組（R7～R11）>

- ① 地域における高校・学科の在り方や配置について検討し、適切な定員管理
 - 高校と地域が一体となった魅力化・特色化の取組や成果を踏まえ、中学校等卒業者数や入学定員に対する志願者数、入学者数の状況等を注視しながら、高校・学科の在り方や配置について検討する。

(2) 松江・出雲地域

<方向性>

松江市においては県立の普通科高校3校、専門高校3校に加えて市立高校1校、私立高校4校の計11校がある。また、出雲市においては県立の普通科高校3校、専門高校3校に加えて私立高校2校の計8校がある。さらに、松江工業高校定時制課程や独立定時制・通信制高校の実道高校もあり、中学校等を卒業する生徒にとって、自らの興味・関心や学習ニーズに応じて多くの選択肢の中から進路を決めることができる環境がある。

この地域の高校は、他地域に比べ公共交通機関の利便性が高く、広い範囲の地域から様々な学習ニーズを持った生徒が集まっている。そのため、大学や地元企業、地域社会との連携や探究的な学びなど、都市部の環境を生かした特色ある高校づくりや特色ある学科の配置を検討する必要がある。

後半期間である向こう5年間の松江市、出雲市の中学校等卒業者数は、単年度間において、増減はあるものの、大幅な減少は見込まれていない。こうした中、高校教育の水準を確保し、魅力と特色ある高校づくりをしていくためには、次のような観点から、一定の生徒数や学校規模が必要である。

- 1) 多様な学習ニーズに対応する選択幅のある教育課程の編成
- 2) 部活動や学校行事、生徒会活動等の充実
- 3) 多くの個性や価値観に触れ、集団の中で社会性やたくましさを培う教育環境
- 4) 同一教科で複数の教員配置が可能

これらを踏まえ、都市部の県立高校の望ましい学校規模は引き続き「1学年4学級以上8学級以内」とする。

なお、令和12年度以降の少子化の更なる進展が都市部の高校に与える影響を踏まえ、県立高校の在り方についての研究を進めていく必要がある。

<具体的な取組（R7～R11）>

① 志願者数などの推移、入学者選抜制度改革を踏まえた適切な定員管理

- 高校と地域が一体となった魅力化・特色化の取組や成果を踏まえ、中学校等卒業者数や入学定員に対する志願者数、入学者数の状況等を注視しながら、地域における高校・学科の在り方について検討する。

(3) その他地域（松江、出雲地域を除く地域）

<方向性>

松江市、出雲市を除く各地域の高校においては、地元中学校卒業者数の減少が続くものの、その減少スピードは地域ごとに異なっている。また、中山間地域・離島の高校をはじめとして県外中学校から入学する生徒は地域によって異なるが県内全体 200 名前後で推移している。これらの高校の多くは、自然に恵まれた学習環境や、小規模校であるからこそ生徒一人ひとりに目が行き届くなどのメリットを生かしやすい環境にある。更には、地域との連携を生かした教育活動を行い、地域の担い手を育成するなど、地方創生・地域活性化の観点からも重要な役割を果たすこと期待されている。

一方で、特に中山間地域・離島の高校においては、近隣の高校と著しく距離が離れている高校が多く存在し、それらの地域の中学校卒業者の多くは、様々な事情により唯一の地元高校に進学するしか選択肢がないという状況もある。

こうしたことを踏まえ、学校規模にのみこだわることなく、地元市町村及び地域の参画を得ながら、協働して高校の魅力化・特色化を進めていくとともに、それぞれの取組の成果を検証し、より望ましい高校の在り方を県と地元市町村の間で共有することが重要である。

なお、令和 12 年度以降の少子化の更なる進展が各地域の高校に与える影響を踏まえ、県立高校の在り方についての研究を進めていく必要がある。

<具体的な取組（R7～R11）>

① 地域と協働しながら魅力化・特色化を推進

- 各高校においては、地域と協働しながら魅力化・特色化を図る。その際、次のような教育環境の整備に努める。
 - ・選択幅のある教育課程の工夫
 - ・地域人材を活用した部活動の展開
 - ・ＩＣＴの活用等による県内外の高校との交流連携

② 新しい学科等の開設や単位制の導入について検討

- 生徒のニーズや社会の変化に応じた多様な学びを保障するため、文理融合型の探究的な学習等を行う新しい学科等の開設や学校設定教科・科目など多様な選択科目を設定できる単位制の導入について検討する。

③ 地域における高校・学科の在り方や配置について検討

- 高校と地域が一体となった魅力化・特色化の取組や成果を踏まえ、中学校卒業者数や入学定員に対する志願者数、入学者数の状況等を注視しながら、地域における高校・学科の在り方や配置について検討する。

(4) 江津地域における新設校の設置

<方向性>

浜田市、江津市においては普通科高校2校、専門高校3校に加えて私立高校2校の7校があることを踏まえ、平成30年3月、今後の県立高校の在り方検討委員会の答申では、浜田市、江津市における中学校等卒業者数の減少に対する県立高校の在り方について次の5つの視点が示された。

- 1) 普通科、専門学科とも石見部全体での位置づけの中で議論すべき
- 2) 時代的な要請、生徒の進路志向、地域ニーズなどを踏まえた議論が必要
- 3) これまでの枠組（普通科、専門学科）を超えて構想することも必要
- 4) 中高一貫など高校教育の新たな枠組みについても研究が必要
- 5) 選択肢を増やすという観点から新たな学科や教育課程等の研究も必要

こうした視点を踏まえながら、この地域における魅力ある高校づくりについて検討を進めてきた。

令和5年6月から浜田市、江津市の中学校等卒業者数の推移や、江津市内の県立高校の入学者数の状況を踏まえ、江津地域の県立高校の在り方についての検討をはじめることとした。地域説明会や総合教育審議会等において議論を重ね、江津高校と江津工業高校を統合し、普通科60名、工業科60名の1学年120名規模の新設校を令和10年前後に開校するという基本的な方針を令和5年12月に定め、新設校設置にむけた検討を進めている。

<具体的な取組（R7～R11）>

① 新設校開校準備委員会での検討

- 令和6年2月に設置した江津地域における新設校開校準備委員会において、基本的な方針にもとづき新設校の開校に向けて検討を進めていく。

- ・ 令和6年12月 I期中間まとめ^{※22}
- ・ 令和7年3月 I期まとめ^{※23}
- ・ 令和7年4月～ II期検討

② 準備委員会の報告をもとに、生徒や地域にとって魅力的な高校の新設

- 開校準備委員会において、オブザーバーとして江津市や江津市教育委員会、島根県立大学、島根職業能力開発短期大学校（ポリテクカレッジ島根）等の地域関係者が参加し、地域からの意見を踏まえた検討を行う。開校準備委員会からの報告をもとに、魅力ある新設校を開校するよう検討を進める。

2 教職員の働き方改革、教員の確保と育成

(1) 教職員の働き方改革

＜方向性＞

県教育委員会では、平成31年3月に、「教職員の働き方改革プラン」^{※24}を策定し、令和元年度から令和3年度までの3年間を重点期間として取組を進めるとともに、教職員の働き方の状況を把握するため、時間外勤務実態調査や休憩時間及び持ち帰り仕事等の実態調査を行ってきた。

これまでの取組により、時間外勤務は減少に向かい、令和5年度には同プラン策定前の平成30年度と比較して45%削減した。しかし、年360時間以内とする目標については依然達成できていない。

※22 「江津地域の今後の県立高校の在り方について」：島根県HP

<https://www.pref.shimane.lg.jp/gakkokikaku/goutsu/>

※23 参考資料48ページに掲載

※24 【働き方改革プランの数値目標】

- (1) 時間外勤務の上限 月45時間以内（年360時間以内）
- (2) 年次有給休暇の取得日数 全教職員が年5日以上、全校種平均13日以上
- (3) ワーク・ライフ・バランスがとれていると感じる教職員の割合 90%以上

【県立学校の教育職員の業務の量の適切な管理に関する規則】

(時間外在校等時間の上限)

第2条 教育委員会は、教育職員の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するよう、その所管に属する学校の教育職員が業務を行う時間（中略）から所定の勤務時間（中略）を除いた時間（以下「時間外在校等時間」という。）を次に掲げる時間の範囲内とするため、教育職員の業務の量の適切な管理を行うものとする。

- (1) 1箇月について45時間
- (2) 1年間について360時間

教職員の負担を軽減し、長時間勤務の是正及びワーク・ライフ・バランスの適正化による教育の質の向上等を図るため、事務作業等を支援するスタッフの配置や、県教育委員会による高校への調査・照会の精選及び合理化・適正化、部活動指導員などの外部人材の活用などにより、教職員が本来業務に集中できる環境を整えるよう引き続き努める。

各高校においても、業務の平準化や好事例^{※25}の横展開を図り、積極的に業務を見直すとともに、外部人材や外部機関を活用するなど、地域社会に開かれた高校づくりにより、教職員の働き方改革と教育の質の向上との両立を進める。

また、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の改正により、県教育委員会は指針に即して、県立学校における教員の業務量の適切な管理と健康・福祉を確保するための措置（業務量管理・健康確保措置）を実施するための計画を策定・公表するとともに、計画の実施状況の公表が義務付けられることとなる。

P 今後、令和7年度中に業務量管理・健康確保措置計画を策定し、令和8年度から同計画を実施していく。

<具体的な取組（R7～R11）>

①「業務量管理・健康確保措置計画」の策定・実施及び業務改善

- 教員の業務量の適切な管理と健康・福祉を確保するための措置を実施するための計画を策定し、実施状況を公表、総合教育会議へ報告する。
- 個別の職務内容との関連など時間外勤務のより詳細な分析等、教職員の勤務状況についてきめ細かな実態把握を行う。
- 学校が担う業務等の削減・効率化を図るため、県教育委員会が行う調査等の削減・簡素化の検討や、デジタル採点の活用、次期校務支援システム導入に係る検討等を行う。
- 業務改善事例集や各学校の取組事例の広報を行うとともに、働き方改革への意識改革、多様な働き方に向けた実践研究や業務改善に向けた研修等を行う。

② 外部人材の活用や外部委託の推進

- 専門的知見を基に、困難事案等について教職員を支える専門人材である、スクールロイヤー^{※26}、スクールカウンセラー^{※27}、スクールソーシャルワーカー^{※28}などや教職員の日々の業務に関する相談や悩みに電話やメールで対応する教員サポーターの活用を行う。
- 教職員の事務負担の軽減や時間外業務の縮減を図るため、学校アシスタント^{※29}、教頭マネジメント支援員^{※30}、部活動指導員、寄宿舎外部舎監など地域人材の活用や、学校の環境整備などの外部委託を進める。

(2) 教員の確保と育成

<方向性>

「主体的・対話的で深い学び」を実現するための授業改善や教材研究、学習評価の充実、生徒一人ひとりの学びを充実させるための少人数によるきめ細かな指導の充実など、学習指導要領等における指導や業務の在り方に対応するため、県独自の施策による教員定数の拡充を検討する。

また、教員自身が探究心や学び続ける意欲を持ち、社会に開かれた魅力ある高校づくりや授業改善を推進するための資質・能力を向上させるため、県教育委員会と大学等との連携・協働による養成・研修・評価等を通じた、一体的な教員養成システムの構築に向けて研究していく。

※25 「教職員の働き方改革の推進」：島根県H P

<http://www.pref.shimane.lg.jp/education/kyoiku/kyousyokuin/hatarakikata/>

※26 スクールロイヤー

学校を取り巻く問題に関して、学校や教育委員会からの相談に対して法的側面から助言を行う弁護士

※27 スクールカウンセラー

心理の専門的知識、技術を活用し、子どもたちや保護者の悩みや不安を受けとめて相談にあたり、関係機関と連携するなどして、必要な支援を行う。

※28 スクールソーシャルワーカー

社会福祉の専門的な知識、技術を活用して子どもたちを取り巻く環境に働きかけ、家庭、学校、地域をつなぎ、子どもたちや保護者への必要な支援を行う。

※29 学校アシスタント

教員の負担軽減を図り、教員が生徒への指導や教材研究等により注力できるよう、事務作業等の業務支援を行う支援員

※30 教頭マネジメント支援員

教頭の厳しい勤務実態を踏まえ、主として学校のマネジメント等に係る業務について専門的に支援を行う支援員

<具体的な取組（R7～R11）>

① 効果検証の上、主幹教諭の配置の継続的な検討

- 「主体的・対話的で深い学び」や地域資源を活用した教育課程の実現に向け、校内体制の構築を推進する主幹教諭について、その効果を検証した上で配置を継続的に検討する。

② 未開設教科・科目の解消に向けた教員加配の継続的な検討

- 中山間地域・離島の高校において、生徒の多様な学びを保障するための教科・科目の開設に向けた教員加配を継続的に検討する。

③ 特別免許状の交付による任用・配置や特別非常勤講師の任用・配置の継続的な検討

- 専門高校等において、教員確保が難しい教科・科目における特別免許状の交付による任用・配置や、特別非常勤講師の任用・配置を継続的に検討する。

④ 教科指導充実のための講師の任用・配置の継続的な検討

- 普通科高校等における教科指導充実のための講師の任用・配置を継続的に検討する。

⑤ 教員採用試験制度の更なる見直し、積極的な広報

- 東京、大阪など県外会場の設定や面接時間の拡大等による人物重視の試験内容への見直しなど日程、会場、試験内容を工夫する。
- 学長推薦を受けた県内大学の新卒者を対象とした「島根創生特別枠」の拡充及び併願制度や社会人を対象とした選考区分などの受験機会拡大に向けた制度の拡充を図る。
- 島根県教員採用情報提供サイト「しまねの先生ナビ」、ターゲティング広報や民間就活サイトへの情報掲載などWeb媒体の充実・活用により、教職の魅力発信を含めた積極的な広報を行う。

⑥ 若手教職員の不安解消、意欲向上に向けた取組

- 現場実習を盛り込むなど採用前研修の拡充を図る。
- 県内大学と連携した「若手教員交流セミナー」の開催などサポート体制の強化を図る。

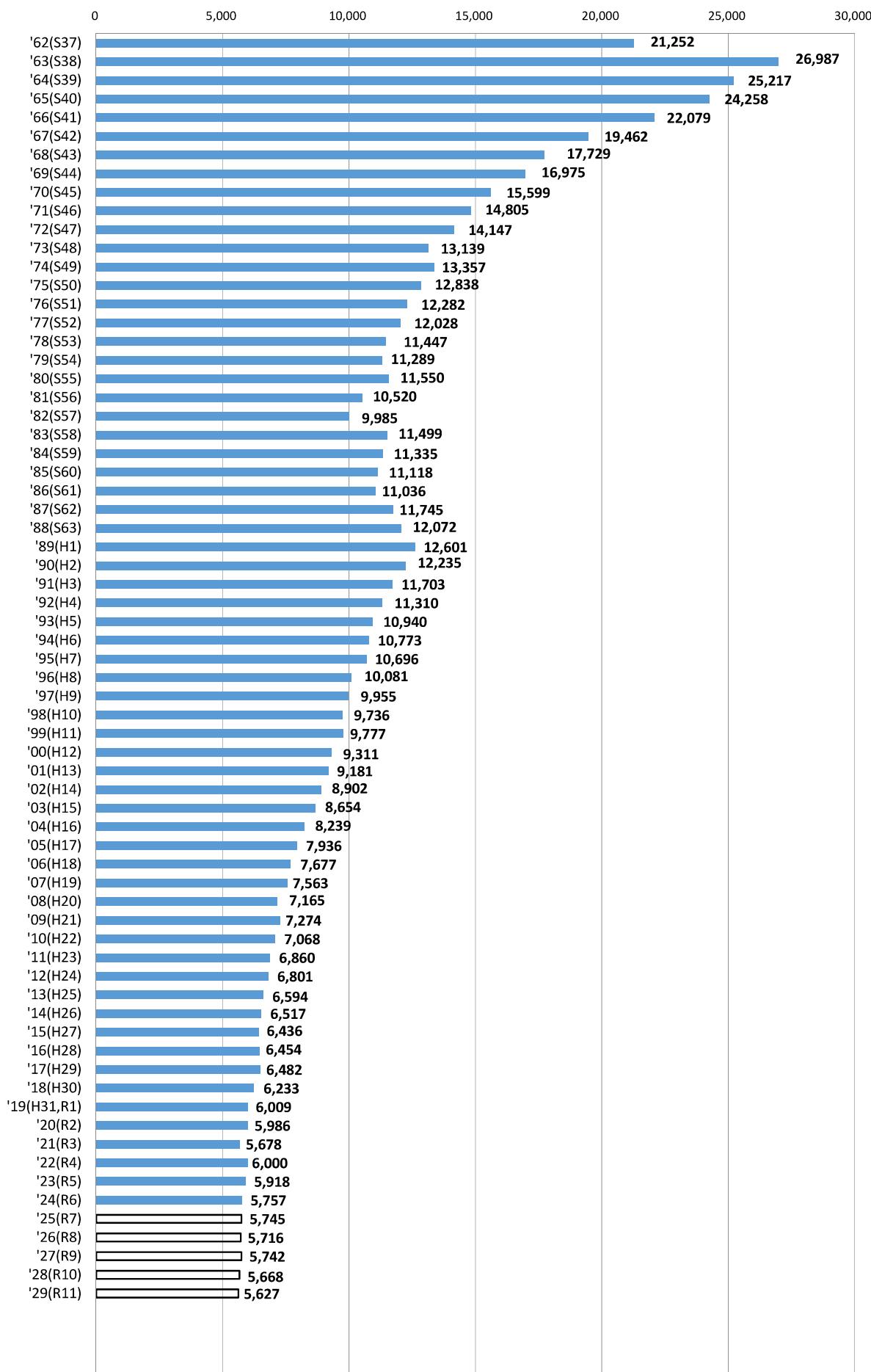
参考資料

1 中学校卒業者数の推移	-35-
2 高校の配置状況	-37-
3 県立高校のスクール・ミッショント具体的取組の方向性	-39-
4 江津地域の新設校開校準備委員会 I期まとめ	-48-
5 県外中学校からの入学者数（全日制課程）	-56-
6 前半期間の取組概要及び後半期間の取組項目	-57-
7 各学校・課程・学科の垣根を超える高等学校改革推進事業	-60-
8 高等学校DX加速化推進事業（DXハイスクール）	-61-

参考資料 1

中学校等卒業者数の推移 (各年3月卒業者数)

R6までは実数、R7以降はR6.5.1現在の小・中学校在籍者数



市郡別小・中学校在籍者数(R6.5.1現在)

R4.3～R6.3は中学校等卒業者実数

	高3 中学校卒業年	高2 R4.3	高1 R5.3	中3 R6.3	中2 R7.3	中1 R8.3	小6 R9.3	小5 R10.3	
安来市	330	324	305	311	327	279	294	270	
松江市	1,857	1,890	1,816	1,879	1,807	1,843	1,800	1,792	
雲南市	318	313	302	311	268	303	281	295	
飯石郡飯南町	49	34	41	28	34	36	27	34	
仁多郡奥出雲町	93	91	92	82	84	78	84	80	
出雲市	1,710	1,621	1,620	1,555	1,657	1,631	1,632	1,639	
大田市	285	276	254	263	266	268	256	244	
邑智郡	131	138	151	124	145	125	131	129	
川本町	25	17	22	17	18	23	18	22	
美郷町	35	44	33	37	45	30	35	28	
邑南町	71	77	96	70	82	72	78	79	
江津市	190	180	143	166	146	169	163	167	
浜田市	413	410	408	400	419	400	381	385	
益田市	417	396	394	403	361	393	390	354	
鹿足郡	74	95	90	76	73	71	85	73	
津和野町	38	53	38	49	44	38	48	40	
吉賀町	36	42	52	27	29	33	37	33	
隱岐の島町	101	106	105	108	100	97	114	117	
島前3町村	32	44	36	39	29	49	30	48	
県内合計	6,000	5,918	5,757	5,745	5,716	5,742	5,668	5,627	

参考資料 2

令和7年度 県立高等学校 入学定員

全 日 制 課 程				
学校名	学 科	学級数	入学定員	1学級人数
安 来	普 通	4	160	40
情報科学	情報処理	1	40	
	マルチメディア	1	120	40
	情報システム	1	40	
	計	3	120	
松 江 北	普 通	6	240	40
	理 数	1	40	40
	計	7	280	
松 江 南	普 通	5	200	40
	探究科学	2	80	40
	計	7	280	
松 江 東	普 通	5	200	40
松江工業	機 械	1	40	40
	電子機械	1	40	40
	電気電子工学	1	40	40
	情報クリエイター学	1	40	40
	建築都市工学	1	40	40
松江商業	計	5	200	
	商 業	3	40	
	国際ビジネス	1	200	40
	情報処理	1	40	
松江農林	計	5	200	
	生物生産	1	40	40
	環境土木	1	40	40
	総合学科	2	80	40
大 東	計	4	160	
	普 通	3	90	30
	横 田	普 通	3	90
三 刀 屋	総合学科	4	160	40
掛合	普 通	1	40	40
飯 南	普 通	2	80	40
平 田	普 通	4	160	40
出 雲	普 通	6	240	40
	理 数	1	40	40
	計	7	280	
出雲工業	機 械	1	40	40
	電 気	1	40	40
	電子機械	1	40	40
	建 築	1	40	40
	計	4	160	
出雲商業	商 業	3	120	40
	情報処理	1	40	40
	計	4	160	
出雲農林	植物科学	1	40	40
	環境科学	1	40	40
	食品科学	1	40	40
	動物科学	1	40	40
	計	4	160	

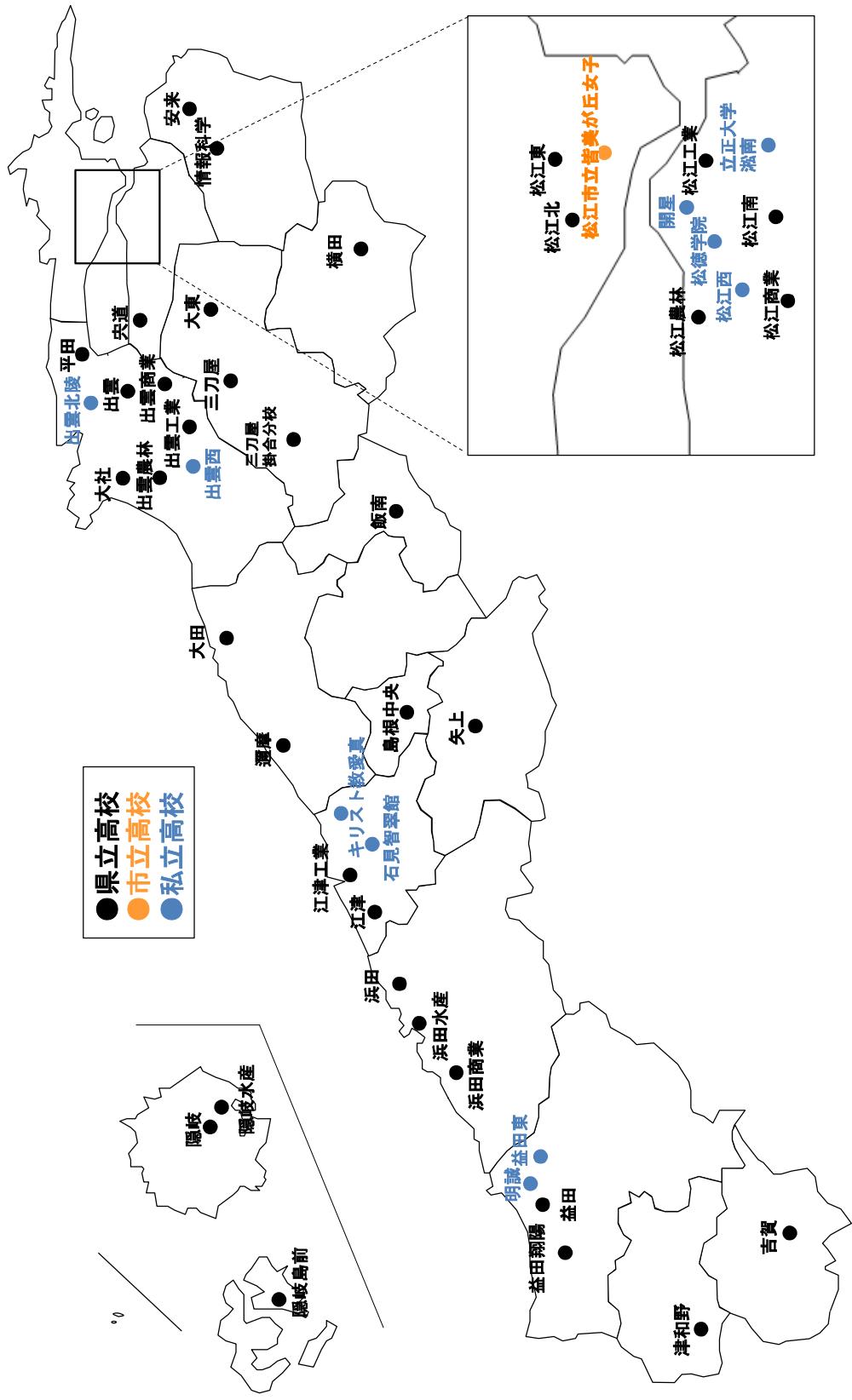
全 日 制 課 程				
学校名	学 科	学級数	入学定員	1学級人数
大 社	普 通	5	200	40
	体 育	1	40	40
	計	6	240	
大 田	普 通	3	120	40
	理 数	1	40	40
	計	4	160	
邇 摩	総合学科	3	120	40
島根中央	普 通	3	105	35
矢 上	普 通	2	72	36
	産業技術	1	36	36
	計	3	108	
江 津	普 通	2	80	40
	機械・ロボット	1	40	40
	建築・電気	1	40	40
浜 田	計	2	80	
	普 通	4	160	40
	理 数	1	40	40
浜田商業	計	5	200	
	商 業	1	80	40
	情報処理	1	40	40
浜田水産	計	2	80	
	海洋技術	1	40	40
	食品流通	1	40	40
益 田	計	2	80	
	普 通	3	120	40
	理 数	1	40	40
益田翔陽	計	4	160	
	電子機械	1	40	40
	電 気	1	40	40
吉 賀	生物環境工学	1	40	40
	総合学科	1	40	40
	計	4	160	
津 和 野	普 通	1	40	40
隠 岐	未来共創	2	80	40
	普 通	2	60	30
	商 業	1	30	30
隠岐島前	計	3	90	
	普 通	1	80	40
	地域共創	1	40	40
隠岐水産	計	2	80	
	海洋システム	1	40	40
	海洋生産	1	40	40
合 計	計	2	80	
	合 計	126	4,923	

定 時 制 課 程				
学校名	学科(部)	学級数	入学定員	1学級人数
松江工業	機 械	1	40	40
	電 気	1	40	40
	建 築	1	40	40
	計	3	120	
宍 道	普通(午前部)	2	80	40
	普通(午後部)	1	40	40
	普通(夜間部)	1	40	40
	計	4	160	
浜 田	普通(昼間部)	1	40	40
	普通(夜間部)	1	40	40
	計	2	80	
合 計		9	360	

通 信 制 課 程		
学校名	学 科	入学定員
宍 道	普 通	300
浜 田	普 通	100
合 計		400

高校の配置状況

県立 全日制35校（うち分校1校）、定時制3校、通信制2校
 私立 全日制10校、通信制2校



参考資料 3

県立高校のスクール・ミッションと 具体的取組の方向性

令和5年3月
島根県教育委員会

県立高校のスクール・ミッションと具体的取組の方向性

- スクール・ミッションとは、各高校に期待される社会的役割等のことです。
- 島根県教育委員会は、各高校のこれまでの取組を更に推進し、県立高校がしまねの子どもたちにとって、より魅力ある学校へと発展していくよう、次のようにスクール・ミッションを定めました。
- スクール・ミッションを基盤として、各高校は地域と協働して、目指す学校像や育てたい生徒像などを、学校運営の基本方針であるグランドデザインとして策定し、これに沿って、特色ある教育活動を更に推進していきます。

1 普通科高校（普通科系総合学科高校含む）

(1) 中山間地域・離島の高校（郡部の高校及び分校）

スクール・ミッション	
中山間地域・離島の生徒の学びを支える高校として、地域との多様な関わりの中で、島根らしいきめ細かな学びを推進し、地域コミュニティーや文化的拠点としての役割を果たしつつ、課題解決能力を身に付けた地域や社会の担い手を育成する	
横田高校	コース制による学びによって生徒の多様なニーズに応えるとともに、地域資源を生かした課題解決型学習等を通して、地域への愛着と誇りを持ち、地域や社会の未来をけん引することができる人材を育成する
三刀屋高校 掛合分校	きめ細かな指導・支援とわかりやすい授業によって学力を育むとともに、地域をフィールドとした探究学習や、多様な人々との交流を通して、自立心を高め、地域や社会へ貢献する意欲をもった人材を育成する
飯南高校	多様性豊かな環境の中で、保・小・中との連携や生徒一人一人に寄り添ったきめ細かな指導・支援を通して、地域資源を生かした教育活動によって主体性を育み、活力ある地域や社会に貢献することができる人材を育成する
島根中央高校	コース制・総合選択制による多彩な科目選択と、地域と連携した課題解決型学習等を通して、多様な地域から集った生徒が様々な人々と学び合い、ともに地域や社会を創造し自己実現することができる人材を育成する
矢上高校	普通科と農業系専門学科による幅広い学びや地域での活動を通して、確かな知識・技能を提供するとともに、地域の産業や文化に関心を持ち、多様な分野でチャレンジし、地域や社会の発展に貢献することができる人材を育成する
吉賀高校	少人数指導によるきめ細かな学びを提供するとともに、地域の保・小・中学校や関係団体と連携した課題解決型学習等を通して、地域や社会の未来を支えることができる人材を育成する
津和野高校	コース制や少人数指導によるきめ細かな学習支援と、県外出身の生徒や地域の様々な人々との関わりを通して、広い視野とコミュニケーション力をもった、地域や社会に貢献することができる人材を育成する
隠岐高校	普通科と商業科による幅広い学びを提供するとともに、隠岐ユネスコ世界ジオパークを活用した課題解決型学習等を通して、地域や社会の課題解決と発展を担うことができる人材を育成する
隠岐島前高校	豊かな地域資源と人材の中で、地域と共に取り組む課題解決型学習等や、島外や県外出身者など校内外の様々な人々との交流を通して、広い視野をもった、地域や社会の未来を担うことができるグローカル人材を育成する

(2) 市部の高校

スクール・ミッション	
生徒の興味・関心、学習ニーズに応じた学びを提供するとともに、生徒一人一人へのきめ細かな学習支援と、地域や大学、企業等と連携した課題解決型学習等を推進し、大学進学をはじめとする多様な進路希望を実現することで、地域や島根県、日本を支える人材を育成する	
安来高校	確かな学力と主体的な学習意欲を育むとともに、地域と連携した課題解決型学習等を通して、大学等への進学や地元地域への就職など多様な進路希望の実現を支援し、地域への愛着を持ったよりよい社会の創り手を育成する
松江北高校	高度な学びに向かう知的好奇心・探究心を高める教育活動を行い、大学等への進学をはじめとする進路希望の実現を力強く支援することを通して、地域社会や日本、国際社会で活躍することができる人材を育成する
松江南高校	S S Hプログラムを生かした探究的な学びや、進路希望に応じて主体的に科目選択ができる単位制による学びを通して、グローバル社会の持続可能な発展に貢献することができる人材を育成する
松江東高校	地域の大学や企業等と連携した深い学びや、進路希望に応じて主体的に科目選択ができる単位制による学びを通して、持続可能な地域社会の創造をけん引することができる人材を育成する
大東高校	多様な進路希望に対応したきめ細かな学習支援と、地域社会に開かれた教育活動を通して、主体的に学ぶ姿勢を持ち、知識・技能を協働的に活用して自らと地域や社会の未来を切り拓くことができる心豊かな人材を育成する
三刀屋高校	総合学科の特長を生かした多様な進路希望に対応したカリキュラムやキャリア教育と、地域と連携・協働した探究学習を通して、確かな学力と社会貢献力を持った未来を創造することができる人材を育成する
平田高校	地域との強い連携による課題解決型学習等をはじめとする探究的な学びと、進路希望に応じたきめ細かな学習支援を通して、新しい時代の地域や社会を切り拓き、主体的に地域や社会と向き合うことができる人材を育成する
出雲高校	S S H事業での取組の成果を生かした探究的な学習や協働的な活動を通して、確かな根拠に基づく高度な科学的思考力を伸ばし、新しい時代の社会のイノベーションをけん引することができる人材を育成する
大社高校	探究的な学びとスポーツに関する専門的な学びを通して、挑戦し続ける力や協働する力、ふるさとへの誇りを持った、スポーツ界をはじめ多様な舞台においてグローカルな視点で地域の発展を支えることができる人材を育成する
大田高校	確かな学力を育むことで、大学等への進学をはじめとする多様な進路希望に対応するとともに、地域と連携した課題解決型学習等を通して、地域や社会の未来を切り拓くことができる人材を育成する
江津高校	多様な進路希望に対応したきめ細かな学びと、地域と連携した課題解決型学習等を通して、地域や社会に貢献するために挑戦し、未来を変えていく力をもった人材を育成する
浜田高校	大学や地域と連携した学習や探究活動を行い、大学等への進学をはじめとする進路希望の実現を力強く支援することを通して、地域社会や日本、国際社会の発展や課題解決に貢献する人材を育成する
益田高校	地域や大学、研究機関との連携による先端的・探究的な学びや、進路希望の実現に向けて主体的に科目選択ができる単位制による学びを通して、地域や国の未来を切り拓くことができる人材を育成する

具体的取組の方向性

＜中山間地域・離島の高校＞

① 地域の通学可能な高校として現状の学校配置を維持

各校の魅力化・特色化を更に推進することで、基本的には地域の通学可能な高校として維持し、地元地域の中学校卒業者等の進路保障を図るとともに、地域コミュニティーの拠点としての役割の維持・発展に取り組む。

※ 今後の少子化や過疎化が懸念される状況を踏まえ、将来を見通した学校・学科の在り方については、中学校卒業者数や志願者数、入学者数の状況等を注視しつつ、魅力化・特色化の取組の成果等を踏まえながら、中長期的な視点で引き続き研究していく。

② 多様な学びの保障

社会や時代の変化、生徒の多様なニーズに応じた多様で先端的な学びを保障する観点から、単位制の導入やコースの見直しを行うとともに、ＩＣＴ活用等による県内外の大学や他の県立高校等との連携を更に推進する。

＜市部の高校＞

① 各校の特色化・魅力化の更なる推進

島根県や地域の拠点を担う普通科高校として、各校の特色化・魅力化を推進し、生徒のニーズや社会の変化に応じた多様な学びを保障する観点から、魅力ある学科の配置や単位制の導入、特色ある教育課程編成に基づくコース制の導入等に取り組む。

② 今後の学校・学科の在り方

各地域の中学校卒業者数や志願者数、入学者数の状況等を注視しつつ、通学に関わる公共交通網の実態や魅力化・特色化の取組の成果等を踏まえながら、地域の望ましい教育環境を維持する観点から、今後の少子化や過疎化が懸念される状況を踏まえ研究していく。

③ 地域外入学制限の緩和

松江北高校・松江南高校・松江東高校・出雲高校における普通科の地域外入学制限について、松江・出雲の両地域の教育の機会保障や周辺地域等への影響を考慮した上で、緩和に向けて見直しを行う。

＜県外からの生徒の受入方針＞

県外からの生徒の受入れについては、県内生・県外生の双方に質の高い教育を提供するという目的と、各校の体制や地域の住まい確保の実情に鑑み、県内生と県外生のバランスに配慮しながら取り組んでいく。

2 専門高校（専門科系総合学科高校含む）

スクール・ミッション	
知識・技能の確実な定着を図るとともに、大学や企業等と連携した先端的・実践的な学びと、社会の変化に対応した高度な専門的知識・技能の習得を推進し、地域社会や島根県、日本の産業界を支える職業人材を育成する	
工業に関する学科を設置する高校	
松江工業高校 出雲工業高校 江津工業高校 益田翔陽高校	地元企業等との連携による取組の成果を生かし、社会の変化や地域の産業界からのニーズに応えるものづくり教育を通して、地域産業等を担うことができる専門性豊かな工業人材を育成する
商業に関する学科を設置する高校	
情報科学高校 松江商業高校 出雲商業高校 浜田商業高校 [再掲] 隠岐高校	最先端の専門知識・ビジネススキルの習得や資格取得に取り組むとともに、地元企業や経済団体等と連携した活動を通して、新しい時代の幅広い分野の地域産業等を担うことができるビジネス・IT人材を育成する
農業に関する学科を設置する高校	
松江農林高校 出雲農林高校 [再掲] 矢上高校 益田翔陽高校	新しい時代の農業に関する専門的・実践的な教育と、生徒の興味・関心に応じた幅広い領域の学びを通して、農業関連産業をはじめ、多様な分野で地域や社会に貢献することができる人材を育成する
水産に関する学科を設置する高校	
浜田水産高校 隠岐水産高校	豊かな海洋環境と大型練習船「神海丸」等の充実した施設・設備による実習や地域との連携を通して、船舶運航・水産加工業・栽培漁業等をはじめ、資格を生かした地域を支える多様な分野で活躍することができる人材を育成する
専門科系総合学科を設置する高校	
邇摩高校 [再掲] 松江農林高校 益田翔陽高校	総合学科の特長を生かして、職業に直結した専門性を育成するとともに、生徒の興味・関心に応じた多彩な選択科目による学びを通して、幅広い知識・技能をもった将来の地域産業等を担う人材を育成する

具体的取組の方向性

① 多様な進路保障の実現

生徒の多様な進路希望を保障する観点から、大学等への進学を希望する生徒のニーズにも対応することができる教育課程の改善や、コース制の導入など指導体制の充実に取り組む。

② 情報発信及び生徒募集の充実

中学生等にわかりやすく、魅力が十分に伝わるように、情報発信の充実に取り組むとともに、生徒の適性や進路希望により対応できるよう、くくり募集など募集方法の工夫に取り組む。

③ 施設・設備の充実と活用

最先端の専門的科学技術教育に必要な施設・設備や、地域産業に応じた実践的な施設・設備の整備及び有効な活用について、各校の取組やニーズに対応していく。

④ 今後の学校・学科の在り方

志願者数、入学者数の状況等を注視しつつ、魅力化・特色化の取組の成果や産業界のニーズ等を踏まえ、学科間の領域を横断する学習や体験活動の充実など専門高校としての機能や強みが十分に發揮できるよう、望ましい学校・学科の配置について検討していく。

3 定時制・通信制高校

スクール・ミッション

生徒の興味関心、能力・適性や一人一人の成長の過程に寄り添うとともに、多様な学習形態へのニーズや生活スタイルに対応したきめ細かな学びを推進し、社会での自立に必要となる一般的教養や専門的な知識・技能を身に付けた地域や社会の担い手を育成する

普通科を設置する高校

宍道高校 (定時制) (通信制)	生徒のニーズに合わせて柔軟に学習時間帯等を選択することができる学習形態と、一人一人の習熟度に応じた学びを通して、社会とつながり、主体的に学ぶ意欲を持った、地域や社会に貢献することができる人材を育成する
浜田高校 (定時制) (通信制)	

工業に関する学科を設置する高校

松江工業高校 (定時制)	協働的な授業や主体的に他者と関わる課題研究と、一人一人の習熟度に応じたきめ細かな学びを通して、社会と関わる力と、ものづくりに必要な知識・技能を身に付けた地域や産業界に貢献することができる人材を育成する
-----------------	--

具体的取組の方向性

① 多様な学習ニーズに対応した学びの保障

多様な学習ニーズに対応し、生徒一人一人に応じた、わかりやすく、きめ細かな学びを提供するとともに、ＩＣＴを効果的に活用するなど、確かな知識・技能の定着を図る。

② 地域や社会を支える自立した人材の育成・輩出

学校での学びと社会や日常生活とのつながりを強化するとともに、地域への深い理解を育むことで、大学等への進学や地元企業への就職等を通じて地域や社会を支える人材の育成・輩出を推進する。

③ 今後の学校・学科の在り方

志願者数、入学者数の状況等を注視しつつ、生徒の多様な学習ニーズを踏まえながら、中長期的な視点に立って研究していく。

【参考】

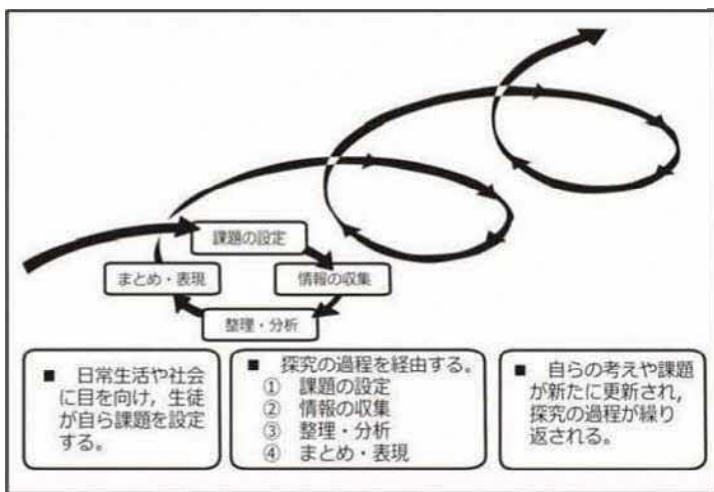
課題解決型学習 (Project Based Learning)

自ら問題を発見し解決する能力を養うことを目的とした学習法。文部科学省が定義するアクティブラーニング (=学習者の能動的な参加を取り入れた授業、学習法) のひとつ。

探究的な学習

身に付けた知識・技能を活用し、自ら課題を発見する力、他者と協働しながら主体的に課題解決を図ろうとする力、定まった答えのない課題に対しても最善解を導き新たな価値を創造していく力などの育成を目指す学び。

<イメージ>



学習指導要領（平成30年公示）解説「総合的な探究の時間編」より抜粋

単位制

学年による教育課程の区分を設けず、決められた単位を修得すれば卒業が認められる制度。文部省令改正により、昭和63年度から定時制・通信制課程において導入され、平成5年度からは全日制においても設置可能となった。

SSH (スーパーサイエンスハイスクール)

文部科学省が指定する、将来の国際的な科学技術関係人材の育成を目指して先進的な理数教育を実施する高等学校。

くくり募集（一括募集）

複数の学科をひとくくりにして募集し選抜する募集方法。1年次は共通のカリキュラムを履修し、2年次以降に学科別のカリキュラムに取り組む。

グローカル

グローバル (Global 地球規模の、世界規模の) とローカル (Local 地方の、地域的な) を掛け合わせた造語で、「地球規模の視野で考え、地域視点で行動する (Think globally, act locally)」という考え方。

参考資料 4

言誰もが、言誰かの、
そこからもの。

江津地域の新設校開校準備委員会

I 期まとめ

令和 7 年 3 月 26 日

新設校開校準備委員会

令和5年12月決定の基本的な方針

- ① 江津地域の子どもたちの進路の選択肢の確保と、教育活動の充実を最優先に考え検討
- ② 江津高校と江津工業高校を統合し、1学年120人規模の新たな魅力ある高校を設置
- ③ 江津高校が築いてきた地域連携による進学を念頭においていた学びを継承
- ④ 江津工業高校の伝統を生かすとともに、県西部の工業教育へのニーズに対応できるよう、工業教育の更なる魅力化を検討
- ⑤ 学科名、コース名、教育の具体的な内容については、地域の意見を丁寧に聴取しながら検討
- ⑥ 地域や地元教育機関等と連携し、探究的な学びを生かした魅力ある教育を展開
- ⑦ 工業教育の実習施設・設備が必要であることから、新設校は江津工業高校の場所を念頭
- ⑧ 開校する時期は、教育課程の検討と、それを踏まえた施設整備のため、令和10年度前後を想定
- ⑨ 開校までの間、または開校後であっても、地域や社会のニーズを捉え、時代にあった魅力ある学びとなるよう柔軟に対応し、必要があれば方針等を見直す

1 設置場所

- 江津市江津町 1477 番地 (江津工業高校所在地)

2 開校及び閉校

(1) 新設校の開校

- 令和 10 年 4 月 (令和 9 年度実施の入学者選抜より募集開始)

(2) 新設校の設置

- 令和 9 年度中に設置 (県議会への条例案提出) 予定

(3) 新設校のイメージ

- 普通科系には「普通科」と「新しい普通科」、工業科には「機械・電気系」と「建築都市工学系」の学科を設置し、それぞれをくくり募集する。

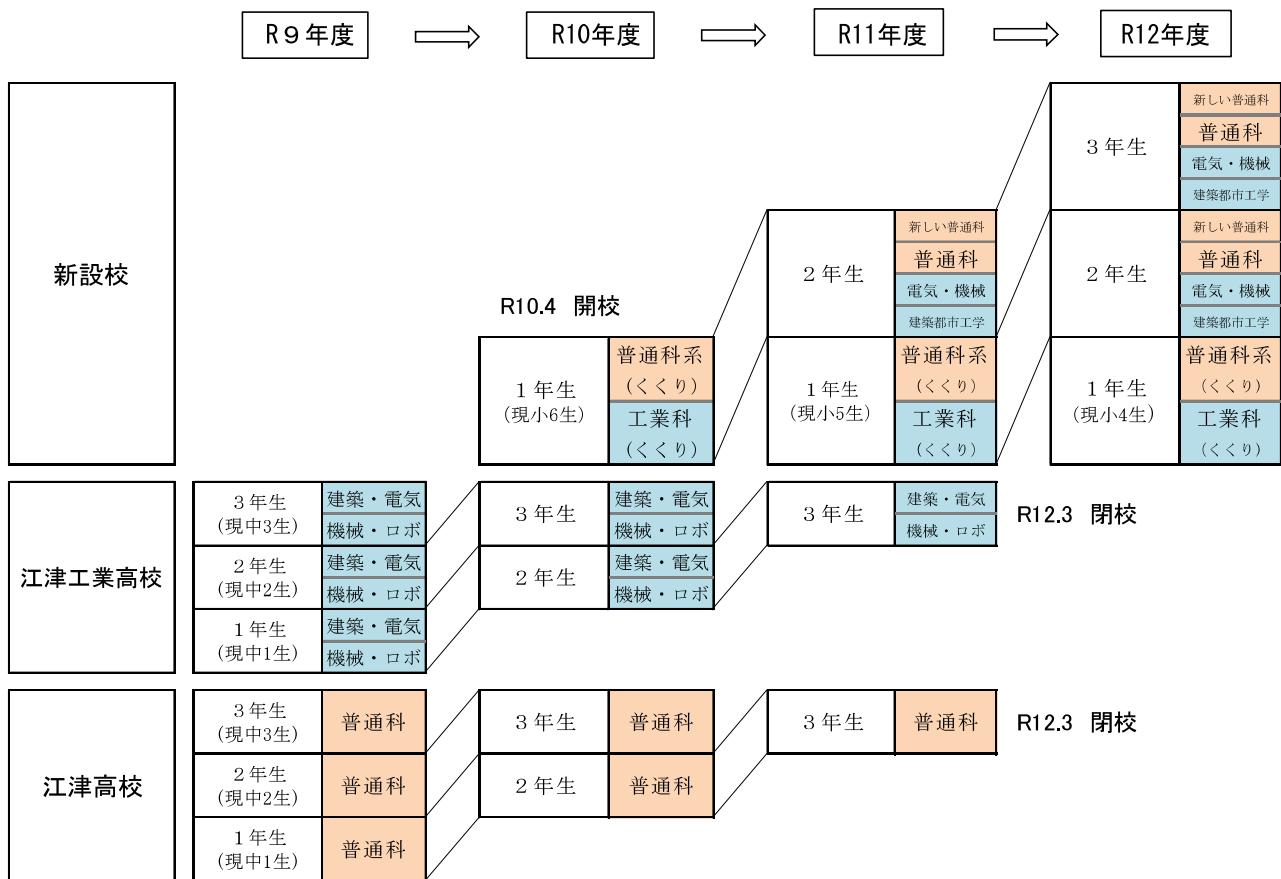
学科・コースの内容 (学科名・コース名は未定)		1 学年当たりの学級数
普通科系	普通科	<ul style="list-style-type: none"> 文系・理系への進学 看護・栄養・保育などの資格職をめざす進学 地域課題の探究からの学びを育てるための進学
	地域と連携した「新しい普通科」	2 学級 (60) くくり募集
工業科	機械・電気系 学科	<ul style="list-style-type: none"> 機械コース 電気コース ※ 大学等への進学にも対応
	建築都市工学系 学科	2 学級 (60) くくり募集

(4) 江津高校・江津工業高校の募集停止

- 令和 10 年入学者選抜 (令和 9 年度実施) から募集停止
- 令和 8 年度及び 9 年度の入学生は卒業まで入学した学校で学習
- 令和 10 年度及び 11 年度は江津工業高校と新設校の生徒が同じ校地で学習、江津高校の生徒が江津工業高校及び新設校の生徒と共に様々な教育活動を行える体制を整える

〈参考〉 令和9～12年度の配置

※ カッコ内の現学年は令和6年度現在



3 学びの特色

(1) 普通科系の学び

- 普通科を1学級、地域と連携した学びのための「新しい普通科」を1学級設置する。「新しい普通科」の学科名は今後検討する。
- 普通科、「新しい普通科」とともに文系・理系への進学、地域が必要とする看護・栄養・保育などの資格職をめざす進学に対応し、「新しい普通科」には地域と連携した探究的な活動を実践する学校設定教科・科目を設置する。
- 1年次には共通した教育課程で学び、2年次から生徒が自らの適性や興味
 - 関心に応じて普通科、または「新しい普通科」を選択できるようくくり募集とする。
- 工業科の学びや、工業科の生徒と協働した学びにより、幅広い視点から地域課題の探究や自らのキャリアを深める教育課程とする。
- これまでの県立大学との連携の実績を基に、さらに充実した地域探究活動を実現する。

(2) 工業科の学び

- ・ 機械、電気、建築の学びに加え、地域のニーズから都市工学系の学びを加える。
- ・ 機械・電気系の学科の中に機械コース、電気コースを設置する。建築都市工学系学科では建築の学びに加え、街づくりに必要な測量や設計などを学ぶ都市工学系の内容も加える。学科、コースの名称は引き続き検討する。
- ・ 1年次には工業について幅広く学び、2年次から生徒が自らの適性や興味・関心に応じてコースを選択できるようくくり募集とする。
- ・ 普通科の探究活動と連携した課題研究により、地域課題を通じた工業の専門的、実践的な学びを実現する。
- ・ 島根大学材料エネルギー学部等、4年制大学や短大・専門学校への進学を希望する生徒にも対応した教育課程とする。
- ・ 島根職業能力開発短期大学校（ポリテクカレッジ島根）の総合制作と新設校の工業科における課題研究との連携や、必要な実習設備の相互使用などの連携した学びを実現するための検討を引き続き行う。
- ・ より高度な資格取得のための学びを工夫する。
- ・ 引き続き地元産業界等と連携とした工業教育を進める。

(3) 両科に共通した学び

- ・ 柔軟な授業の選択が可能となるように単位制の導入について検討する。
- ・ 江津市、江津市教育委員会等と江津市内県立学校3校を含むGO▶GOTUコンソーシアムで、地域と連携した学びを構想する。

4 教育活動の特色

(1) 学校行事

- ・ 普通科系と工業科が併置されている特色を生かした、地域に開かれた学園祭等の学校行事を計画。

(2) 部活動

- ・ 江津高校・江津工業高校の特色を引き継ぎ、男女ハンドボール、水球、ボート部の強化を進める。
- ・ 石見神楽など地域の伝統や文化を生かした地域に貢献できる部活動や、工業の専門性を生かしたモノづくりのできる部活動の設置を検討する。

(3) 円滑な統合に向けた教育活動

- ・ 新設校設置までの期間においても、両校での行事の合同開催や、部員不足の部活動における合同チームの結成、合同練習などの取組を積極的に行う。
- ・ 活動のために必要な交通手段としてバスを整備し、円滑な統合に向けた取組に活用する。

5 施設・設備の構想

(1) 安心・安全な教育環境の整備

- ・ 不足する女子トイレや女子更衣室等の基本的な環境を整備する。
- ・ 老朽化した校舎、実習棟及び屋内運動場については、校地の測量を踏まえ整備について検討する。

(2) 特色ある学びに必要な施設・設備

- ・ 普通科、地域と連携した「新しい普通科」、工業科の学びを実現するための学習環境を整備する。
- ・ 新たな都市工学系の学びに対応するための設備を整備する。
- ・ 普通科系の学び、工業科の学びが両立できるよう図書館や教科教室等の整備を検討する。

(3) 住まい確保

- ・ 普通科系、工業科ともに、県西部全体から入学を希望する生徒がいることが想定されることから、通学困難な生徒への住まい確保のため既存寄宿舎を改修する。
- ・ 女子生徒も利用できるようにするため、既存寄宿舎を改修し、女子棟を整備する。

6 Ⅱ期の検討内容等

(1) 主な検討内容

1) 教育の特色について

- ・ 具体的な教育活動
- ・ 教育課程の編成
- ・ 校内規程、年間行事予定の策定

2) 施設整備について

- ・ 校地の測量を踏ました教室棟・管理棟整備の基本計画
- ・ 寄宿舎の整備計画

3) 円滑な統合に向けた活動

- ・ 合同部活動や行事の合同開催
- ・ 地域への周知、パンフレット等の作成による生徒募集

4) 校名・校歌・校章等について

- ・ 校名の公募・選定
- ・ 校歌・校章等の在り方検討
- ・ 制服・体操服等についての検討

5) 両校の在校生や地域の中学生等からの意見聴取について

- ・ 意見聴取の時期、内容

(2) 新設校開校準備委員会本会議

- ・ 定期的に開催し、開校プロジェクトチームの報告を受けて検討を進め教育委員会に報告する。
- ・ 本会議のスケジュール（予定）

回	日時	検討内容
第1回	R 7年4月中旬	<ul style="list-style-type: none"> ・ 検討スケジュール ・ 準備委員会の構成 ・ プロジェクト部会について ・ 施設整備について ・ 校名について等
第2回	7月中旬	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設整備について ・ 教育内容について ・ 円滑な統合に向けた教育活動の計画 ・ 校名について等
第3回	10月中旬	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設整備について ・ 教育内容について ・ 校名について ・ 入学者選抜について等
第4回	2月中旬	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第6回以降の検討スケジュール ・ 教育内容について ・ 校名について ・ 入学者選抜について等
第5回	R 8年4月中旬	<ul style="list-style-type: none"> ・ 検討スケジュール ・ 準備委員会の構成 ・ プロジェクト部会について ・ 施設整備について ・ 校名について等

(3) 開校プロジェクトチーム

- ・ 必要に応じて開催し、検討内容を本会議に報告する。
- ・ II期当初は、I期学校魅力化部会を継承し検討を進める。
- ・ 必要となった段階で、総務部会、生徒部会、生徒支援部会を開催し、具体的な検討や作業を行う。

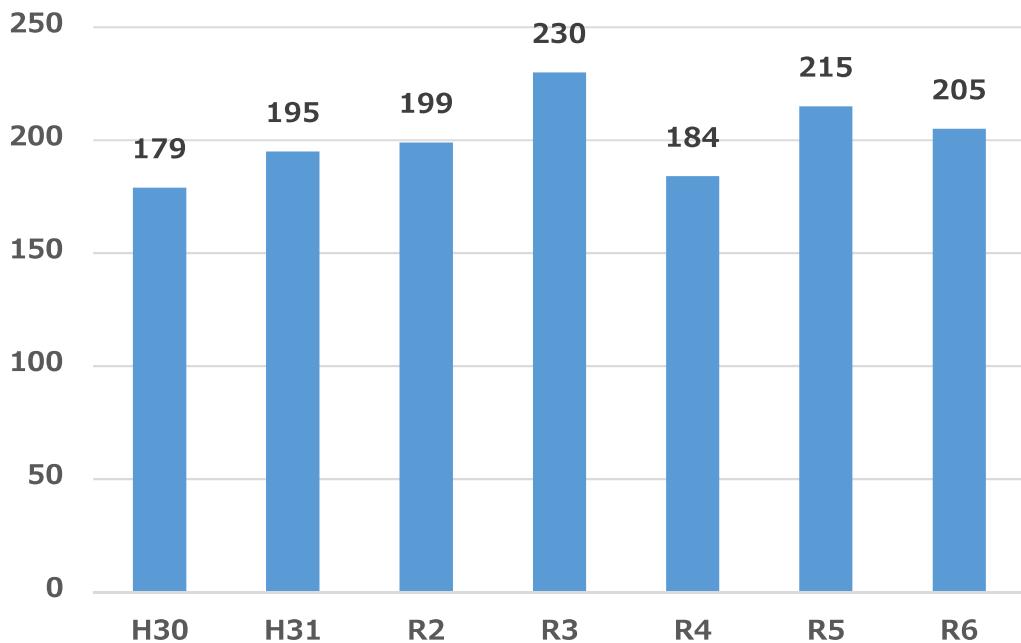
・ 令和7年度以降のプロジェクトチームの構成

部会	あて職（上段は江津高校、下段は江津工業高校）				
総務部会	総務主任	寮務主任	総務部員	事務	
	総務主任	寮務主任	総務部員	事務	
学校魅力 化部会	主幹教諭	教務主任	進路指導主事	企画情報主任	
	教務主任	進路指導主事	学科主任	コース長	
生徒部会	生徒指導主事	生徒部員	体育科		
	生徒指導主事	生徒部員	体育科		
生徒支援 部会	人権・同和教 育主任	保健主事	図書担当	養護教諭	特別支援コー ディネーター
	人権教育主任	保健主事	図書担当	養護教諭	特別支援コー ディネーター

※ 必要に応じて両校校長の判断でオブザーバーを加える。

参考資料 5

県外中学校からの入学者数（全日制課程）



しまね留学推進校(注1)へ
県外中学から入学した生徒数(注2)

年度 高校名	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
情報科学	1	6	1	2	2
大 東	0	1	—	—	—
横 田	5	12	8	11	10
三 刀 屋	3	2	1	1	2
飯 南	10	9	6	6	5
大 田	1	6	4	5	3
島根中央	29	27	23	32	32
矢 上	24	21	11	14	18
江 津	4	2	1	2	2
江津工業	1	2	1	—	0
浜田水産	10	12	9	5	11
吉 賀	8	7	10	7	8
津 和 野	24	36	20	27	18
隠 岐	2	1	4	9	5
隠岐島前	34	33	31	28	24
隠岐水産	9	30	24	20	20
計	165	207	154	169	160

しまね高2留学（地域高2留学）
留学者数（注3）

年度 高校名	R 2	R 3	R 4	R 5
大 東	1	0	1	0
三 刀 屋	1	1	0	0
津 和 野	2	2	0	0
隠岐島前	2	3	1	1
隠 岐	—	3	0	2
島根中央	—	—	—	1
計	6	9	2	4

(注3) 各年度の4月時点で、高校2年次に県外の高校に在籍しながら島根県内の県立高校に留学している生徒数。なお、表中の「—」は、前年度に留学生の募集を行っていないため、留学生がいないことを指す。

(注1) 一定程度の要件(寄宿舎等の受入体制、入学後の支援体制等)を設け、積極的に県外生徒募集を行う島根県内の県立高校

(注2) 各年度の4月に県外中学から入学した生徒数。なお、表中の「—」は、前年度にしまね留学推進校として県外生徒募集を行っていないことを示す。

参考資料 6

◇前半期間の記載概要及び後半期間の具体的な取組項目

第1章 「生きる力」を育む魅力ある高校と地域づくりの推進

★ 地域に根ざした小さな高校が魅けた大きな教育効果を全県に広げ、全国に誇れる島根らしい魅力ある高校づくりを進める

1 学校と地域の協働体制の充実（←「1 地域協働スクールの実現」からの変更）

＜前半の具体的な取組＞

- 「目指す学校像」、「育てたい生徒像」、特色ある教育課程及び「求める生徒像」など（グランドデザイン）の明確化
- 「高校魅力化コンソーシアム」を全学校で構築・推進

＜グランドデザインの策定完了を受け、実現に向けて＞

＜持続可能な組織にするために＞

＜後半の具体的な取組＞

- (1) 学校と地域との協働の推進

- (2) 魅力化コンソーシアムの持続可能な運営

【新】(3) 卒業生とのつながりづくり

2 地域資源を活用した特色ある教育課程の推進（←「2 地域資源を活用した特色ある教育課程の構築」からの変更）

＜前半の具体的な取組＞

- 全校での地域課題解決型学習の実施
- 県教委による地域課題解決型学習の促進支援

＜探究的な学びへ＞

＜探究的な学びへの支援＞

＜後半の具体的な取組＞

- (1) 各高校における探究的な学びの推進

- (2) 探究的な学びの更なる普及・充実に向けた支援

- (3) 各高校におけるキャリア教育の更なる充実

- (4) 高大連携の更なる推進

- (5) 地域資源を活用した教育活動に関わる各主体間の役割最適化

- (6) コーディネート人材の確保・育成

- 教職員の意識向上や資質・能力の育成、学校体制の構築

＜各主体の役割整理と確保・育成に向けて＞

3 多様な学びの保障

＜前半の具体的な取組＞

- 進路希望に応じた資質・能力等を育む観点から、多様な学びの保障に向けた取組

＜一人ひとりの進路実現に向けた取組の深化＞

- (1) 各高校における生徒が主体となる授業デザインを目指した授業改善の推進
- (2) 教員の指導力向上に向けた取組の推進
- (3) これからの社会を生きるために資質・能力の育成に向けた教育の充実

- 課外における学びの場の工夫、部活動の活性化

＜小規模校における課題への対応＞

- (4) 小規模校等における多様な学びの保障に向けた取組の推進

＜地域での学びの場を創造＞

- (5) 地域における学びの場づくり

＜充実に向けて＞

- (6) 部活動の充実

4 「学びの成果」の捉え方・示し方の開発と、学校評価の改善

＜前半の具体的な取組＞

- 狹義の学力のみにとどまらない幅広い資質・能力の評価方法の研究
- 実効性の高い学校評価の推進、地域への情報発信
- 高校魅力化の取組の評価について、効率性・実効性の高い評価システムの検討（ICTの活用など）

＜評価手法の開発・実践＞

- (1) 各高校における観点別学習状況の評価を通じた指導方法の改善、生徒の学習意欲の向上

＜評価の効果的な活用に向けて＞

- (2) 「指導と評価の一体化」の推進に対する支援

＜検討・構築から活用へ＞

- (3) 実効性の高い学校評価の推進、地域への情報発信

- (4) 高校魅力化の取組に係る評価の効果的な活用の促進

5 「しまね留学」による県外からの生徒の受け入れ（←「5 「しまね留学」の推進」からの変更）

＜前半の具体的な取組＞

- 県外生徒の受け入れ
- 県外生徒受け入れのための寄宿舎等を連携して確保・整備

＜受け入れの継続＞

＜後半の具体的な取組＞

- (1) 県外からの生徒の受け入れ

- (2) 県外からの生徒受け入れ施設等を市町村等と連携して確保・整備

◇前半期間の記載概要及び後半期間の具体的な取組項目

第2章 生徒自らが選び、学び、夢を叶える高校づくりの推進

★ 主体的な学習を促し、個性、適性、志向性に応じた多様な学びを生徒一人一人が追求できる、魅力ある高校づくりを進める

1 「求める生徒像」の確立と入学者選抜方法の改善

<前半の具体的な取組>

<input type="checkbox"/> 「求める生徒像」の確立及び情報提供
<input type="checkbox"/> 各高校の魅力や特色が効果的に伝わる情報発信の方法検討
<input type="checkbox"/> GDや英語等によるプレゼン等、推薦選抜における独自試験の導入検討
<input type="checkbox"/> 県教育委員会での成果・課題及び選抜方法の検討

<後半の具体的な取組>

<特色選抜の開始と継続的な検証・改善>

- (1) 各高校における特色選抜に係る新たな選抜方法の導入や出願要件に関する継続的な検証と改善

<選抜方法の継続的な検証・改善>

- (2) 高校入学者選抜の在り方に係る継続的な検証と改善

2 特色ある学科・コースの設置による、主体的な学びの推進

(1) 普通科高校

<前半の具体的な取組>

<input type="checkbox"/> 各学校の実情や生徒進路に対応した教育課程の編成、新たな学科・コース設置や学校設定教科・科目の開設検討
<input type="checkbox"/> 単位制の導入検討
<input type="checkbox"/> 新たな魅力ある取組の研究

<後半の具体的な取組>

- (1) 各高校の実情や生徒進路に対応した教育課程の編成、新たな学科・コース設置や学校設定教科・科目の開設検討
- (2) 単位制の導入検討
- (3) 新たな魅力ある取組の研究

(2) 専門高校

<前半の具体的な取組>

<input type="checkbox"/> 施設・整備の更新・充実、専門科目担当教員の確保検討
<input type="checkbox"/> 先進的で高度な知識、技術の体験やSPHの指定
<input type="checkbox"/> 地域課題解決型学習を通じた地域社会との関わり
<input type="checkbox"/> 近隣高校との連携等による、新たな魅力ある取組の研究

- (1) 地域や社会のニーズなど時代に応じた学科の設置や教育課程の編成を検討
- (2) 施設・整備の更新・充実、専門科目担当教員の確保検討
- (3) 先進的で高度な知識・技術の体験による専門的職業人の育成
- (4) 探究的な学びを通じた地域社会との関わり
- (5) 近隣高校との連携等による、新たな魅力ある取組の研究

(3) 総合学科高校

<前半の具体的な取組>

<input type="checkbox"/> 教育課程を工夫し、新たな系列の設置等について研究

- (1) 教育課程を工夫し、新たな系列の設置等について研究

(4) 定時制・通信制高校（課程）

<前半の具体的な取組>

<input type="checkbox"/> きめ細やかな教育活動の推進及びキャリア教育の充実
<input type="checkbox"/> 新たな学校設定教科・科目の開設など教育課程を研究

- (1) きめ細やかな教育活動の推進及びキャリア教育の充実
- (2) 新たな学校設定教科・科目の開設など教育課程を研究
- (3) 通信制高校の添削指導におけるデジタル教材の活用に向けた研究
- (4) 通信制高校のオンデマンド教材などメディアを利用した教育の研究、面接指導における対話的・協働的な学びの推進

(5) 中高一貫教育校

<前半の具体的な取組>

<input type="checkbox"/> 成果や課題の情報共有とコンソーシアム等において校種間のよりよい連携のあり方検討
<input type="checkbox"/> 地域課題を解決できる人材の育成

- (1) 校種間のよりよい連携の在り方の検討
- (2) 地域課題を解決できる人材の育成

3 生徒の主体性が発揮される高校づくりの推進

<前半の具体的な取組>

<input type="checkbox"/> 生徒自身がよりよい高校づくりに参画できる活動支援

<後半の具体的な取組>

- (1) 各高校における実践的な主権者教育
- (2) 各高校における積極的な生徒会活動
- (3) 各高校における生徒の学校運営への参画

4 教育上の配慮が必要な生徒の学びへの支援【新】

(1) 学びのセーフティネットの構築

<前半の具体的な取組>

<input type="checkbox"/> 全日制及び定時制課程への転学について、より柔軟な対応を課題を踏まえ検討
<input type="checkbox"/> 入学後の同一校内における学科変更について、各校の実情に応じて対応
<input type="checkbox"/> 通信制課程について、後期（10月）新入学の受け入れについても検討

<後半の具体的な取組>

- (1) 各高校における生徒一人ひとりの実情に応じた柔軟な履修及び単位修得認定
- (2) 帰国・外国人生徒等への日本語指導の充実
- (3) 生徒一人ひとりの「学ぶ権利」を保障するための学校づくり

(2) インクルーシブ教育システムの推進

<前半の具体的な取組>

<input type="checkbox"/> 校内委員会の機能強化、合理的配慮に基づく教育環境の整備
<input type="checkbox"/> 通級による指導充実、実施校拡大、担当教員の育成
<input type="checkbox"/> 「高校特別支援教育ネットワーク」の拡充

<後半の具体的な取組>

- (1) 合理的配慮の更なる理解啓発
- (2) 生徒個々の教育的ニーズに応じた個別最適な学びの実践
- (3) 通級による指導の更なる充実
- (4) 高校間及び中学校・高校間での連携強化

5 ICTを活用した授業改善の推進

<前半の具体的な取組>

<input type="checkbox"/> ICT環境の更なる整備や効果的な活用等を検討
<input type="checkbox"/> スキル向上のための教員研修の実施、ICTの特性や強みを生かした学習の充実

<後半の具体的な取組>

- (1) ICTを活用した情報活用能力の育成と教員の指導力向上
- (2) 各高校におけるICT活用教育の推進

◇前半期間の記載概要及び後半期間の具体的な取組項目

第3章 将来を見通した教育環境の整備

★ 将来を見通した各高校・指導の在り方の実現に向けた環境整備を推進する

1 地域別の高校の在り方

(1) 県立高校の在り方について【新】

<前半の具体的な取組>

(2) 松江・出雲地域 (←「都市部（松江市、出雲市）」からの変更)

<前半の具体的な取組>

新しい学科等の開設や単位制の導入について検討

地域における高校・学科の在り方について検討

(3) その他地域（松江、出雲地域を除く地域）

<前半の具体的な取組>

地域と協働しながら魅力化・特色化を推進

新しい学科等の開設や単位制の導入について検討

地域における高校・学科の在り方や配置について検討

(4) 松江市内普通科3校と通学区 ⇒ 削除

<前半の具体的な取組>

2021年度入学者選抜より通学区を撤廃

各高校の独自の魅力化・特色化を推進及び中学生等への周知

(4) 地域外入学制限 ⇒ 削除

<前半の具体的な取組>

大田、浜田、益田の地域外入学制限の撤廃

松江北、松江南、松江東、出雲の制限は当面維持、適切な時期に在り方を検討

(4) 江津地域における新設校の設置 (←「(5) 浜田市、江津市の県立高校の方向性」からの変更)

<前半の具体的な取組>

各高校において、魅力化・特色化を推進

地域における高校・学科の在り方や配置について検討

2 教職員の働き方改革、教員の確保と育成

(1) 教職員の働き方改革

<前半の具体的な取組>

「教職員の働き方改革プラン」の推進、学校業務改善事例集の活用

業務アシスタントの効果検証、配置拡充

部活動指導員の導入、地域指導者の活用

(2) 教員の確保と育成

<前半の具体的な取組>

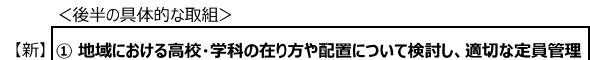
主幹教諭の配置について、効果検証の上、段階的に拡充

未開設教科・科目の解消に向けた教員加配を継続・拡大

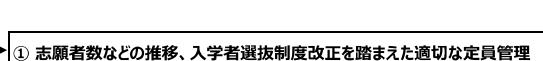
特別免許状の交付による任用・配置や特別非常勤講師の任用配置の検討

教科指導充実のための講師の任用・配置の継続

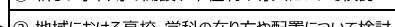
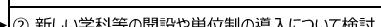
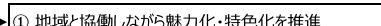
教員の養成や育成について、大学等と連携を密にし、養成プログラムの研究を実施



<後半の具体的な取組>



<後半の具体的な取組>



<後半の具体的な取組>

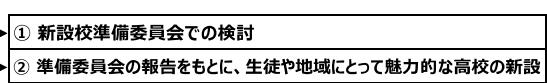
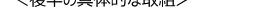


<後半の具体的な取組>

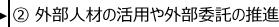
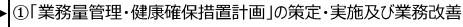


【(2)へ移動】

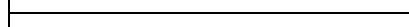
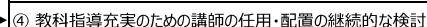
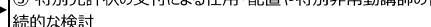
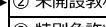
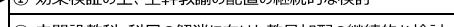
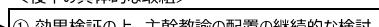
<後半の具体的な取組>



<後半の具体的な取組>



<後半の具体的な取組>



参考資料 7

【文部科学省】

各学校・課程・学科の垣根を超える高等学校改革推進事業

各学校・課程・学科の垣根を超える高等学校改革推進事業

令和7年度要求・要望額
1.2億円
(前年度予算額
1.2億円) 文部科学省

背景

- 離島・中山間地域等の学校の立地、リソース等に伴う制約により、学校が生徒の多様な学習ニーズに対応しきれていない等の課題がある
- 各課程に関する制度等により、多様な背景を有する生徒の受け入れが特定の学校・課程に偏っていたり、生徒の在籍する学校・課程・学科により、その後の進路の固定化が生じやすかったりするといった課題がある
- 地理的状況や各学校・課程・学科の枠に関わらず、いずれの高等学校においても生徒の多様な学習ニーズに応える柔軟で質の高い学びを実現し、全ての生徒の可能性を最大限引き出すことができるようしていくことが必要
- そのためにも、遠隔授業や通信による教育方法の活用、学校間連携の推進を通じ、生徒の多様な学習ニーズへの対応や特色ある教育の展開、生徒同士の学び合いの深化等を可能とする体制・環境の整備が必要

事業内容 : 遠隔授業や通信による教育の方法を活用しながら、地理的状況や各学校・課程・学科の垣根を超えて、多様な高校生一人ひとりの学習ニーズに応える新しい通学型高校のモデルを創出（効果的な手法の検証等を実施）。

(1) 遠隔・通信等も活用した、学びの機会の充実ネットワークの構築

原籍校において安定して登校することが難しい生徒の学びの保障や、原籍校で開講されない科目的履修など生徒の多様な学習ニーズに応えるため、通信制高校や教育センター等を中心拠点として遠隔教育や通信教育を活用した積極的な域内の学校間の連携・併修ネットワークを構築する事例を創出。

当該中心拠点における機材整備、中心拠点に配置され、各生徒の原籍校との間の連絡調整業務を担う者の配置に係る費用、遠隔教育の受信側原籍校に配置されるスタッフの人材育成・確保に係る費用などを支援。

※イメージ

(2) 都道府県の枠組みを超えた、高等学校連携ネットワークの構築

都道府県の枠組みを超えた複数の高等学校により構成される学校群ネットワークを構築。

複数高校での合同授業（総合的な探求の時間や学校設定科目を想定。）の実施を通じた生徒同士の学び合いの深化、各々の得意分野を持つ指導者・外部人材等のリソースの共有を図る。ネットワークでの取組に係る経費のほか、ネットワークが定着・自走するまでの間、各校に配置される連絡調整スタッフや、ネットワークでの取組に伴走支援を行う外部アドバイザー等への人件費・謝金等を支援。

対象校種	国公私立の高等学校		
箇所数 単価等	①指定校 13箇所・約700万円/箇所（継続） 伴走支援 1箇所・約1300万円（継続） ②1箇所 年間約1000万円/箇所（継続）		
委託先	①都道府県・市町村教育委員会、国公立大学法人、学校法人等 ②民間団体等		
委託 対象経費	①ネットワークの構築、運営に必要な経費 ②都道府県を超えたネットワーク構築に必要な経費 （人件費、旅費、謝金等）		

(初等中等教育局参事官（高等学校担当）付)

しまね学びの縁結びハイスクールネットワーク

事業内容

○遠隔授業や通信による教育の方法を活用しながら、地理的状況や各学校・課程・学科の垣根を超えて、生徒の多様な学習ニーズに応える新たな高校ネットワークモデルを創出し、教育の質の向上を行う。

①学校単独では開講が困難な科目・講座についての遠隔授業の実施【教科・科目充実】

②学校単独では対応が困難な不登校生徒に対する通信教育の実施【学習機会保障】

ネットワーク拠点センター

■事業担当職員
会計年度職員
■授業配信教員
教員（再任用を含む）、非常勤講師 等

補習受信 通信制課程から大学進学を希望する生徒

専門高校ネットワーク 専門教科のスポット遠隔授業

通信教材による家庭学習 不登校生徒に対する通信教育

年次計画：

- 令和6年度
 - ・遠隔授業実施に向けた研究
未開設科目・講座実態調査
習熟度別授業実態調査
遠隔授業開設ニーズ調査
 - ・配信拠点整備
補習配信
夏季補習（「情報I」講座）
冬季補習（「数学」「英語」等の集中講座）
 - ・年3回程度のキャリア開発講座
医療系、デジタル系人材育成のための学習会
 - ・不登校生徒への通信教育（10月以降）
- 令和7・8年度
 - ・遠隔授業配信（教育課程内）
小規模高校の未開設科目
習熟度別授業
 - ・令和6年度の補習、キャリア開発講座継続
・不登校生徒への通信教育継続

参考資料 8

【文部科学省】

高等学校DX加速化推進事業（DXハイスクール）

高等学校DX加速化推進事業（DXハイスクール）

現状・課題	大学教育段階で、デジタル・理数分野への学部転換の取組が進む中、その政策効果を最大限発揮するためにも、高校段階におけるデジタル等成長分野を支える人材育成の抜本的強化が必要
事業内容	情報、数学等の教育を重視するカリキュラムを実施するとともに、専門的な外部人材の活用や大学等との連携などを通じてICTを活用した探究的・文理横断的・実践的な学びを強化する学校などに対して、そのために必要な環境整備の経費を支援する
支援対象等	箇所数・補助上限額 ※定額補助 <ul style="list-style-type: none"> ・継続校 : 1,000校 × 500万円（重点類型の場合700万円） ・新規採択校 : 200校 × 1,000万円（重点類型の場合1,200万円） ・都道府県による域内横断的な取組：47都道府県 × 1,000万円 <p>※必要な要件に加えて、各類型ごとの取組を重点的に実施する学校を重点類型として補助上限額を加算（80校（半導体重点枠を含む））</p>
採択校に求める具体的な取組例（基本類型・重点類型共通）	<ul style="list-style-type: none"> ・情報IIや数学II・B、数学III・C等の履修推進（遠隔授業の活用を含む） ・情報・数学等を重視した学科への転換、コースの設置 ・デジタルを活用した文理横断的・探究的な学びの実施 ・デジタルものづくりなど、生徒の興味関心を高めるデジタル課外活動の促進 ・高大接続の強化や多面的な高校入試の実施 ・地方の小規模校において從来開設されていない理数系科目（数学III等）の遠隔授業による実施 ・専門高校において、デジタルを活用したスマート農業やインフラDX、医療・介護DX等に対応した高度な専門教科指導の実施、高大接続の強化
採択校に求める具体的な取組例（重点類型（グローバル型・特色化・魅力化型、プロフェッショナル型（半導体重点枠を含む）））	<ul style="list-style-type: none"> ・海外の連携校等への留学、外国人生徒の受け入れ、外国语等による授業の実施、国内外の大学等と連携した取組の実施等 ・文理横断的な学びに重点的に取り組む新しい普通科への学科転換 ・産業界等と連携した最先端の職業人材育成の取組の実施
支援対象例	ICT機器整備（ハイスペックPC、3Dプリンタ、動画・画像生成ソフト等）、遠隔授業用を含む通信機器整備、理数教育設備整備、専門高校の高度な実習設備整備、専門人材派遣等業務委託費 等

令和7年度予算額（案）
2億円
(新規)

令和6年度補正予算額
74億円

(担当：初等中等教育局参事官（高等学校担当）付)

高等学校DX加速化推進事業（DXハイスクール） 島根県の取組

令和6年度島根県内高等学校の採択状況

27校（県立23校、私立4校）※県立高等学校は申請校全て採択
(県立高等学校23校の主な申請理由)

- ・「情報II」等の新設、理数系科目の充実により、高校魅力化を進めたい。
- ・これまでの探究学習にデジタル技術を取り入れ、学びをより深化させたい。
- ・若者の地元定着を目指したデジタル人材育成という地域の要請に応えたい。

採択校の主な取組

- ・「情報II」を新設し、より高度な内容の情報教育を展開
- ・校内に「探究ルーム」を設置し、デジタル技術を生かした探究学習を推進
- ・専門高校では職業系の教科・科目に高度な情報教育の内容を追加
- ・ハイスペックPC、3Dプリンター、ドローンなどデジタル教育環境を整備
- ・大学や地元企業等に専門家派遣を依頼（講師派遣、業務委託）

県立高等学校の採択内訳

	普通	農業	工業	商業	水産	総合	合計
学校数	22	3	3	4	2	2	36
採択数	12	3	3	3	1	1	23

※複数学科を併置する学校はいずれかの学科にカウント
※普通科の未採択校の中にはSSH指定校3校が含まれる。

令和6年度採択校の主な取組内容

松江東高等学校（普通科）

- ・生徒のクリエイティブな活動を行う場である「EAST（東高）ラボ」の設置等の環境整備
- ・市内外IT企業の専門人材、島根大学や島根県立大学の協力により、教科「情報」の特別講義を実施
- ・「情報II」のカリキュラム開発、DXにより地域課題の解決を目指す「デジタル人材育成コース」の新設

大東高等学校（普通科）

- ・学校設定科目「雲南地域探究」を、データサイエンスの活用を前提とした内容に再構築
- ・「情報II」の内容を含む学校設定科目「データサイエンス」を3年次必履修科目として開設
- ・「総合的な探究の時間」と教科「情報」とのつながりを深め、外部専門人材を交えた指導を展開

隠岐高等学校（普通科・商業科）

- ・隠岐ユネスコ世界ジオパークをフィールドとした地域課題解決学習において、XR（現実世界とデジタルな仮想世界を融合させる革新的な技術（AR/VR/MR））を活用
- ・遠隔コミュニケーションツール「窓」（MUSVI社）を用いた大学や他県の高等学校との合同研究を実施

出雲商業高等学校（商業科・情報処理科）

- ・商業科にDXコースを新設し、教科商業の専門科目に加え、「理数探究基礎」を開設し、指導内容をさらに充実
- ・情報処理科の「情報II」の内容を高度化
- ・データサイエンス、生成AI、情報通信、セキュリティ等に関する高度な学びを実現するため、ハイスペックPCを備えた「DXルーム」を整備

島根県内教育長 共同メッセージ — 保護者・地域の皆さまへ —

教職員の「働き方改革」への ご理解・ご協力、ありがとうございます。

言葉もが、言葉かの、
たからもの。

島根県内教育長 共同メッセージ — 保護者・地域の皆さまへ —

教職員の「働き方改革」に ご理解・ご協力を願いいたします。

言葉もが、言葉かの、
たからもの。

教職員には、
豊かな人間性や使命感、教育的愛情といった貴重な資質を胸に抱き、
子どもたちのために全力を尽くす責任があります。
そして、その責任を担うため、教職員の心身の健康は不可欠です。
一方、教職員の働き方の状況を見ると、
改進途上にあるものの、今なおお時間外勤務が発生しており、
若手の中途退職も増えています。
さらに、小学校を中心とした配置すべき数の教職員を
確保できない事態も生じています。

「働き方改革」によって、こうした状況を開拓することともに、
生まれ出した時間を使って、
前の授業を踏襲した次の授業の準備や、
プリント等の添削、個別の学習支援、教育相談など、
子どもたち一人ひとりに丁寧に向き合える
環境をつくりたいと思っています。
このため、
県・市町村が協力して「働き方改革」に取り組みますので、
何卒ご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

ご協力いただきたいこと

(実施する取組や時期は、市町村・学校によって異なることもあります。)

学校へのお電話は、
緊急時を除き、
可能な限り勤務時間内に
お願いします。

教職員の勤務時間は、学校によって異なりますが、朝の午前8時頃から午後5時頃までです。学校からの電話連絡は保護者さまに連絡が取れる時間に行なうことがあります。

登下校については、引き
続き、ご家庭・地域での
見守りにご協力を
お願いします。

地域・学校の連携を推進する
ためにも、学校へ参加を求める
会合・行事のうち可能なものに
ついては、平日・勤務時間内の
開催をご検討ください。

子どもたちの安全な登下校のため、
引き続き、ご家庭にて協力をお願いします。
また、校外生活についてご家庭での
ご指導をお願いします。

学校によっては、学校が開催する会合につ
いても、参加者誰もが参加しやすい時間、
方法の工夫を準備します。

島根県内教育長 共同メッセージ
(令和5年12月)

学校からの声

- 電話連絡は、勤務時間内にしていただくことが増え、ゆとりを持った授業準備やスキルアップの時間が持てました。
- 地域の皆さまから、学校行事への協力をお申し出いたくことが増え、子どもたち一人ひとりに向き合える時間が増えました。

学校・地域の実態に応じて様々なご協力をいただいている

- 水泳学習時の監視や校外学習の引率の補助、家庭科実習での児童生徒へのサポートや登下校の見守り
- 運動会、学習発表会などの学校行事の準備・片付け、駐車場の案内
- 教員に代わっての部活動指導や大会等の引率、教員と一緒に部活動の技術的サポート
- 図書館の本の登録や廃棄、補修、読み聞かせ
- 学校の花壇の手入れ、芝生の管理などの環境整備

保護者や地域の皆さまのご理解とご協力が不可欠です。

- 教職員が子どもたちと向き合える時間を確保していくために、これからも教職員の「働き方改革」に取り組んでいきます。
- 授業公開日、PTA総会等を活用し、教職員の「働き方改革」の取組状況をお伝えしていきます。
- 学校評価や各種アンケート、学校運営協議会などにおいて、保護者や地域の方々のご意見を伺いながら、教育活動の改善に努めています。

引き続き、ご理解とご協力をよろしくお願ひします。

島根県教育委員会教育長
大田市教育委員会教育長
飯南町教育委員会教育長
吉賀町教育委員会教育長

松江市教育委員会教育長
安来市教育委員会教育長
川本町教育委員会教育長
海士町教育委員会教育長

浜田市教育委員会教育長
江津市教育委員会教育長
美郷町教育委員会教育長
西ノ島町教育委員会教育長

出雲市教育委員会教育長
雲南市教育委員会教育長
邑南町教育委員会教育長
知夫村教育委員会教育長

益田市教育委員会教育長
奥出雲町教育委員会教育長
津和野町教育委員会教育長
隱岐の島町教育委員会教育長

お問い合わせ:島根県教育庁学校企画課 TEL 0852-22-6672

県立高校魅力化ビジョン
後半5年間の「具体的な取組」

令和　年　月　日

発行　島根県教育委員会
学校企画課　県立学校改革推進室
〒690-8502　島根県松江市殿町1番地
TEL 0852-22-6723
FAX 0852-22-5762

議決第 50 号
学校企画課

江津地域の新設校開校準備委員会「I期まとめ」について

1 新設校開校準備委員会について

- 目的 新設校の開校準備に関する業務を適切に行うために設置 (R6. 2. 27)

2 教育委員会会議での議論の経緯

令和5年12月 江津地域の今後の県立高校の在り方「基本的な方針」(議決)

令和6年2月 江津地域の今後の県立高校の在り方

「新設校開校準備委員会の設置」(報告)

令和6年12月 江津地域の新設校開校準備委員会「I期中間まとめ」(議決)

3 開校までの検討スケジュール

年度	R 5 (2023)	R 6 (2024)	R 7 (2025)	R 8 (2026)	R 9 (2027)	R 10 (2028)
	I期 (教育内容、施設整備について検討)				II期 (校内体制検討、施設整備)	
開 校 準 備	学校				生徒募集 入学者選抜	
	県教委事務局	準備委員会設置・開校準備 施設整備の基本構想・基本設計、実施設計・工事 関係機関との調整				開 校

言
誰もが、言
誰かの、
そこからもの。

江津地域の新設校開校準備委員会

I 期まとめ

令和7年3月26日

新設校開校準備委員会

令和5年12月決定の基本的な方針

- ① 江津地域の子どもたちの進路の選択肢の確保と、教育活動の充実を最優先に考え検討
- ② 江津高校と江津工業高校を統合し、1学年120人規模の新たな魅力ある高校を設置
- ③ 江津高校が築いてきた地域連携による進学を念頭において学びを継承
- ④ 江津工業高校の伝統を生かすとともに、県西部の工業教育へのニーズに対応できるよう、工業教育の更なる魅力化を検討
- ⑤ 学科名、コース名、教育の具体的な内容については、地域の意見を丁寧に聴取しながら検討
- ⑥ 地域や地元教育機関等と連携し、探究的な学びを生かした魅力ある教育を展開
- ⑦ 工業教育の実習施設・設備が必要であることから、新設校は江津工業高校の場所を念頭
- ⑧ 開校する時期は、教育課程の検討と、それを踏まえた施設整備のため、令和10年度前後を想定
- ⑨ 開校までの間、または開校後であっても、地域や社会のニーズを捉え、時代にあった魅力ある学びとなるよう柔軟に対応し、必要があれば方針等を見直す

1 設置場所

- ・ 江津市江津町 1477 番地 (江津工業高校所在地)

2 開校及び閉校

(1) 新設校の開校

- ・ 令和 10 年 4 月 (令和 9 年度実施の入学者選抜より募集開始)

(2) 新設校の設置

- ・ 令和 9 年度中に設置 (県議会への条例案提出) 予定

(3) 新設校のイメージ

- ・ 普通科系には「普通科」と「新しい普通科」、工業科には「機械・電気系」と「建築都市工学系」の学科を設置し、それぞれをくくり募集する。

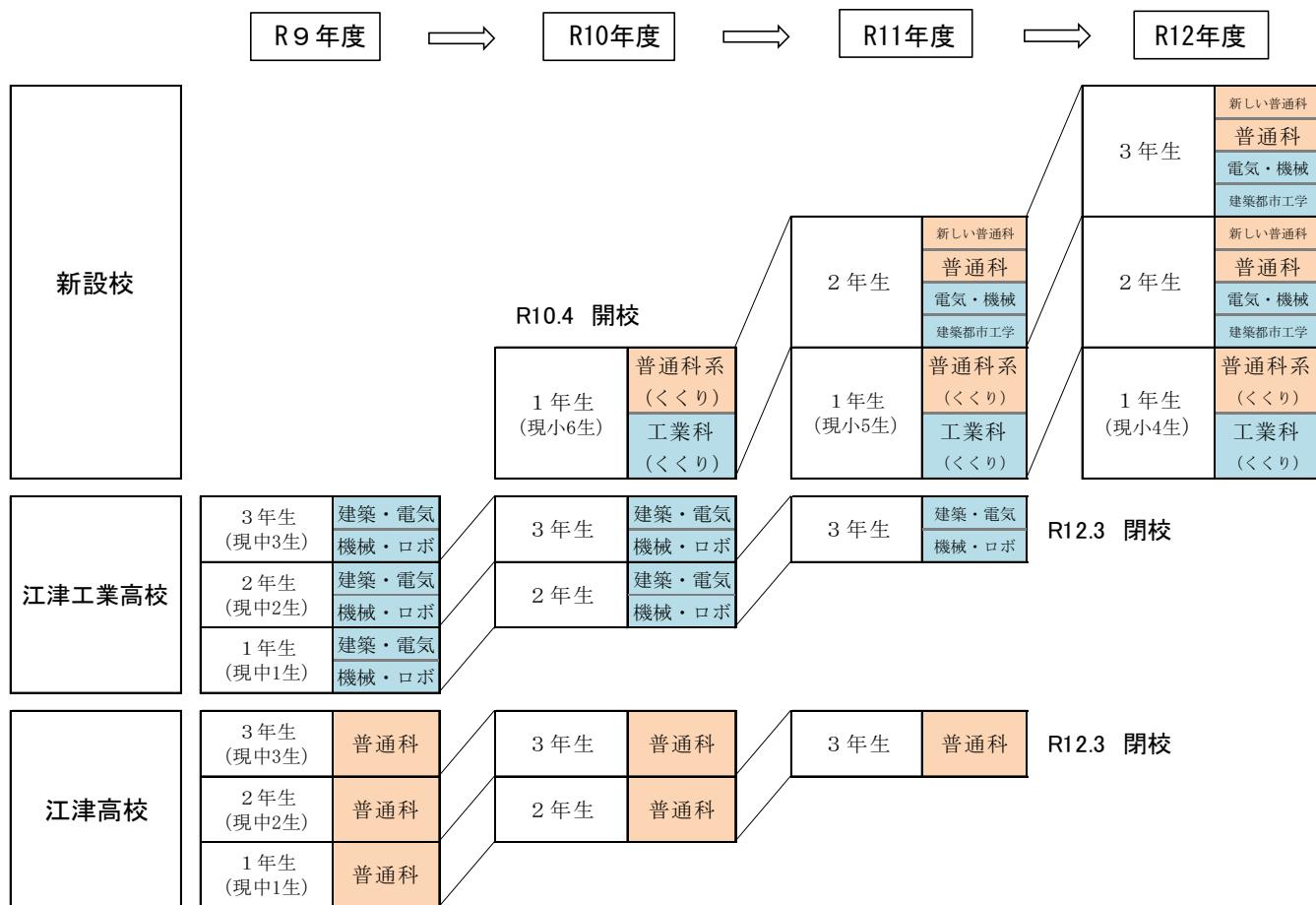
学科・コースの内容 (学科名・コース名は未定)		1 学年当たりの学級数
普通科系	普通科	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文系・理系への進学 ・ 看護・栄養・保育などの資格職をめざす進学 ・ 地域課題の探究からの学びを育てるための進学
	地域と連携した「新しい普通科」	<p>2 学級 (60) くくり募集</p>
工業科	機械・電気系 学科	<ul style="list-style-type: none"> ・ 機械コース ・ 電気コース ※ 大学等への進学にも対応
	建築都市工学系 学科	<p>2 学級 (60) くくり募集</p>

(4) 江津高校・江津工業高校の募集停止

- ・ 令和 10 年入学者選抜 (令和 9 年度実施) から募集停止
- ・ 令和 8 年度及び 9 年度の入学生は卒業まで入学した学校で学習
- ・ 令和 10 年度及び 11 年度は江津工業高校と新設校の生徒が同じ校地で学習、江津高校の生徒が江津工業高校及び新設校の生徒と共に様々な教育活動を行える体制を整える

〈参考〉 令和9～12年度の配置

※ カッコ内の現学年は令和6年度現在



3 学びの特色

(1) 普通科系の学び

- 普通科を1学級、地域と連携した学びのための「新しい普通科」を1学級設置する。「新しい普通科」の学科名は今後検討する。
- 普通科、「新しい普通科」とともに文系・理系への進学、地域が必要とする看護・栄養・保育などの資格職をめざす進学に対応し、「新しい普通科」には地域と連携した探究的な活動を実践する学校設定教科・科目を設置する。
- 1年次には共通した教育課程で学び、2年次から生徒が自らの適性や興味・関心に応じて普通科、または「新しい普通科」を選択できるようくくり募集とする。
- 工業科の学びや、工業科の生徒と協働した学びにより、幅広い視点から地域課題の探究や自らのキャリアを深める教育課程とする。
- これまでの県立大学との連携の実績を基に、さらに充実した地域探究活動を実現する。

(2) 工業科の学び

- ・ 機械、電気、建築の学びに加え、地域のニーズから都市工学系の学びを加える。
- ・ 機械・電気系の学科の中に機械コース、電気コースを設置する。建築都市工学系学科では建築の学びに加え、街づくりに必要な測量や設計などを学ぶ都市工学系の内容も加える。学科、コースの名称は引き続き検討する。
- ・ 1年次には工業について幅広く学び、2年次から生徒が自らの適性や興味・関心に応じてコースを選択できるようくくり募集とする。
- ・ 普通科の探究活動と連携した課題研究により、地域課題を通じた工業の専門的、実践的な学びを実現する。
- ・ 島根大学材料エネルギー学部等、4年制大学や短大・専門学校への進学を希望する生徒にも対応した教育課程とする。
- ・ 島根職業能力開発短期大学校（ポリテクカレッジ島根）の総合制作と新設校の工業科における課題研究との連携や、必要な実習設備の相互使用などの連携した学びを実現するための検討を引き続き行う。
- ・ より高度な資格取得のための学びを工夫する。
- ・ 引き続き地元産業界等と連携とした工業教育を進める。

(3) 両科に共通した学び

- ・ 柔軟な授業の選択が可能となるように単位制の導入について検討する。
- ・ 江津市、江津市教育委員会等と江津市内県立学校3校を含むGO▶GOTUコンソーシアムで、地域と連携した学びを構想する。

4 教育活動の特色

(1) 学校行事

- ・ 普通科系と工業科が併置されている特色を生かした、地域に開かれた学園祭等の学校行事を計画。

(2) 部活動

- ・ 江津高校・江津工業高校の特色を引き継ぎ、男女ハンドボール、水球、ボート部の強化を進める。
- ・ 石見神楽など地域の伝統や文化を生かした地域に貢献できる部活動や、工業の専門性を生かしたモノづくりのできる部活動の設置を検討する。

(3) 円滑な統合に向けた教育活動

- ・ 新設校設置までの期間においても、両校での行事の合同開催や、部員不足の部活動における合同チームの結成、合同練習などの取組を積極的に行う。
- ・ 活動のために必要な交通手段としてバスを整備し、円滑な統合に向けた取組に活用する。

5 施設・設備の構想

(1) 安心・安全な教育環境の整備

- ・ 不足する女子トイレや女子更衣室等の基本的な環境を整備する。
- ・ 老朽化した校舎、実習棟及び屋内運動場については、校地の測量を踏まえ整備について検討する。

(2) 特色ある学びに必要な施設・設備

- ・ 普通科、地域と連携した「新しい普通科」、工業科の学びを実現するための学習環境を整備する。
- ・ 新たな都市工学系の学びに対応するための設備を整備する。
- ・ 普通科系の学び、工業科の学びが両立できるよう図書館や教科教室等の整備を検討する。

(3) 住まい確保

- ・ 普通科系、工業科とともに、県西部全体から入学を希望する生徒がいることが想定されることから、通学困難な生徒への住まい確保のため既存寄宿舎を改修する。
- ・ 女子生徒も利用できるようにするために、既存寄宿舎を改修し、女子棟を整備する。

6 Ⅱ期の検討内容等

(1) 主な検討内容

1) 教育の特色について

- ・ 具体的な教育活動
- ・ 教育課程の編成
- ・ 校内規程、年間行事予定の策定

2) 施設整備について

- ・ 校地の測量を踏まえた教室棟・管理棟整備の基本計画
- ・ 寄宿舎の整備計画

3) 円滑な統合に向けた活動

- ・ 合同部活動や行事の合同開催
- ・ 地域への周知、パンフレット等の作成による生徒募集

4) 校名・校歌・校章等について

- ・ 校名の公募・選定
- ・ 校歌・校章等の在り方検討
- ・ 制服・体操服等についての検討

5) 両校の在校生や地域の中学生等からの意見聴取について

- ・ 意見聴取の時期、内容

(2) 新設校開校準備委員会本会議

- ・ 定期的に開催し、開校プロジェクトチームの報告を受けて検討を進め教育委員会に報告する。
- ・ 本会議のスケジュール（予定）

回	日時	検討内容
第1回	R 7年4月中旬	<ul style="list-style-type: none"> ・ 検討スケジュール ・ 準備委員会の構成 ・ プロジェクト部会について ・ 施設整備について ・ 校名について等
第2回	7月中旬	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設整備について ・ 教育内容について ・ 円滑な統合に向けた教育活動の計画 ・ 校名について等
第3回	10月中旬	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設整備について ・ 教育内容について ・ 校名について ・ 入学者選抜について等
第4回	2月中旬	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第6回以降の検討スケジュール ・ 教育内容について ・ 校名について ・ 入学者選抜について等
第5回	R 8年4月中旬	<ul style="list-style-type: none"> ・ 検討スケジュール ・ 準備委員会の構成 ・ プロジェクト部会について ・ 施設整備について ・ 校名について等

(3) 開校プロジェクトチーム

- ・ 必要に応じて開催し、検討内容を本会議に報告する。
- ・ II期当初は、I期学校魅力化部会を継承し検討を進める。
- ・ 必要となった段階で、総務部会、生徒部会、生徒支援部会を開催し、具体的な検討や作業を行う。

・ 令和7年度以降のプロジェクトチームの構成

部会	あて職（上段は江津高校、下段は江津工業高校）				
総務部会	総務主任	寮務主任	総務部員	事務	
	総務主任	寮務主任	総務部員	事務	
学校魅力化部会	主幹教諭	教務主任	進路指導主事	企画情報主任	
	教務主任	進路指導主事	学科主任	コース長	
生徒部会	生徒指導主事	生徒部員	体育科		
	生徒指導主事	生徒部員	体育科		
生徒支援部会	人権・同和教育主任	保健主事	図書担当	養護教諭	特別支援コーディネーター
	人権教育主任	保健主事	図書担当	養護教諭	特別支援コーディネーター

※ 必要に応じて両校校長の判断でオブザーバーを加える。

議決第51号
教育指導課

第2期しまねの学力育成推進プランについて

1 位置付け等

- ・ 第2期島根創生計画、次期島根県教育大綱、しまね教育振興ビジョン（案）を踏まえて策定
- ・ しまね教育振興ビジョン（案）において示される「発達の段階に応じた学力の育成」を具現化するため、県教育委員会と市町村教育委員会が共通認識のもと、義務教育段階から高等学校等までの系統性・連続性をもった施策が展開できるよう、具体的な推進プランを策定する。
- ・ 「第2期しまねの学力育成推進プラン」の実行期間は令和7年度～11年度

2 策定体制

- ・ 「第2期しまねの学力育成推進プラン」ワーキングチームを設置
- ・ 島根県教育委員会各課及び市町村教育委員会担当指導主事等で構成
- ・ ワーキングチームの会議で協議・検討

3 推進プランの目標と推進項目

学校生活の中心である授業に焦点を当てた目標を設定

(1) 基礎学力を育成する授業づくりの推進

- ・ 主体的・対話的で深い学びの視点に立った授業改善
- ・ めあてと振り返りを大切にした授業の推進
- ・ 学習する意義や必要性などを実感できる場面の設定
- ・ 全国学力・学習状況調査結果を踏まえた授業改善と改善状況の検証

(2) 学習習慣の基盤を育む授業づくりの推進

- ・ 問題発見・解決能力を育む授業の推進
- ・ 授業の学びと家庭学習をつなぐ工夫

(3) 幼小中高の学びをつなぐ授業づくりの推進

- ・ 子どもたちが、探究の過程を通して自ら学びを深めていこうとする力を育てる授業づくり
- ・ それぞれの学校種間での学びの連続性・発展性を踏まえ、学びの積み重ねを意識した授業づくり

(4) I C Tを効果的に活用した授業づくりの推進

- ・ 児童生徒が一人一台端末を学びに生かすことができる授業づくり
- ・ 教職員の I C T活用指導力の向上

(5) 多様な子どもの主体的な学びを支える授業づくりの推進

- ・ ユニバーサルデザインの視点を生かした授業づくり
- ・ 一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導の工夫

4 施策の成果の検証と評価

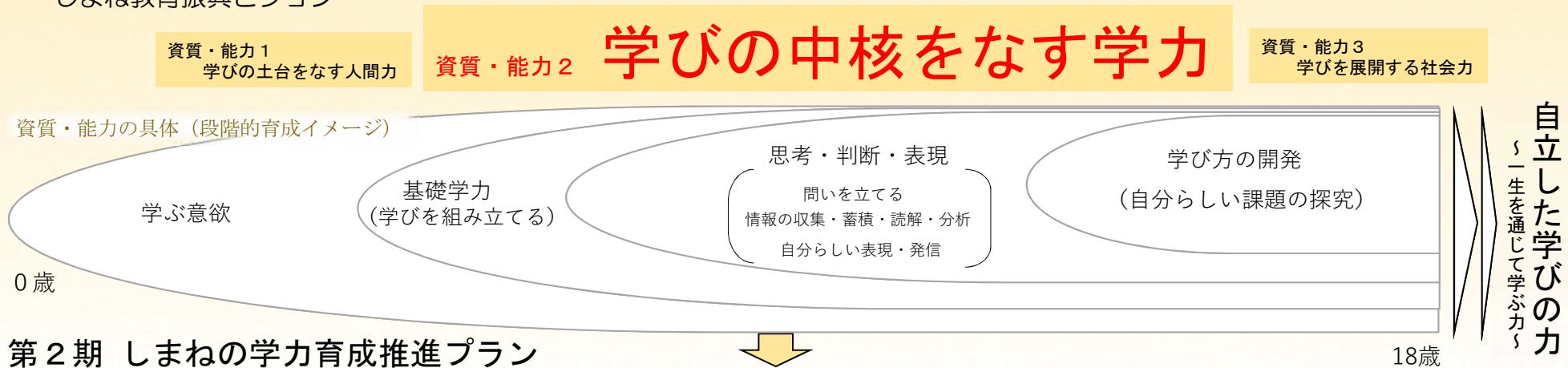
上記推進項目を踏まえた、各年度のアクションプランを示し、全国学力・学習状況調査、高校魅力化評価システムアンケートの結果を分析し、評価参考指標に基づき検証と評価を行い、以後の施策の改善に結びつける。

5 今後の予定

令和7年3月 教育委員会会議で議決後、公表

島根県教育大綱

しまね教育振興ビジョン



第2期 しまねの学力育成推進プラン

子どもが「できた・わかった・やってみたい」を実感できる授業づくり

目標	めざす授業像	推進項目	関連する教育センター研修
目標1 基礎学力を育成する 授業づくりの推進	次学年以降の学習や実生活において必要とされる基礎学力や学びを組み立てる力を全ての児童生徒が確実に身に付けられる授業	<ul style="list-style-type: none"> 「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った授業改善 めあてと振り返りを大切にした授業の推進 学習する意義や必要性などを実感できる場面の設定 全国学力・学習状況調査結果を踏まえた授業改善と改善状況の検証 	目標1・目標2とのかかわり 教科等の「能力開発研修」29講座 【1326】学びの根っこをぐんぐん伸ばすプロジェクト「学びの基盤に関する調査」研修 【1266】教育課程デザイン研修 【1235】学校図書館を活用した授業改善講座 【1131】講師等対象授業づくり研修 【5002】若手教員授業力向上セミナー 【1176】複式学級新任担当者研修 【1293】中学校数学理科教員リーダー研修 【1315】共通教科情報「情報I」「情報II」研修 他
目標2 学習習慣の基盤を育む 授業づくりの推進	生涯にわたって学習するうえでの基盤となる、問い合わせる力、情報を収集・蓄積・読解・分析する力、自分らしく表現する力を育む授業	<ul style="list-style-type: none"> 問題発見・解決能力を育む授業の推進 授業の学びと家庭学習をつなぐ工夫 	目標3とのかかわり 【1202】幼児教育推進研修 【751】小・中学校「総合的な学習の時間」講座 【1229】高等学校探究学習担当者研修 他
目標3 幼小中高の学びをつなぐ 保育・授業づくりの推進	子どもたちが自ら問い合わせを立て、答えを探す楽しさを味わう経験の積み重ねを通して、自分のよさや可能性を感じるとともに、学びへの意欲や粘り強さ、探究心をのばす保育・授業	<ul style="list-style-type: none"> 子どもたちが、探究の過程を通して自ら学びを深めていくとする力を育てる授業づくり それぞれの学校種間での学びの連続性・発展性をふまえ、学びの積み重ねを意識した授業づくり 	目標4とのかかわり 【1287】クラウドの強みを生かした授業デザイン講座 【1291】授業で育み活かす！子どもの情報活用能力育成講座 【1289】AI時代の教育情報セキュリティ講座 【1332】校内の情報化を進めたい教員のためのICT活用推進実践講座 【1268】ICT活用推進リーダー研修 他
目標4 ICTを効果的に活用した 授業づくりの推進	児童生徒が一人一台端末等を日常的に活用して、主体的に学習を調整することにより、情報手段を適切に学びに生かし、よりよい学び方を自ら追求する力を育成する授業	<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒が一人一台端末等を学びに生かすことができる授業づくり 教職員のICT活用指導力の向上 	目標5とのかかわり 【1335】通常の学級における多様な学びを支える基礎講座 【1334】発達障がいのある子どもの理解と特別支援学級の授業づくり講座 【1338】学びが変わる！知的障がいのある子どもの理解と授業づくり講座 【1336】明日からの支援に生かす！特別支援学級・通級による指導担当者のための実践講座 他
目標5 多様な子どもの主体的な学びを 支える授業づくりの推進	集団における授業の工夫や合理的な配慮の提供により、多様な学習の状況や興味・関心に柔軟に対応した、全ての子どもにとってわかりやすく楽しい授業	<ul style="list-style-type: none"> ユニバーサルデザインの視点を生かした授業づくり 一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導の工夫 	

第2期しまねの学力育成推進プラン

実行期間：令和7年度～令和11年度

しまね教育振興ビジョン

3つの基本目標

- 「すべての子どもが学びの主人公」
- 「実体験に根ざした本物の教育」
- 「挑戦心、探究心が育つ学びの環境」

育てたい資質・能力

学びの土台をなす人間力

学びの中核をなす学力

【推進の柱】

「できた・わかった・やってみたい」
を実感できる授業づくりの推進

学びを展開する社会力

誰もが、誰かの、
たからもの。

大切に育んできた“つながる力”は、
自分のサイズで、
一生懸命生きる人を応援してくれる
未来への原動力

人が人のたからもの
誰もが誰かの応援団

いいけん
島根県

第2期しまねの学力育成推進プラン

はじめに

「しまね教育振興ビジョン」（以下「振興ビジョン」という）では、近年、学校教育に求められるものが複雑化、多様化している現状から、より具体的で、実情に即した「3つの基本目標」を掲げています。

この「第2期しまねの学力育成推進プラン」（以下「プラン」という）は、振興ビジョンに示す「育てたい資質・能力」のうち、「学びの中核をなす学力」の育成に関わる取組を具体的に推進することを目的として策定しました。

プランの柱は「授業づくり」です。

年間1,000時間を超える授業は学校教育の中核であり、児童生徒の最大の自己実現の場です。学習指導要領の趣旨を踏まえ、日々の授業の質を高め、児童生徒の「できた・わかった・やってみたい」を実感できる授業づくりが本プランの目指すところです。

また、「めざす授業像」を、5つの目標で具体化しています。

目標1 基礎学力を育成する授業づくりの推進

目標2 学習習慣の基盤を育む授業づくりの推進

目標3 幼小中高の学びをつなぐ保育・授業づくりの推進

目標4 ICTを効果的に活用した授業づくりの推進

目標5 多様な子どもの主体的な学びを支える授業づくりの推進

本プランは、未来を生きる児童生徒に求められる資質・能力を育むための授業像です。本プランの推進においては、県教育委員会と市町村教育委員会が協働し、学校・家庭・地域との連携を図りながら取り組んでいきます。

「できた・わかった・やってみたい」を実感できる授業づくりへの目標 1

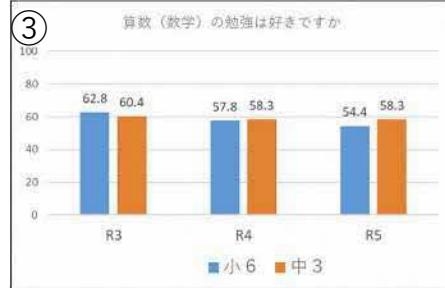
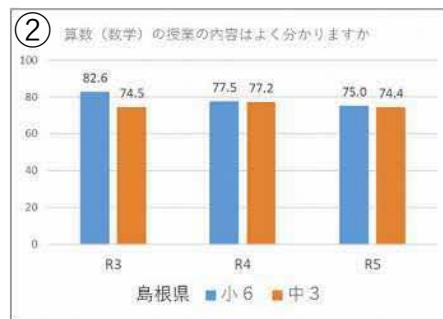
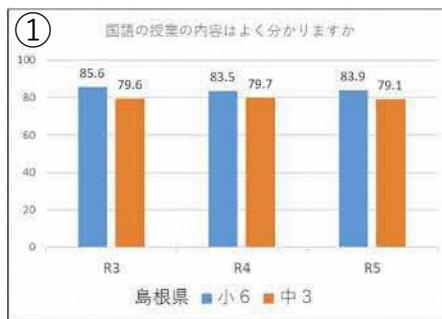


基礎学力を育成する授業づくりの推進

1 めざす授業像

次学年以降の学習や実生活において必要とされる基礎学力や、学びを組み立てる力を全ての児童生徒が確実に身に付けられる授業

2 現状と課題



グラフ①②は、全国学力・学習状況調査の質問に対して肯定的な回答をしている本県の児童生徒の割合です。一方で、約5分の1の児童生徒が否定的な回答をしていることが課題です。

国際学力調査（TIMSS）において、「算数・数学の勉強は楽しい」や「数学を勉強すると日常生活に役立つ」といった質問の肯定的な回答と平均得点の高さには、正の相関関係が見られます。グラフ③は、全国学力・学習状況調査の質問に対して肯定的な回答をしている本県の児童生徒の割合です。今後とも、児童生徒が「好きだ」「楽しい」「日常生活に役立つ」を実感できる授業づくりが課題です。

3 めざす児童生徒像

- 既習内容を着実に身に付け、それをもとに新しい学習に「できる・わかる」という実感を持つて取り組んでいる。
- 学んだことを実生活に結びつけて考えたり、生かしたりしようとしている。
- 個人で学んだことをみんなと共有し、助け合いながら、共に学びを深めている。
- 間違えたところや、理解していないところを分かるまで学習している。

4 推進項目

- 「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った授業改善
- めあてと振り返りを大切にした授業の推進
- 学習する意義や必要性などを実感できる場面の設定
- 全国学力・学習状況調査結果を踏まえた授業改善と改善状況の検証

児童生徒の変容をとらえる視点

- 全国学力調査平均正答率の変化（国語、算数・数学）
- 全国学力・学習状況調査 児童生徒質問項目
 - ・国語、算数・数学の授業の内容はよく分かる
 - ・国語、算数・数学の勉強は好きだ
 - ・学習した内容について、分かった点や、よく分からなかった点を見直し、次の学習につなげることができている
 - ・授業で学んだことを、次の学習や実生活に結びつけて考えたり、生かしたりすることができると思う

「できた・わかった・やってみたい」を実感できる授業づくりへの目標 2



学習習慣の基盤を育む授業づくりの推進

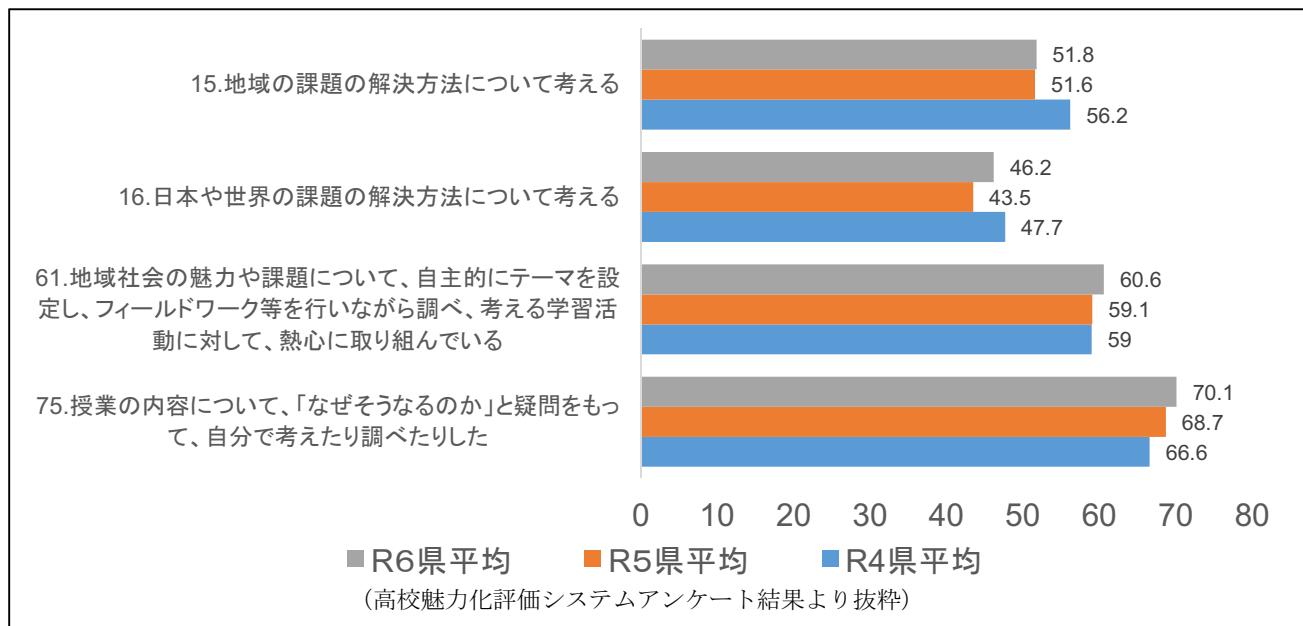
1 めざす授業像

生涯にわたって学習するうえでの基盤となる、問い合わせを立てる力、情報を収集・蓄積・読解・分析する力、自分らしく表現する力を育む授業

2 現状と課題

質問項目15.16.では、自分の住む地域や日本・世界にある課題の解決に向けて考える学習の機会がまだ十分でないことが伺えます。また、質問項目61.75.では子どもたちが自主的に問題発見・解決に取り組む姿勢が十分でないことが伺えます。

子どもたちが自ら問い合わせを立て、解決に向けて思考・判断し、自分らしく表現する「学習習慣の基盤」となる力の育成を重視した授業の充実が求められます。



3 めざす児童生徒像

- 各教科等の特質に応じて問い合わせを立て、課題を設定している。
- 解決までの見通しをもち自ら学びを組み立て、意欲的に学んでいる。
- 集めた情報を活用し、自分らしく表現している。

4 推進項目

- 問題発見・解決能力を育む授業の推進
- 授業の学びと家庭学習をつなぐ工夫

児童生徒の変容をとらえる視点

- 高校魅力化評価システムアンケート結果
(特に15.16.61.75の項目についての変化)
- 全国学力・学習状況調査学校質問結果
(特に17.25.29の項目についての変化)

「できた・わかった・やってみたい」を実感できる授業づくりへの目標 3



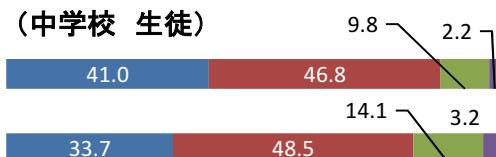
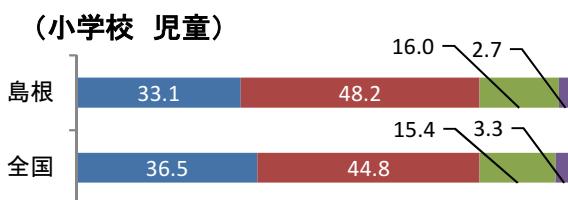
幼小中高の学びをつなぐ保育・授業づくりの推進

1 めざす授業像

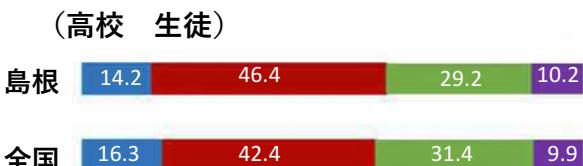
子どもたちが自ら問いを立て、答えを探す楽しさを味わう経験の積み重ねを通して、自分のよさや可能性を感じるとともに、学びへの意欲や粘り強さ、探究心をのばす保育・授業

2 現状と課題

Q. 総合的な学習の時間では、自分で課題を立てて情報を集め整理して、調べたことを発表するなどの学習活動に取り組んでいますか。（全国学力学習状況調査（R6）より）



Q. 地域社会の魅力や課題について、自主的にテーマを設定し、フィールドワーク等を行いながら調べ、考える学習活動に対して、熱心に取り組んでいる。
(高校魅力化評価システム R6より)



■よくしている ■どちらかといえば、している ■あまりしていない ■全くしていない

総合的な学習の時間や総合的な探究の時間（課題研究等による代替を含む）について、各校での授業改善が児童生徒の探究の過程をふんだんに盛り込んでいます。今後も探究の過程を経た学びのよさを、子どもたち自身が実感できる授業づくりの推進が必要です。

3 めざす児童生徒像

- 子どもたちが主体的に「なぜ？ どうして？」という問い合わせを立て、探究の過程の中で考えを広げたり深めたりしている。
- 授業で学んだことを生かしながら地域社会や自分の生活のなかの課題の解決に粘り強く取り組むなかで、自分のよさや可能性、成長を理解している。

4 推進項目

- 子どもたちが、探究の過程を通して自ら学びを深めていくとする力を育てる授業づくり
- それぞれの学校種間での学びの連続性・発展性をふまえ、学びの積み重ねを意識した授業づくり

児童生徒の変化をとらえる視点

■全国学力・学習状況調査 児童生徒質問項目

「総合的な学習の時間では、自分で課題を立てて情報を集め、整理して、調べたことを発表するなどの学習活動に取り組んでいますか。」

■高校魅力化評価システムアンケート

「地域社会の魅力や課題について、自主的にテーマを設定し・・・取り組んでいる。」

「できた・わかった・やってみたい」を実感できる授業づくりへの目標 4

ICTを効果的に活用した授業づくりの推進



1 めざす授業像

児童生徒が一人一台端末等を日常的に活用して、主体的に学習を調整することにより、情報手段を適切に学びに生かし、よりよい学び方を自ら追求する力を育成する授業

2 現状と課題

授業で一人一台端末等を活用している小中学生の割合（※図1）は徐々に増えていますが、全国平均より低い状況です。学習における一人一台端末等の活用について「考えを共有したり比べたりしやすい」「考え方や意見を分かりやすく伝えることができる」と感じている小中学生の割合（※図2）や、「自分のペースで理解しながら学習を進めることができる」と感じている中学生の割合も全国平均より低い状況です。高等学校の授業においても一人一台端末の活用をより一層充実していく必要があります。

子どもたちが情報手段の一つである一人一台端末活用の特性や強みを知り、学習に生かしていくことができるよう、授業で日常的に活用していくことが求められます。

3 めざす児童生徒像

一人一台端末等を授業で日常的に活用し、身に付けた情報活用能力を適切に学びに生かしながら、よりよい学び方を自ら追求している。

- 一人一台端末等を活用して、
- (1) 学習に必要な情報を調べている
 - (2) 考えを共有したり比べたりしている
 - (3) 考えをまとめ、発表・表現している
 - (4) 学習記録を活用しながら、自分のペースや学び方に合わせて学習を進めている
 - (5) 情報活用の土台となる知識や態度を身に付けている

4 推進項目

- ・児童生徒が一人一台端末等を学びに生かすことができる授業づくり
- ・教職員のICT活用指導力の向上

児童生徒の変容をとらえる視点

- 全国学力・学習状況調査 児童生徒質問項目
 - ・一人一台端末等の授業での活用
 - ・自分の考え方や意見を分かりやすく伝えることができる
 - ・自分のペースで理解しながら学習を進めることができる
 - ・友達と考えを共有したり比べたりしやすくなる 等

「できた・わかった・やってみたい」を実感できる授業づくりへの目標 5

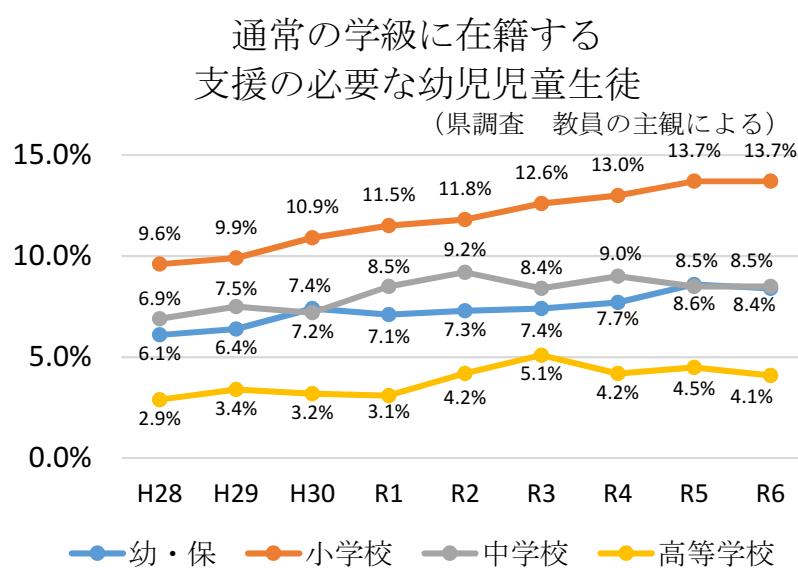
多様な子どもの主体的な学びを支える授業づくりの推進



1 めざす授業像

集団における授業の工夫や合理的配慮の提供により、多様な学習の状況や興味・関心に柔軟に応じた、全ての子どもにとってわかりやすく楽しい授業

2 現状と課題



- 通常の学級にも、教育上特別の支援を必要とする子どもが増加しております。
- 多様な個性が尊重され、安全・安心に学ぶことができる環境の中で、自己決定の場を提供する授業づくりを進める必要があります。
- 「困難さ」に対する「指導上の工夫の意図」を理解し、個に応じた様々な「手立て」を検討し、指導に当たっていく必要があります。

3 めざす児童生徒像

- 自分の興味・関心や強みを生かしながら、進んで学習活動に参加している。
- 自分に合った学び方を選択・決定し、自己調整を図りながら粘り強く学習に取り組んでいる。
- 互いを認め合える学習集団の中で、多様な他者と協働し、関わり合い・学び合いながら学習に取り組んでいる。

児童生徒の変容をとらえる視点

- 学習への参加状況
例) 学び方の選択・決定の姿、問題発見・解決に向かう姿勢 等
- 全国学力・学習状況調査の無解答状況
・どのような問題の趣旨、形式(選択・短答・記述など)か、何問目で生じているか
- 全国学力・学習状況調査の児童生徒質問項目
・中学校1・2年のとき(小学校5年生まで)に受けた授業は、自分に合った教え方・教材・学習時間などになっていましたか。

4 推進項目

- ユニバーサルデザインの視点を生かした授業づくり
- 一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導の工夫

議決第 52 号
教育指導課

しまねの架け橋期の教育ガイド（案）について

1 位置付け等

- ・ 第 2 期島根創生計画、次期島根県教育大綱、しまね教育振興ビジョン（案）を踏まえた改訂
- ・ しまね教育振興ビジョン（案）において示される「発達の段階に応じた学力の育成」を具現化するため、幼児教育の重要性を土台とした幼小連携・接続の取組として、子どもを取り巻く関係者が一体となり、「架け橋期（5歳児から小学校 1 年生までの 2 年間）」の教育の充実を図ることを目的とする。

2 策定体制

- ・ 島根県幼児教育推進協議会にワーキングチームを設置し、協議
- ・ 幼児教育関係団体の長、県小学校長会長、市町村幼児教育担当、保護者会代表者等で構成
- ・ 令和 6 年 5 月から令和 7 年 1 月までに幼児教育推進協議会を 5 回開催
- ・ 幼児教育施設主任等 6 名の構成メンバーによる、保育の実態を踏まえたヒアリングを開催

3 パブリックコメント

- | | |
|----------|--|
| (1) 実施時期 | 令和 6 年 12 月 5 日から令和 7 年 1 月 6 日まで |
| (2) 実施方法 | 県ホームページ、県政情報センター等での閲覧
郵送、ファクシミリ又は電子メールによる意見提出 |
| (3) 意見数 | 12 件
主な意見とガイドへの反映については、別紙 1 のとおり |

4 しまねの架け橋期の教育ガイド（案）

別冊 1 のとおり

5 今後の予定

令和 7 年 3 月に教育委員会会議の議決を経て公表

「しまねの架け橋期の教育ガイド」素案に対するパブリックコメントのご意見と対する県の考え方

対応区分 A:ガイド（案）へ反映したもの、B:ご意見の趣旨は、既にガイド（案）に盛り込まれているもの、C:今後の取組の参考とさせていただくもの

No.	項目	ご意見の要旨	ご意見に対する県の考え方	対応区分
1	ガイド全体について	改めて明確化されてよかつたことがいくつもある。=「施設種関係なく、全ての就学前の子どもの教育施設を指すこと」「小学校教育をゼロスタートとせず、0才から18歳までの学びの連続性の中で、幼児教育がその基礎としての役割を担うこと」等	人格形成の基礎を培う重要な幼児教育を土台として、小学校以降の子どもの学びにつなぐことを、家庭、幼児教育施設、学校、地域における子どもに関わる全ての大人が理解し、一緒に取り組むことを推進するために、本ガイドを策定します。	B
2	表現について	文部科学省の「幼保小の架け橋プログラム」等と同じ「幼保小」の方がわかりやすいのではないか。幼稚園と小学校の連携と誤解されるのではないか。	島根県の各市町村における幼児教育施設や、幼児教育と小学校教育の合同会議等の連携の場の名称も地域の実情によって様々です。そこで、島根県では、0歳児から子どもが在籍する施設を全て「幼児教育施設」と呼び、県民の皆様に幼児教育の場であることをご理解いただきたいと思います。したがって、「幼小」は幼稚園と小学校を指すのではなく、「幼児教育施設と小学校」、「幼児教育と小学校教育」を指すこととし、その周知に努めます。	C
3		P5 「環境を通して行う教育」において「子どもが環境へのふさわしい関わり方を身に付けていくこと」を意図した教育という部分だけ読むと環境の関わり方には「正解」があり、子どもは「正しい関わり方をするべき」のように読み取る方も多いように感じた。	環境へのふさわしい関わりとは、正しい関わり方を意味するものではありませんが、誤解を生む表現は修正いたします。 修正：幼児教育は、子どもが自ら興味・関心をもってひと・もの・ことに主体的に関わり、遊びに没頭する中で試行錯誤したり考えたりする「環境を通して行う教育」です。	A
4	ガイド普及について	架け橋期のカリキュラムの「めざす子ども像」を共通理解できるからこそ、育ちをつなぐためのかかわりや「総合的な学び」から「自覚的な学び」への具体的な教師の支援が明らかにできると思う。今回示されたので、ぜひこのことをこの教育ガイドを活用して広がることを願っている。	架け橋期のカリキュラム協働作成については本ガイドで記載する以外にも、県幼児教育センターホームページにて幼小合同研修の内容についても発信しております。架け橋期のカリキュラムの出発点は子どもの実態を保育者・教職員が語り合い、めざす子ども像（つけたい力）について話し合うことによって、育てたい資質・能力を明らかにすることです。この視点を市町村と連携し、幼児教育施設、小学校現場への周知を図ってまいります。	C
5	幼児教育と小学校教育のつながりの図について	幼児教育が遊びを通しての総合的な指導により一体的に育むことをしているならば「10の姿」を「5領域」に分類することは難しいのではないか。読み取り方に注意が必要ではないか。	「幼小をつなぐ発達のめやす」の共有は、幼児教育で一体的に育まれた力を小学校教育へつなぐために必要な、切れ目のない支援を実現するために、保育者等だけでなく、特に小学校の教職員が理解できるよう、表現を工夫しました。しかし、5領域それぞれが幼児期の終わりまでに育ってほしい姿のどの姿と対応するかを示すものではありません。遊びを通しての総合的な指導により「一体的に育む」ことを注釈として追記し、読み手の誤解がないように修正します。	A
6		(P21, 52) 幼小のつながりの表の10の姿の順を変えると、10の姿を総合的に捉える印象が薄くなるのではないか。		A

No.	項目	ご意見の要旨	ご意見に対する県の考え方	対応区分
7	県内の保育の質について	(P8) 県内の全ての幼児教育施設において行われている保育の質が、県内の全ての子どもたちにとって保障されること」とあると、県内の全幼児教育施設の保育の質がすでに高いものと誤解される。	県内の子どもたちが主体的に学びに向かい、深い学びへつながることをめざすため、施設種関係なく、県内の全ての幼児教育施設における保育が、「いきいきと 周りの「ひと・もの・こと」と関わりながら遊びこむ子ども」をめざすというメッセージです。そのため、県内の全ての幼児教育施設の保育の質が向上するよう、市町村と連携した取組を支援してまいります。	C
8		保育園での主体的・対話的で深い学びの実践にはばらつきがあるのではないか。ばらつき解消のためにモデル園の取組を紹介してはどうか。	本ガイドは基本的考え方を大綱的に示すものであり、このガイドを各市町村における研修や、各幼児教育施設や学校での実践に活用していただきたいと考えています。島根県幼児教育センターのホームページでは、「市町村訪問でみつけたキラリ」他、各研修や訪問指導への同行支援等で得た紹介したい事例を掲載しております。今後も、このガイドとは別に、好事例について県が関わる研修やホームページ等、その他紹介する方法を検討してまいります。	C
9	学びの保障のサポートについて	不登校やひきこもり等の大きな課題があるが、社会の担い手を育てる教育施設において、誰一人取り残さない学びの保障と、子ども一人ひとりと向き合うことが大切。一斉保育、一斉指導の脱却が課題とも思う。教育施設が学びの保障をサポートすること等を盛り込んでいかがか。	本ガイドには、社会の担い手である子どもたち一人ひとりを、家庭、幼児教育施設、学校、地域が一体となった切れ目のない支援について、基本的な考え方を示しております。島根県幼児教育センターとしましては、めざす子ども像実現に向け、市町村との連携のもと本ガイドを活用した研修、各市町村体制整備支援に取り組んでまいります。また、サポート体制については、島根県教育委員会のホームページを活用する等、県内への周知方法を検討してまいります。	C
10	家庭・地域への啓発について	コロナを経て、子どもをもつ世帯が、子どもをまんなかにして考えることができにくく。子どもに寄り添う地域の大人や保護者も学ぶ機会が必要。	本ガイド第V章－3「家庭・地域との連携」の中では、様々な連携のあり方や、家庭教育を支援する取組を掲載しています。また二次元バーコードで様々な事例にアクセスできるようにしております。家庭、地域と共に学ぶ研修の機会について市町村と連携を図りながら検討してまいります。	C
11		幼児教育施設や小学校で主体性を育むことや対話をしながら学びを深めることに取り組んでいるが、保護者には十分伝わっていないのではないか。啓発の努力を検討してほしい。		A
12	家庭との連携について	P41 (1)家庭教育との連携で、相互理解を土台にした家庭教育を高める支援としての子育て支援が必要。相互理解を土台とするため、保育者と家庭とのコミュニケーションだけではなく、保育の内容、子どもの成長を感じられる姿等、様々な方法で情報発信することも家庭教育との連携のために必要という点は非常に重要。0歳児から保育料を無償化した影響で、保護者が子どもと過ごす時間が圧倒的に少なくなっている。サービスだけの支援ではまずいことが話題になっている。	子育て支援は、家庭と幼児教育施設との相互理解を土台とした信頼関係のある連携が不可欠です。日々のコミュニケーションだけではなく、保育の内容や子どもの成長等を幼児教育施設が発信することの重要性についても、市町村と連携を図るとともに、本ガイドを活用しながら広く周知を図ってまいります。	B

しまねの架け橋期の教育ガイド

～幼児教育と小学校教育をつなぐ～ (幼小連携・接続)

(案)



0歳からの育ちを 学びの土台に



令和 年 月
島根県幼児教育センター
(島根県健康福祉部) (島根県教育委員会)

誰もが、誰かの、 たからもの。

どんなに時代が変わっても、受け継いでいきたい

それは、人のつながり、あたたかさ

さりげないけど、ほっとかない

互いの顔が見える、人間味あふれる関わりが心地いい

今を見つめ、未来に想いをはせる

そんな心を、ときに優しくつつみ、ときにそっと背中を押す

大切に育んできた“つながる力”は、

自分のサイズで、一生懸命生きる人を応援してくれる

未来への原動力

人が人のたからもの

誰もが誰かの応援団

いいけん、
島根県



はじめに

子どもは、未来の社会の担い手です。自分自身が大切にされているという実感があるからこそ、子どもは自分に自信を持ち、安心して、様々な「ひと・もの・こと」に興味・関心を持って関わっていきます。子どもが遊ぶ楽しさ、学ぶ面白さを感じながら、思考を働かせ、生き生きと生活することができる、そのような社会の中で、子どもは心豊かに健やかに育つと考えます。

子どもが誕生したそのときから、その育ちと学びを支えるため、幼児期の教育があります。幼児期の教育は、「生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なもの」です。この重要な学びを、子ども一人ひとりの小学校以降の教育につなぐため、子どもに関わる全ての大人が切れ目のない支援の必要性を理解し、その支援のあり方について見直し、一体となって取り組むことが不可欠です。

このたび、切れ目のない支援のカギとなる架け橋期に焦点を当て、幼児教育も小学校教育も共に、今一度見直すため本ガイドを策定しました。

架け橋期の教育は、子どもの誕生から、子どもを温かく見つめる大人の関わりが土台となります。子ども一人ひとりの人権が尊重される環境の中で、子どもの育ちと学びが保障されます。子どもの育ちと学びを切れ目なく支援する体制を築き、子どもが自分自身の可能性を最大限に發揮し、社会的に自立し生き抜くことができるよう、市町村と連携をより一層図りながら、県内全ての子どもの幼児期、そしてその先にある小学校以降の教育の充実に向け、これからも取り組んでまいります。

令和 年 月

島根県幼児教育センター

(島根県健康福祉部・島根県教育委員会)

「しまねのかけ橋期の教育ガイド」における用語について

- 「**かけ橋期**」： 幼児教育と小学校教育をつなぐ、5歳児から小学校1年生までの2年間
- 「**幼小**」： 施設種関係なく全ての幼児教育施設と小学校の総称、及び全ての幼児教育施設における保育・教育と小学校教育の総称
- 「**幼児教育施設**」： 幼稚園、保育所、認定こども園、特別支援学校幼稚部、認可外保育施設等
- 「**認定こども園**」： 幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園、地方裁量型認定こども園
- 「**小学校**」： 小学校及び義務教育学校前期課程、特別支援学校小学部
- 「**幼児期**」： 幼児教育施設において子どもが生活する期間の総称
- 「**子ども**」： 0歳から小学校就学以降までの乳幼児、幼児、児童の総称
- 「**保育者**」： 幼稚園教諭、保育士、保育教諭及びそれぞれの施設で教育・保育に従事する者
- 「**三要領・指針**」： 「幼稚園教育要領(文部科学省)」、「保育所保育指針(厚生労働省)」、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領(内閣府・文部科学省・厚生労働省)」

島根県では、就学前の子どもが在籍する施設を全て「幼児教育施設」と呼び、0歳から就学前のすべての子どもにとっての幼児教育の場であると位置付けています。「幼小」は幼稚園と小学校を指すのではなく、「幼児教育施設と小学校」、「幼児教育と小学校教育」を指します。

参考資料、文献 他

政府・省庁発行の文書

- ・ 文部科学省 (2018). 『幼稚園教育要領解説』. 文部科学省.
- ・ 厚生労働省 (2018). 『保育所保育指針解説』. 厚生労働省.
- ・ 内閣府、文部科学省、厚生労働省 (2018). 『幼保連携型認定こども園教育・保育要領解説』. 内閣府.
- ・ 文部科学省(2017). 『小学校学習指導要領解説』. 文部科学省.
- ・ 文部科学省、国立教育政策研究所、教育課程研究センター (2018). 『発達や学びをつなぐスタートカリキュラム:スタートカリキュラム導入・実践の手引き』. 文部科学省.
- ・ 文部科学省 (2021). 『幼保小のかけ橋プログラム』. 文部科学省.
- ・ 内閣府、文部科学省、厚生労働省 (2022). 『幼保連携型認定こども園における園児が心を寄せる環境の構成』. 内閣府.
- ・ 中央教育審議会 幼児教育と小学校教育のかけ橋特別委員会 (2023). 『学びや生活の基盤をつくる幼児教育と小学校教育の接続について:幼保小の協働によるかけ橋期の教育の充実』. 中央教育審議会.
- ・ 文部科学省、厚生労働省、内閣府 (2023). 『障がいのある幼児と共に育つ:生活の理解と指導』. 文部科学省.
- ・ 文部科学省 初等中等教育局教育課程課 (2021). 『学習指導要領「生きる力」教師向け参考資料 2:育成を目指す資質・能力と個別最適な学び・協働的な学び』. 文部科学省.
- ・ 中央教育審議会 (2021). 『令和の日本型学校教育の構築を目指して:全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協同的な学びの実現』. 文部科学省.
- ・ 内閣府 (2023). 『幼児期までの子どもの育ちに係る基本的なビジョン(はじめの100か月の育ちビジョン)』. 内閣府.
- ・ 文部科学省 教育課程課・幼児教育課 (2024). 『生活科における学校段階等間の接続を踏まえた指導の充実』. 『初等教育資料』, No.1419, 2024年8月号.
- ・ 文部科学省 (2024). 『幼児教育と小学校教育がつながるってどういうこと?:幼児教育及び小学校教育関係者向けの参考資料』. 文部科学省.
- ・ 文部科学省 (2012). 『幼児期運動指針ガイドブック:毎日、楽しく体を動かすために』. 文部科学省.

学術論文・研究紀要

- ・ 島根県立大学松江キャンパス (2025). 「保幼小連携・接続カリキュラムに関する一考察(1)－文部科学省のかけ橋プログラムまでの施策から－」. 『島根県立大学松江キャンパス研究紀要』, 第64号.

目 次

I 島根県幼児教育振興プログラム改訂の趣旨

1	改訂のねらい	1
2	国の取組 ～幼小の架け橋～	1
3	県の取組	2
(1)	しまねの教育振興ビジョン.....	2
(2)	しまねの架け橋期の教育	3

II 円滑な幼小連携・接続のために大切にしたい2つの柱

柱1	「人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性」の理解	5
(1)	資質・能力の芽生え【遊びを通しての総合的な支援】	5
(2)	幼児教育を土台にした「つなぐ教育」	7
柱2	「架け橋期の教育の充実」のための一体的支援	
(1)	一体的支援の基盤となる相互理解	9
(2)	子どもに関わる関係者的一体となった支援	9

III めざす子ども像の共有

**いきいきと 周りの「ひと・もの・こと」と関わりながら 遊びこむ子ども
～主体的な学びに向かい、深い学びへつながる姿をめざして～**

IV 取組の方向性

1	めざす子ども像実現のための視点	13
(1)	発達の段階を踏まえた保育・教育	13
(2)	一人ひとりの実態に応じた保育・教育	14
2	子どもを中心につなぐ幼小連携・接続	15
(1)	幼小の対話を通した子どもの育ち・学びの相互理解	15
(2)	幼小をつなぐ発達のめやすの共有	20
(3)	学びをつなぐ～幼小の接続とは～	22
(4)	架け橋期のカリキュラムの開発	23
(5)	架け橋期のカリキュラムの評価の工夫(PDCAサイクルの確立)	27

V 幼児教育施設における取組

1 めざす子ども像実現のための幼児教育	29
(1) 「ひと・もの・こと」への関わりを通した幼児期の遊び	29
(2) 小学校接続を見通した視点	33
(3) 円滑な接続を支える特別支援教育(保育における特別支援教育の視点)	34
2 保育者的人材育成のための幼児教育施設内研修	36
(1) 保育者に求められる専門性	36
(2) 保育者的人材育成につながる施設内研修	37
3 幼児期の教育を支えるための家庭・地域との連携	40
(1) 家庭との連携	41
(2) 地域との連携	43

VI 小学校における取組

1 小学校入門期の工夫	46
(1) 小学校入門期の重要性	46
(2) 架け橋期の子どもの発達段階を考慮した円滑な接続	47
2 生活科を中心とした学びのつながり	48
(1) 生活科の役割	48
(2) 生活科を中心としたカリキュラムデザイン	48
(3) 幼児期の経験を活かした教科指導	49

【付属資料】

1 幼小をつなぐ発達のめやす	53
2 幼児教育から小学校教育の12年間で身に付けたい力	55
3 架け橋期のカリキュラム作成上の留意事項	57
4 つながる保育実践例 「秋のどんぐりころがしのストーリー」	59
5 幼小合同研修等での活用ツール	61

I 島根県幼児教育振興プログラム改訂の趣旨

I 改訂のねらい

島根県幼児教育センターは、令和2年に島根県幼児教育振興プログラムを策定し、県民の皆様に幼児教育の重要性や、本県の取組についてご理解いただくと共に、「チームしまね」として、しまねの子どもたちの未来のための幼児教育を進めてまいりました。

そのような中、新型コロナウイルス感染拡大の危機に直面し、子どもたちの生活は、人との関わりの面でも制限されました。現在は、生活の様々な制限は緩和されたとはいえ、子どもの心身の成長に与える影響は計り知れません。

また、それ以外にも、社会の情勢は大きく変化し、予測不可能で複雑化する社会の中で、子どもの「生きる力」を育てるためには、幼児教育を生涯にわたる教育の土台とした、幼児教育と小学校教育の連携・接続のあり方について、改めて見直すことが必要と考えます。

この幼児教育と小学校教育の連携・接続のあり方の見直しは、島根県において重要な課題であり、その課題解決のためには、

- ①小学校以降の主体的・対話的で深い学びにつなぐ幼児教育の質が、幼稚園、保育所等の施設種に関係なく確保されること
- ②幼小連携・接続の必要性について、幼児教育そして小学校以降の教育関係者だけではなく、子どもに関わる全ての大人が理解し、子どもの育ちに対しそれぞれ自分事として考える必要があること

以上の2点を重点とし、島根県幼児教育振興プログラムを改訂することとしました。

幼児教育と小学校教育においては、教育課程の構成等、様々な違いがあります。特に、幼児教育施設で過ごしてきた子どもにとって小学校入学は大きな環境の変化です。5歳児から小学校1年生の2年間の「架け橋期」は、生涯にわたる学びや生活の基盤をつくる上で大変重要です。この架け橋期の教育の充実を核に、0歳から18歳の学びの連続性に配慮し、教育の充実のために教育内容や指導方法を工夫するための基本的な考え方について、島根県内の子どもに関わる全ての大人が共有するための指針をここに策定します。

2 国の取組～幼小の架け橋～

平成18年改正の教育基本法により、家庭教育や幼児教育の重要性が周知されました。また同時期に改正の学校教育法第1条により、幼稚園は後に続く小学校以降の教育の基礎であることが規定されました。

平成30年には、幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園

教育・保育要領が史上初の同時改訂(改定)されました。その内容は以下の点で特徴的でした。

- ・ 幼稚園・保育所等、施設種関係なく、全て「就学前の子どもの教育施設」として位置付けられたこと
- ・ 小学校教育をゼロからのスタートとせず、0歳から18歳までの学びの連続の中で、幼児教育がその基礎としての役割を担うことを明確にされたこと
- ・ 「生きる力」を育むための資質・能力の育成や、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」等、子どもの成長を支える手掛けかりを共通に整備したこと

これらの具体化をめざし、令和3年5月に、文部科学大臣より「幼児教育スタートプラン」のイメージが公表され、「幼児教育と小学校教育の架け橋特別委員会」が中央教育審議会初等中等教育分科会に設置されました。委員会が打ち出した「幼保小の架け橋プログラム」推進の中心は「架け橋期のカリキュラム開発」です。子どもを取り巻く関係者が協働して幼小をつなぐカリキュラムを開発することは、幼児教育の質の向上、小学校教育の改善・充実、そして全ての子どものウェルビーイング^{※1}の保障に大きく寄与するものと期待できます。

また、令和5年12月に公表された「幼児期までの子どもの育ちに係る基本的なビジョン(はじめの100か月の育ちビジョン)^{※2}でも、全ての子どもの誕生前から架け橋期までの「はじめの100か月」に焦点を当て、特に幼児期は、生涯にわたるウェルビーイングの向上にとって最重要としています。

※1 ウェルビーイング：身体的、精神的、社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義等の将来にわたる持続的な幸福を生む概念。(R5年6月16日閣議決定「第4期教育振興計画」)

※2 はじめの100か月の育ちビジョン：母親の妊娠期から架け橋期までの子どもの育ちに係る基本的なビジョンとして、生涯にわたるウェルビーイングの向上のために重要な期間を誕生前から架け橋期の100か月とし、示されたもの(こども家庭庁)

3 県の取組

(I) しまね教育振興ビジョン

【しまね教育振興ビジョンの3つの基本目標】

- 1 すべての子どもが学びの主人公～一人ひとりを尊重する学校～
- 2 実体験に根ざした本物の教育～地域とともにある学校～
- 3 挑戦心、探究心が育つ学びの環境～子どもも大人も学び成長する学校～

【しまね教育振興ビジョンにおける3つの育てたい資質・能力】

- I 学びの土台をなす人間力
 - ・ 自分を含む全ての人の権利を尊重して行動する力
 - ・ 自分の良さや可能性を認識し、夢や希望をもって未来に挑戦する力 他

2 学びの中核をなす学力

- ・ 学ぶことの意味を理解し、主体的に学びに向かう力
- ・ 既存の枠組みを破り、新たなアイデアや方法を生み出す力 他

3 学びを展開する社会力

- ・ 多様性を認め、相手を尊重するとともに、相互に支え合う姿勢
- ・ 他者と協働して課題を創造的に解決していく力 他

「しまね教育魅力化ビジョン」（令和2年度～令和6年度）が5年間の実行期間を終え、県民一体となって、島根県の教育を進めるための「しまね教育振興ビジョン」が令和7年3月に策定されました。

3つの目標中の「学校」には、幼児教育施設も含まれます。子どもの人権を尊重する教育、ふるさとの特色を活かした実体験を通した教育、子どもの夢や挑戦心を育む教育等に、施設種・学校種を超えた連携の中で取り組むべきことが示されています。

「しまね教育振興ビジョン」では、「発達の段階に応じた学力の育成」を具現化するため、以下の方向性を持って、県内の幼小連携・接続の推進を図っていきます。

- ・ 本稿「しまねの架け橋期の教育ガイド」に基づき、幼児教育施設及び小学校、地域、家庭が一体となった架け橋期の教育を充実
- ・ 幼小合同会議や保育・授業研修会等を通して、全ての幼児教育施設と小学校が教育内容や指導方法等の相互理解を深める取組により、架け橋期の学びのつながりを推進
- ・ 幼児教育施設と小学校との協働により、架け橋期のカリキュラムを編成・実施・検証ができるよう、島根県幼児教育センターにおいて、市町村における研修支援や幼児教育アドバイザー等への指導・助言を実施

「しまね教育振興ビジョン」の3つの育てたい資質・能力は、0歳から18歳までを貫きます。3つの基本目標を目指す中で、幼児教育施設は、資質・能力の基礎を育み、確実に小学校以降の教育につないでいくという重要な使命を担っています。

(2) しまねの架け橋期の教育

「しまね教育振興ビジョン」では、幼児教育推進の方向性の筆頭として「架け橋期の教育」の推進を挙げています。

幼児教育におけるワクワク感・達成感・充実感等は、そのまま小学校教育においても保障されなければなりません。また、幼児教育と小学校教育間の教育内容、方法等の違いによる段差が、その後の学習や生活に支障をきたすようなことがあってはなりません。

そのためには、架け橋期の子どもたちに関わる全ての大人の協働を促し、子どもの学びを支える切れ目ない支援のあり方について、幼児教育施設側と小学校側が相互

理解を図ることが不可欠です。

例えば、幼小協働による、かけ橋期の子どもへの支援のあり方の見直しや、幼児期の主体的・対話的で深い学びにつながる姿を、生活科を中心とした学習へ活用すること等は、幼小の相互理解が必要です。

このような、かけ橋期における、子どもの興味・関心を含めた、子どもの実態（特性・個性等）の理解を必要とした切れ目のない支援は、子どもの主体的な学びを支えます。そして、子どもの生き生きとした学びは、「個別最適な学び^{※3}」や、「協働的な学び」の実現につながっていきます。

^{※3} 個別最適な学び：令和3年中央教育審議会答申「令和の日本型学校教育の構築を目指して」において「指導の個別化」と「学習の個性化」に整理されている。多様な子どもたちを唯一人取り残すことなく育成するもので、教師等の視点としては、個に応じた指導・支援が必要



II 円滑な幼小連携・接続のために大切にしたい2つの柱

柱I：「人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性」の理解

(I) 資質・能力の芽生え【遊びを通しての総合的な支援】

i) 環境への主体的な関わり

幼児教育は、子どもが自ら興味・関心を持って環境（ひと・もの・こと）に関わり、遊びに没頭する中で試行錯誤を繰り返し、様々な力を身に付けていく、「環境を通して行う教育」です。

子ども自身の興味や欲求に基づいた直接的・具体的な体験だからこそ培われる、「豊かな心情」「ひと・もの・ことに自ら関わろうとする意欲」「健全な生活を営むために必要な態度」は、人格形成の基礎となるものです。

直接的・具体的な体験において、子ども自身の心が動かされ、自らの気付きや「ひと・もの・こと」との出会いをきっかけに、活動が変化し、達成感や充実感を味わいながら、関わった「ひと・もの・こと」の面白さ、不思議さを実感し、さらなる遊び（学び）への没頭が生まれます。

この幼児期の学びにおいて、子どもの「粘り強く取り組む力」「目標に向けて自己の思いや考え等を調整する力」「他者と協働する力」等の、「非認知能力」が培われ、この非認知能力が子どもの「学びに向かう力」^{※4}を育みます。

^{※4}「学びに向かう力」： 学習指導要領において学校教育における育成すべき3つの資質・能力の一つに、「学びに向かう力・人間性」が挙げられる。島根県では、幼児期に特に培われるとされる非認知能力が小学校以降の「学びに向かう力」の土台となると考える。

コラム① ~非認知能力とは~

非認知能力は、IQ（知能指数）や学力テスト等の数値で表すことができる認知的な能力と対照的に挙げられます。OECD（経済協力開発機構）と共に非認知能力について共同研究をしているベネッセ教育総合研究所によると、非認知能力とは、①目標の達成（がんばる力、自己抑制、目標への情熱）、②感情のコントロール（自尊心、楽観性、自信）、③他者との協働（社交性、敬意、思いやり）の3つの要素で構成されます。

子どもは、自ら環境に直接関わることによって、心を動かし、頭を働かせ、他者と関わり合いながらの体験を積み重ね、様々なことを感じ、学んでいきます。自分の思いを安心して表し、その思いを他者に受け止めてもらったり、時には他者との思いのくい違いから、対話を通じて自分の思いに折り合いをつけたり、協力して目標を達成する喜びを感じたりといった、幼児期の体験が、子どもの生きる力へつながる、学びに向かう力を育みます。

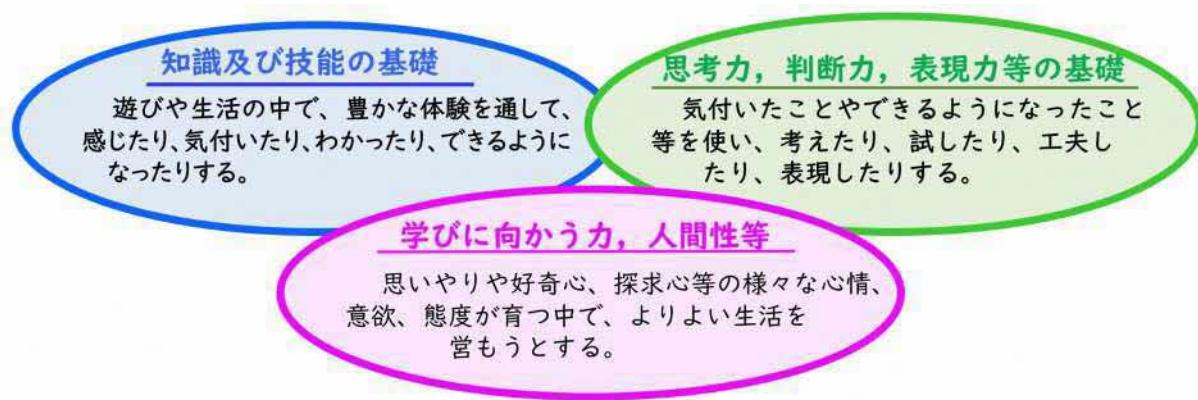
子どもに関わる大人(保育者等)は、子どもが興味や関心を持って環境に関わることができるよう、その思いを汲み取り、子ども理解に努めることが必要不可欠となります。十分な子ども理解があるからこそ、保育者による環境構成が子どもの興味・関心へつながります。そして、子どもの興味・関心から生まれた遊びだからこそ、子どもは心身を十分に使い、思いきり遊びに没頭し、目的に向かって遊びをさらに工夫したり試行錯誤したりしていきます。

子どもは、想像力を發揮する体験、友だちと関わりながら協力する体験等、豊かな体験を通して、様々な力が関連し合い、総合的に発達していくのです。

ii) 総合的に育まれる3つの資質・能力の基礎

幼児期に培った「生きる力」は、幼児教育から小学校教育、そして、高等学校教育への見通しの中で、系統的に育まれるものです。

そして、「生きる力」を育む中で身に付ける「知識及び技能の基礎」、「思考力、判断力、表現力等の基礎」、「学びに向かう力、人間性等」は、子どもの発達や、子どもの興味・関心等を踏まえながら展開する、遊びを通しての総合的な支援によって育まれます。



子どもたちが、満足感、達成感、協同的に活動する喜び等を感じ、さらに遊びが広がり深まるときに見られる「遊びこむ」姿は、子どもの資質・能力が育っている姿とも言えます。

この幼児教育において育みたい3つの資質・能力の基礎は、それぞれ個別に取り出して育むものではありません。遊びを通しての総合的な支援の中で、一体的に育んでいくことが大切です。

そして、総合的に育まれる3つの資質・能力の基礎が、小学校以降の学校教育の土台となり、学校教育で育成する3つの資質・能力、「知識及び技能(何を知っているか、何ができるか)」「思考力、判断力、表現力等(知っていること・できることをどう使うか)」「学びに向かう力、人間性等(どのように社会・世界と関わりよりよい人生を送るか)」へつながります。



(2) 幼児教育を土台にした「つなぐ教育」

i) 「つなぐ教育」【学びの連続性と切れ目のない支援】

子どもの教育は、幼児教育からの学びを土台にしたものであり、「小学校からのゼロスタートではない」ことを共通認識する必要があります。この共通認識のためには、土台となる幼児教育を理解することや、幼小の接続を見通したカリキュラムを編成・実施するための管理職のリーダーシップが重要です。

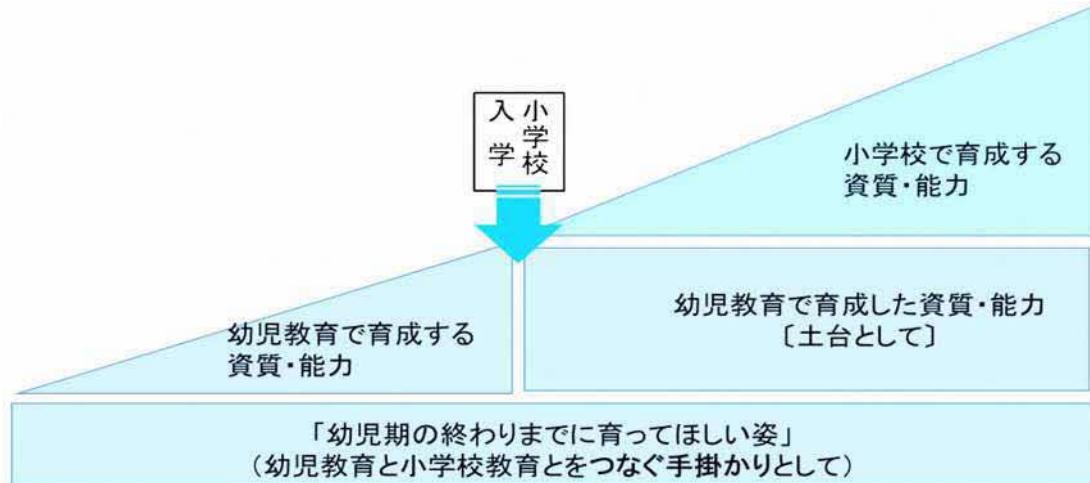
幼児教育施設では小学校接続を見通した指導計画(アプローチカリキュラム等)を作成しています。小学校ではスタートカリキュラムを作成しています。これは、小学校から新たな教育が始まるという意味ではなく、子どもの発達や学びの連続を重視し、小学校入学時から安心して学校生活を送るとともに、学習者として歩むための学びの計画を意味するものです。

幼児期には、資質・能力の基礎が育まれる中で非認知能力が培われ、子どもにとって、小学校、中学校における学びに向かうための基盤となります。

その際、子どもの学びの連続性のためには、架け橋期だけではなく、環境を通して行う教育である幼児教育、つまり、0歳からの豊かな体験の積み重ねや、遊びを通しての総合的な支援が不可欠です。教育環境の工夫をはじめとして、幼児教育と小学校教育の切れ目のない支援のあり方を工夫する必要があります。

このように、学びの連続性を理解することによって、次の図のように、小学校入学と

いう大きな環境の変化においても、幼児教育で育成される資質・能力をもとに、子ども一人ひとりの可能性が發揮され、小学校以降の主体的・対話的で深い学びへと発展していきます。



ii) 幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を手掛かりにして

「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿(10の姿)」^{※5}は、幼児教育施設において育みたい資質・能力が育まれている子どもの具体的な姿であり、特に、就学を前にした5歳児後半に見られるようになる姿です。

この姿は、5歳児に急に見られる姿ではなく、それまでの乳幼児期からの適切な体験、そしてそのための支援の積み重ねが「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」につながっていきます。

県内の全ての幼児教育施設において行われている保育の質が、県内の全ての子どもたちに保障されることと、施設種関係なく、全ての幼児教育施設の保育・教育を小学校教育の育ちと学びに円滑につなぐことを島根県では推進します。その意味において、「幼小連携・接続」の「幼」は「全ての幼児教育施設」を指します。

そのために、幼児教育施設と小学校が互いの教育を理解し合うことがスタートラインとなります。その際、この幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を手掛かり(視点)に、子どもにさらにつけたい力は何か、そのためにめざす教育のあり方等について語り合うことが不可欠です。

また、幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿を踏まえた指導を、幼児教育だけでなく小学校教育においても工夫することで、教育の質の向上が期待できます。

つまり、円滑な幼小連携・接続の推進としての一貫した教育実践は、子どもたち自身が、主体的に自己を發揮しながら学びに向かう、子どもの生き生きとした主体的な学びとなります。

^{※5}幼児期の終わりまでに育ってほしい姿(10の姿)の内容：本ガイドIV—2(I)にて説明

柱2：「かけ橋期の教育の充実」のための一体的支援

かけ橋期の教育の充実は、幼児教育において育まれた資質・能力を土台に、小学校以降において子ども一人ひとりの可能性を発揮できるようにするために重要です。

このかけ橋期の教育の充実のためには、5歳児から小学校1年生の育ちと学びの基盤となる0歳児からの子どもへの適切な支援の積み重ねが必要です。

また、小学校入学という大きな環境の変化に対し、子ども一人ひとりが不安や戸惑いや悩みを抱え込んだままにしないためにも、県内の円滑な幼小連携・接続を推進することは、子どもに関わる大人の責務であり、支援の一体化は不可欠です。

(1) 一体的支援の基盤となる相互理解

幼児教育は各教科等の区別がなく、「～を味わう」「～を感じる」等、心情や意欲、態度等の教育に向かうことを重視しています。小学校教育は、教科の区別があり、「～ができるようになる」といった具体的な目標への到達を重視しています。

指導方法も、幼児教育は「環境を通して行う教育」であり、体験からの学びといった自発的な活動を重視しているのに対し、小学校教育は学級集団を基本とし、単位時間ごとのねらいに即した指導です。

このような教育の原理等が違うことをまずは双方が理解することが必要です。

この違いを理解した上で、幼児教育における体験を通して培った「学びの芽生え」を、小学校教育での「自覚的な学び」へとどのようにつなぐのか、県内の幼児教育施設と小学校が共に語り合い、「かけ橋期のカリキュラム」を協働作成することによって、かけ橋期の教育の充実が図られます。

(2) 子どもに関わる関係者の一体となった支援

幼児教育の重要性を土台に、かけ橋期の教育を充実するためには、全ての幼児教育施設は、学校と連携・協働するだけでなく、家庭や地域住民の参画を得ることも必要です。

そのためには、かけ橋期の教育の充実をめざす意義やねらいについて、子どもに関わる全ての大人が理解することが大切です。

島根県は、各市町村における幼児教育施設の数や、幼稚園、認定こども園、保育所等施設種も様々です。島根県における全ての子どもに格差なく学びや生活の基盤を保障するために、幼児教育の質を施設種関係なく高め合うことが重要です。

また、「社会に開かれたカリキュラムの観点」からコミュニティ・スクール^{※6}等を活用し、保護者や地域住民の参画が可能となる仕組みも求められます。

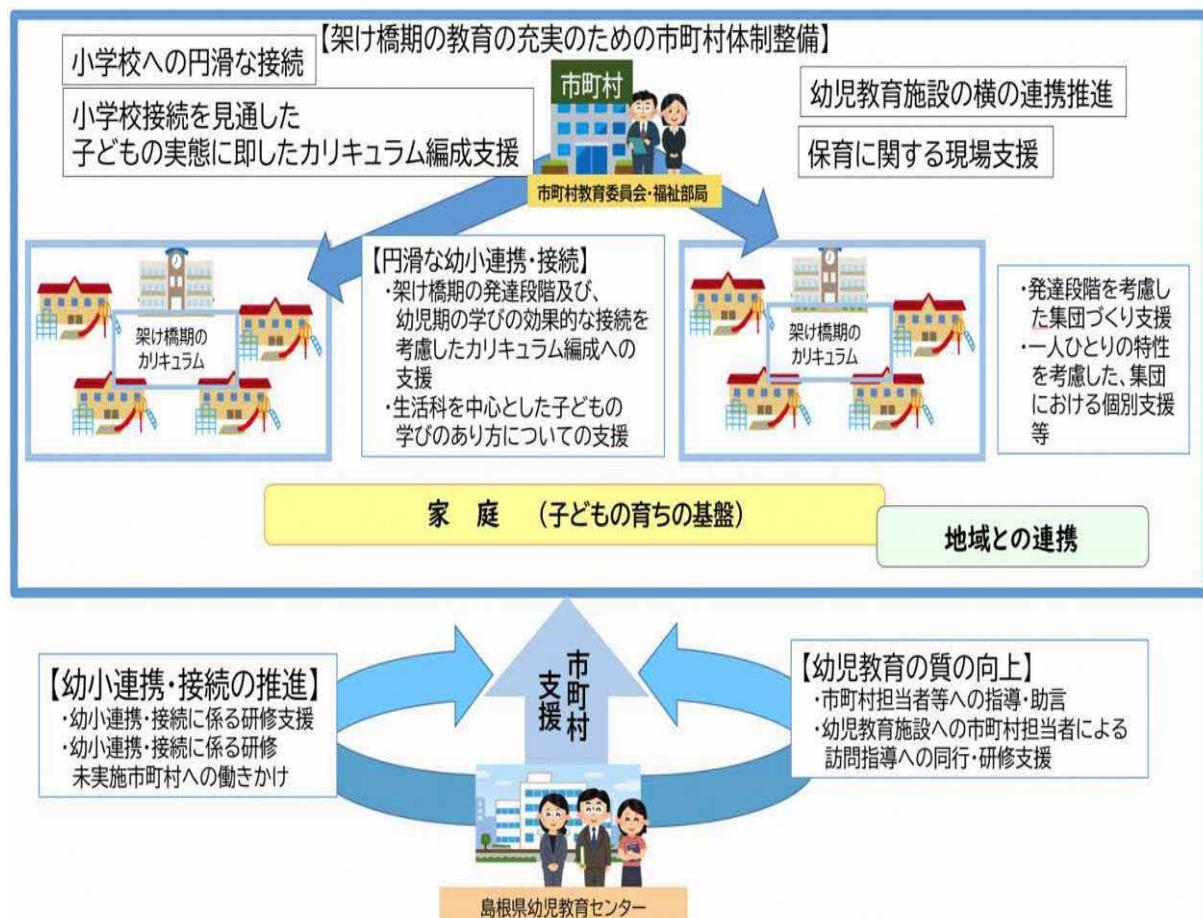
特に、子どもにとって大きく環境が変わるかけ橋期の教育を中心にして、以下の点が必要です。

- ・ 幼児教育と小学校教育の連携・接続
- ・ 円滑な幼小連携・接続につながる幼児教育施設同士の横の連携
- ・ 0歳からの発達支援・家庭支援等の取組を推進する体制整備
- ・ 地域との連携

各市町村においては、地域内の幼児教育施設の「横の連携」を推進するために、施設種の異なる幼児教育施設の保育の状況について把握することも必要です。そして、様々な幼児教育施設と小学校の円滑な幼小連携・接続を推進するため、域内の小学校区を中心として、幼児教育と小学校教育の接続を見通したかけ橋期のカリキュラムを協働で作成する体制を推進し、そのかけ橋期のカリキュラムの効果的実践の検証も推進することによって、島根県内の子どもに関わる大人の一体となった支援体制が実現することを考えます。

島根県は、各市町村の状況に合わせ、子どもの保育・教育に関する大人が一体となる体制が整備されるよう支援してまいります。

*⁶ コミュニティ・スクール：地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5に規定された学校運営協議会を設置した学校のこと。島根県の公立小中学校では、令和6年5月時点で60.5%導入されている。学校関係者や幼児教育施設関係者、保護者、地域住民等が学校運営に参画している例がある。



III めざす子ども像の共有

いきいきと

周りの「ひと・もの・こと」と関わりながら

遊びこむ子ども

～ 主体的な学びに向かい、
深い学びへつながる姿をめざして ～

予測困難な社会の変化に対応し、未来を生き抜くための力を子どもたちが獲得するためには、子ども一人ひとりの可能性を伸ばし、子ども一人ひとりの興味・関心をもとに思いきり自己実現する幼児教育の実現が不可欠です。

島根県幼児教育振興プログラム(令和2年～令和6年)では、様々な環境に触れたり、友だちと関わったりしながら夢中で遊び、様々な気付きや試行錯誤の中で、さらに新しい遊びを考え、その遊びの循環の中で自ら育つ、「遊び育つ」姿をめざす子ども像に掲げていました。

今回の改訂では、子どもの興味・関心を引き出す環境の中で、子どもが自ら遊び育つ姿から、「遊びこむ」姿をめざすこととしました。その「遊びこむ」姿とは、子どもが発達段階に応じて、遊びから自ら学びを獲得し、他者との関わりの中でさらに遊びに没頭し、遊びを発展させながら、課題解決し、環境を文化的価値あるものへと変えていく、そのような子どもの遊び(学び)が深まる姿を「遊びこむ」姿としました。

子どもの学びの基盤となる、「遊びこむ」子どもの姿をめざすためには、子どもが遊びに夢中になる環境づくりとしての豊かな地域資源(ひと・もの・こと)の活用、そして地域と連携した豊かな実体験が重要です。

子どもが、自分の興味・関心をもとに進んで環境に関わり、そこでの気付き・発見・疑問等からさらに環境に深く関わり、試行錯誤を繰り返しながら問題を解決したり、新たな挑戦につながったりと、深い学びへつながる「遊びこむ」経験は、学校教育での主体的・対話的で深い学びへつながります。

いきいきと …主体的な学び

- ◎ 生まれながらにして持つ、「自ら育つ力」を發揮する姿
- ◎ 周囲の環境(ひと・もの・こと)に能動的に関わろうとする力を発揮する姿
- ◎ 頭も心も体も動かし、主体的に活動する姿
- ◎ 安心して自分の思いを思いのまま表そうとする姿

周りの「ひと・もの・こと」と関わりながら …対話的な学び

～しまねの豊かな環境「ひと・もの・こと」の活用～

- ◎ 興味・関心をもとに、様々な「ひと・もの・こと」に関わる姿
- ◎ コミュニケーションの楽しさや必要性を感じる姿
- ◎ 友だちと伝え合い、認め合う姿
- ◎ 対話することに対して満足感を感じる姿
- ◎ 協同的に活動する中で、気持ちに折り合いをつけようとする姿

遊びこむ …深い学び

- ◎ 遊びに集中し、没入し、遊びの循環の中で試行錯誤を繰り返し、新たな発想、「ひと」との関わりから深い学びへと深化する姿
- ◎ 環境（ひと・もの・こと）に能動的に関わるからこそ得る、気付き・発見・不思議等に対し、解決・挑戦する面白さを感じながら、さらに新たな課題に向けて取り組もうとする姿

子どもが遊び（学び）に夢中になる環境づくりには、子どもが周りのどのようなことに興味を惹かれるのか、子ども一人ひとりへの理解が基盤です。その理解のもと、子どもの遊び（学び）の過程を丁寧に捉えることによって、その子どもに合った支援のあり方が見えてきます。そして、子どもの遊び（学び）の変容、深まりをしっかりと見取り、環境を再構成する不断の努力によって、「遊びこむ」姿まで高めることができます。



IV 取組の方向性

| めざす子ども像実現のための視点

(I) 発達段階を踏まえた保育・教育

【大切にしたい視点】

- ・ 自分自身が大切にされているという実感と安定した情緒
- ・ 一人ひとりの子どもの興味や関心に基づいた直接的・具体的な体験
- ・ 一人ひとりの発達に即した環境の提供
- ・ 社会性の基盤となる他者との関わり
- ・ 「自立」に向かうための適切な援助
- ・ 主体的な学びにつなげるための日々の子ども理解

めざす子ども像実現のためには、子どもたちの生活の場が、「自分が大切にされている」という安心感を抱くことができる場であることが、最も重要な要件と言えます。そのためには、保育者と子ども一人ひとりとの信頼関係を十分に築いた上で、子ども自ら安心して生活することができることが不可欠です。

幼児教育施設における生活の中で、子どもが能動的に環境に関わり、探索活動を始めるのも、生活（環境）の安心感があるからです。探索して新たに出会うことへの不安よりも、探索のワクワク感が大きくなり、さらなる探索（追求）に発展するのも安心感があるからです。

幼児期の教育から、子どもに関わる大人が信頼関係の上に、常に子どもが「何を考え」、「何に興味を持っているか」、その行動の裏にある「実現したい思いは何か」等について、子どもの心に寄り添いながら捉えていきます。

子どもに関わる大人の思いや価値観を押し付けるのではなく、一人ひとりの子どもとの関わりを大切にする中で、思いや考えを丁寧に受け止め、子どもの個性を肯定的に捉える力が重要です。この子ども理解が、子どもの可能性を伸ばすことにつながります。

つまり、幼児教育も小学校教育も同様で、一人ひとりの言動の背景にある思いを察知した、十分な子ども理解が大切です。その理解をもとに、具体的な学びの姿を考えながら、切れ目のない支援をすることによって、めざす子ども像の実現が可能となります。

(2) 一人ひとりの実態に応じた保育・教育

幼児期の子どもの発達のあゆみは一人ひとり異なります。その発達は、環境との相互作用を通して資質・能力が育まれる過程であると捉えられます。「できる」「できない」ではなく、一人ひとりの子どもの育つ過程を大切にし、個別に対応していくことが重要です。

また、一人ひとりに応じるためにには、子どもの思いを表面的に受け止め、応えるのではなく、一人ひとりの発達の姿や内面を理解した上で、子どもの心の動きに応答する等の適切な関わりをし、保育・教育のあり方や関わりを見直すことが大切です。

幼児教育施設では、在籍する全ての子どもを対象に一人ひとりに応じた支援、指導を行っています。特別な支援が必要かどうかに関わらず、共生社会の担い手である子どもを育てるための基盤となる場であることを忘れてはなりません。

このような共生社会の担い手を育むという視点も、幼児教育から小学校以降の教育につなぐことが大切です。

幼児教育施設や学校では、集団の中で生活していると、周囲の子どもたちと違う言動をとったり、周囲の子どもとのトラブルになったりする子どももいます。その時に、「子どもが困った行動をとっている」と捉えるのではなく、「子どもが困っていることはないか」と子どもの困難さを理解しようとすることが必要です。

また、日本語指導を必要としたり、家庭環境等の影響から支援を必要としたりする子どもも在籍していることも考えられます。

子どもの困難さの背景は一人ひとり異なるため、保護者や関係機関等からの情報も含め、総合的に子どもの実態を把握し、集団の中で全ての子どもが共に成長できるよう、一人ひとりの実態に応じた指導内容や指導方法の工夫を行う必要があります。その際に留意したいことは、子どもが「できる、できない」の観点から見つめるのではなく、どのような保育・教育環境や支援の内容があれば可能なのか等、子どもの成長・発達の可能性を探る視点を持つことです。

しかし、一人ひとりの実態に応じるあまり個別対応が増え、大人との1対1の関係性が強くなり、集団での学びが得られにくくなることもあります。社会性を育み、将来の自立と社会参加につなげるためにも、集団での学びを常に意識しながら個別の支援を考えることが必要です。

視覚支援や絵カードでのスケジュールの提示等、個別に配慮や支援した取組が、実は全ての子どもにとっての活動のしやすさや理解につながることもあります。誰もがわかりやすい、ユニバーサルデザインの視点を生かした集団での保育・教育を検討することも大変有効です。

その時に、組織的・計画的に指導が行われるよう、長期的な視点での「個別の教育支援計画^{※7}」と短期的な視点での「個別の指導計画^{※8}」を作成し、保護者や関係機

関と連携した取組していくことが重要です。

また、集団の中で多様性を認めたり、一人ひとりの子どものよさ（強み）を活かしたりした保育・教育を実施することで、よりよい集団作りにつながり、子どもたちの人権感覚や自己肯定感、自己有用感の基盤が育っていきます。

幼児期は、心身の発達に極めて重要な時期であるため、安心・安全な大人との関わりの中で、遊びを通して多様な運動経験を積んだり、子どもの理解に適した言葉で働きかける等して語彙を育んだりすることも大切です。

*⁷個別の教育支援計画：障がいのある児童生徒等の一人ひとりの教育的ニーズを正確に把握し、教育の視点から適切に対応していくという考え方のもと、保健、医療、福祉、労働等の関係機関との連携を図りながら、乳幼児期から学校卒業までの長期的視野に立って、一貫して的確な支援を行うために、障がいのある児童生徒等一人ひとりについて作成した計画

*⁸個別の指導計画：児童生徒等一人ひとりの障がいの状態等に応じたきめ細かな指導が行えるように、幼児教育施設、学校における教育課程や指導計画、当該児童生徒等の個別の教育支援計画を踏まえ、より具体的に児童生徒等一人ひとりの教育的ニーズに対応した指導目標・方法等を盛り込んだ計画

2 子どもを中心につなぐ幼小連携・接続

(I) 幼小の対話を通した子どもの育ち・学びの相互理解

子どもの「育ち」と「学び」をつなぐには、幼児教育施設と小学校が互いの教育を理解し合うことが最も重要です。第一歩は職員同士の対話です。その際、幼児期の終わりまでに育ってほしい姿（10の姿）の活用は、理解を深める上で有効です。

i) 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿（10の姿）」を手掛かりとした幼小の対話

「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を手掛かりとした幼小の対話は、架け橋期はもちろん、その前後を含めた学びの連続の基盤と捉え、主体的・対話的で深い学びの充実のための必要な手掛けりとして生かすことが期待されます。

ただし、次の点への配慮が必要です。

【配慮すべき点】

- ・ 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」が到達すべき目標ではないこと
- ・ 個別に取り出されて指導されるものではないこと
- ・ 全ての児童に同じように見られるものではないこと

ii) 対話の例

10の姿に照らすと、子どもたちの様々な育ちや学び、経験が見えてきます。

したがって、10の姿という共通の視点をもとに、具体的な子どもの姿を通して対話することは、架け橋期の取組を進める上で極めて有効です。

【10の姿を視点に語る】

- ・ 10の姿は、幼小で、どのような具体的な姿となって表れているか
- ・ 幼小の子どもの実態から、10の姿に向かう上で必要な条件は何か
- ・ 幼小の学びの連続の中で、10の姿の他に大切にすべき姿はあるか

【育ちや学びのつながりの視点で語る】

- ・ 小学校区の実態から、今後も引き続き大切に育みたい姿は何か
- ・ 小学校区の実態から、一層丁寧に育てていくとよい姿は何か
- ・ 重視したい姿を育むために、幼小でどのような経験をつなげていくとよいか
- ・ 幼小でギャップのある姿は何か
- ・ ギャップを埋めるために必要な経験は何か

【授業や保育の参観を通して10の姿を手掛かりに語る】

- ・ 保育（授業）場面で増やしたい経験は何か
- ・ ○○を育てるために、どのような保育・授業の工夫が必要か
- ・ ○○の経験を増やすため、必要な環境（ひと・もの・こと）は何か
- ・ 子どもたちの豊かな経験のために必要な支援は何か
- ・ 次回の交流活動を計画（10の姿による幼小交流活動についての評価をもとに）
- ・ 既存の幼小交流行事のねらいの見直し（10の姿をもとに）



～ 対話のための参考資料～

【幼児期の終わりまでに育ってほしい姿（10の姿）を手掛かりにした幼小のつながり】

幼稚園や保育園で見られる子どもの姿と小学校生活で見られる子どもの姿を関連付けて対話することによって、10の姿を育むために、保育者や教職員のどのような支援が必要か見えてくるはずです。

対話する中で、保育者と教職員の支援が共通することや、子どもの育ちによって支援が異なること等が見えてくると、期待する子どもの姿のために、支援の効果的なつなぎ方が明らかになることによって、切れ目のない支援が可能となります。つまり、その地域の子どもの実態に合わせた、子どもの育ちや学びをつなぐ支援となります。

	幼児教育施設での子どもの姿（例）	保育者・教職員の支援（例）	小学校生活での子どもの姿（例）
健康な心と体	<ul style="list-style-type: none"> ・自己を十分に發揮して遊びや生活を楽しむ。 ・体を動かす気持ちよさを感じる。 ・生活に必要な習慣や態度を身に付ける。 ・自分のやりたいことに向かって、繰り返し挑戦したり、体を思い切り使って活動したりする。 <p>⇒</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遊びや生活に見通しを持つて自立的に行動する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの安心、安定感につながるような、学級等の環境づくりをする。 ・子どもの必要感を理解し、その思いに基づいて主体的に体験できるよう、環境づくりを工夫する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・次の活動を考えて準備をする等、見通しを持って行動する。 ・安全に気を付けて登下校する。 ・体育科等を中心とした運動や、休み時間等で他の子どもたちと一緒に楽しく過ごす。
自立心	<ul style="list-style-type: none"> ・保育者との信頼関係のもと、物事を最後まで行う体験を積み重ねる。 ・自分でやり遂げた満足感を味わう。 ・様々なことに挑戦し、失敗も繰り返しながら自分でしなければならないことを自覚する。 ・様々な遊びから、自分がやりたいことを自分で選んで行動し、挑戦することによって、満足感を味わう。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自分で活動を選びながら主体的に生活できるように、その日に必要なこと等を視覚的に分かりやすく提示する。 ・やり遂げる体験から達成感につながるよう、子ども一人ひとりのよさが他の子どもに伝わるように認めたり、クラス全体で認め合える機会をつくったりする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自分でできることは自分でしようと積極的に取り組む。 ・自分なりに考えて意見を言う。 ・分からることや難しいことがあれば、先生や友だちに聞きながら、粘り強く取り組む。
協同性	<ul style="list-style-type: none"> ・友だちと共に活動することを通して、様々な感情体験を味わうことによって、互いの思いや考えを共有する。 ・友だちとの共通の目的の実現に向けて、自分の考えを相手に分かるように伝えながら、工夫したり協力したりすることによって、やり遂げた充実感を味わう。 	<ul style="list-style-type: none"> ・共通の目的に向かう中で、子ども一人ひとりの持ち味が發揮できるよう、子ども一人ひとりの思いを受け止める。 ・子ども一人ひとりや友だちとの関わりの状況に応じて、適時に援助する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・学級等の集団生活の中で、目的に向かって自分の力を發揮しようとする。 ・友だちと協力し、様々な意見を伝え合う中で、新しい考えを生み出しながら工夫して取り組む。
道徳性・規範意識の芽生え	<ul style="list-style-type: none"> ・友だちとの思いのぶつかり合い等のうまくいかないことを乗り越える体験を重ねることによって、相手の視点から自分の行動を振り返ることができるようになる。 ・友だちとの体験の積み重ねを通した人間関係の深まりの中で、きまりを守る必要性がわかる。 ・友だちと一緒に心地よく生活したり、楽しく遊んだりするために、自分の気持ちを調整し、友だちと折り合いを付けながら、きまりをつくったり、守ったりするようになる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・友だちの気持ちに共感したり、状況を解決するために提案したりすることによって、より遊びが楽しくなることが実感できるよう、過程を見守りながら、適切に援助する。 ・遊びや生活をより良くしようとする子どもの姿を捉え、認め、励まし、クラスの他の子どもにも伝えいく。 	<ul style="list-style-type: none"> ・初めて出会う友だち等との関わりにおいても、幼児期の経験を土台に、相手の気持ちを考えたり、自分のふるまいを振り返ったりする。 ・自分の気持ちや行動を自律的に調整し、学校生活を楽しくしていこうとする。

	幼児教育施設での子どもの姿（例）	保育者・教職員の支援（例）	小学校生活での子どもの姿（例）
社会生活との関わり	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育者との信頼関係を基盤としながら、いろいろな人と親しみを持って関わる。 ・ 家族以外の地域の身近な人と触れ合う体験をする。 <p>⇒</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 人との様々な関わり方に気付き、相手の気持ちを考えて関わったり、自分が役に立つ喜びを感じたりすることによって、地域に親しみを持つ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 相手や状況に応じて、考えて行動しようとする姿を認め、クラス等の話題にする。 ・ 子どもの関心に応じて、必要と思われる情報を、遊びに取り入れやすいように、子どもと情報との出会いの場を提示する方法を工夫する。 ・ 情報収集や活用方法は、保育者がモデルとなり得る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 相手の状況や気持ちを考えながら、いろいろな人と関わることを楽しむ。 ・ 関心のあることについての情報を積極的に取り入れようとする。 <p>⇒</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ふるさと教育（地域への親しみや、地域の中での学びの場へのつながり）
思考力の芽生え	<ul style="list-style-type: none"> ・ 周囲の環境に積極的に関わりながら、新たな発見をしたり、より面白くなる方法を考えたりする。 ・ 身近な事象に積極的に関わる中で、物の性質や仕組み等を感じ取ったり、気付いたりするようになる。 <p>⇒</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 遊びや生活の中で、物の性質や仕組み等を生かして、考えたり、予想したり、工夫したりする。 ・ 友だちの様々な考えに触れる中で、自分と異なる考えがあることに気付き、判断したり、考え方直したりする等、自分の考えをより良いものにしようとすると。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境の中の様々な物の特性を生かし、子どもの好奇心や探究心を引き出すことができるような環境構成をする。 ・ 子ども一人ひとりの考えを受け止め、言葉にして子どもに伝えることによって、さらに子どもの考えを引き出すようとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新しい環境や、教科等の学習に興味・関心を持って、主体的に関わろうとする。 ・ 主体的に問題を解決しようとする。
自然との関わり・生命尊重	<ul style="list-style-type: none"> ・ 身近な自然の美しさや不思議さに触れて感動する体験を通して、自然の変化等を感じ取り、関心を持つ。 ・ 身近な動植物に愛着を持って関わる中で、生まれてくる命や死に接し、生命の不思議さや尊さに気付き、大切にする気持ちを持って関わる。 <p>⇒</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 好奇心や探究心を持って考えたことをその子どもなりの言葉等で素直に表現する。 ・ 自然への愛情や畏敬の念を持つ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自然環境を積極的に取り入れた体験を豊かにする環境構成を工夫する。 ・ 子どもの体験から気付いたことを言葉にして伝えることによって、さらに自然との関わりが深まるようにする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自然の事物や事象について関心を持つ。 ・ 関心や、体験をもとにし、自然の事物や事象についての理解を深める。 ・ 生命あるものを大切にし、生きることのすばらしさについて考えを深める。

	幼児教育施設での 子どもの姿（例）	保育者・教職員の 支援（例）	小学校生活での 子どもの姿（例）
数量や図形、標識や文字などのへの関心・感覚	<ul style="list-style-type: none"> 身近にある数字や文字に興味・関心を持つ。 物を数えることを楽しむ。 数量や図形、標識や文字等に触れ、親しむ経験を重ねる。 <p>⇒</p> <ul style="list-style-type: none"> 必要感を持って、数の多さ等を比べるために数えたり、長さや広さ等を比べたり、様々な形を組み合わせて遊んだりする。 生活等に關係の深い標識や文字等に関心を持ち、その役割に気付いたり、使ったりする。 文字には人に思いを伝える役割があることに気付き、友だちにメッセージを書きながら、友だちとのつながりを感じる。 	<ul style="list-style-type: none"> 子ども一人ひとりの数量や図形、標識や文字等との出会いや関心の持ちようを把握する。 子どもの姿を捉え、活動の広がりや深まりに応じて、数量や文字等に親しむことができるよう援助する。 単に正確な知識を獲得することを目的にするのではなくことに十分留意する。 	<ul style="list-style-type: none"> 小学校における教科学習に対して、関心を持って取り組む。 それまでの経験によって、実感を伴って理解する。 学んだことを日常生活の中で活用する。
言葉による伝え合い	<ul style="list-style-type: none"> 絵本や物語等に親しみながら、豊かな言葉や表現を身に付ける。 自分の気持ちや思いを伝え、保育者や友だちが自分の話を聞いてくれる中で、言葉のやり取りの楽しさを感じる。 言葉のやり取りを通して、相手の話を聞いて理解したり、共感したりする体験を積み重ねることによって、話や思いを伝え合う楽しさや喜びを感じ、伝え合うことが次第にできるようになる。 <p>⇒</p> <ul style="list-style-type: none"> 経験したことや考えたこと等を相手に分かるように工夫しながら、言葉で伝えたり、相手の話を注意して聞いて理解したり、言葉による伝え合いを楽しむようになる。 	<ul style="list-style-type: none"> 言葉で表現したくなるような、心が大きく動く体験を計画的に積み重ねる。 日々の生活の中で、子どもが伝えようとすることを丁寧に聞き、その思いを温かく受け止めることに常に配慮する。 活動の振り返りの場を大切にし、子どもたち一人ひとりの思いを伝え合うことを通して心を通わせる機会を計画する。（成功体験としての積み重ね） 様々な感情を言葉で表すことを意識した支援（特にマイナス感情を保育者が共有することを通して言語化し、子ども自身が少しづつ言葉で表すことができるよう配慮）をする。 	<ul style="list-style-type: none"> 新しい環境等への困り感、不安等助けを言葉にして、教師等へ伝えることができる。 思いや自分がやってみたいと思ったことだけでなく、怒りや戸惑い、不安等のマイナス感情を言葉で伝えることができる。 本に親しみ、読書を好む。 読み聞かせや読書で感じた思いを身体や言葉等で表現できる。 自分が伝えたいだけでなく、幼児期の伝え合いの経験のもと、興味・関心を持って友だちの考えを聞こうとする。 友だちとの意見のやり取りを楽しむ。 友だちと、対話をもとに課題解決しようとする。

	幼児教育施設での子どもの姿（例）	保育者・教職員の支援（例）	小学校生活での子どもの姿（例）
豊かな感性と表現	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生活の中で、心を動かす出来事に触れ、みずみずしい感性をもとに、思いを巡らせ、様々な表現を楽しむ。 ・ 動きや声等で表現したり、演じて遊んだりしながら、自分なりに表現することの喜びを味わう。 <p>⇒</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 身近にある様々な素材の特徴や表現の仕方等に気付き、必要なものを選んで、感じたことや考えたことを自分で表現したり、友だちと工夫して創造的な活動を繰り返したり、友だちと表現する過程を楽しむ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもの表現や、表そうとする思いを受け止める。 ・ 子どもが多様な素材や用具に触れながらイメージやアイデアが生まれるように環境を整える。 ・ それぞれの表現を友だちと認め合い、取り入れたり、新たな表現を考えたりする姿を認める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小学校の学習において感性を働かせ、表現を楽しむ。 ・ 自分の気持ちや考え方を適切に表現する方法を自分なりに選ぶ。 ・ 慢することなく、自信を持って表現する。（小学校生活を意欲的に進める基盤）

(2) 幼小をつなぐ発達のめやすの共有

卷末付属資料1

「幼小をつなぐ発達のめやす」

幼児教育と小学校教育をつなぐ「発達のめやす」を子どもに関わる大人が共有することは、子どもの健やかな成長への切れ目のない支援を実現するために必要です。

小学校以降の教育に携わる教職員にとっても、子どもの発達の流れを把握することによって、子どもに育成する資質・能力の基盤がどのような過程で培われていくのか理解することができます。このことは、小学校教育開始時における子どもにとっての無理な環境変化を与えないことにつながります。

子どもたち一人ひとり違うペースで発達するため、発達の大まかなめやすを共有した上で、保育者や教職員、そして保護者等の大人が、一人ひとりの子どもに対する適切な支援を行うことが大切です。この適切な支援によって、めざす子ども像の実現、そしてしまね教育振興ビジョンの基本目標である、「すべての子どもが学びの主人公」、「実体験に根ざした本物の教育」、「挑戦心、探究心が育つ学びの環境」に向かっていくと考えます。

【幼小の育ちと学びをつなぐ視点において育みたい3つの力】

子どもたちは、自ら育つ力に加え、乳幼児期にふさわしい生活が展開される中で、自らの可能性をさらに伸ばしていきます。めざす子ども像実現に向かっていく中で、しまね教育振興ビジョンで掲げる「学びの土台をなす人間力」「学びの中核をなす学力」「学びを展開する社会力」につながる、土台としての主な力として、3つの力を挙げます。

i) 主として「生活していく力」

めざす子ども像の「いきいきと」は、心と体を働かせ、主体的に活動する子どもの姿を目指します。

ii) 主として「人と関わる力」

めざす子ども像の「周りの『ひと・もの・こと』と関わりながら」は、環境への能動的な関わりを通して、様々な力を身に付けていくことを期待しています。

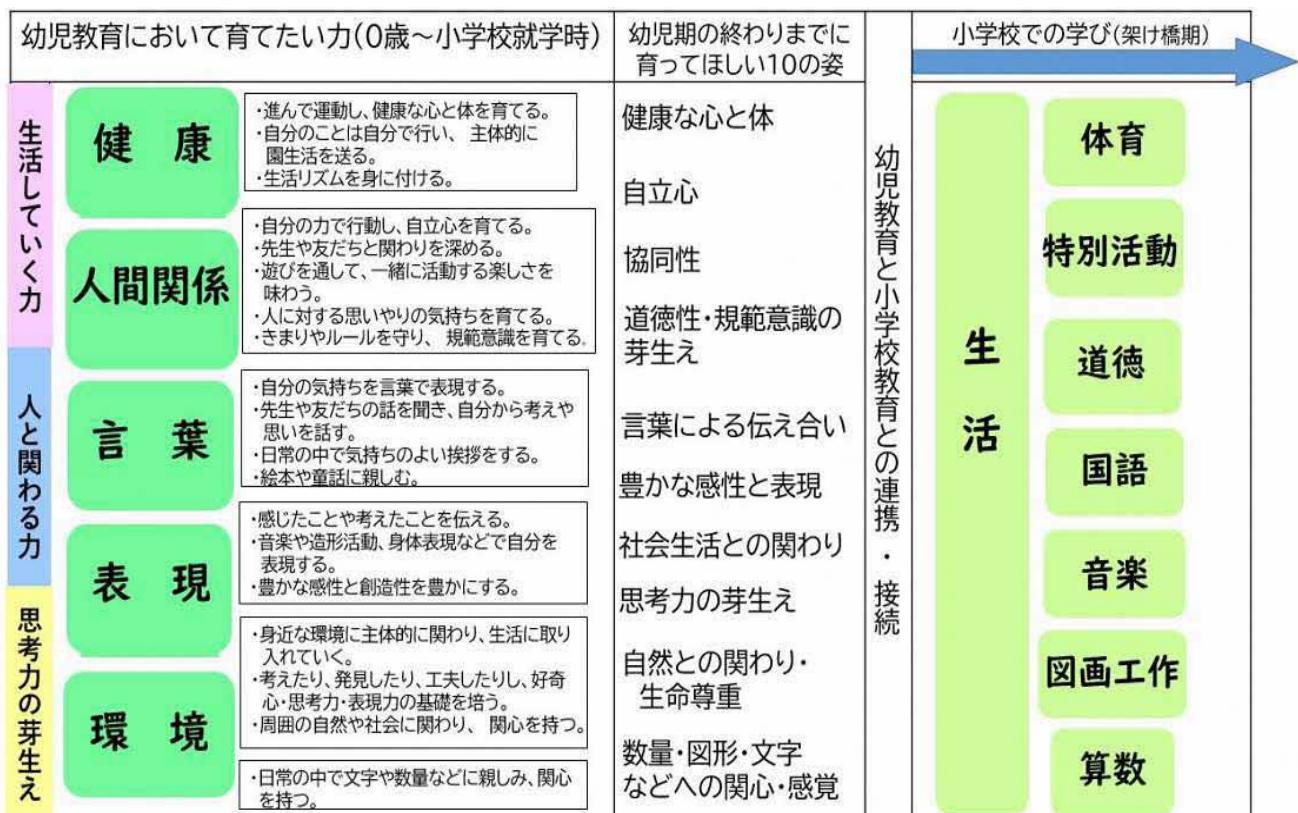
子どもが周りの「ひと・もの・こと」へ関わり、「遊びこむ」過程の中で、保育者をはじめとして他の子ども等との「人との関わり」が、その子どもの遊び(学び)を支えます。

今の世の中では、地域や様々な生活の場において人との関わりが昔より希薄となり、子どもの中には人との関わりに不安を感じたり、コミュニケーション力に課題があつたりすることが考えられます。その支援の視点からも、「人」との関わりに焦点を当てることとしました。

iii) 主として「思考力の芽生え」

めざす子ども像の「遊びこむ」は、遊びに熱中・集中・没入し、子ども自ら試行錯誤を繰り返すことを通して、学びに向かう力を培っていくことです。これは、子どもたちの学びの芽生えであり、変動する社会を生き抜くために重要な課題解決力の土台ともなる「思考力の芽生え」となります。

【幼児教育で育む力を小学校教育へつなぐイメージ図】



幼児教育は様々な力を一体的に育むべきものです。上記の図はあくまでも、学びのつながりについて、キーワードをつなげて理解する視点を加え、イメージとして表したものです。

※ 上記図は、小山優子島根県立大学教授作成の「幼児教育から小学校教育の12年間で身につけたい力」(島根県立大学松江キャンパス紀要第64号 2025年に掲載)を参考に、県幼児教育センターで作成したものです。

(3) 学びをつなぐ～幼小の接続とは～

	第1期	第2期	第3期
時 期	2005年頃	2015年頃	現在
接続の目的	・学校生活への適応に課題がある児童への対応	・入学を機に、子どもたちが学校生活に安心・安全を感じ、自分の良さが発揮できること	・学びをつなぐこと
キーワード 等	・スタートカリキュラム登場 (H20年改訂小学校学習指導要領「生活科編」)	・「スタートカリキュラム スタートブック」各校配付	・幼児期の終わりまでに育つ ほしい姿 ・資質・能力 ・主体的・対話的で深い学び

参考：第1回 幼児教育と小学校教育の架け橋特別委員会 田村 学委員配付資料「主体的・対話的で深い学び」と
幼小連携接続 文部科学省. 2021

幼小接続については、第3期目を迎えていました。第1期は「小1プロブレム」が指摘され始めたころ、学校生活に適応できない児童への対応を主眼とした接続でした。

第2期は「子どもたちが安心して入学後の生活ができる」とが目指されました。この期には、幼小の情報交換会や保育・授業参観、幼児・児童の交流（一緒に遊ぶ、給食を食べる等）が積極的に行われました。

第3期の今は、カリキュラムの上で「幼小接続」を達成しようとしている時期です。すなわち、幼児期の教育（幼稚園、保育所、認定こども園における教育）と児童期の教育（小学校における教育）を円滑に接続することを目指しています。三要領・指針及び小学校学習指導要領でも総則において「学びをつなぐ」ことが示されています。

ここで重要なのが、学びの連続性を意識したカリキュラムの開発ということです。詳細については後述します。

i) 幼小の学びをつなぐために理解したい幼小の違い

【幼小の違い(例)】

	幼児教育施設	小学校
全体的な特徴	「遊び」を通した総合的な指導	教科の目標等に沿って選択された教材によって教育を展開
目標 教育課程	・方向目標 （～を味わう」「～を感じる） ・体験カリキュラム (生活・体験重視)	・到達目標 （～することができる） ・教科カリキュラム
教育の枠組	子どもの生活リズムに合わせて展開	固定した時間割に沿って展開 明確な複数の時間パートで構成
生活場所	一人ひとりの興味や関心に応じ、柔軟に設定	自分の教室の自分の机が生活の中心

幼児教育施設と小学校の間には、子どもの発達段階を背景とする、教育課程（全体的な計画）の構成原理や指導方法等の様々な違いが存在しています。

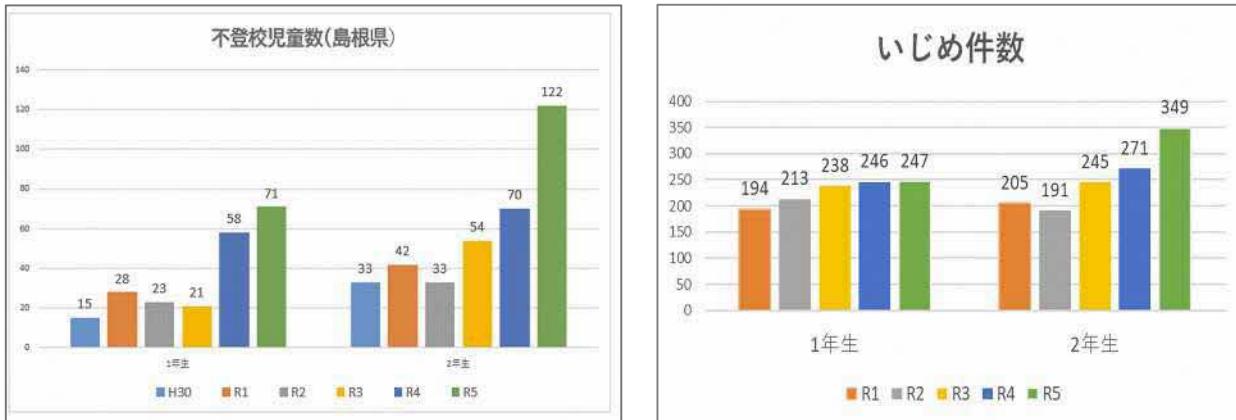
義務教育開始前の5歳児は、遊びを中心として、頭も心も体も動かして様々な対象と直接関わっていく時期であり（学びの芽生え）、児童期は、学ぶということについての意識があり、集中する時間とそうでない時間の区別がつき、自分の課題の解決に向けて、計画的に学んでいく時期（自覚的な学び）です。この大きな違いに配慮をする必要があります。

ii) 小学校入学後に子どもが抱える課題

幼児教育と小学校教育の違いは、子どもの発達段階に応じた教育を行うためには必要な違いです。しかし、子ども一人ひとりの発達や学びは幼児期と児童期ではっきりと分かれるものではありません。

また、適応困難な場合に、小学校入学当初の子どもが、学習や生活に関する自らの不安等を、言葉を用いて伝えることは難しく、一人で戸惑いや悩みを抱えこむことが懸念されます。

子どもにとっては、初めての就学です。この時期につまずいてしまうことは、その後の学校生活や成長に大きな影響を与えかねません。下記データが示す2年生の状況は、この点から注視すべきです。



（出典：「問題行動報告書結果 R1～R5」 島根県教育庁教育指導課子ども安全支援室提供）

(4) 架け橋期のカリキュラムの開発

幼児教育と小学校教育が共通の視点を持って教育課程や指導計画等を具体化し、組織的・体系的な教育を推進できるよう、架け橋期のカリキュラム（以下、カリキュラム）の開発を推進します。本項では、行政（教育委員会、福祉部局）担当者、幼児教育施設代表、小学校代表により組織するカリキュラム開発会議を設置して取り組む場合を例示します。

i) 架け橋期のカリキュラムとは

0～18歳の学びの連続性に配慮しつつ、5歳児から小学校1年生の2年間を見通した計画です。このカリキュラムをもとに、幼児教育施設や小学校では指導計画(日案、週案、月案等)を作成し、実践を進めます。

カリキュラム開発にあたっては、三要領・指針の「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」や小学校学習指導要領を参考しながら、市町村等が定める、教育に関する基本的な方針等や幼児教育施設・小学校の教育目標、子どもの実態等を踏まえて、幼児教育施設と小学校が協働して「めざす子ども像」や「育みたい資質・能力」を明らかにするとともに、「幼児教育施設で展開される活動」や「小学校の生活科を中心とした各教科等の単元構成等」等を具体的に明確化していくことが考えられます。

ii) カリキュラムのイメージ

《開発にあたって参照する内容例》

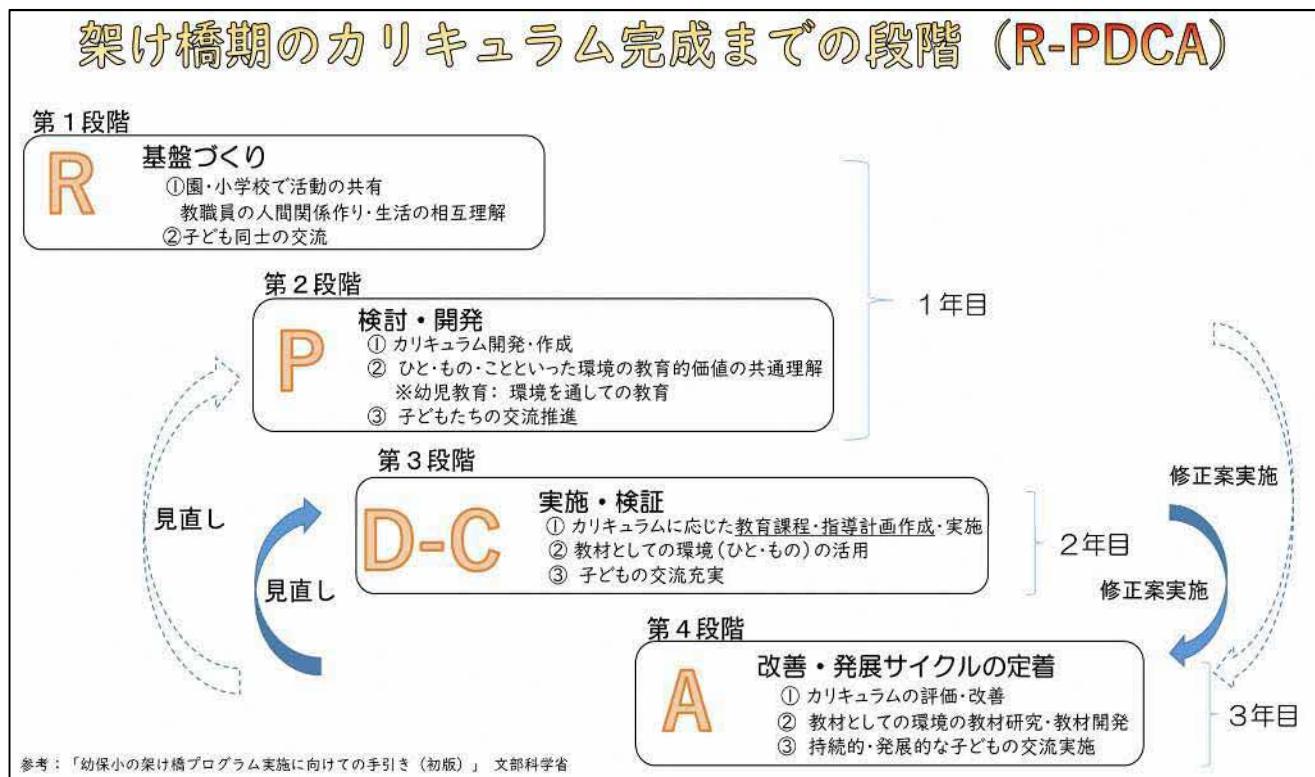
- ・子どもの実態(強み、より丁寧に育むべきこと、入学当初の1年生の状況、幼小の段差として大きいと考えられること等)
- ・三要領・指針、学習指導要領、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」
- ・幼児教育施設・小学校の教育目標や特色
- ・各自治体の方針
- ・地域の特性
- ・保護者や地域の願い 等

カリキュラムに掲載する内容例は下表のとおりです。幼児教育施設と小学校の協議を経て、記載内容を決定します。(巻末付属資料3 参照)

開発項目例	趣旨・内容等
めざす子ども像 (つけたい力)	架け橋期のカリキュラムの出発点は、この時期にどのような姿になって欲しいのかという保育者・教職員の共通の願いであります。ねらいやめざす子ども像、あるいは育てたい資質・能力として設定することでの幼小の向かう先がはっきりします。
遊びや学びの場で大切にする経験のプロセス	「めざす子ども像(つけたい力)」実現に向け、幼小の十分な対話を通じて、架け橋期に大切にする経験のプロセス・連続性を明らかにします。このことにより、幼小の各指導計画(日案、週案、月案等)の確かな拠り所となります。また、「経験のプロセス」はカリキュラム評価の指標との活用が考えられます。
幼児教育施設で展開する活動／小学校の生活科を中心とした各教科等の単元構成等	<p>「幼児教育施設で展開する活動／小学校の生活科を中心とした各教科等の単元構成等」を配列すると、幼小の教育内容のつながりが可視化されてきます。</p> <p>それをもとに次の点での検討をすることで、カリキュラムの実効性が高まります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・互いの教育内容は「遊びや学びの場で大切にする経験のプロセス」に沿ったものとなっているか ・互いの教育内容は円滑に接続しているか ・互いの教員等が互いの教育内容を理解できているか

幼小交流活動	子ども、保育者、教職員の交流活動を記載することが考えられます。 ※ 交流活動は、計画的にカリキュラムに位置付け、ねらいを明確にして行います。
指導上の配慮事項	(内容例) ・幼児教育施設の教育方法の活かし方 ・小学校の教育方法の活かし方 ・子どもの多様性への配慮 等
その他	家庭や地域との連携 等

iii) 架け橋期のカリキュラム開発の4つのフェーズ(段階)



R 基盤づくり…第1フェーズ

幼児教育施設と小学校の教員等が、互いの教育について理解し合うことを目的としています。

その際、子どもの事実を通して対話をする機会を多く設けることが大切です。

～取組例～

【開発会議 議題例】

- ・行政の役割、幼小の役割
- ・小学校区の連携体制や実際の運営状況
- ・架け橋期のカリキュラムの開発方針
- ・各業務分担における幼小連携・接続担当の位置付け、担当者の役割
- ・合同研修、子どもの交流活動等に関する企画

【相互の教育内容の理解 内容例】

- ・互いの教育方法の違いについて共有
保育参観、授業参観、協議
- ・合同研修開催
国の施策・県の施策の理解
架け橋期のカリキュラムに関する研修 等

【子どもの交流 内容例】

- ・互いを知ることを目的とした幼小の子どもの交流活動を計画・実施

P 検討・開発…第2フェーズ

幼小協働で、「めざす子ども像」や「育みたい資質・能力」を設定します。また、それらをもとにして、「園で展開される活動」や「小学校の生活科を中心とした各教科等の単元構成等」等を考えます。

～取組例～

【開発会議 議題例】

- ・カリキュラムの項目
- ・カリキュラム開発作業の年間計画
- ・合同研修、子どもの交流活動等の企画
- ・個人に依存しない持続可能な連携・接続の体制について
- ・カリキュラム開発にあたっての行政の支援

【相互の教育内容の理解 内容例】

- ・互いの教育の理解を深める幼小合同テーマ研修の実施
(テーマ例:「環境を通して行う教育」「遊びを通した指導」「生活科の工夫」 等)
- ・架け橋期のカリキュラム開発
- ・幼小交流学習の指導計画の合同作成
- ・交流活動評価(「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を手掛かりに)

【子どもの交流 内容例】

- ・幼小それぞれにねらいがあり、子どもの学びがある交流活動を計画・実施
- ・合同指導計画を幼小協働で作成

D—C 実施・検証…第3フェーズ

架け橋期のカリキュラムを踏まえた教育課程・指導計画作成、実施及び検証する段階です。

～取組例～

【開発会議 議題例】

- ・カリキュラムに基づいた指導計画作成について
- ・指導計画実施に基づく、カリキュラムの成果や課題の確認及び改善・発展の視

点の検討

- ・ 合同研修、子どもの交流活動等の企画

【相互の教育内容の理解 内容例】

- ・ 指導上の配慮事項の検討
- ・ 保育参観、授業参観を通じた気付き、疑問、互いの教育の見方・考え方についての意見交換
- ・ 交流活動評価(観点:10の姿、互恵性、自発性)

【子どもの交流 内容例】

- ・ カリキュラムをもとに、ねらいを持った交流活動実施

A 改善・発展サイクルの定着…第4フェーズ

カリキュラムの実効性を高めていくために、幼小が、かけ橋期の教育や子どもの姿等を共に振り返り、教育の改善・充実につなげる段階です。

かけ橋期のカリキュラムにおいて設定した、めざす子ども像や、つけたい力がどのように育まれたかについて、小学校1年生の修了時期の姿を中心に幼小が共に振り返り、かけ橋期のカリキュラムを改善していきます。

また、幼小それぞれの教育の一層の充実(各幼稚園教育施設・小学校の教育課程編成や指導計画作成等)へと発展させていくことが期待されます。

～取組例～

【開発会議 議題例】

- ・ カリキュラム評価(下掲(5)参照)
- ・ 中長期的な展望に立った、持続可能で発展的な組織体制
- ・ 中長期的な展望に立った、開発会議の継続のあり方

【相互の教育内容の理解 内容例】

- ・ カリキュラムの成果や課題をもとにした対話
- ・ 開発会議の評価結果を受け、カリキュラムの改善箇所の協議及び改善

【子どもの交流 内容例】

- ・ 10の姿、幼小の互恵性、子どもの自発的な活動等の点から内容を改善

(5) かけ橋期のカリキュラムの評価の工夫 (PDCAサイクルの確立)

カリキュラムを検証・評価する上では、子どもが経験している様々なことを読み取ろうとする努力が必要です。

例えば、子どもの姿からそのまま「算数の繰り上がりを学習している」、「遊びに参加しようとしていない」と理解するのではなく、「繰り上がりの計算ができるようになるまで粘り強く計算練習に取り組んでいたこと」、「友だちと一緒に考えるとアイデアが広がることを素敵のことだと実感している」、「明日の遊びに向けて、どんなことに挑戦するか、

一生懸命考えている」とその子どもの経験まで読み取ることが必要なのです。

このような子どもの経験と影響し合いながら、柔軟にカリキュラムを見直す必要があります。

「幼保小の架け橋プログラムの実施に向けての手引き（初版）」（文部科学省）より

架け橋期のカリキュラムについては、幼保小が協働し、共通の視点を持って教育課程や指導計画等を具体化できるよう、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を手掛かりとし、育成を目指す資質・能力を視野に入れながら策定できるよう工夫する。

そして、幼保小の先生が一緒に振り返って評価し、改善・発展させていく。

教育課程の構成原理の違いを踏まえつつカリキュラムを開発することは、とても難しい作業です。また、開発当初のカリキュラムは、いわば仮説にすぎません。その実効性を高めるためには、子どもの事実、子どもの経験に基づき、幼小で対話を継続することを通して、PDCAサイクルを確立することが何よりも大切です。

カリキュラムの評価にあたっては、次のような工夫が考えられます。

～評価の工夫例～

① 子どもの事実を共有する

幼小で作成したポートフォリオやドキュメンテーション、お便り等を持ち寄って、子どもに見られた事実を共有する。

② 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の活用

子どもの事実を、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿（幼児教育において育みたい資質・能力が育まれている子どもの具体的な姿）」を活用して評価することで、カリキュラムの「育てたい資質・能力」や「遊びや学びのプロセス」の改善のポイントが得られる。

③ 学校関係者と協働で行う評価

「社会に開かれたカリキュラム」の観点から学校運営協議会等を活用し、評価の場に保護者や地域住民の参画を得る仕組みをつくることで、幼小連携・接続への理解と協力が期待できる。

④ 学校評価と関連付ける

結果公表や設置者への報告義務のある学校評価と関連付けることで、幼小協働の組織的・継続的な改善・発展を確実に実施できる。

⑤ データ活用による評価

小1プロブレム、不登校（傾向）の出現率、保健室来室数、欠席日数の推移等の活用で、見えなかつた改善箇所に気付く。

V 幼児教育施設における取組

I めざす子ども像実現のための幼児教育

めざす子ども像実現のためには、子どもが主体的に周りの「ひと・もの・こと」に働きかける「子どもの主体性」が重要です。しかし、子どもがただ思いのままに遊ぶことだけでは、保育・教育は成り立ちません。

めざす子ども像実現は、すなわち、子どもの人格形成の基礎を培い、未来を生き抜く力を育成することにつながります。したがって、以下の「幼児教育において大切にしたい考え方」のもと、保育が実践されていくことを期待します。

【幼児教育において大切にしたい考え方】

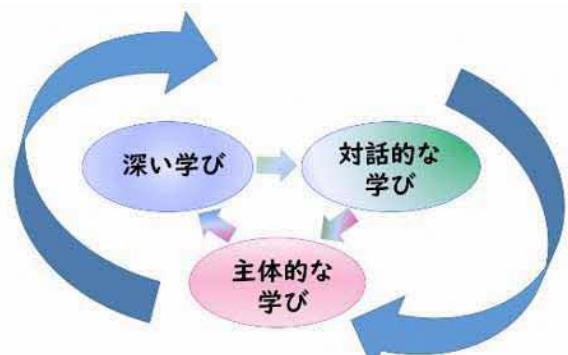
- ・ 子ども一人ひとりが、安心できる環境、安心できる人とのつながりの中で、一人ひとりの発達に合わせた保育を進めていくこと
- ・ 子ども一人ひとりにとっての「学びのはじまり」としての幼児教育を目指していくこと

(I) 「ひと・もの・こと」への関わりを通した幼児期の遊び

i) 遊びの循環 ~「遊びこむ」姿へ~

遊びの循環によって、遊びの過程である、「主体的・対話的で深い学び」の姿が見られるようになります。この遊びの循環は、「遊びこむ」姿によってさらに深い学びへと深化し、子どもの学びに向かう力につながります。

そして、遊びの循環の中で、子どもの無意識な学びが、小学校以降の子どもの自覚した学びへと移行します。



遊びのプロセス	子どもの遊びで見られる姿	支援の工夫
遊びの創出	遊具、素材、用具や場の選択・準備 友だちとの誘い合い	きっかけづくり 今までの経験の活用・発展
遊びへの没頭	楽しさや面白さの追求 試行錯誤、工夫、協力 失敗や葛藤、問題の解決 折り合い、挑戦	子どもの思いの受け止め 思いの共有 言語化への関わり

遊びの振り返り	振り返り 明日への見通し	・自信の芽生え ・遊びの発展 ・次なる遊びの創出	一人ひとりが認められる場
---------	-----------------	--------------------------------	--------------

【遊びの創出】

保育者による環境構成のもと、子どもは自らの興味・関心によって心を躍らせ、さらに楽しさ、面白さを追求する遊びへと発展し、「遊びへの没頭」へつながります。



【遊びへの没頭】

子どもが自ら遊びを追求する中で、工夫し、試行錯誤を繰り返し、失敗や葛藤の中で問題を解決する姿が見られます。

遊びを追求する中で、夢中になる遊びを核に、友だちとの関わりも生まれてきます。友だちとの関わりの中で、協力するからこそ得る、達成感、満足感を共に味わったり、協力してさらに楽しく面白い遊びを追求したりする姿も見られます。



この友だちとの関わりの中で、思いがぶつかり合うこともあります。その際に、保育者が時には仲介し、互いの思いを汲み取り合う経験を経て、自分の思いに折り合いをつける経験をします。

【遊びの振り返り】

子ども一人ひとりが自分の興味・関心をもとに夢中になった遊び(遊び)について、保育者がその遊びを共に楽しんだり、適切な援助をしたりする中で、その子どもの思いに寄り添い、遊びを認め励ますことによって、子どもは自分の遊びを理解してもらえた喜びを感じます。それは達成感や自信につながります。



それだけではなく、「振り返り」で、保育者だけでなく友だちを含めた他者と共に、自分の遊びの良さを聞いてもらったり、友だちの遊びを知ったりすることによって、自分の遊びに対する達成感や、次の遊びへの意欲が高まり、見通しを持って遊びを発展することができるようになります。

ii) 幼児期の学びとしての「ひと・もの・こと」への関わりの積み重ね

幼児期にふさわしい生活の中で、子どもが自分の興味や関心によって、自ら環境に関わり、直接的・具体的な体験を通して環境からの刺激を受け、様々なことを感じたり、気付きや発見を得たりすることは、子どもの健全な心身の成長のために切り離すことはできない、必要不可欠なことです。

発達の著しい幼児期において、どのような環境（ひと・もの・こと）とどのように関わり、生活しているのかは、その後の発達や生き方に大きく影響を与えるのです。

【大切にしたい環境構成等】

- ・ 子どもの発達にとって必要な経験が得られるような環境構成
- ・ 子どもが興味・関心を持って関わることができる環境構成
- ・ 子ども一人ひとりの発達をとらえた環境構成及び適切な援助
- ・ 体験がさらに発展する（遊びこむための）環境構成
- ・ 子どもの環境との出会いや活動の展開等の予想

環境構成のためには、子どもと共に生活する中での、保育者による日々の子ども理解が基盤です。子どもの興味・関心を高めるためには、どのように環境構成をしていくのか、子どもが自ら環境に関わるための「きっかけづくり」をどのように仕掛けるのかが重要なポイントです。



環境構成をする際、環境の教育的価値を生かしたいという保育者の意図は必要です。しかし、保育者の教育的価値の押し付けになってしまっては、子どもの主体的な遊びとは言えません。まして、遊具や用具、素材だけを配置して、あとは子どもに任せることとも、本質的に違います。保育者が、子どもを理解した上で、環境の教育的価値

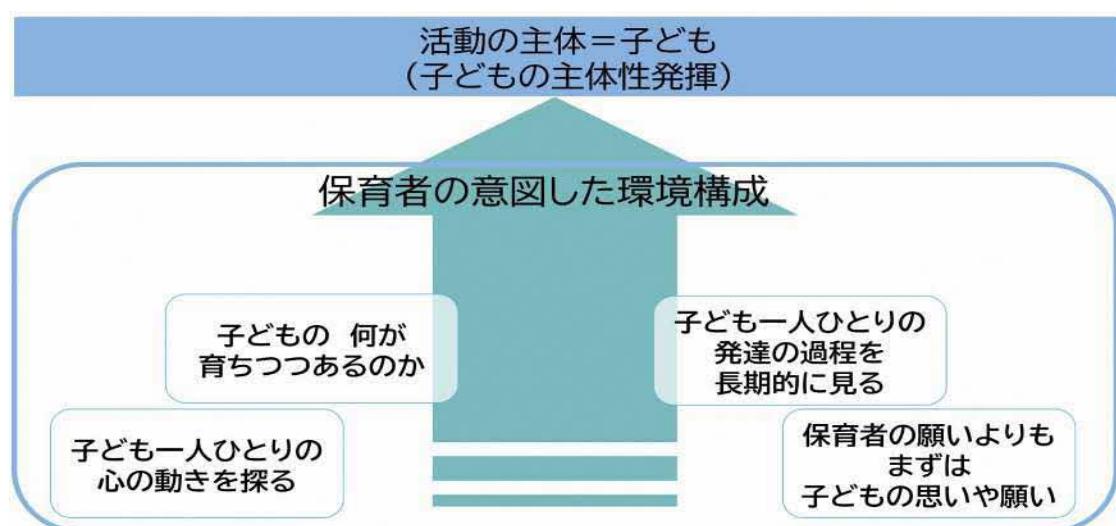
と子どもの出会いを意図し、きっかけづくりをしたことと、子どもの主体性のバランスが重要です。

子ども自らが興味・関心を持って環境に関わると、子どもにとって新鮮で、子どもの心を揺り動かす気付き・発見が生まれます。子どもが自ら発見したことに対して、子どもはさらに夢中になって働きかけていきます。

この能動的な遊び(遊び)において子どもが獲得する力によって、保育者の意図するもともとの教育的価値がさらに有意義なものとなります。つまり、子どもの主体性を大切にした保育は、資質・能力としての子どもの学びに向かう力、ひいては生きる力を高めることになります。

したがって、保育者は、その環境の教育的価値のねらいにつながるよう、子どもの気持ちに寄り添いながら適切に援助し、時には環境を再構成しながら、子どもの主体性とのバランスを考慮していく保育力が必要です。

iii) 「遊びこむ」ための環境の再構成



活動の主体は子どもです。保育者は、子ども一人ひとりの活動が生まれやすく、展開しやすいように、意図を持って環境を構成していくことは必要不可欠です。

つまり、子ども一人ひとりが保育者の支援のもと、主体性を發揮して活動を展開していくことができるよう、保育者は活動の主体が子どもであることを常に意識し、活動が生まれ展開しやすいように、意図をしっかりと持って環境を構成していくことが大切です。

そのためには、子どもが「何に関心を持っているのか」「何に意欲的に取り組んでいるのか、取り組もうとしているのか」「何に行き詰まっているのか」等を捉える必要があります。子どもを丁寧に見取り、深く理解するからこそできることです。



地域素材を活かした環境構成例……………

(随時更新)



iv) 環境の一部としての保育者の役割

保育者自身も重要な環境の一つです。保育者の行動、発する言葉、心情・態度等、保育者の存在そのものが子どもの行動や心情に大きく影響します。子どもが安心して活動ができるようにするためだけではなく、保育者の言動が子どもにとっての生きる教材であることも認識する必要があります。

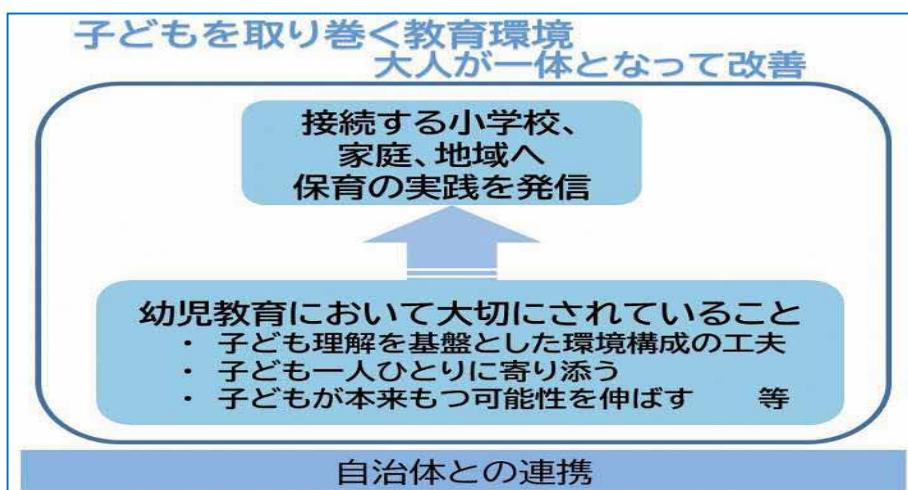
また、子ども一人ひとりが主体的な活動を通して着実な発達を遂げるためには、深い子ども理解だけではなく、子どもと一緒に遊びを楽しむ姿も大切です。子どもの遊びがさらに発展し、深まるためには、遊びの展開をただ見守るだけではなく、子どもの思いと一緒に感じ取る感受性も、その遊びが発展することにつながります。

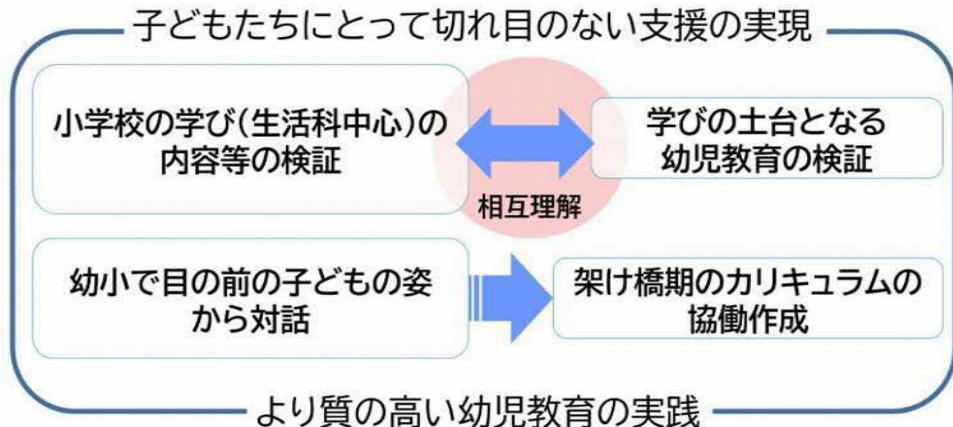
v) 環境の一つとしての他者との関わり

子どもは、友だちとの関わりの中で様々なことを学んでいきます。まずは一人ひとりが安心して、自分自身のやりたい遊びを十分に楽しむことが基盤となりますが、次第に、二人組等複数での遊びやクラス全体での遊び等、他者と関わる楽しさを感じられるよう、いろいろな遊びへつなげる工夫や、グループでの活動を取り入れる等、他者と協力しながら取り組む楽しさを実感できるような状況を意図することも保育者として必要となります。

また、自分の思いを表す中で、他者との互いの思いの違いから様々な葛藤を経験することも予想されます。そのようなときに、互いの思いを伝える方法を知ったり、互いの思いを受け入れることを通して、自分の思いの折り合いのつけ方を経験したりすることも大切です。自分の思いや葛藤を保育者や周りに受け止めてもらうことを経験しながら、他者と関わる心地よさを実感できるようにすることは、子どもたちが小学校以降、集団の中で他者と関わる力や、様々な人とコミュニケーションを取る力につながり、社会の中で多様な人と協働的に関わることへの素地となるはずです。

(2) 小学校接続を見通した視点





遊びを通した主体的な学びは、子ども理解に立った環境構成における教育の中で実践されていきます。そこには、子ども一人ひとりの心に寄り添い、子どもの可能性を伸ばそうとする、保育者の子どもに対して丁寧に関わる姿勢が重要です。

このような幼児教育で大切にされていることについて、接続する小学校だけでなく、家庭はもちろん地域へ発信することによって、教育環境等を、子どもを取り巻く大人が一体となって改善していく機運につながることを期待します。

幼児教育の重要性を土台とした教育が推進できるよう、市町村との連携も重要です。

幼児教育における遊びを通した主体的な学びを、小学校以降の学校教育に円滑につなぐために、子どもたちにとって切れ目のない支援を実現していくことは不可欠です。また、幼児教育を実践する側が、小学校へのつながりとして、生活科を中心とした小学校の学びの内容、あり方等についても理解し、各幼児教育施設の学び(遊び)について検証することも必要です。

幼小連携・接続の学びのあり方について、幼児教育施設と小学校が、目の前の子どもの姿から対話し、まずは架け橋期のカリキュラムについて協働作成することも、子どもたちにとっての学び(遊び)を検証し、より質の高い幼児教育の実践につながっていきます。

(3) 円滑な接続を支える特別支援教育(保育における特別支援教育の視点)

i) 発達における一人ひとりのペースの理解

まずは、子ども一人ひとりの実態が違い、発達には個人差があるということを認識することが大事です。集団の中で生活をしていると、「他の子どもができるのに、この子はできない。」「他の子どもとは違うことをいつもする。」といった他の子どもとの比較で考えてしまうことがあります。

しかし、障がいの有無にかかわらず、子どもは一人ひとり個性があり、得意なこと（強み）も苦手なこと（弱み）、好きなことや興味・関心がないこと等、全てにおいて千差万別です。また、困ったことへの対処方法も一人ひとり違ってきます。

このことを認識した上で、子ども一人ひとりの実態を把握することが大事です。その時も苦手なこと、できないことのみの把握ではなく、得意なこと、できることにも着目し、それをどう生かすと弱みもカバーできるか、といったことを見極めていくことが必要です。

ii) 適切な支援と切れ目のない支援

実態把握した上で、その子どもが集団の中で他の子どもと共に成長していくようにするための支援を考えていきます。この時に、一人で抱えてしまうのではなく、各幼児教育施設内で、組織的に相談しながら考えていくことが大切です。

このように施設内で組織的に検討したり、外部機関とつなげたりするためには、各施設において、特別支援教育を中心的に運営していく、特別支援教育コーディネーターを指名することは、とても重要になってきます。

また、施設内での検討では難しい場合は、他の専門的な機関（特別支援学校センター的機能、発達障害者支援センター、市町村相談員等）と積極的に連携を図ることも考えられます。

実際に支援を進めていくと、1回でうまくいくこともあります、うまくいかないこともあります。その時には子どもの状況を見極め、環境を整えたり、支援の方法を調整したりしていくことが必要です。子ども一人ひとりの実態や成長に応じた支援を考えていくことが求められます。

また、施設内で子どもに関わる全ての人が支援の内容を共有し、切れ目なく支援するためには、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成し、情報を共有することも重要です。その際、保護者と共に作成し、計画をもとに効果があった手立てや見直すとよい手立てを評価しながら、PDCAサイクルを回していくことが大切です。

iii) 円滑な接続のために

小学校との連携・接続では、幼児教育施設での支援内容や子どもの成長を引き継いでいく必要があります。もちろん、幼児教育施設と小学校では環境が違うため、幼児教育施設と小学校それぞれにおける支援の調整を行っていくことが重要です。

小学校における支援の調整のために、幼児教育施設での情報は、小学校にとって小学校生活での支援の基礎となる、とても有益な情報となると言えます。発達に合わせて、幼児教育施設の子ども一人ひとりにどのような支援をしてきたのか丁寧に伝えることは大切です。それだけでなく、就学直前に見られる姿だけではなく、子ども一人ひとりの成長してきた姿、育ちつつある姿についても、小学校へ伝える必要があります。

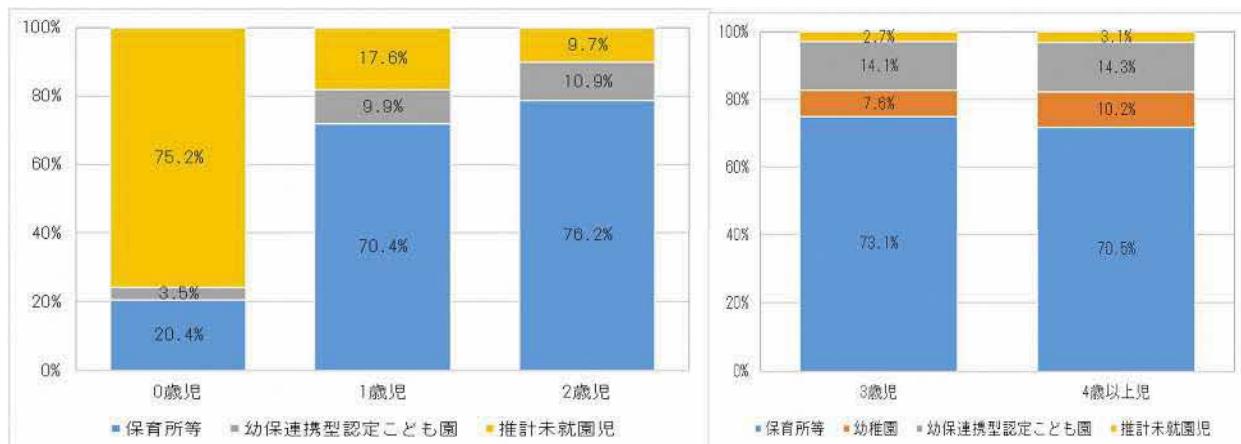
幼児教育施設が支援を考える際にも、小学校での生活の状況を理解しておくこと

で、小学校につなげていくための支援が考えられます。このように架け橋期での幼児教育施設と小学校の連携・接続は、様々な背景のある全ての子どもにとって、とても大切なことです。

2 保育者的人材育成のための幼児教育施設内研修

(I) 保育者に求められる専門性

人格形成の基礎となる幼児教育において、子ども一人ひとりに関わる保育者の資質向上については、「量」と「質」の両面から支援する必要があります。また、島根県の3歳児未満の保育所利用数の割合は高く、0歳児からの情緒面の成長を支える保育者の役割は大きいと言えます。

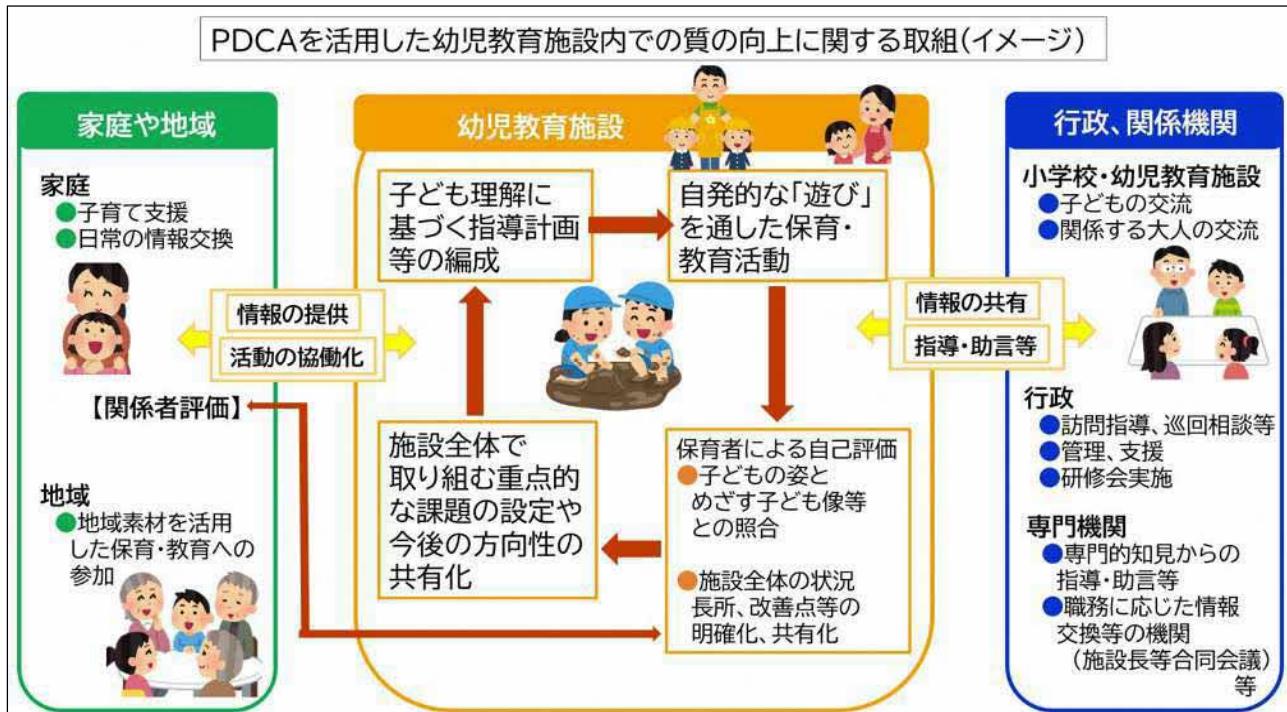


出典：「R6 待機児童数調査（こども家庭庁）」、「R6 学校基本調査（文部科学省）」、「R6 認可外保育施設運営状況報告」島根県健康福祉部子ども・子育て支援課提供

保育者の資質・能力の主要なものを挙げただけでも、下表のようになります。

環境の構成	健康及び安全管理	カリキュラム・マネジメント
子ども理解・支援	健康及び安全に関する教育	人権・同和教育
指導・保育案、指導計画作成	幼小連携・接続	クラス・学級事務
玩具や絵本、教材等の研究	在籍児の保護者との連携	公開保育、事例研修
地域資源（ひと・もの・こと）の活用	地域の保護者への支援	三要領・指針等の理解
特別支援教育	地域や関係機関との連携	

この多岐にわたる資質・能力向上のために、まずは各幼児教育施設における自己評価によって、保育の改善・充実につながる課題や方策が見えてきます。



(2) 保育者の人材育成につながる施設内研修

誰もが意見を言いやすい研修にすることによって、保育者が自ら主体的に資質能力を向上しようという意欲につながります。研修のリーダーは、研修の目的を明確にして、保育者一人ひとりの経験や考えが活かされる研修を運営する必要があります。

- 施設内研修で大切なこと

 - 職員の構成メンバー、人数に合わせて
 - 施設の課題に合わせて
 - 限られた時間を活かして(集まるだけが研修ではない)
 - 互いに考えを出し合い、刺激し合い、育ち合う集団へ

～施設内研修の例～

【それぞれの「遊び」の理解の視点（教材研究）】

- ① 保育について付箋に書いて意見を出し合う
 - ・ その遊びの良さは何か
 - ・ 遊ぶ中でどのような育ちが期待できるか
 - ② 意見の要素をまとめる …その遊びを通して期待したい「ねらい」の見える化
 - ③ ねらいを整理する…指導計画の作成
 - ④ それぞれの保育場面に合わせた環境構成(手立て)を考える

*付箋を活用した教材研究例

秋の自然のよさ (価値付ける)	秋の自然の遊び	秋の自然の遊びのねらい
--------------------	---------	-------------

職員で出し合った付箋を関連するもので整理しました。

～話し合いで導き出したねらい～

- ・「秋の自然の心地よさを感じる」
- ・「秋の自然の不思議さ・面白さに気付く」
- ・「園外保育で秋の自然に親しむ」
- ・「自分なりに工夫して楽しむ」

等

具体的に遊びを深く考えることによって遊びの可能性が広がり、育てたい力がより明確になります。そうすると、ねらいに合わせた環境構成のアイデアがふくらんでいきます。このような研修を通して、保育に対する理解が深まります。

【「遊び」の振り返り】～子どもの姿に思いをはせ、次へのねらい(手立て)へ～

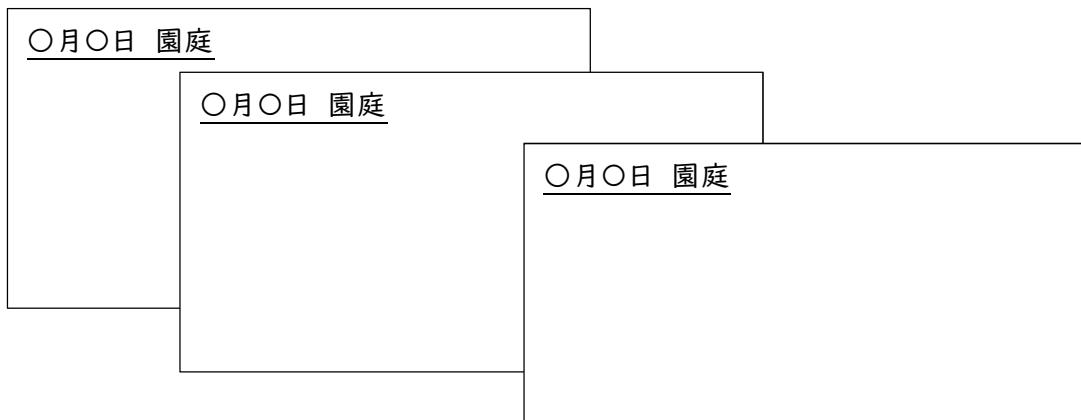
- ① 遊びの姿を写真に撮り、子どもの姿から気持ちを想像する。
- ② 読み取った姿や、想像した子どもの思いを付箋に書く。
- ③ 子どもの姿から、感じたことや次への手立てを付箋に書く。
- ④ 職員間で気付いたことや考え方を出し合い、共有する。

*ドキュメンテーション活用例



写真で遊びの様子を振り返ることにより、じっくり子どもの思いに寄り添うことができ、その場では思いつかなかった気付きも生まれてきます。また、その遊びや考え方を職員全員で共有し、深めていくことができます。

【環境図に書き込みながら保育構想 → 遊びを振り返りながら環境の再構成】



- ① 事前に環境図を書き、構想を整理(見える化)
- ② 実際の子どもの姿を書き込む。
- ③ ねらいに合わせて、次の手立てを考える。(見通しを持った環境の再構成)
- ④ 共有して研修を深める。

【アンケート研修】…集合研修が難しい場合でも実施可能

職員アンケートを実施し、まとめることによって、たくさんの考えに触れ、職員全体の意識を高めることができます。職員一人ひとりが自分のペースで考えることができます。

- ① テーマについて全職員にアンケート実施
- ② 結果を集計したものを職員に配付
例：子どもを大切にした保育を3つずつ挙げる。
不適切だと思われる保育を3つずつ挙げる。

【子どもを語る会（子ども理解）】

- テーマ（気になる子どもの姿等）を決めて、子どもについて語り合う。
 - ・ 多面的に子どもの姿をとらえることにつながる。
 - ・ 担任だけでなく、施設内全体で子どもを受け止める意識が高まる。

【保育参観シート】(例)

保育案を作成していないなくても、あるいは、小学校区等における公開保育等、保育にたずさわっていない人にも気軽に保育の視点を意識して参観できるようにすることにも活用できます。

次のような参観シートを記入しながら保育を参観することによって、自分事として保育について考えることにつながります。

ねらい【】	
«子どもの姿»	«背景»…環境、保育者の支援等
今日の活動で期待される子どもの育ち	育ちを支える支援(方向性)

👉 保育者対象の資質・向上に係る研修……………



👉 保育士の人材確保支援(県の取組)……………

3 幼児期の教育を支えるための家庭・地域との連携

子どもの権利と尊厳を守り、子どもが誰一人取り残されない、育ちを保障するためには、家庭が「子育ち」の安心・安全な場となることが基盤です。この基盤を支えるために、家庭教育と幼児教育施設、学校、そして市町村や県との連携が必要です。

また、3歳未満の頃から幼児教育施設で過ごす割合の高い本県においては、幼児教育施設での生活と、子どもの家庭生活との連続性は大きいと言えます。様々な面で、家庭での生活リズムと施設での過ごし方が、子どもにとってうまくかみ合うことは、子どもの身体だけでなく心の育ちにも大きく影響します。

さらに、子どもの居場所の一つとなる地域との連携も重要です。

行動範囲の広がりに伴う生活空間の広がりの中で、新しいものに出会い、知識を広げたり、また、自然の中で美しいものを見て、様々な感覚を使って体験したりすることは、子どもの成長に大きく寄与します。

こうした経験の中で、子どもたちは多くの地域の大人とも出会います。家庭以外の地域の人々と出会い、関わりを持つことは、子どもたちの自己肯定感や、地域への所属感を高めることにつながります。

幼児教育施設が家庭や地域としっかりと連携を図ることによって、次第に、子育てを楽しむ保護者同士の連携を生むとともに、様々な地域住民と協働で子どもの育ちを支えることにつながることが期待できます。

(I) 家庭との連携

子ども一人ひとりの健やかな育ちのためには、子どもの育ちの基盤となる家庭と幼児教育施設が連携を図ることや、家庭と幼児教育施設の相互理解に基づいた子育て支援が重要です。これらは、家庭（保護者）と幼児教育施設（保育者）との良好な関係性の上に築かれると言えます。保護者が子どものことについて、安心して話をしたり、相談したりすることができるような関係性が例として挙げられます。

そのためには、家庭における子育てについての不安や悩みに保育者が寄り添い、子どもへの愛情や、子どもの成長を喜ぶ気持ちを共感し合うことが第一段階として大切です。このような関係性を構築することは、家庭が子育てへの自信や意欲を高めていくことにつながります。

また、家庭教育力を高めるという意味で、相互理解を土台にした「子育て支援」は不可欠です。保育者と家庭との日々のコミュニケーションの中で、保育の内容や子どもの成長が感じられる姿等について、様々な方法で情報発信することも必要です。

幼児教育施設と家庭との信頼関係をしっかりと築き、その関係を土台に、家庭が子育てについて納得しながら自己決定できることを大切にし、子育て支援をしていくことが必要です。また、幼児教育施設や保育者からの家庭への働きかけのあり方については、施設の全職員で共通認識を持つことが大切です。



子どもの育ちに対して保護者・保育者が期待すること……

（島根県幼小連携・接続に関する実態調査結果より 年度更新）



【体と心の育ちを支える】

幼児期の子どもを支える家庭教育は、様々な背景による違いがあると言えます。子ども一人ひとりの興味・関心を大切にした様々な体験のあり様も、個人差は大きいと言えます。したがって、幼児期の教育では、全ての子どもたちに平等な教育の機会を与えるために、一人ひとりの育ちや、基礎的学力を支える体験や読書、様々な人との関わりの機会を保障する必要があります。

例えば、とっさの時に身を守る動きや、自分自身の体を静止したり、力の加減をコントロールしたりする等の基本的な動きを多様に身に付ける基盤となるものは、日々の運動遊びです。生活の中で、楽しみながら体を動かすことを幼児教育施設や家庭で工夫することも大切です。

また、子どもは本からイメージをふくらませ、想像力を豊かにします。読み聞かせを通して、人のぬくもりを感じたり、温かい言葉のやりとりが生まれたりします。読書は、家庭や保育者、読み聞かせボランティア等の地域の方との関わりの中で、子どもの安心感を生み、感性を豊かにし、言葉の発達にも影響します。

コラム② 日々の遊びから培う力

日々の遊びの中の体つくり

子どもの身体の発達のペースは様々ですが、育ちを支えるために、体つくりは大切です。

多くの幼児教育施設において、様々な取組が実践されています。

毎日の積み重ねで、バランス感覚や柔軟性が培われていきます。

日々の運動遊びを通して、体つくりの習慣の定着が図られ、体を動かす楽しさを実感できることは、幼児期において重要と考えます。



園庭にある竹の一本橋。興味を持った子どもが、一本橋を渡り切れるよう、何度も挑戦しています。

クジラの口に見立てたフープをくぐる中で、体の動かし方を知ったり、体を動かす楽しさを感じたりしています。

読書に親しむ環境

0歳児から、絵本の読み聞かせを通して、子どもと保育者等との心の交流が図られます。この心が通い合う時間の中で、子どもにとって、読んでもらった本に特別な親しみを感じるようになります。一緒に本を見ている子ども同士共感し合い、一緒に見る楽しさを味わうこともあるはずです。

次第に、子ども自身が自分のお気に入りの本を見つけ、字は読めなくても、本の挿絵や写真等を見ながら、読んでもらったときのイメージを思い出したり、さらにイメージを広げたりしながら、子ども一人ひとりのペースで、ページ



をめくるようになります。
自分のお気に入りの本について、子ども同士のおしゃべりも生まれてきます。



5歳児になると、字は読めなくても、自分のお気に入りの本を、自分より年齢の下の子どもに紹介したり、読み聞かせをしたりする姿も見られることがあるようです。

本を介して、友だちと本の世界に浸る心地よさを共感したり、絵本への親しみを増したりするためには、本が子どもの目に触れやすい場に置かれ、落ち着いて、本の世界に浸りながら過ごすことができる環境も必要です。



(2) 地域との連携

地域には、多様な「ひと・もの・こと」が存在します。その地域の教育資源は、幼児期の体験的な学びにとって、とても有効な資源（教材）となります。日々の生活の中では体験できないこともあり、地域の人との出会いや関わり、初めての活動との出会い、新たな発見等、子どもたちの興味、関心を大いに高めるものです。

また、地域の教育資源（ひと・もの・こと）と関わる体験を通して、地域に対する愛着や、地域と関わる楽しさを感じる素地を培っていくことにもつながります。このことは、ふるさと教育にもつながっていきます。

 地域と連携した保育、幼小交流の実践例……………
(随時更新)



 子どもの育ちを支える環境をつくる取組
・「ふるさと教育」……………
※ 地域の教育資源「ひと」「もの」「こと」を活用した教育活動



 ・「結集!しまねの子育て協働プロジェクト」……………



島根県では、子どもをまん中に置き、子どもたちが家庭で愛されるとともに、地域の様々な人との関わりの中で大切にされているという実感を持ち、地域の中にある「ひと・もの・こと」に出会いながら、多様な経験や体験を重ねて育つ教育環境の構築を進めています。

その中でも、体づくり、読書等に対し、島根県では、様々な取組を紹介しています。幼児期から体を動かした遊びや運動習慣を身に付ける取組の一つとして、親子の運動遊びや、幼児期の運動遊びを推奨する「うんどうだいすき えがおいっぱい」があります。

「第5次島根県子ども読書活動推進計画」における重点的な取組の一つに、「乳幼児期から本に親しむ環境づくり」を掲げています。本に触れる機会の充実について述べ、幼児教育施設や公民館等に対して団体貸し出しを行い、選書の参考となる「おすすめしたい子どもの本」、絵本の読み聞かせ記録手帳「しまねえほんダイアリー」を作成し、家庭においても活用いただくことで子どもたちの読書活動を市町村立図書館と連携しながら支援しています。

 子どもの体力づくり推進の取組
・「うんどうだいすき えがおいっぱい」……………
未就学児の親子プログラム
未就学児の運動プログラム指導者用資料



 ・「おすすめしたい子どもの本」……………



コラム③ 遊びは学び～学びはつながる～

環境の中で「遊びこむ」ことで、子どもたちは様々な経験をしています。そこには小学校の教育内容とのつながりがたくさん見つかります。

遊びの中の教科学習の基礎 ・・・事例1、2

【事例1】「どうすればうまく転がるかな」



どんぐり転がし、すごく楽しい。



でもね、曲り角で飛び出しちゃう。



曲り角に、かべを
作ってみよう。



どんぐりは道の外側
を転がるから、この
かべはいらないよ。

「流れる水の
働き」につなが
る経験です。

【事例2】「あきのびじゅつかん」

秋、自然という環境を満喫し、子どもたちは環境を彩る葉っぱや木の実を宝物として園に持ち帰りました。

この日から、拾ってきた宝物での遊びが発展し、子どもたちの手による新たな環境「あきのびじゅつかん」へとつながっていきました。

【びじゅつかんのかざり】

「四角のほうが
たくさんのどんぐり
がならぶね。」

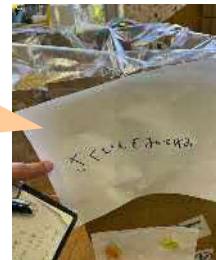


「ひろさ」
の勉強に
つながる
経験とな
りそう
です。



【おみせのかんばん】

「たくさんのお客さん
に見てほしいから
書いたよ。」



「もじ」の勉強への
意欲が高まる経験
です。

【けんきゅうのばしょ】

「いろいろな木の
実の重さがしらべ
られるよ。」



「てんびん」の仕組
みへの気付きが見
られます。

主体的・対話的で深い学びの基礎

・・・事例3、4

【事例3】「合言葉は『作戦』」

運動会に向け、リレー遊びをしたい子どもたち。
とにかくやってみました。1チームだけのリレーは延々と続きます。

「いつ終わるの?」と子どもたち。
そこで、作戦タイム。
一人が走る回数を決めて、再開。
「なんか、面白くない。」
相手チームもなく、だんだん飽きてきた子どもたち。
そこで、また作戦タイム。
2人チーム、8人チームが編成され、リレー再開。
「いつも負けて、面白くない。」
「チームの人数がいっしょがいいんじゃない?」
そこで、またまた作戦タイム。
同じ人数の2チームで競争することになりました。



「作戦」は、話し合い開始の合言葉

【事例4】「わくわくかいぎで問題解決」

地域の方のお話

「神在月の出雲にはたくさんの神様が風に乗り集まってこられる。稻佐の浜に到着し、出雲大社に場所を移します。7日間の出雲滞在中に、様々な取り決めを話し合われます。その後、この神社にも立ち寄られ、それぞれ帰って行かれるんですよ…」

このお話が、子どもたちの心を動かします。「かみさまわくわくわーるど」には、子どもたちの思いが存分に表現されています。



かみさまわくわくわーるど

風に乗ってやってくるんだよ。
今から飛ばすよ。この向きで飛ばしてみよう。

火や水になって飛んでいくよ。
どれがよく飛ぶかな?



火のイメージ



水のイメージ



鳥居をくぐって出雲大社に到着することをイメージして遊んでいる

「思うように、行かないな…」
～わくわくかいぎ～
「ゴムの太さを変えたら?」
「発射台のゴムを引く角度を変えたら上に行くかも。」
「飛ばすものを軽くしたら?」
「いろんなゴムで発射台を作って試してみよう。」



事例3、4において子どもたちが経験したのは、切実感のある課題に向き合い、仲間と知恵を出し合い、課題解決することです。
このように、小学校以降の主体的・対話的で深い学びの基礎が培われています。

VI 小学校における取組

I 小学校入門期の工夫

(I) 小学校入門期の重要性

小学校入学、子どもたちは不安と期待で胸がいっぱいです。

小学校入門期に最も大切にしたいことは、子どもたちがまずは「学校って楽しい」と思えることです。

そんな毎日を保障する上で、幼児教育施設の生活で大切にされていたことは、小学校でも大切な指針となります。

幼児教育施設		小学校
大切にされた生活	大切にされた幼児の思い	入学当初に大切にしたいこと
保育者との信頼関係に支えられた生活	<ul style="list-style-type: none"> 保育者を信頼 信頼する保育者によって受け入れられ、見守られているという安心感 	<ul style="list-style-type: none"> 子どもとの信頼関係を築くための教職員の関わり 教職員への安心・信頼感につながる日頃の丁寧な関わり 例) ほめる・価値付ける 子どもの話を大事に聞く
興味や関心に基づいた直接的な体験が得られる生活	<ul style="list-style-type: none"> 主体的に環境と関わり、十分に活動したことによる充実感や満足感 	<ul style="list-style-type: none"> 思いや願いをきっかけとして始まる授業 生活との関連を意識した授業 子どもの意識や学びの関連を想定した授業
友だちと十分に関わって展開する生活	<ul style="list-style-type: none"> 友だちと遊びたいという気持ち 友だちと関わろうとする意欲 友だちへの思いやり 集団への参加意識 	<ul style="list-style-type: none"> 子どもをつなぐ場の設定 例) 一緒に遊ぶ場 協働で取り組む場 互いの思い・考えを伝え合う場

幼児教育において子ども一人ひとりの可能性が發揮できるよう、子ども一人ひとりにとって必要な体験は何かを考え、保育者の意図を持った環境構成の中、幼児期の学びが成り立っています。

そして、小学校へ入学後も、子どもの興味・関心、思いや願いを生かした学びや、生活と関連させた具体的な体験を生かす学びは、幼児期の学びをつなぐ視点として重要です。円滑な接続を図るため、子どもたちが小学校の生活だけではなく、学びにも意欲的に向かうことができるよう、子ども理解を基盤として、学びをつくることや、小学校の全ての教職員が1年生の子どもへの関わりや支援のあり方について共有することが不可欠です。

小学校の入門期は、1年生の1年間ばかりではなく、6年間を左右することもある重要な時期であることを自覚し、日々の指導に取り組む必要があります。

(2) 架け橋期の子どもの発達段階を考慮した円滑な接続

小学校入学を機に、生活環境が大きく変わるだけではなく、1年生にとっては初めての経験がたくさん待っています。このような、1年生の子どもにとっての環境の大きな変化に配慮し、小学校生活をスムーズにスタートさせるには、まず、架け橋期の子どもの発達段階や実態、そして幼児教育における生活を理解することが必要です。

i) 架け橋期の子どもの発達段階等(幼児教育施設での生活リズム)の理解

スタートカリキュラムは、小学校入学前の子どもの生活リズムを理解した上で作成します。

そのため、まずは幼児教育施設側からの情報をもとに、幼児期の終わりまでに育つてほしい姿を踏まえながら、子どもの実態を把握することが大切です。そして、子どもが小学校入門期の生活を大きな戸惑いや変化に伴う不安感もなく過ごすために、小学校で検討することが大切です。

例えば、小学校入学後の2週間は特に、朝の会等の集団活動開始をゆるやかにしたり、授業時間を10分～15分程度の短い時間や内容をうまく組み合わせたりする等の工夫が必要です。また、一日の予定や活動の手順が、文字や絵、写真等で提示されることで、見通しを持ち、安心して活動することができます。音声言語だけでは内容や指示が十分に理解できない子どもも迷わずに活動できます。

このように、幼児期から段階的に、子どもの実態を考慮しながら小学校の生活リズムの定着に向けた支援をします。

ii) 子どもが考え方行動できる姿を大切にした支援

幼児教育では、保育者の環境構成によって、子どもは積極的に環境(ひと・もの・こと)に関わり、主体的な活動を繰り広げています。5歳児後半とともに、様々な場面において自分で考え方工夫し、友だちと協力しながら活動できるようになっています。

例えば、机の中の持ち物の整理整頓や、給食の準備等、年長児として年下の子どものお手伝いをしたり、自分なりのアイデアを出しながら挑戦したりしてきた子どもたちは、小学校生活の様々な新しいことに挑戦したい気持ちに溢れています。

担任からの多くの指示によって、子どもが、「考えなくても、大人の言う通りに行動すればいい」と思ってしまうことや、「言われた通りに行動する」ことが大切だと思ってしまいかねません。

入門期だからこそ、子どもが考え、工夫することを認める場面をあえて設定すること

によって、新しい環境である小学校生活への満足感や達成感が満たされ、小学校生活への自信につながります。動くことに躊躇している子ども、進んで身の回りのことができない子どもを助け合う姿も認めることによって、何か行動する際に時間をかけて取り組む子どもを温かく支え、認め合う学級集団（人間関係）づくりにもつながります。

子どもが安心して、主体的・対話的に生き生きと小学校生活を過ごすことができるよう、1年生の担任だけではなく、小学校全体で、または幼児教育施設側と相談・検討しながら、架け橋期の子どもの実態を把握した支援のあり方を工夫することが、円滑な接続を支えます。

2 生活科を中心とした学びのつながり

(1) 生活科の役割

生活科は、教科等間の横のつながりと、幼児期からの発達の段階に応じた縦のつながりの要としての役割があります。

小学校学習指導要領第1章総則には、「低学年における教育全体において、例えば生活科において育成する、自立し生活を豊かにしていくための資質・能力が、他教科等の学習においても生かされるようにする等、教科等間の連携を積極的に図り、幼児期の教育及び中学年以降の教育との円滑な接続が図られるように工夫すること」と示されています。

このことは、生活科が低学年における教育全体の充実を図る上で重要な役割を果たしていることを示しています。また、横のつながりと、縦のつながりとの結節点であることを意識して指導にあたることが大切です。

(2) 生活科を中心としたカリキュラムデザイン

小学校入学当初においては、幼児期の自発的な活動としての遊びを通して育まれてきたことが、各教科等における学習に円滑に接続されるよう、子どもの発達を踏まえ、子どもの思いや願いをもとに活動を展開していく生活科を中心に、「合科的な指導」、「関連的な指導」や弾力的な時間割の設定等、指導を工夫したり指導計画を作成したりすることが大切です。

【合科的・関連的な指導の工夫】

	捉え方	タイプ(例)	カリキュラムにおける具体例
合科的な指導	<ul style="list-style-type: none"> 各教科のねらいをより効果的に実現するための指導方法の一つ 単元又は1コマの時間の中で、複数の教科の目標や内容を組み合わせ、学習活動を展開するもの 	<p>【合科】 生活科を中心とした単元の学習活動において、複数の教科の目標や内容を組み合わせて学習活動を展開することで、指導の効果を高める。</p>	生活科の学校探検で気付いたこと等を言葉で表現したり、友だちと伝え合ったりする学習活動において、国語科の資質・能力「伝えたいたい事柄や相手に応じて、声の大きさや速さ等をくふうすること」について指導することで、より効果的にねらいの実現を図る。
関連的な指導	<ul style="list-style-type: none"> 教科等別に指導するにあたって、各教科等の指導内容の関連を検討し、指導の時期や指導の方法等について、相互の関連を考慮して指導するもの 	<p>【関連A】 生活科の学習成果を他教科等の学習に生かす。</p> <p>【関連B】 他教科等の学習成果を生活科の学習に生かす。</p>	<p>生活科で春の自然を観察したり、自然のもので遊んだりする体験が、音楽科で春の歌の曲想と歌詞の表す情景や気持ちとの関わりについて気付くことに生かされるように関連を意識して指導する。</p> <p>算数科で育成する、ものとの対応させることによって、ものの個数を比べることや、個数の順番を正しく数えたり表したりする知識及び技能が、生活科の学校探検で見付けたものを数える際に生かされるように関連を意識して指導する。</p>

※ 上表は、「発達や学びをつなぐスタートカリキュラム」(文部科学省、国立教育政策研究所、教育課程研究センター編著 2018)を参考に、県幼児教育センターで作成したものです。

(3) 幼児期の経験を活かした教科指導

第1学年の特に入門期においては、幼児期の経験を活かした教科指導が求められます。「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を手掛かりとして、幼児期の教育を通して育まれた資質・能力を受け継ぎ、指導を工夫することが大切です。

そのため、幼児教育施設と小学校において「幼児期の学びと育ち」や「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を共有し、カリキュラムを編成・実施していくことが必要です。

このことにより、幼児期の生活に近い活動と児童期の学び方を織り交ぜながら、子

どもが主体的に自己を発揮できるようにする場面を意図的につくることができます。このことは、幼児教育施設と小学校との連携・接続がより進んでいくことにもつながります。

【幼児期の経験を生かした生活科の指導例】

単元名	第1学年 「がっこうたんけん」
目標	<p>□知識及び技能の基礎 学校での生活は様々な人や施設と関わっていることが分かる。</p> <p>□思考力、判断力、表現力の基礎 学校の施設の様子や学校生活を支えている人々や友達、通学路の様子やその安全を守っている人々等について考える。</p> <p>□学びに向かう力、人間性等 楽しく安心して遊んだり、生活したりしようとする。また、安全に登下校をしようとする。</p>
単元計画	<p>〈第一次〉小学校はどんなところかな(2) 〈第二次〉学校を探検しよう(4) 〈第三次〉もっとくわしく知りたいな(6) 〈第四次〉わかったよ 学校のこと(3)</p> <p style="text-align: right;">※()内は時数</p>
展開例	<p>1 思いや願いを持つ場面</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 幼児教育施設と学校の違いについて話し合い、学校の中を探検したいという思いや願いを持つ。 <p>T「みんなが通っていた園と比べて、学校はどうですか。違うところや面白そうなところはありましたか。」 C1「庭が広かったよ。遊ぶものもあったよ。」 C2「いろんな楽器が置いてあったよ。」</p> <p>T「違うところや同じところがありますね。面白そうなところ、行ってみたいところがいろいろありますね。」</p> <p>2 伝え合う場面</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 行ってみたい場所ややってみたいことを伝え合う。 <p>T「まずは、どんなところへ行ったり、どんなことをしたりしてみたいですか。」 C1「広い庭で走ったり、ジャングルジムで遊んだりしたいな。」 C2「どんな楽器があるか調べたいな。音を出してみたいな。」</p> <p>T「行ってみたいところやしてみたいことがたくさんありますね。では、これから、みんなが気になっていたところへ行ってみましょう。」</p> <p>3 探検する場面</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 子どもの思いや願いに合わせて、1回目の学校探検に行く。 <div style="background-color: #ffffcc; padding: 5px; margin-left: 20px;"> 幼児期の経験を生かした指導の工夫 幼児教育施設での経験を想起させたり、比べたりしながら、学校への興味・関心を引き出す。その際、共通することを感じさせ、学校への安心感へつなげる。 </div> <div style="background-color: #ffffcc; padding: 5px; margin-left: 20px;"> 幼児期の経験を生かした指導の工夫 幼児教育施設と学校との共通点や違いに触れながら、互いの思いや願いを共有し、探検への意欲を高める。 </div>

	<p>C1「本がたくさんあるよ。パソコンもあるよ。」 C2「きれいな歌声や笛の音が聞こえるよ。」 C3「高い鉄棒や大きなサッカーゴールがあるよ。」</p> <p>4 振り返る場面</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 学習をまとめ、次時への見通しを持つ。 <p>T「面白そうなものや初めて見るものもありましたね。みなさんが気付いたことを教えてください。」</p>
--	---

単元名	第1学年 「あきとなかよし」
目 標	<p><input type="checkbox"/>知識及び技能の基礎 遊びや遊びに使うものをつくる面白さや自然の不思議さに気付く。</p> <p><input type="checkbox"/>思考力、判断力、表現力の基礎 遊びや遊びに使うものを工夫してつくることができる。</p> <p><input type="checkbox"/>学びに向かう力、人間性等 みんなと楽しみながら遊びを創り出そうとする。</p>
単元計画	<p>〈第一次〉秋はどんな季節かな(1) 〈第二次〉秋の校庭や公園に出てみよう(2) 〈第三次〉もっと秋を見よう(4) 〈第四次〉見つけた秋で遊んでみよう(4) 〈第五次〉みんなで遊ぼう(4)</p> <p>※()内は時数</p>
展開例	<p>1 思いや願いを持つ場面</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 今までの経験を振り返りながら身近な自然を使った遊びを想起し、「秋の自然で○○したい。」という思いや願いを持つ。 <p>T「園でも、秋を楽しんだことはありますか？」 C1「いろいろな形のドングリがあったよ。」 C2「黄色や赤の葉っぱを貼って絵をかいだよ。」</p> <p>T「園で遊んだことも思い出しながら、秋の遊びを楽しみましょう。」</p> <p>2 遊んだり、遊ぶものを作ったりする場面</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 見通しを持ち、秋の遊びを楽しんだり、遊びに使うものを作ったりする。 <p>T「みんなが集めた秋の自然をまとめたコーナーも準備しました。自由に使っていいですよ。」 C1「どんぐりを使ってコマを作りたい。」 C2「きれいな色の葉っぱで飾りを作りたい。」</p> <p>幼児期の経験を生かした指導の工夫 校庭や公園での遊びの楽しさを十分に味わうことで、学校でも楽しみたいという思いや願いを持つことができるようになる。その際に、幼児期の遊びを想起させることで、幼児教育施設での経験を生かし、遊びの発展につなげる。</p> <p>幼児期の経験を生かした指導の工夫 子どもの思いや願いが広がるように、広い空間や必要な道具を使える場を用意する。幼児期とできるだけ近い環境を作り、これまでの経験を生かせるようにし、気付きの質を高めたり、自らの課題を進んで解決したりできようとする。</p>

3 交流する場面

- 楽しかったことや工夫したこと等を伝え合う。

T「遊んでみて楽しかったことや工夫したことはありますか。」

C1「どんぐりの形によって回り方が違って、面白かったよ。」

C2「葉っぱだけでなく、木の実もつけたらきれいだったよ。」

T「たくさん楽しんだね。楽しかったことや工夫したことをカードに書いておきましょう。」

幼児期の経験を生かした指導の工夫

遊びを通して得た各自の気付きを価値付け、全体で交流することで、思いや願いの実現に向けて新たなヒントが得られたり、自他のよさに気付いたりできるようにする。また、幼児教育施設で行われているように輪になって伝え合う等、話しやすい環境づくりを工夫する。

4 振り返る場面

- 学習をまとめ、次時への見通しを持つ。

T「次の時間に、もっとやってみたいことはありますか。」

C1「どんぐりゴマで、だれが一番長く回るか競争したいな。」

C2「作った飾りをみんな集めて、教室に飾りたいな。」

T「これまでの学習を振り返り、次のめあてが決まりましたね。次の時間も、もっと楽しいことができそうですね。」

(C1はどんぐりを用いてコマを、C2は葉っぱ等を用いて飾りを作ろうとしている児童を想定)

※ 上表は、「幼児教育と小学校教育がつながるってどういうこと?」(幼児教育及び小学校教育関係者向けの参考資料)〈文部科学省 2024〉を参考に、県幼児教育センターで作成したものです。

付属資料

1. 幼小をつなぐ発達のめやす
2. 幼児教育から小学校教育の12年間で身に付けたい力
3. 架け橋期のカリキュラム作成上の留意事項
4. つながる保育実践例 「秋のどんぐりころがしのストーリー」
5. 幼小合同研修等での活用ツール

I. 幼小をつなぐ発達のめやす

○めざす子ども像の実現に向けた3つの視点

★「いきいきと」⇒頭も心も体も動かして、主体的に活動する姿⇒「**生活していく力**」

★「周りの『ひと・もの・こと』と関わりながら」⇒関わりを通して⇒「**人と関わる力**」

・ひと・もの・ことへの関わりの中で、子どもが遊びこむ過程にとって、保育者をはじめ、他の子どもとの関わりがその子どもの遊び(学び)を支える。

・現代社会の人間関係の希薄さ等により、子どもたちの人間関係づくりの課題が大きくなる中、ここでは「ひと」との関わりに焦点を当てるこことする。

★「遊びこむ」⇒遊びに集中・没入し、試行錯誤を繰り返すことを通して⇒「**学びの芽生え**……その中でも「**思考力の芽生え**」

[しまね教育振興ビジョン]

→主に「人間力」との関わり

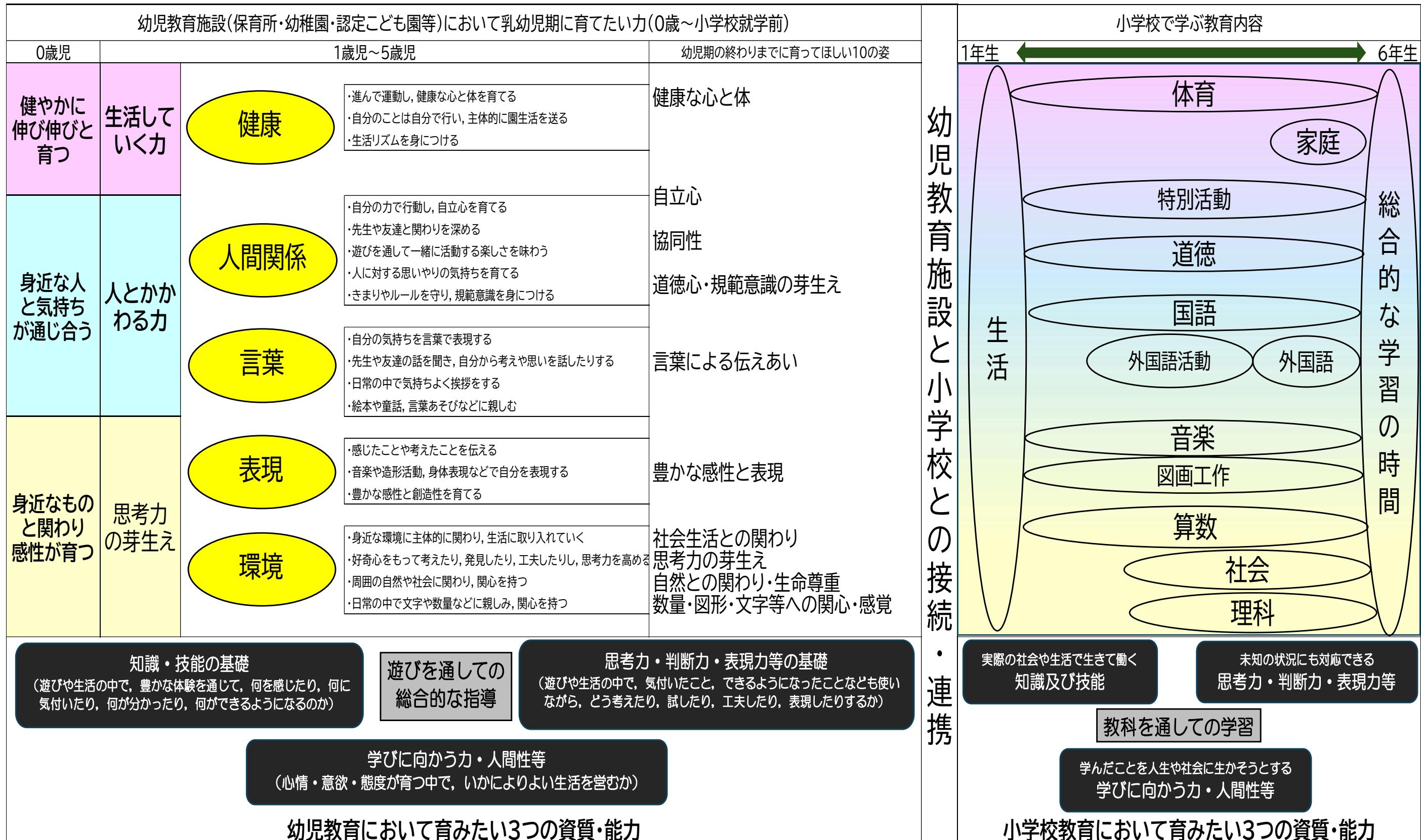
→主に「社会力」との関わり

→主に「学力」との関わり

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳
育ちの特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・身体感覚が育つ。 ・人のまねをする。 ・快適な環境に心地よさを感じる。 ・身近な動植物に気付き、親しむ。 ・安定した関係の中で共に過ごす。 ・形、色、大きさ等に気付く。 ・保育者等による語りかけ等を通じて、言葉への興味や、発語への意欲が育つ。 ・伸び伸びと体を動かし、はう、歩く等の運動をしようとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・走る、跳ぶ等全身を動かす。 ・户外で十分に体を動かす。 ・自然の美しさ、不思議さに気付く。 ・自我が形成され、自己主張が強くなる。 ・絵本や物語に親しむ。 ・音楽に親しみ、歌ったりリズム楽器を楽しんだりする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的な運動機能が巧みになる。 ・運動を楽しむ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・運動ゲーム(ルール)を楽しむ。 ・安全に気を付けて行動する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・身边にあるものや遊具、用具を使って、工夫して遊ぶ。 ・身近な自然現象に关心を持ち、取り入れて遊ぶ。 ・感じたこと、考えたことを音や動き等で表現したり、自由にかいたり作ったりする。 ・自分のイメージを動きや言葉などで表現したり、演じたりして楽しさを味わう。 			

主として生活していく力	<ul style="list-style-type: none"> ・身の回りのものに親しみ、様々なものに興味・関心を持つ。 ・基本的生活習慣に興味・関心を持ち、自分でしてみようとする。 ・やってみようとする意欲を持つ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・健康な生活リズムを身に付ける。 ・生活習慣で必要なことについて、自分でできることは自分です。 ・自分の興味・関心があることに、友達とやりとりをする。 ・友達のよさに気付き、一緒に活動する楽しさを味わう。 	<ul style="list-style-type: none"> ・見通しを持って行動する。 ・自分で考え、自分で行動する。 ・物事をやり遂げようとする気持ちを持つ。 ・きまりの大切さに気付き、守ろうとする。 ・わからないことを尋ねる。
主として人と関わる力	<ul style="list-style-type: none"> ・身近な人との応答を通して、声や表情等でのやり取りをする。 ・周囲の大人や子どもに関心を持ち、関わろうとする。 ・保育者等による温かく、受容的な関わりから、丸ごと受け止めてもらえる安心感を持つ。 ・日頃から関わる人と挨拶をする。(他者意識) ・保育者等の仲介を通して、いろいろな思い経験をする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・友達と喜びや悲しみを共感しあう。 ・保育者や友だちの言葉に興味を持ち、聞いたり話したりする。 ・自分が思ったことを相手に伝え、相手の思っていることに気付く。 ・友達とのやり取りの中で、友達の立場になって考えようとする。 ・保育者等の仲介を通して、自分の思い等に対して折り合いをつける。 	<ul style="list-style-type: none"> ・人の話を注意して聞き、相手にわかるように話す。
主として思考力の芽生え	<ul style="list-style-type: none"> ・応答的な関わりや模倣で、次第に言葉を身に付ける。 ・見る、触れる(探索等)を通して、関わろうとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・イメージしながら、見立て(ごっこ)遊びをする。 ・並べる、比べる、数える等、数量感覚を使う遊び方をする。 ・文字や数への興味が芽生え、生活中で字を見つけたり、数を数えたりする。 ・探索活動を通して、探求心が芽生える。 	<ul style="list-style-type: none"> ・友達と共に目的を見出し、工夫したり協力したりする。 ・生活の中で数量や图形等に关心を持ち、取り入れて遊ぶ。 ・感じたり考えたりしたことを言葉等で表現する。 ・比べたり関連付けたりしながら、考えたり、試したり工夫したりする。 ・探索活動を関連付けたりしながら、考えたり、試したり工夫したりする。 ・生活の中で簡単な標識や文字に关心を持ち、取り入れて遊ぶ。

2. 幼児教育から小学校教育の12年間で身に付けたい力



「島根県立大学松江キャンパス紀要第64号 2025年」掲載 「保幼小連携・接続カリキュラムに関する一考察(1)－文部科学省の架け橋プログラムまでの施策から－」

3. 架け橋期のカリキュラム作成上の留意事項

令和〇年度 ○○小学校区 架け橋期のカリキュラム（共通シート）

島根県教育庁 教育指導課 幼児教育推進室

		（例）あきらめず挑戦する子ども			
		架け橋期のカリキュラム			
		5歳児	○月～3月	4月～○月	小学校1年生
項目（例）		4月～	○月～3月	4月～○月	～3月
遊びや学びの場で大切にする経験のプロセス		<p>「めざす子ども像/つけたい力」をめざす上で、どのような経験を段階的に積ませていくか検討します。</p> <p>遊びの中で自分なりの目標を持ち、試したり工夫したりして、自分の力を発揮する</p> <p>初めてのことや、少し難しいと思うことにも取り組む</p>		<p>自分なりの目標を立て、学習に取り組む</p> <p>集団の目的や共通の目的・課題を意識し、取り組む</p>	<p>この期間の規定はありません。架け橋期のカリキュラムのうち、アプローチ期・スタート期のカリキュラムを例示しています。</p> <p>新たな目標・難しいと思うことに対しても、工夫しながら最後までやり遂げようとする</p>
幼児教育施設で展開する活動 ／ 小学校の生活科を中心とした各教科等の単元構成等		<p>・自分なりのめあてを持って取り組む活動</p> <p>・様々な経験を生かして取り組む活動</p> <p>・試行錯誤しながら取り組む活動</p> <p>・話し合い、力を合わせて取り組む活動</p>	<p>・相手の気持ちを察して自分の思いの出しおを考えたり、我慢したり、気持ちを切り替えたりしながら取り組む活動</p>	<p>【生活科】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■学校となかよしⅠ ・学校をあるいてみよう ・なかよくなりたいな ・行きたい場所を決めよう（グループ話し合い） ・探検の準備をしよう（ルール作り） <p>【関連する他教科等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・校庭の遊具遊び（体育） ・読み聞かせ「どうぞよろしく」 ・えんぴつとなかよし（国語） ・名刺づくり（国語）（図工） 	<p>小学校学習指導要領では、「特に、小学校入学当初においては、幼児期において自発的な活動としての、遊びを通して育まれてきたことが、各教科等における学習に円滑に接続されるよう、生活科を中心とした合科的・関連的な指導や弾力的な時間割の設定等、指導の工夫や指導計画の作成を行うこと」とされています。</p> <p>各教科等の例としては、生活科との合科的・関連的な指導が可能な内容を挙げています。</p>
指導上の配慮事項		<p>・保育者の支援のポイント</p> <p>子どもの事実を受け止める、共感、承認、価値づけ、賞賛、支援</p> <p>幼児期の教育と小学校教育との異なる点や共通点に触れ、互いに理解合う中で、子どもの学びを深めるうえで大切にしたい内容を記載します。</p>		<p>・導入期は活動中心</p> <p>・45分をモジュール構成</p> <p>内容は合科で設計</p> <p>・意欲や頑張りをしっかり価値づけ</p>	<p>・子どもの主体性を引き出す環境を工夫（生活科の展開）</p> <p>・時間を十分確保</p>
幼小交流活動	子ども	<p>1月 年長児と1年生との交流 「昔あそび名人になろう」</p>	3月 年長児と1年生との交流 「ようこそ ●●小へ」		<p>㊂「一時に一事」「端的な問い合わせ、指示、説明」「視覚支援」「動きのある授業」「成功体験の積み上げ」</p>
	職員等	<p>子ども同士、及び幼小職員の交流の計画を記載します。</p>			
家庭や地域との連携		<p>校区の話し合いにより、その他必要な項目を設定します。</p>			

4. つながる保育実践例



5. 幼小合同研修等での活用ツール(例)

👉 幼小合同研修の実践例 [QRコード](#)



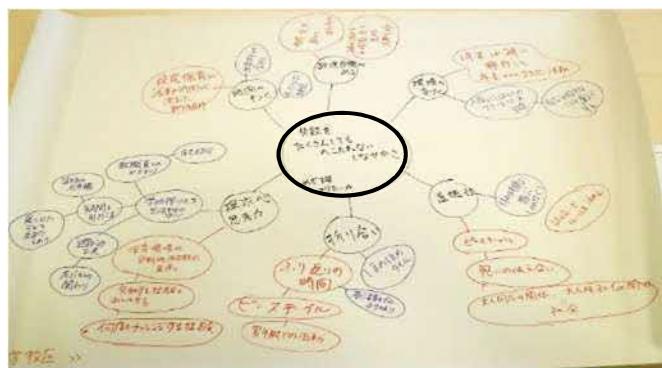
(1) 協働作成に向けた幼小の基盤として…【学びのデザインシート】

令和 年度		小学校区 架け橋期の学びのデザインシート		
時期	4月～ 月～3月	挑戦する子ども		小学校1年生 ～3月
		5歳児	小学校1年生	
遊びや学びの場で 大切にする姿・経験	<ul style="list-style-type: none"> ○様々なことに興味関心をもち、調べたり、試したり 確かめたりする ○目標を持って活動する ○友達と協力して取り組む ○役割を持ち、自分の力を発揮する 	<ul style="list-style-type: none"> ○人や場に慣れ、安心して生活する ○幼児教育での経験を生かし、調べたり試したり 確かめたりしながら学習する ○目標を持って学習したり、振り返って次に生かそう としたりする ○友達と相談したり協力したりして取り組む 		
指導上の配慮事項 (担任等大人の関わり・ 環境構成等)	<p>架け橋期のカリキュラム開発に 向けて、学びをつなぐために、ま ず幼小で視点を持って協議しま す。</p> <p>このシートは、協議する視点や 協議した内容を可視化しておくも のとして活用できます。</p> <p>ここに記録した内容を、校区の 架け橋期のカリキュラムに生かし ていきます。</p>		<p>研修例</p> <p>架け橋カリキュラムを考える ～「めざす子ども像・つけたい力」～</p> <p>[個人] …付箋</p> <p>① 自校や園所の子どもの姿や講義内容をもとに 「めざしたい姿」「つけたい力」を書き出す。 5分</p> <p>[グループ] …・模造紙</p> <p>② ①を紹介し合う。 10分</p> <p>③ 優先順位の高いものを（5つくらい）選ぶ。 10分</p> <p>④ ③をもとに1～2つに絞る（まとめる）。 10分</p> <p>[全体]</p> <p>⑤ ④を共有する。 5分</p>	
幼小交流活動 (ねらい)				

👉 学びのデザインシート(様式) [QRコード](#)



(2) 幼小協働で情報を広げる…【ウェビング】



ウェビングは、ある一つのキ
ーワードから思いつく言葉を書
き出し、次々とつなげ、思考を
広げる方法です。

架け橋期のカリキュラムを幼
小で協働開発する際、「遊び
や学びの場で大切にする経験
のプロセス」を検討するとき有
効です。

研修例

- ① 紙の中心に、メインテーマ(例:架け橋期のカリキュラムの「めざす子ども像」等)を書く。
- ② メインテーマから、メンバーが発想したことと関連付けながら、くもの巣のようにつなげていく。
- ③ 全体を見渡し、移動したり、削除したり、線で結ぶ等して完成させる。
- ④ 出来上がったマップから、どんなキーワードが得られるかを考える。

(3) 多種多様な情報を得る…【ブレインライティング】

テーマ		
1		
2		
3		
4		
5		

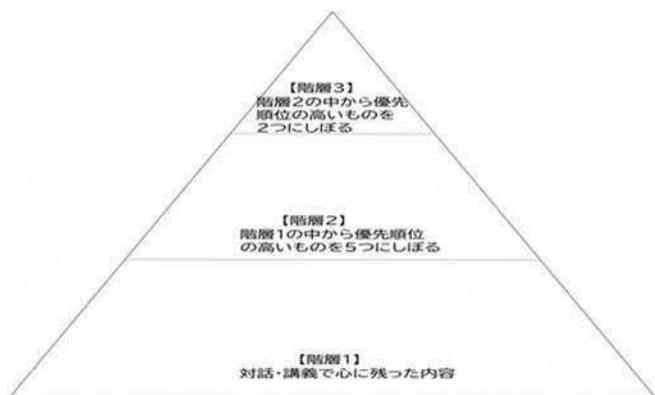
グループ協議等において、紙に書きながら、意見を交わし、問題解決する手法です。

例えば、「子どもたちが思考力を高めるために必要な経験」といった課題を検討する際に必要となる、多種多様な情報を得るとき等に用いることができます。

研修例

- ① 課題を設定する。(例「伝え合う力を育むために必要な経験」等)
- ② ブレインライティングの環境を整える。・ 5人～8人程度のグループ編成をする。
・ 上図のシートを、一人1枚配付する。
- ③ 最初の1の空欄に、テーマに対するアイデアを3つ記入する。(5分)
- ④ 5分後、司会者の合図で全員一斉に自分のシートを左側の参加者に渡す。
- ⑤ 1の欄に記入されたことから考えたアイデアを、自分の右側の参加者から回ってきたシートの2の欄に、前回同様3つ、5分で記入する。
(できるだけ先ほどと違うアイデアを記入する。)
- ⑥ この手順を、合計6回繰り返す。
- ⑦ この後、手元に戻ったシート内で、特に大切だと思ったものを2つ程度に絞り、それをもとにグループで話し合う。

(4) 情報を精選する…【ピラミッドチャート】



優先順位の高いもの等に情報を絞り込む時に使います。

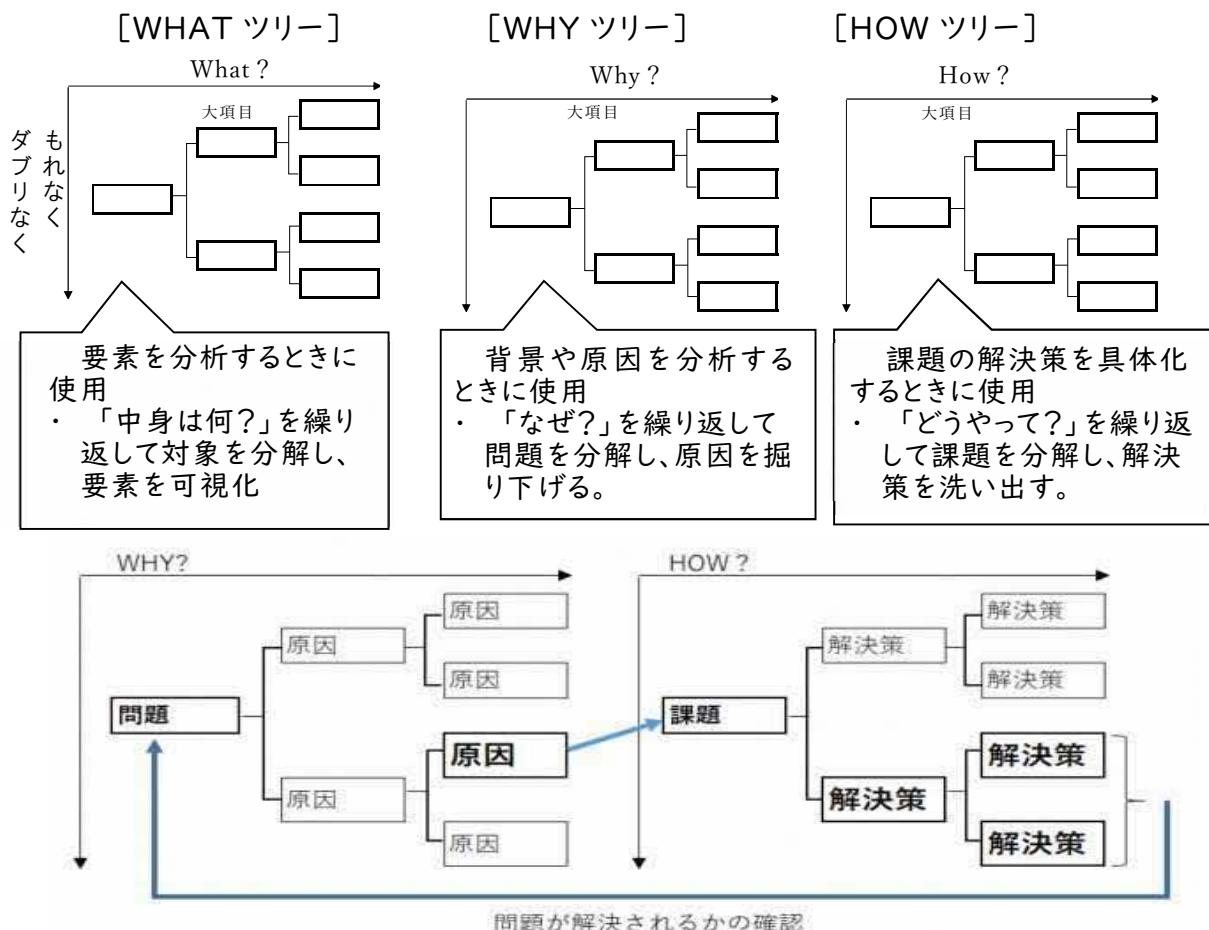
例えば、かけ橋期のカリキュラムの「めざす子ども像」や「育みたい資質・能力」の設定作業で、多様な情報に優先順位をつけるときに用いることができます。

研修例

- ① ピラミッドの底辺に、持っている情報や意見をできるだけたくさん書く。
(文ではなく、情報等を短く書く。)
- ② その中から重要だと思ったことを中段に書く。
- ③ 特に重要なことを、最上段に書く。
- ④ 取捨選択と統合によって、情報が精選されます。
(例：かけ橋期に大切にしたい経験)

(5) 課題を検討する…【ロジックツリー】

【ロジックツリーの種類】



研修例

① テーマの設定

- 感じたり指摘されたりしたことの中で、取り組む価値が高いと思われるものを一つ選ぶ。
(改善の余地がないことは避ける)
※テーマ例：「今回の授業で、幼児教育の成果を取り入れるなら、何か？」
「○○の場面で、子どもたちが熱中したのはなぜか？その理由は？」等

② テーマの原因を探る(WHYツリー)

- 原因を大項目に枝分かれさせる。
※大項目例：「環境設定」「保育者、教職員の関わり方」等
- 大項目から、さらに「なぜそうなのか」を考え、ツリーをどんどん埋めていく。
※行き詰った問題は、上の階層との因果関係があるか点検

③ テーマの原因を特定し、「課題」に変える

- ツリー上の問題点を比較し、特に重要で解決する価値の高いものを一つ決める。
- 特定した原因を課題(解決のための行動)に変える。

④ 課題の解決策を考える

- HOWツリー(どうしたらよいか)を使い、解決策を大項目に枝分かれさせる。
- 大項目から、さらに「どうしたらよいか」を考え、ツリーをどんどん埋めていく。

⑤ 解決策の順位を決める

- ツリー上の解決策を比較し、特に価値の高いと思われるものから順位をつける。
- グループごとに解決策を発表し、全体で共有する。
※例：全ての発表を受け、保育公開者が自己評価

島根県幼児教育推進協議会内ワーキンググループ
令和7年 3月現在

○委員（令和6年4月～令和7年3月）

氏名	所属・職	備考
小山 優子	島根県立大学人間文化学部 教授	学識経験者
峯谷 玲子	島根県国公立幼稚園・こども園長会会長 (松江市立津田幼稚園 園長)	公立幼稚園
西谷 正文	島根県私立幼稚園連合会 理事長 (認定こども園光保育園 園長)	私立幼保連携型 認定こども園
川上 雅文	荒茅保育園 園長	私立保育所
相山 慈	認定こども園あさりこども園 園長	私立幼保連携型 認定こども園
塩満 恭子	認定こども園神田保育園 園長	私立保育所型 認定こども園
今岡 篤子	島根県幼児教育研究会会长 (出雲市立塩冶幼稚園 園長)	公立幼稚園
安達 利幸	島根県小学校長会会长 (松江市立宍道小学校 校長)	小学校
長岡 和志	松江市保育所(園)保護者会連合会 会長	保護者等
持田 万規子	松江市こども子育て部こども政策課 保育指導官	幼児教育担当課
重田 幸	大田市健康福祉部子ども保育課 副主幹	幼児教育担当課
八束 政義	島根県教育庁特別支援教育課 課長	特別支援教育

○ヒアリングメンバー（令和6年8月現在）

氏名	所属	備考
持田 美和	松江市立出雲郷保育園	公立幼保連携型 認定こども園
小林 笑子	出雲市立今市幼稚園	公立幼稚園
永谷 公亮	坪内朋和学園育英北幼稚園	私立幼保連携型 認定こども園
松本 世理子	池田保育園	公立保育所
石飛 明美	出雲乳児保育所	私立保育所
常永 美海	津和野幼花園	私立保育所



しまねの架け橋期の教育ガイド

令和 年 月
島根県幼児教育センター
(島根県健康福祉部・島根県教育委員会)

島根県松江市殿町1
島根県教育庁教育指導課幼児教育推進室
TEL 0852-22-5419 FAX 0852-22-6265

報告第82号
総務課

令和7年度教育委員会事務局等職員定期人事異動
(事務職員等関連分)について

1 管理職人事異動について

- (1) 次長級 1名
- (2) 課長級 33名
- (3) 退職 4名 (勧奨 1名、普通 3名)

2 一般職人事異動について

- (1) 課長補佐級 26名
- (2) 困難係長級 22名
- (3) 係長級 17名
- (4) その他一般職 29名
- (5) 退職 26名

(定年8名、勧奨1名、普通6名、国等への派遣2名
暫定再任用等任期満了9名)

- (6) 新規採用職員 17名
 - ・ 平均年齢 24.6歳 (10代 2名、20代 14名、40代 1名)
 - ・ 職種
 - 事務 13名
 - 海事 1名
 - 文化財研究員 3名
 - ・ 配属先
 - 本庁 5名
 - 教育機関等 3名
 - 県立学校 9名

令和7年度教育委員会事務局等職員(管理職)定期人事異動(事務職員等関連分)

令和7年4月1日

所 属 名	職 名	現 任 者		後 任 者	
		氏 名 (年齢)	転 出 先	氏 名 (年齢)	現 職
【次長級】					
教 育 府	教育次長	(新設職)		野々内 昭浩	総務課 課長
教 育 府	参事 (教育政策・文化財)	森山 悅子	会計管理者 <u>(出納局長 事務取扱)</u>	(不補充)	
【課長級】					
総 务 課	課長	野々内 昭浩	教育府 教育次長	瀧 恵 美	情報システム推進課 課長
総 功 課 (政策企画スタッフ)	調整監	荒木 早苗	出雲教育事務所 総務企画スタッフ 調整監	(不補充)	
総 功 課 (政策企画スタッフ)	調整監	清水 明	教育連携推進課 教育DX推進室長	澤 井 亮	学校企画課 課長代理
総 功 課 (政策企画スタッフ)	調整監	田淵 孝弘	大東高等学校 事務長	(不補充)	
教 育 施 設 課 (財産管理・指導スタッフ)	調整監	安部 由人	<u>建築住宅課 建築物安全推進室長</u>	石倉 政夫	島根かみあり国スポ・全スポ準備室 調整監
教 育 指 導 課 (地域教育推進室)	室長	岩田 裕治	<u>医療政策課 医師確保対策室長</u>	(組織改正)	
教 育 指 導 課 (地域教育推進室 連携推進スタッフ)	調整監	岸野 篤史	松江商業高等学校 事務長	(組織改正)	
教 育 指 導 課 (子ども安全支援室)	調整監	畠田 友理	学校教育課 子ども安全支援室 調整監	(組織改正)	
学 校 教 育 課 (子ども安全支援室)	調整監	(新設(組織))		畠田 友理	教育指導課 子ども安全支援室 調整監
教 育 連 携 推 進 課	課長	(新設(組織))		土江 素子	社会教育課 課長
教 育 連 携 推 進 課 (教育DX推進室)	室長	(新設(組織))		清水 明	総務課 調整監

所 属 名	職 名	現 任 者		後 任 者	
		氏 名 (年齢)	転 出 先	氏 名 (年齢)	現 職
社会教育課	課長	土江 素子	教育連携推進課 課長	横地 隆銳	議会事務局総務課 秘書室長
文化財課	課長	村上 かおる	労働委員会事務局 審査調整課長	池淵 俊一	埋蔵文化財調査センター 所長
文化財課 (管理指導スタッフ)	調整監	原田 敏照	文化財課 古代文化センター長	勝部 智明	埋蔵文化財調査センター 調整監
文化財課 (古代文化センター)	センター長	間野 大丞	埋蔵文化財調査センター 所長	原田 敏照	文化財課 調整監
出雲教育事務所 (総務企画スタッフ)	調整監	(新設職)		荒木 早苗	総務課 調整監
埋蔵文化財調査センター	所長	池淵 俊一	文化財課 課長	間野 大丞	文化財課 古代文化センター長
埋蔵文化財調査センター (高速道路調査推進スタッフ)	調整監	勝部 智明	文化財課 管理指導スタッフ 調整監	平石 充	文化財課 古代文化センター 主席研究員
松江北高等学校	事務長	坪内 加代子	監査委員事務局 監査監	小澤 憲一	出雲商業高等学校 事務長
松江南高等学校	事務長	俵 康弘	(役職定年) 青少年家庭課 課長補佐	石倉 裕子	松江農林高等学校 事務長
松江商業高等学校	事務長	佐々木 慎二	(役職定年) 議事調査課 課長補佐	岸野 篤史	教育指導課 地域教育推進室 調整監
松江農林高等学校	事務長	石倉 裕子	松江南高等学校 事務長	藤井 裕子	議会事務局総務課 課長補佐
宍道高等学校	事務長	仲佐 修一	勸奨退職	中島 順	教育施設課 課長補佐
大東高等学校	事務長	有田 修	(役職定年) 出雲教育事務所 総務課長	田淵 孝弘	総務課 調整監
出雲商業高等学校	事務長	小澤 憲一	松江北高等学校 事務長	佐野 光昭	大社高等学校 事務長
大社高等学校	事務長	佐野 光昭	出雲商業高等学校 事務長	石川 美和	県立病院課 調整監
大田高等学校	事務長	渡利 誠	(役職定年) 人事課 課長補佐	城市 尚美	出雲教育事務所 総務課長

所 属 名	職 名	現 任 者		後 任 者	
		氏 名 (年齢)	転 出 先	氏 名 (年齢)	現 職
島根中央高等学校	事務長	船 山 隆	矢上高等学校 事務長	森 脇 獻	矢上高等学校 事務長
矢 上 高 等 学 校	事務長	森 脇 獻	島根中央高等学校 事務長	船 山 隆	島根中央高等学校 事務長
津 和 野 高 等 学 校	事務長	森 川 政 広	<u>益田保健所 総務保健部長</u>	大 野 智 明	益田保健所 企画幹
隱岐島前高等学校	事務長	澤 谷 幸 治	<u>監査委員事務局 監査監</u>	茶 山 博 史	河川課 課長補佐
盲 学 校	事務長	陰 山 順 子	普通退職	黒 崎 恵	図書館 総務課長
松 江 ろ う 学 校	事務長	前 島 千 秋	普通退職	清 水 万 由 美	総務事務センター 課長補佐
浜 田 ろ う 学 校	事務長	吉 川 眞 澄	松江養護学校 事務長	寺 尾 美 鈴	益田教育事務所 総務課長
松 江 養 護 学 校	事務長	力 石 利 久	普通退職	吉 川 真 澄	浜田ろう学校 事務長
石 見 養 護 学 校	事務長	永 瀬 一 男	(役職定年) <u>東部県民センター 税務課長</u>	山 田 剛 志	会計課 課長補佐
江 津 清 和 養 護 学 校	事務長	小 原 拓 生	<u>水産技術センター 総合調整部長</u>	湯 浅 英 子	消防学校 副校長
松江緑が丘養護学校	事務長	原 明 彦	(役職定年) <u>こころの医療センター 総務企画課長 (総務第一係長 事務取扱)</u>	荒 木 美 紀	子ども・子育て支援課 課長補佐

令和7年度教育委員会事務局等職員(課長代理・課長補佐(総括)等)定期人事異動

令和7年4月1日

所 属 名	職 名	現 任 者		後 任 者	
		氏 名	転 出 先	氏 名 (年齢)	現 職
【課長代理・課長補佐(総括)】					
教 育 施 設 課	課長補佐 (企画助成)	中 島 順	宍道高校 事務長	須 田 真理子	東京事務所 総務課長
学 校 企 画 課	課長代理	澤 井 亮	総務課 調整監	森 吉 秀 子	総務課 課長補佐 (給与管理係長 事務取扱)
教 育 指 導 課	課長代理	奥 野 輝	学校教育課 課長代理	(組織改正)	
学 校 教 育 課	課長代理	(新設(組織))		奥 野 輝	教育指導課 課長代理
教 育 連 携 推 進 課	課長補佐 (連携推進/地域連携)	(新設(組織))		木 戸 しづか	政策企画監室 副政策企画監
特 別 支 援 教 育 課	課長補佐 (企画)	杉 谷 裕 子	青少年家庭課 課長補佐 (総括)	池 渕 明 美	地域福祉課 課長補佐 (生活保護係長 事務取扱)
文 化 財 課	課長補佐 (文化財)	佐 藤 祐 司	図書館 総務課長	伊 藤 由 貴 子	地域政策課 課長補佐 (総務係長 事務取扱)
【教育委員会書記】					
総 务 課	主任主事	溝 口 智 也		瀧 川 友 里 子	高齢者福祉課 主任

令和6年度優秀指導者表彰の受賞者について

1 表彰の目的

教育・スポーツ・文化活動で顕著な業績をあげた公立学校の教職員を表彰することで、教職員の意欲の高揚に資する目的である。（令和4年4月施行）

2 表彰対象者

全国規模の大会において3位以上の成績を収めた、公立学校に在籍する児童生徒を指導する教職員。※全国規模に準ずる大会と教育長が認める場合も含む

3 受賞者について

3月26日時点で、計12名を表彰。

11月13日以降の受賞者

氏名	所属・職名	大会等の名称	成績
ささき 陽子 佐々木 陽子	浜田市立金城中学校 教諭	第30回日本管楽合奏コンテスト全国大会 中学生S部門	最優秀賞 審査員特別賞
たきやま 彰江 瀧山 彰江	島根県立浜田ろう学校 部活動指導員	第61回全国聾学校卓球大会 一部女子団体戦	3位
のなか 健吾 野中 健吾	島根県立浜田ろう学校 教諭	第61回全国聾学校卓球大会 一部女子団体戦	3位

(参考)11月13日の教育委員会会議で報告した受賞者

氏名	所属・職名	大会等の名称	成績
あおき 綾 青木 綾	島根県立松江南高等学校 講師	第48回全国高等学校総合文化祭 放送部門 朗読部門	優秀賞
いしはら 起人 石原 起人	島根県立出雲農林高等学校 実習助手	令和6年度全国高等学校総合体育大会 カヌー競技大会 カヌースプリント 男子カナディアンフォア 500m	1位
いむら 武史 石村 武史	島根県立浜田高等学校 実習主任	第71回NHK杯全国高校放送コンテスト 創作テレビドラマ部門	優秀賞
いとう 直登 伊藤 直登	島根県立横田高等学校 教諭	令和6年度全国高等学校総合体育大会 ホッケー競技大会 ホッケー競技男子	1位
うさみ 宇佐美 宇佐美 朝士	島根県立出雲高等学校 教諭	令和6年度全国高等学校総合体育大会 弓道競技大会 弓道競技 女子団体	1位
かし たつや 岸 達也	出雲市立河南中学校 教諭	令和6年度全国中学校体育大会 陸上競技選手権大会 男子4×100m	2位
たかはし 拓 高橋 拓	島根県立平田高等学校 教諭	令和6年度全国高等学校総合体育大会 柔道競技大会 女子63kg級	2位
はなだ 花田 花田 修司	奥出雲町立仁多中学校 教諭	JOCジュニアオリンピックカップ 第54回全日本中学生ホッケー選手権大会 男子	3位
ほつた 堀田 堀田 育子	島根県立島根中央高等学校 教諭	令和6年度全国高等学校総合体育大会 カヌー競技大会 カヌースプリント 男子カヤックフォア 200m・500m	1位

(注) 上記の掲載順は、五十音順による。

報告第84号
学校企画課

令和6年度末市町村立学校の廃止及び令和7年度市町村立学校の設置について

1 令和6年度に廃止する学校の名称及び所在地

学校名：出雲市立国富小学校	出雲市国富町381番地
出雲市立西田小学校	出雲市万田町702番地1
出雲市立鰐淵小学校	出雲市河下町607番地1
出雲市立北浜小学校	出雲市十六島町1383番地5
出雲市立窪田小学校	出雲市佐田町一窪田1430番地8
奥出雲町立高尾小学校	仁多郡奥出雲町高尾823番地
奥出雲町立横田小学校	仁多郡奥出雲町横田1025番地1
奥出雲町立八川小学校	仁多郡奥出雲町下横田500番地2
奥出雲町立馬木小学校	仁多郡奥出雲町大馬木1857番地1

期　目：令和7年3月31日

2 令和7年度に設置する学校の名称及び所在地

学校名：出雲市立旅伏小学校	出雲市国富町1372番地1
奥出雲町立横田小学校	仁多郡奥出雲町横田1025番地1

< 参考 >

統廃合の状況

出雲市立国富小学校	新設の出雲市立旅伏小学校に統合
出雲市立西田小学校	
出雲市立鰐淵小学校	
出雲市立北浜小学校	
出雲市立窪田小学校	出雲市立須佐小学校に統合
奥出雲町立高尾小学校	奥出雲町立三成小学校に統合
奥出雲町立横田小学校	同所在地に同名称により新設
奥出雲町立八川小学校	新設の奥出雲町立横田小学校に統合
奥出雲町立馬木小学校	

設置廃止による学校数の増減

	令和6年度廃止	令和7年度設置	増減
小学校	9	2	▲7
中学校	0	0	0

学校数の推移（過去15年）

校種	小学校			中学校			小・中学校			義務教育学校
	年度	本校	分校	計	本校	分校	計	本校	分校	
H22	239	6	245	100	2	102	339	8	347	
H23	228	6	234	100	2	102	328	8	336	
H24	224	5	229	99	2	101	323	7	330	
H25	217	3	220	98	2	100	315	5	320	
H26	212	3	215	97	2	99	309	5	314	
H27	208	2	210	96	2	98	304	4	308	
H28	203	2	205	96	2	98	299	4	303	
H29	201	2	203	96	2	98	297	4	301	
H30	200	2	202	94	2	96	294	4	298	1
H31	198	2	200	92	2	94	290	4	294	1
R2	198	2	200	92	2	94	290	4	294	1
R3	195	2	197	90	2	92	285	4	289	2
R4	195	2	197	90	2	92	285	4	289	2
R5	194	2	196	90	2	92	284	4	288	2
R6	192	2	194	88	2	90	280	4	284	2
R7	185	2	187	88	2	90	273	4	277	2

報告第85号
教育指導課

令和7年度島根県公立高等学校入学者選抜における
第2次募集の状況及び最終合格状況について

1 第2次募集の状況

課程	入学定員 a	一般選抜及び 特色選抜の 合格者総数 b	第2次募集				
			募集実施校 学科数	募集人員 a-b	出願者数	受検者数	合格者数
全日制	5,043 (5,043)	4,179 (一般及び推薦 選抜等 4,079)	31校 55学科 (32校 59学科)	864 (964)	28 (28)	28 (27)	26 (21)
定時制	360 (360)	124 (153)	3校 8学科 (3校 7学科)	236 (207)	4 (7)	4 (7)	3 (6)
合計	5,403 (5,403)	4,303 (4,232)	34校 63学科 (35校 66学科)	1,100 (1,171)	32 (35)	32 (34)	29 (27)

※ () 内は昨年度の数値。

2 入学者選抜の最終合格状況

課程	入学定員 a	合格者総数 b=c+d+e	特色選抜 c			定員 充足率 b/a
			一般選抜 d	第2次募集 e		
全日制	5,043 (5,043)	4,205 (4,100)	1,826 (874)	2,353 (3,205)	26 (21)	0.83 (0.81)
定時制	360 (360)	127 (159)	— (—)	124 (153)	3 (6)	0.35 (0.44)
合計	5,403 (5,403)	4,332 (4,259)	1,826 (874)	2,477 (3,358)	29 (27)	0.80 (0.79)

※ () 内は昨年度の数値。

令和7年度 島根県公立高等学校入学者選抜 合格者数(学校別)

島根県教育委員会 R7.3.24

全日制

学校名	学科名	学級数	入学定員	特色選抜					一般選抜			第2次募集		合格者内訳		合格者のうち 地域外対象人数	学科名	学校名			
				合格者数			合格者内訳		合格者数 $i = j+k$	県内 j	県外 海外 k	受検者数 n	合格者数 l	県内 n	県外 海外 o						
				総合選抜 c	中高一貫 特別選抜 d	スポーツ 特別選抜 e	合 計 $f = c+d+e$ (=g+h)	県内 g	県外 海外 h												
安来	普通	4	160	50		12	62	50	12	63	63	0	4	4	129	117	12	普通	安来		
情報科学	情報システム	1	120	38		38	38	0	37	37	0			75	75	0	情報システム	情報科学			
	情報処理	1																			
	マルチメディア	1																			
松江北	計	3	120	38		38	38	0	37	37	0				75	75	0	計	松江北		
	普通	6	240	7		7	7	0	211	211	0	1	0	218	218	0	7	普通	理数		
	理数	1	40	4		4	4	0	31	31	0			35	35	0	0	探究科学	松江南		
松江南	計	7	280	11		11	11	0	242	242	0	1	0	253	253	0	7	計	松江南		
	普通	5	200	32		1	33	33	0	167	167	0			200	200	0	10	普通	松江東	
	探究科学	2	80	26		0	26	0	29	29	0			55	55	0	0	探究科学	松江東		
松江東	計	7	280	58		1	59	59	0	196	196	0			255	255	0	10	計	松江東	
	普通	5	200	80		9	89	87	2	111	111	0			200	198	2	7	普通	機械	
	機械	1	40	18		3	21	20	1	19	19	0			40	39	1	1	機械	松江工業	
松江工業	電子機械	1	40	12		2	14	13	1	21	21	0			35	34	1	1	電子機械	松江工業	
	電気電子工学	1	40	16		3	19	19	0	18	18	0			37	37	0	0	電気電子工学	松江農林	
	情報クリエイター	1	40	16		3	19	19	0	18	18	0	1	1	38	38	0	0	情報クリエイター	松江農林	
松江商業	建築都市工学	1	40	18		0	18	18	0	18	18	0			36	36	0	0	建築都市工学	松江商業	
	計	5	200	80		11	91	89	2	94	94	0	1	1	186	184	2	2	計	松江商業	
	商業	3	200	88		12	100	97	3	100	99	1		200	196	4	4	商業	松江商業		
	国際ビジネス	1																			
	情報処理	1																			
松江農林	計	5	200	88		12	100	97	3	100	99	1			200	196	4	4	計	松江農林	
	生物生産	1	40	18		18	18	0	22	22	0			40	40	0	0	生物生産	松江農林		
	環境土木	1	40	18		18	18	0	22	22	0			40	40	0	0	環境土木	松江農林		
出雲	総合学科	2	80	36		36	36	0	44	44	0			80	80	0	0	総合学科	出雲		
	計	4	160	72		72	72	0	88	88	0			160	160	0	0	計	出雲		
	普通	3	90	40		4	44	38	6	31	31	0			75	69	6	6	普通	大東	
横田	普通	3	90	21		8	29	19	10	33	33	0	1	1	63	53	10	10	普通	横田	
	三刀屋	4	160	58		8	66	61	5	64	63	1			130	124	6	6	三刀屋	松江工業	
	掛合	1	40	5		5	5	0	25	25	0	1	1	31	31	0	0	掛合分校	松江農林		
平田	飯南	2	80	24	19	43	38	5	19	13	6	1	1	63	52	11	11	飯南	松江農林		
	普通	4	160	59		4	63	62	1	74	74	0	4	4	141	140	1	1	普通	平田	
	理数	1	40	16		1	98	98	0	142	142	0			240	240	0	7	理数	出雲	
出雲工業	計	7	280	113		1	114	114	0	155	155	0			269	269	0	7	計	出雲工業	
	機械	1	40	16		0	16	16	0	16	16	0			32	32	0	0	機械	出雲商業	
	電気	1	40	16		0	16	16	0	17	17	0			33	33	0	0	電気	出雲商業	
出雲商業	電子機械	1	40	18		0	18	18	0	21	20	1	1	1	40	39	1	1	電子機械	出雲商業	
	建築	1	40	16		0	16	16	0	19	18	1	2	2	37	36	1	1	建築	出雲商業	
	計	4	160	66		0	66	66	0	73	71	2	3	3	142	140	2	2	計	出雲商業	
出雲農林	商業	3	120	52		52	52	0	37	37	0	2	2	91	91	0	0	商業	出雲農林		
	情報処理	1	40	14		14	14	0	12	12	0	1	1	27	27	0	0	情報処理	出雲農林		
	計	4	1																		

報告第86号
特別支援教育課

令和7年度使用特別支援学校高等部用教科用図書の採択結果について

新規採択

- | | |
|--|--------|
| (1) 高等学校用文部科学省検定済教科書 | 2点採択 |
| (2) 主として専門学科において開設される教科において使用する
学校教育法附則第9条による一般図書 | 6点採択 |
| | 計 8点採択 |

【参考】関係法令（抜粋）

学校教育法（昭和22年法律第26号）

第34条 小学校においては、文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を使用しなければならない。

第82条 ……第34条（第49条及び第62条において準用する場合を含む。）……の規定は特別支援学校に、……準用する。

附 則

第9条 高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校並びに特別支援学級においては、当分の間、第34条第1項（第49条、第62条、第70条第1項及び第82条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、文部科学大臣の定めるところにより、第34条第1項に規定する教科用図書以外の教科用図書を使用することができる。

【令和6年9月9日教育委員会会議報告事項】

令和7年度使用特別支援学校高等部採択済み教科用図書

- | | |
|---|----------|
| (1) 高等学校用文部科学省検定済教科書 | 123点採択 |
| (2) 主として専門学科において開設される教科において使用する
学校教育法附則第9条による一般図書 | 7点採択 |
| (3) 学校設定教科で使用する学校教育法附則第9条による一般図書 | 5点採択 |
| (4) 学校教育法附則第9条による一般図書（特別支援学校小学部・
中学部知的障害者用文部科学省著作教科書） | 25点採択 |
| (5) 学校教育法附則第9条による一般図書（知的障がい特別支援
学校高等部において使用する文部科学省検定済教科書） | 11点採択 |
| (6) 学校教育法附則第9条による一般図書（島根県教育委員会選定
一般図書一覧掲載図書424点、学校選定図書43点） | 467点採択 |
| | 計 638点採択 |

令和7年度使用 特別支援学校高等部 教科用図書の採択について

(1) 高等学校用文部科学省検定済教科書

以下のとおり、採択する。

2点

第1部：学習指導要領(平成30年告示)に基づいて編成された教科書

第2部：学習指導要領(平成21年告示)に基づいて編成された教科書

教科	学指	種目	発行者	書名	選定校数
公民	第1部	公共	帝国書院	高等学校 公共	1
		家庭総合	第一学習社	高等学校 家庭総合 持続可能な未来をつくる	1

(2) 主として専門学科において開設される教科において使用する学校教育法附則第9条による一般図書 6点

* 該当科目の文部科学省検定済み教科書等が発行されていないことによる

以下のとおり、採択する。

教科	種目	発行者	書名	選定校数
保健理療	人体の構造と機能	東京点字出版社	人体の構造と機能 解剖学	1
		東京点字出版社	人体の構造と機能 生理学	1
		桜雲会	触察解剖図	1
	疾病の成り立ちと予防	桜雲会	疾病の成り立ちと予防 I (衛生・公衆衛生学)	1
	科学的思考の基盤	岡山ライトハウス	コミュニケーション概論－医療面接を目指して－	1
	保健理療基礎実習	日本ライトハウス	保健理療基礎実習	1

報告第 87 号
社会教育課

令和 6 年度島根県児童生徒学芸顕彰（教育長顕彰・第 2 期分）について

1 趣 旨

学術・文化活動を通じて本県の児童生徒に豊かな人間性を育むことを目的として、優秀な成果をおさめた児童生徒及びその指導者を顕彰する。

2 顕彰対象

- (1) 全国規模の大会及びこれに準ずると認められる大会において、入賞以上に相当する賞を受賞した者（団体）（島根県青少年芸術文化表彰の対象となる賞を除く）
- (2) 永年、児童生徒の学術・文化活動を指導し優秀な成果をおさめ、その功績が特に顕著であると認められる者

3 受賞者

- (1) 児童生徒： 1 団体・31 個人 計 32 件 （別紙のとおり）
- (2) 指 導 者： 該当なし

4 顕彰式

- (1) 日時：令和 7 年 3 月 25 日（火）11：00～12：00
- (2) 会場：サンラポーむらくも 瑞雲の間

令和6年度島根県児童生徒学芸顕彰（教育長顕彰・第2期分）受賞者一覧

○団体

学校名	団体名	大会名	部門名	賞位
平田高等学校	写真部	第31回全国高等学校写真選手権大会「写真甲子園2024」	—	敢闘賞

○個人

学校名	学年	氏名	大会名	部門名	賞位
松江北高等学校	2年	すずき 鈴木 横大	第44回全国高校生読書体験記コンクール	—	全国高等学校長協会賞
	2年	なかがわ いつき 中川 樹	第68回全国学芸サイエンスコンクール	読書感想部門 高校生の部	入選
松江南高等学校	2年	ふじい 藤井 あかり	第39回全国高等学校文芸コンクール	小説部門	優秀賞
出雲農林高等学校	3年	かどわき 門脇 美玖	第11回全国高等学校ビブリオバトル決勝大会	—	優秀賞
島根大学教育学部附属義務教育学校	7年	たから けい太 傑 恵太	「早寝早起き朝ごはん」アプリコンテスト	開発部門	最優秀賞 (文部科学大臣賞)
松江市立義務教育学校玉湯学園	9年	こむら 小村 進太朗	第24回全国中学生創造ものづくり教育フェア	木工チャレンジコンテスト	特許庁長官賞
松江市立第四中学校	2年	わたなべ 渡部 明眞	第24回全国中学生創造ものづくり教育フェア	創造アイディアロボットコンテスト全国中学生大会制御部門	(一社)日本産業技術教育学会長賞
	2年	わたなべ 渡辺 新大			
出雲市立第一中学校	2年	うさぎ 宇佐見 結菜	第70回青少年読書感想文全国コンクール	中学校の部	全国学校図書館協議会長賞
雲南省立三刀屋中学校	3年	ほたる 原 向日葵	令和6年度北方領土に関する全国スピーチコンテスト	—	北方対策担当大臣賞
浜田市立金城中学校	1年	たけだ 竹田 純音	第74回“社会を明るくする運動”作文コンテスト	中学生の部	優秀賞 (全国保護司連盟理事長賞)
浜田市立弥栄中学校	2年	はせがわ 長谷川 瑞美	第84回全国教育美術展	—	特選
	3年	たなか 田中 真優子			
隱岐の島町立都万中学校	3年	あべ 安部 なな葉	令和6年度「大切な命を守る」全国中学・高校生作文コンクール	中学生の部	警察庁長官官房審議官(犯罪被害者等施策担当)賞
松江市立出雲郷小学校	3年	もりやま 森山 忠信	令和6年度明るい選挙啓発ポスター конкурール	小学校の部	文部科学大臣・総務大臣賞
雲南省立阿用小学校	1年	ふじかけ 藤掛 結希	第84回全国教育美術展	—	特選
	3年	すやま 陶山 莉予			
	4年	ながせ 永瀬 實子			
雲南省立寺領小学校	1年	かねか 鹿糠 詩空	第84回全国教育美術展	—	特選
	2年	かげやま 景山 陽菜			
	2年	ふじはら 藤原 文哉			
	3年	さとう 佐藤 彩莉			
	3年	ほりえ 堀江 陽			
	5年	ふじはら 藤原 宙			
	6年	おだがわ 小田川 希春			
浜田市立松原小学校	2年	ほしもと 橋本 礼人	第84回全国教育美術展	—	特選
	3年	もりもと 森本 永翼			
	4年	くりはら 栗原 遥			
	5年	えだか 江田 晴奏			
浜田市立長浜小学校	4年	たなか 田中 奏志	令和6年度国土と交通に関する图画コンクール	—	優秀賞
江津市立高角小学校	6年	ふじい 藤井 さくら	第36回読書感想画中央コンクール	小学校高学年の部	文部科学大臣賞